

令和 3 年度

都 区 財 政 調 整



東京都総務局行政部区政課

目	次		
第1部 基準財政収入額	1	第1章 概 要	41
第1章 概 要	3	第2章 経常的経費に係る単価等	43
第2章 特別区税	5	第1節 主な統一単価	43
第1節 特別区民税	5	第2節 給与費に係る標準給の改定内容	43
第1項 算定概要	5	第3節 行政費目ごとの標準職員数一覧	44
第2項 算定内容	6	第3章 投資的経費に係る単価等	45
1 総 括	6	第1節 各種単価の設定	45
2 納税義務者数（普通徴収・総合課税分 及び特別徴収・総合課税分）	7	第2節 所要経費の積算の考え方	49
3 普通徴収・総合課税分（所得割）及び 特別徴収・総合課税分（所得割）	7	第3節 特定財源の積算の考え方	49
4 普通徴収・総合課税分（均等割）	10	第4節 建設工事単価に係る物騰率の 算出方法	50
5 特別徴収・総合課税分（均等割）	10	第5節 行政費目ごとの標準事業規模一覧	52
6 税額控除等	11	第4章 標準行政規模等一覧表	53
7 譲渡所得等・分離課税分	11	第5章 単位費用積算基礎	54
8 退職所得・分離課税分	11	第1節 経常的経費	54
9 税制改正影響額	11	第1項 議会総務費	54
10 過年度分	12	I 議会総務費の概要	54
第2節 軽自動車税	13	II 積算の内容	55
第3節 特別区たばこ税	14	1 議会総務費	56
第4節 鉦 産 税	14	(1) 人 口	56
第3章 利子割交付金	15	第2項 民 生 費	83
第4章 配当割交付金	15	I 民生費の概要	83
第5章 株式等譲渡所得割交付金	15	II 積算の内容	85
第6章 地方消費税交付金	16	1 社会福祉費	86
第7章 ゴルフ場利用税交付金	16	(1) 人 口	86
第8章 環境性能割交付金	17	2 老人福祉費	100
第9章 地方特例交付金	17	(1) 65歳以上人口	100
第10章 地方揮発油譲与税及び自動車重量譲与税	19	3 生活保護費	106
第11章 航空機燃料譲与税	19	(1) 被保護者数	106
第12章 森林環境譲与税	20	4 児童福祉費	110
第13章 交通安全対策特別交付金	21	(1) 18歳未満人口	110
第14章 特別区民税特例加減算額	21	(2) 区立保育所入所児童数	126
第15章 地方消費税交付金特例加算額	22	(3) 私立保育所入所児童数	129
第16章 主な税制改正の概要	23	5 国民健康保険事業助成費	131
第1節 特別区税に係る税制改正	23	(1) 被保険者数	131
第2節 その他の特別区の歳入に係る税制改正	31	6 後期高齢者医療制度事業助成費	133
第2部 基準財政需要額	39	(1) 被保険者数	133
		第3項 衛 生 費	134

I 衛生費の概要	134	(3) 学 校 数	210
II 積算の内容	134	2 中学校費	213
1 衛 生 費	135	(1) 生 徒 数	213
(1) 人 口	135	(2) 学 級 数	217
第4項 清 掃 費	172	(3) 学 校 数	218
I 清掃費の概要	172	3 その他の教育費	221
II 積算の内容	173	(1) 児童生徒数	221
1 清掃総務費	174	(2) 幼稚園数	227
(1) 人 口	174	(3) 人 口	229
2 収集作業費	176	第8項 その他諸費	241
(1) 人 口	176	I その他諸費の概要	241
3 収集車両費	179	II 積算の内容	241
(1) 人 口	179	1 公 債 費	242
4 処理処分費	180	(1) 元利償還金	242
(1) 人 口	180	2 財 産 費	243
第5項 経済労働費	183	(1) 年度支払額	243
I 経済労働費の概要	183	3 その他行政費	244
II 積算の内容	183	(1) 人 口	244
1 生活経済費	184	第2節 投資的経費	247
(1) 人 口	184	第1項 議会総務費	247
2 産業経済費	186	I 議会総務費の概要	247
(1) 事業所数	186	II 積算の内容	247
第6項 土 木 費	188	1 議会総務費	248
I 土木費の概要	188	(1) 人 口	248
II 積算の内容	189	第2項 民 生 費	249
1 建築公害費	190	I 民生費の概要	249
(1) 人 口	190	II 積算の内容	250
2 都市整備費	195	1 社会福祉費	251
(1) 人 口	195	(1) 人 口	251
3 道路橋りょう費	197	2 老人福祉費	252
(1) 道路面積	197	(1) 65歳以上人口	252
4 公 園 費	201	3 児童福祉費	253
(1) 公園面積	201	(1) 15歳未満人口	253
第7項 教 育 費	202	第3項 衛 生 費	254
I 教育費の概要	202	I 衛生費の概要	254
II 積算の内容	204	II 積算の内容	254
1 小学校費	205	1 衛 生 費	255
(1) 児 童 数	205	(1) 人 口	255
(2) 学 級 数	209	第4項 清 掃 費	256

I 清掃費の概要	256	第4節 態容補正	287
II 積算の内容	256	第3章 行政費目ごとの補正係数適用一覧及び	
1 収集作業費	257	連乗加算の方法	288
(1) 人口	257	1 経常的経費	288
2 処理処分費	258	2 投資的経費	289
(1) 人口	258	第4章 行政費目ごとの固定費一覧	290
第5項 経済労働費	259	1 経常的経費	290
I 経済労働費の概要	259	2 投資的経費	292
II 積算の内容	259	第5章 行政費目ごとの補正係数説明	293
1 生活経済費	260	第1節 経常的経費	293
(1) 人口	260	第1項 議会総務費	293
第6項 土木費	261	第2項 民生費	297
I 土木費の概要	261	第3項 衛生費	315
II 積算の内容	263	第4項 清掃費	318
1 建築公害費	264	第5項 経済労働費	321
(1) 人口	264	第6項 土木費	323
2 都市整備費	265	第7項 教育費	328
(1) 人口	265	第8項 その他諸費	337
3 道路橋りょう費	266	第2節 投資的経費	338
(1) 道路面積	266	第1項 議会総務費	340
4 公園費	267	第2項 民生費	341
(1) 人口	267	第3項 衛生費	346
第7項 教育費	268	第4項 清掃費	347
I 教育費の概要	268	第5項 経済労働費	348
II 積算の内容	271	第6項 土木費	349
1 小学校費	272	第7項 教育費	353
(1) 学校数	272	第4部 資料編	361
2 中学校費	274	(1) 令和3年度都区財政調整方針	363
(1) 学校数	274	(2) 令和3年度都区財政調整(縦表)	364
3 その他の教育費	276		
(1) 児童生徒数	276		
(2) 園児数	277		
(3) 人口	278		
第3部 補正係数	281		
第1章 概要	283		
第2章 補正係数の種類	284		
第1節 種別補正	284		
第2節 段階補正	284		
第3節 密度補正	286		

第 1 部

基 準 財 政 收 入 額

第1章 概 要

令和3年度の基準財政収入額は、特別区民税、軽自動車税、特別区たばこ税及び鉱産税の4つの特別区税並びに利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、環境性能割交付金及び地方特例交付金については収入見込額に基準税率85%を乗じた額、地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税、森林環境譲与税及び交通安全対策特別交付金については収入見込額の全額を合計し、これに、三位一体の改革に伴う特別区民税の税源移譲分を100%算入するための措置として、税源移譲影響見込額の15%相当額を特別区民税特例加減算額として加えたほか、地方消費税率引上げに伴う地方消費税交付金の増収分（社会保障財源分）を100%算入するための措置として、増収分（社会保障財源分）の15%相当額を地方消費税交付金特例加算額として加え、1,212,783,157千円と算定した（第1表参照）。

この基準財政収入額は、雇用環境や景気の動向を反映し特別区民税が減、個人消費支出と輸出入の減少等により地方消費税交付金が減となったこと等により、令和2年度当初見込額に対して△16,408,829千円、1.3%の減となった。

算定額の内訳は、特別区税が特別区民税871,417,538千円、軽自動車税3,590,076千円、特別区たばこ税62,571,315千円、鉱産税0千円で計937,578,929千円、利子割交付金が2,558,964千円、配当割交付金が12,984,836千円、株式等譲渡所得割交付金が14,112,985千円、地方消費税交付金が208,538,022千円、ゴルフ場利用税交付金が25,053千円、環境性能割交付金が2,666,459千円、地方特例交付金が6,096,339千円、地方揮発油譲与税が3,466,380千円、自動車重量譲与税が9,744,974千円、航空機燃料譲与税が1,153,792千円、森林環境譲与税が770,740千円、交通安全対策特別交付金が909,359千円、特別区民税特例加減算額が△6,951,425千円、地方消費税交付金特例加算額が19,127,750千円である。

以下、税目ごとに第2表の基準税率を考慮しない収入見込額（100%ベース）について説明する。

なお、特別区の歳入に係る主な税制改正の概要については第16章において説明する。

第1表 令和3年度基準財政収入見込額

(単位：千円、%)

区 分	令和3年度	令和2年度	対 前 年 度 比		
	収入見込額	収入見込額	増 減 額	増 減 率	
特別区民税	871,417,538	891,829,963	△ 20,412,425	△ 2.3	
軽自動車税	環境性能割	203,299	147,900	55,399	37.5
	種別割	3,386,777	3,332,402	54,375	1.6
特別区たばこ税	62,571,315	63,145,473	△ 574,158	△ 0.9	
鉱産税	0	0	0	—	
小 計	A	937,578,929	958,455,738	△ 20,876,809	△ 2.2
利子割交付金	B	2,558,964	2,671,728	△ 112,764	△ 4.2
配当割交付金	C	12,984,836	13,756,859	△ 772,023	△ 5.6
株式等譲渡所得割交付金	D	14,112,985	7,615,521	6,497,464	85.3
地方消費税交付金	E	208,538,022	211,994,719	△ 3,456,697	△ 1.6
ゴルフ場利用税交付金	F	25,053	28,308	△ 3,255	△ 11.5
環境性能割交付金	G	2,666,459	3,004,957	△ 338,498	△ 11.3
地方特例交付金	H	6,096,339	5,767,776	328,563	5.7
計(A+B+C+D+E+F+G+H)	I	1,184,561,587	1,203,295,606	△ 18,734,019	△ 1.6
地方揮発油譲与税	J	3,466,380	3,606,168	△ 139,788	△ 3.9
自動車重量譲与税	K	9,744,974	9,861,540	△ 116,566	△ 1.2
航空機燃料譲与税	L	1,153,792	998,918	154,874	15.5
森林環境譲与税	M	770,740	770,740	0	0.0
交通安全対策特別交付金	N	909,359	921,508	△ 12,149	△ 1.3
合計額(I+J+K+L+M+N)	O	1,200,606,832	1,219,454,480	△ 18,847,648	△ 1.5
特別区民税特例加減算額	P	△ 6,951,425	△ 8,893,897	1,942,472	—
地方消費税交付金特例加算額	Q	19,127,750	18,631,403	496,347	2.7
基準財政収入額(O+P+Q)	R	1,212,783,157	1,229,191,986	△ 16,408,829	△ 1.3

第2表 令和3年度基準財政収入見込額（100%ベース）

（単位：千円、％）

区 分		令和3年度	令和2年度	対 前 年 度 比		
		収入見込額	収入見込額	増 減 額	増 減 率	
特 別 区 税	特別区民税	1,025,197,104	1,049,211,721	△ 24,014,617	△ 2.3	
	軽自動車税	環境性能割	239,175	174,000	65,175	37.5
		種別割	3,984,443	3,920,473	63,970	1.6
	特別区たばこ税	73,613,312	74,288,792	△ 675,480	△ 0.9	
	鉦産税	0	0	0	—	
小計	1,103,034,034	1,127,594,986	△ 24,560,952	△ 2.2		
利子割交付金	3,010,546	3,143,209	△ 132,663	△ 4.2		
配当割交付金	15,276,278	16,184,540	△ 908,262	△ 5.6		
株式等譲渡所得割交付金	16,603,512	8,959,436	7,644,076	85.3		
地方消費税交付金	245,338,849	249,405,552	△ 4,066,703	△ 1.6		
ゴルフ場利用税交付金	29,474	33,303	△ 3,829	△ 11.5		
環境性能割交付金	3,137,011	3,535,244	△ 398,233	△ 11.3		
地方特例交付金	7,172,164	6,785,619	386,545	5.7		
計	A	1,393,601,868	1,415,641,889	△ 22,040,021	△ 1.6	
A×85%	B	1,184,561,587	1,203,295,606	△ 18,734,019	△ 1.6	
地方揮発油譲与税	C	3,466,380	3,606,168	△ 139,788	△ 3.9	
自動車重量譲与税	D	9,744,974	9,861,540	△ 116,566	△ 1.2	
航空機燃料譲与税	E	1,153,792	998,918	154,874	15.5	
森林環境譲与税	F	770,740	770,740	0	0.0	
交通安全対策特別交付金	G	909,359	921,508	△ 12,149	△ 1.3	
合計額（B+C+D+E+F+G）	H	1,200,606,832	1,219,454,480	△ 18,847,648	△ 1.5	
特別区民税特例加減算額	I	△ 6,951,425	△ 8,893,897	1,942,472	—	
地方消費税交付金特例加算額	J	19,127,750	18,631,403	496,347	2.7	
基準財政収入額（H+I+J）	K	1,212,783,157	1,229,191,986	△ 16,408,829	△ 1.3	

第2章 特別区税

第1節 特別区民税

第1項 算定概要

特別区民税の収入見込額は、現年度課税分を現年度分と過年度分とに分け、さらに現年度分については、普通徴収・総合課税分（所得割・均等割）、特別徴収・総合課税分（所得割・均等割）、譲渡所得等・分離課税分及び退職所得・分離課税分に区分して算定した。

総合課税分は、「市町村税課税状況等の調」（調査基準日7月1日）の数値を用いて算定を行っているため、7月1日現在の調定額から決算時の調定額までの伸びを、第3表の決算補正率として算出し、これを勘案して算出した。

第3表 決算補正率

区 分	決算補正率
普通徴収・総合課税分（所得割）	1.0556614
普通徴収・総合課税分（均等割）	1.0823035
特別徴収・総合課税分（所得割）	
現年度課税分	0.9862258
前年度課税分	0.9605391
特別徴収・総合課税分（均等割）	
現年度課税分	0.9792953
前年度課税分	0.9433671

第2項 算定内容

1 総括

第4表のとおり、特別区民税の現年度分見込額を1,039,451,479千円、税制改正影響額を408,200千円、過年度分を6,259,815千円、合計で1,046,119,494千円と算定し、標準徴収率を98%とした。

その結果、令和3年度の特別区民税の収入見込額は1,025,197,104千円と算定した。

第4表 特別区民税 調定/収入 見込額

(単位：千円、%)

区 分	令和3年度 調定/収入 見込額	令和2年度 調定/収入 見込額	対前年度比	
			増減額	増減率
現 年 度 分	1,039,451,479	1,064,574,585	△ 25,123,106	△ 2.4
普通徴収・総合課税分	266,014,607	296,169,488	△ 30,154,881	△ 10.2
所 得 割	259,646,435	289,750,439	△ 30,104,004	△ 10.4
均 等 割	6,368,172	6,419,049	△ 50,877	△ 0.8
特別徴収・総合課税分	779,880,364	762,036,541	17,843,823	2.3
所 得 割	767,105,681	749,546,945	17,558,736	2.3
均 等 割	12,774,683	12,489,596	285,087	2.3
税 額 控 除 等	△ 66,466,274	△ 66,430,461	△ 35,813	0.1
譲渡所得等・分離課税分	47,156,383	62,076,720	△ 14,920,337	△ 24.0
退職所得・分離課税分	12,866,399	10,722,297	2,144,102	20.0
税 制 改 正 影 響 額	408,200	0	408,200	皆増
過 年 度 分	6,259,815	6,049,620	210,195	3.5
合 計 A	1,046,119,494	1,070,624,205	△ 24,504,711	△ 2.3
A × 標 準 徴 収 率 (98%)	1,025,197,104	1,049,211,721	△ 24,014,617	△ 2.3

2 納税義務者数（普通徴収・総合課税分及び特別徴収・総合課税分）

普通徴収・総合課税分（家屋敷課税分を含む）及び特別徴収・総合課税分については、均等割、所得割とも納税義務者数を推計し算定に使用する。

まず、均等割の納税義務者数を、前年度の区部15歳以上人口（外国人含む）に対する家屋敷課税分を除いた納税義務者数の割合により算出する。第5表から令和2年度における納税義務者割合0.6336を算出し、これを令和3年1月1日現在の15歳以上人口（外国人含む）推計に乗じて、5,430,586人と算出した。

この数値に、家屋敷課税分として16,828人を加え、令和3年度の均等割納税義務者数を5,447,414人とした。

第5表 均等割納税義務者数見込

年 度	区部15歳以上人口 前年度1月1日現在			納税義務者数（家屋敷課税分除く）			納税義務者割合 (Y/X)	家屋敷課税分(人)
	X (人)	増減	%	Y (人)	増減	%		
令和元年度	8,410,928	—	—	5,305,831	—	—	0.6308	19,825
令和2年度	8,488,909	77,981	0.9	5,378,570	72,739	1.4	0.6336	17,669
令和3年度	8,571,000	82,091	1.0	5,430,586	52,016	1.0	※前年度据置き 0.6336	16,828

さらに、家屋敷課税分を除く納税義務者数について、過年度のシェア等を勘案し、第6表のように、各区分の納税義務者数を推計した。

第6表 令和3年度 各区分納税義務者数見込

(単位：人)

区 分	納税義務者数 (家屋敷課税分を除く)	普通徴収・総合課税分	特別徴収・総合課税分
均等割を納める者(納税義務者数合計)	5,430,586	1,664,288	3,766,298
均等割のみ納める者	187,792	139,250	48,542
所得割を納める者	5,242,794	1,525,038	3,717,756

3 普通徴収・総合課税分（所得割）及び特別徴収・総合課税分（所得割）

普通徴収・総合課税分（所得割）及び特別徴収・総合課税分（所得割）については、総所得金額等を所得種類別に算定した後、別途算定した所得控除額を差引き、課税標準額を算出した上で、普通徴収と特別徴収に按分し、税率を乗じて税額を算出した。

(1) 総所得金額等

総所得金額等については、給与所得者分、営業等所得者分及び給与・営業等所得者以外分の所得に分類し算定した。

ア 給与所得者分

給与所得者分については、給与所得者に係る総所得金額等を、前年の都平均現金給与総額（東京都総務局「毎月勤労統計調査」より）及び都平均雇用者数（東京都総務局「東京都の労働力」より）から推計した。

まず、第7表の過去9か年の都平均現金給与総額及び都平均雇用者数と給与所得者に係る総所得金額等との相関から、回帰方程式 $Y = a X_1 + b X_2 + c$ 、 $a = \Delta 20,731.8266$ 、 $b = 4,676,473.8769$ 、 $c = \Delta 6,336,340,228.8015$ を得る。

X_1 に 2020 年の都平均現金給与総額の推計値として 410,642 円を、 X_2 に都平均雇用者数の推計値として 7,319 千人

をそれぞれ代入し、令和3年度の給与所得者に係る総所得金額等 19,377,413,350千円を算出した。

第7表 総所得金額等（給与所得者分）見込

年度(N)	前年(N-1年)		総所得金額等 (千円)	
	(西暦)	都平均現金給与総額		都平均雇用者数
		(円)		(千人)
平成24年度	2011年	411,804	6,355	14,932,577,481
平成25年度	2012年	405,792	6,383	15,128,698,861
平成26年度	2013年	410,458	6,457	15,279,712,254
平成27年度	2014年	412,977	6,620	16,000,277,243
平成28年度	2015年	406,806	6,727	16,615,019,753
平成29年度	2016年	408,611	6,843	17,285,870,254
平成30年度	2017年	411,953	6,997	17,840,162,580
令和元年度	2018年	413,275	7,180	18,620,216,279
令和2年度	2019年	414,622	7,312	19,315,064,929
令和3年度	2020年	410,642	7,319	19,377,413,350

イ 営業等所得者分

営業等所得者分については、営業等所得者に係る総所得金額等を、前年の暦年名目GDPから推計した。

まず、第8表の過去10か年の暦年名目GDPと営業等所得者に係る総所得金額等との相関から、回帰方程式 $Y = aX + b$ 、 $a = 2,811.9058$ 、 $b = \Delta 508,477,217.9978$ を得る。Xに2020年の暦年名目GDPの推計値として534,945.9を代入し、令和3年度の営業等所得者に係る総所得金額等 995,740,248千円を算出した。

第8表 総所得金額等（営業等所得者分）見込

年度(N)	前年(N-1年)暦年名目GDP		総所得金額等 (千円)
	(西暦)	(十億円)	
平成23年度	2010年	505,530.6	890,318,347
平成24年度	2011年	497,448.9	895,507,871
平成25年度	2012年	500,474.7	924,152,358
平成26年度	2013年	508,700.6	912,380,853
平成27年度	2014年	518,811.0	946,955,673
平成28年度	2015年	538,032.3	993,987,334
平成29年度	2016年	544,364.6	1,027,283,555
平成30年度	2017年	553,073.0	1,048,724,245
令和元年度	2018年	556,189.6	1,091,084,187
令和2年度	2019年	561,267.0	1,042,640,670
令和3年度	2020年	534,945.9	995,740,248

ウ 給与・営業等所得者以外分

給与・営業等所得者以外分については、前年の給与・営業等以外の所得者に係る総所得金額等に、第5表の納税義務者前年比伸び率である1.0%を乗じ、令和3年度の給与・営業等以外の所得者に係る総所得金額等 2,968,713,075千円を算出した。

以上を合算し、令和3年度の総所得金額等を23,341,866,673千円と算定した。

(2) 課税標準額

令和3年度の総合課税分の所得控除については、第9表のとおり、合計△6,205,917,019千円と算定した。

第9表 総合課税分の所得控除見込額

(単位：千円)

所得控除の種類	所得控除の額
雑 損 控 除	△ 823,033
医 療 費 控 除	△ 201,975,557
社 会 保 険 料 控 除	△ 3,426,122,808
小 規 模 企 業 共 済 等 掛 金 控 除	△ 102,598,786
生 命 保 険 料 控 除	△ 158,574,350
地 震 保 険 料 控 除	△ 9,365,751
障 害 者 控 除	△ 42,638,032
寡 婦 ・ ひ と り 親 ・ 勤 労 学 生 控 除	△ 25,786,875
配 偶 者 ・ 配 偶 者 特 別 控 除	△ 251,233,015
扶 養 控 除	△ 256,676,707
基 礎 控 除	△ 1,730,122,105
合 計	△ 6,205,917,019

(1)で算定した総所得金額等と総合課税分の所得控除額を合算した後、分離課税分の課税標準額から控除された所得控除額を前年並の7,219,661千円と推計し更に合算し、令和3年度の課税標準額は、17,143,169,315千円と算定した。

(3) 課税標準額の普通徴収・特別徴収への按分

(2)で算定した課税標準額について、特別徴収に係る割合を過去の傾向等から0.7608803と算定し、これに乗じて特別徴収に係る課税標準額13,043,899,811千円を算出し、差引き4,099,269,504千円を普通徴収に係る課税標準額と算出した。

(4) 普通徴収・総合課税分（所得割）

(3)で算定した課税標準額4,099,269,504千円に、税率（6%）、第3表の決算補正率1.0556614を乗じ、令和3年度の普通徴収・総合課税分（所得割）調定見込額は259,646,435千円と算定した。

(5) 特別徴収・総合課税分（所得割）

(3)で算定した課税標準額13,043,899,811千円に、税率（6%）、第3表の決算補正率0.9862258を乗じ、令和3年度の特別徴収・総合課税分（所得割）現年度課税分の調定見込額は771,853,832千円と算定した。

この調定見込額は令和3年度の現年度課税分であるが、個人住民税の特別徴収においては、通常、年税額を6月から翌年5月までの12回に分けて徴収するため、令和3年度の収入となるのは、そのうちの10か月分である。そこで、当該年度の収入となるべき金額を次のように調整した。

$$771,853,832 \text{ 千円} \times \frac{10}{12} + 123,894,154 \text{ 千円} = 767,105,681 \text{ 千円}$$

前年度課税分※

※ 前年度課税分は、「令和2年度市町村税課税状況等の調」による特別徴収・総合課税分（所得割）の課税標準額12,898,397,784千円に、税率（6%）、第3表の決算補正率0.9605391を乗じて、令和2年度の調定見込額を算出した後、令和3年度中の収入となる2か月分として2/12を乗じて算出した。

その結果、令和3年度の特別徴収・総合課税分（所得割）調定見込額は767,105,681千円と算定した。

4 普通徴収・総合課税分（均等割）

普通徴収・総合課税分（均等割）については、納税義務者数に税率、決算補正率を乗じることにより算定した。

第6表の普通徴収・総合課税分、均等割を納める者の納税義務者数1,664,288人に、家屋敷課税分16,828人を加えた1,681,116人に、特例税率3,500円※、第3表の決算補正率1.0823035を乗じ、令和3年度の普通徴収・総合課税分（均等割）調定見込額は6,368,172千円と算定した。

※ 東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律（平成23年12月2日法律第118号）により、平成26年度から個人の市町村民税均等割の税率が500円引き上げられている。

5 特別徴収・総合課税分（均等割）

特別徴収・総合課税分（均等割）については、納税義務者数に税率、決算補正率を乗じることにより算定した。

第6表の特別徴収・総合課税分、均等割を納める者の納税義務者数3,766,298人に、特例税率3,500円、第3表の決算補正率0.9792953を乗じ、令和3年度の特別徴収・総合課税分（均等割）現年度課税分の調定見込額は12,909,113千円と算定した。

この現年度課税分調定見込額を、「3(5) 特別徴収・総合課税分（所得割）」と同様、次のように調整した。

$$12,909,113 \text{ 千円} \times \frac{10}{12} + 2,017,089 \text{ 千円} = 12,774,683 \text{ 千円}$$

前年度課税分※

※ 前年度課税分は、「令和2年度市町村税課税状況等の調」による特別徴収・総合課税分（均等割）の納税義務者数3,665,452人に、税率3,500円、第3表の決算補正率0.9433671を乗じて、令和2年度の調定見込額を算出した後、令和3年度中の収入となる2か月分として2/12を乗じて算出した。

その結果、令和3年度の特別徴収・総合課税分（均等割）調定見込額は12,774,683千円と算定した。

6 税額控除等

令和3年度の税額控除等については、過去の実績等から、第10表のとおり、合計△66,466,274千円と算定した。

第10表 税額控除等見込額

(単位：千円)

税額控除等の種類		税額控除等の額
税 額 控 除	調 整 控 除	△ 9,257,390
	配 当 控 除	△ 2,384,590
	住宅借入金等特別税額控除	△ 6,243,214
	寄 附 金 税 額 控 除	△ 44,446,869
	外 国 税 額 控 除	△ 381,437
	小 計	△ 62,713,500
税 額 調 整 額		△ 31,609
配 当 割 額 控 除		△ 2,115,665
株 式 等 譲 渡 所 得 割 額 控 除		△ 1,582,551
減 免 税 額		△ 22,949
合 計		△ 66,466,274

7 譲渡所得等・分離課税分

土地建物等の長期譲渡所得、短期譲渡所得、一般・上場株式等に係る譲渡所得等、上場株式等に係る配当所得等及び先物取引に係る雑所得等の5種類の所得に係る特別区民税については、総合課税分と区別し、譲渡所得等・分離課税分と区分している。

令和3年度の譲渡所得等・分離課税分については、第11表のとおり、47,156,383千円と算定した。

第11表 譲渡所得等・分離課税分

(単位：千円)

分離課税の種類	調定見込額
分離長期譲渡所得金額に係るもの	22,179,830
分離短期譲渡所得金額に係るもの	686,749
一般・上場株式等に係る譲渡所得等の金額に係るもの	22,577,455
上場株式等の配当所得等の金額に係るもの	1,319,560
先物取引に係る雑所得等の金額に係るもの	392,789
合 計	47,156,383

8 退職所得・分離課税分

退職所得に係る特別区民税については、その所得の性格から、他の所得と分離して所得の発生した年に課税する、現行分離課税主義をとっているため、総合課税分と区別し、退職所得・分離課税分として区分している。

退職所得・分離課税分は、前年度の4月から6月までの調定額と、過去の決算調定額までの伸び率を用いて、決算調定見込額を推計し、同値を調定見込額とし、令和3年度の退職所得・分離課税分は、12,866,399千円と算定した。

9 税制改正影響額

令和3年度の税制改正影響額は、平成30年度税制改正「個人所得課税の見直し」(第16章第1節3第29表)による影響額として445,200千円、令和2年度税制改正「未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦(寡夫)控除の見直し」(第16章第1節5第35表)による影響額として△37,000千円の合計408,200千円を計上した。

10 過年度分

過年度分の特別区民税調定見込額については、前年度の特別区民税現年度分調定額と過年度分調定額との比（出現率）を用いて算定した。

前年度調定額として令和2年度特別区民税現年度分調定見込額を1,060,985,669千円とし、これに第12表の出現率0.00590を乗じて、令和3年度の過年度分の調定見込額は6,259,815千円と算定した。

第12表 特別区民税過年度分 出現率算出表

(単位：千円)

現年度分調定額 A		過年度分調定額 B		出現率 B/A
平成27年度	914,130,949	平成28年度	5,424,239	0.0059
平成28年度	948,821,084	平成29年度	5,717,957	0.0060
平成29年度	966,574,566	平成30年度	5,520,363	0.0057
平成30年度	999,254,042	令和元年度	7,180,938	0.0072
令和元年度	1,039,314,421	令和2年度	4,850,424	0.0047
令和2年度	1,060,985,669	令和3年度	6,259,815	※5か年平均 0.00590

第2節 軽自動車税

1 環境性能割

令和3年度の環境性能割の収入見込額は、収入実績を基に軽自動車税環境性能割の臨時的軽減（第16章第1節4第33表、6第37表及び7第39表を参照）による影響を加味した結果、239,175千円と算定した。

2 種別割

種別割の収入見込額については、過去の課税台数から令和3年度の車種別課税台数を推計し税率を乗じた調定見込額に、決算補正率（0.9964965）と標準徴収率を97%乗じることによって算定した。

その結果、令和3年度の種別割の収入見込額を、3,984,443千円と算定した。

第13表 軽自動車税種別割調定見込額

(単位：台、%、千円)

区 分	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		平均 伸 率	令和3年度 台数見込	税 率 円	調 定 額 見 込		
	台 数	対前年 度比	台 数	対前年 度比	台 数	対前年 度比	台 数	対前年 度比						
原 動 機 付 自 転 車	50cc以下	201,049	94.3	188,917	94.0	178,389	94.4	168,837	94.6	94.3	159,213	2,000	318,426	
	50超90cc以下	21,224	92.1	19,735	93.0	18,378	93.1	17,252	93.9	93.0	16,044	2,000	32,088	
	90cc超	109,431	100.3	109,025	99.6	109,370	100.3	109,317	100.0	100.1	109,426	2,400	262,622	
	ミニカー	7,549	110.0	8,062	106.8	8,212	101.9	8,352	101.7	105.1	8,778	3,700	32,479	
軽 自 動 車	二輪車 (側車付含)	104,115	97.4	102,255	98.2	100,589	98.4	99,216	98.6	98.2	97,430	3,600	350,748	
	三輪車	35	85.4	32	91.4	34	106.3	37	108.8	—	37	複数税率	164	
	四 乗 用 車 物	乗 営業用	38	146.2	37	97.4	37	100.0	42	113.5	—	42	複数税率	270
		用 自家用	177,781	101.1	180,539	101.6	182,808	101.3	185,308	101.4	101.4	187,902	複数税率	1,855,534
		貨 営業用	18,356	101.7	19,774	107.7	22,207	112.3	23,090	104.0	106.4	24,568	複数税率	87,601
		物 自家用	114,815	98.1	112,832	98.3	111,600	98.9	110,873	99.3	98.7	109,432	複数税率	535,237
	専ら雪上	5	100.0	4	80.0	4	100.0	1	25.0	—	1	3,600	4	
小 型 特 殊	農耕作業用	476	97.3	485	101.9	484	99.8	487	100.6	99.9	487	2,400	1,169	
	その他	15,144	98.4	15,002	99.1	14,928	99.5	14,645	98.1	98.8	14,469	5,900	85,367	
二輪の小型自動車	92,991	98.5	92,632	99.6	92,216	99.6	93,588	101.5	99.8	93,401	6,000	560,406		
計	863,009	98.0	849,331	98.4	839,256	98.8	831,045	99.0	98.6	821,230	—	4,122,115		

※令和元年度までは平成28年改正前の地方税法に規定する軽自動車税

なお、軽自動車（三輪車・四輪車）については、平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受けるものは新税率が適用されること、平成28年度分より最初の新規検査から13年を経過したものについて重課税率が適用されること、及び令和3年度分はグリーン化特例（軽課）が適用されることから、複数の税率が適用されている。（グリーン化特例（軽課）は、第16章第1節2第27表、4第34表及び7第40表を参照）。

第3節 特別区たばこ税

令和3年度の特別区たばこ税の収入見込額は、令和3年度の売渡本数を推計し、売渡時期に対応する税率を乗じた結果、73,613,312千円と算定した。

1 売渡本数の推計

直近のたばこの売渡本数実績により令和2年度の売渡本数を推計し、令和2年度の売渡本数の対前年度増減率を、令和3年度の対前年度増減率と見込み、令和3年度の売渡本数を11,696,271千本と推計した（第14表のとおり）。

第14表 令和3年度たばこ売渡本数推計

(単位：千本、%)

年度	たばこ売渡本数	対前年増減率
平成24年度	17,500,596	△ 1.80
平成25年度	17,116,244	△ 2.20
平成26年度	16,473,269	△ 3.76
平成27年度	16,250,422	△ 1.35
平成28年度	15,638,215	△ 3.77
平成29年度	14,845,689	△ 5.07
平成30年度	14,192,595	△ 4.40
令和元年度	13,436,437	△ 5.33
令和2年度	12,536,196	△ 6.70
令和3年度	11,696,271	△ 6.70

2 収入見込額の算定

1で推計した売渡本数を、直近の売渡本数実績により売渡時期ごとの売渡本数に按分し、第15表のとおり、収入見込額を73,613,312千円と算定した。

なお、令和2年度までは、紙巻たばこと加熱式たばこを区分した上で算定していたが、加熱式たばこの総売渡本数に占める割合等のデータを入手できないことから、当該区分による算定を廃止した。

第15表 特別区たばこ税収入見込額

(単位：千本、千円)

売渡時期	売渡本数	適用税率	収入見込額
令和3年3月～令和3年9月	7,024,780	6.122	43,005,703
令和3年10月～令和4年2月	4,671,491	6.552	30,607,609
計	11,696,271	—	73,613,312

第4節 鉱産税

鉱産税の収入見込額は、0円と算定した。

第3章 利子割交付金

利子割交付金は、都民税利子割収入額の0.594(0.99×0.6)に相当する額が区市町村へ交付される。

令和3年度の利子割交付金の収入見込額は、利子割区市町村交付見込額3,956,040千円に特別区交付割合0.761を乗じた結果、3,010,546千円と算定した。

$$\begin{array}{r} \text{都 民 税 利 子 割} \\ \text{区 市 町 村 交 付 見 込 額} \\ 3,956,040 \text{ 千円} \end{array} \times \begin{array}{r} \text{特別区交付割合} \\ 0.761 \end{array} = 3,010,546 \text{ 千円}$$

第4章 配当割交付金

配当割交付金は、都民税配当割収入額の0.594(0.99×0.6)に相当する額が区市町村へ交付される。

令和3年度の配当割交付金の収入見込額は、配当割区市町村交付見込額20,100,366千円に特別区交付割合0.760を乗じた結果、15,276,278千円と算定した。

$$\begin{array}{r} \text{都 民 税 配 当 割} \\ \text{区 市 町 村 交 付 見 込 額} \\ 20,100,366 \text{ 千円} \end{array} \times \begin{array}{r} \text{特別区交付割合} \\ 0.760 \end{array} = 15,276,278 \text{ 千円}$$

第5章 株式等譲渡所得割交付金

株式等譲渡所得割交付金は、都民税株式等譲渡所得割収入額の0.594(0.99×0.6)に相当する額が区市町村へ交付される。

令和3年度の株式等譲渡所得割交付金の収入見込額は、株式等譲渡所得割区市町村交付見込額21,846,726千円に特別区交付割合0.760を乗じた結果、16,603,512千円と算定した。

$$\begin{array}{r} \text{都 民 税 株 式 等 譲 渡 所 得 割} \\ \text{区 市 町 村 交 付 見 込 額} \\ 21,846,726 \text{ 千円} \end{array} \times \begin{array}{r} \text{特別区交付割合} \\ 0.760 \end{array} = 16,603,512 \text{ 千円}$$

第6章 地方消費税交付金

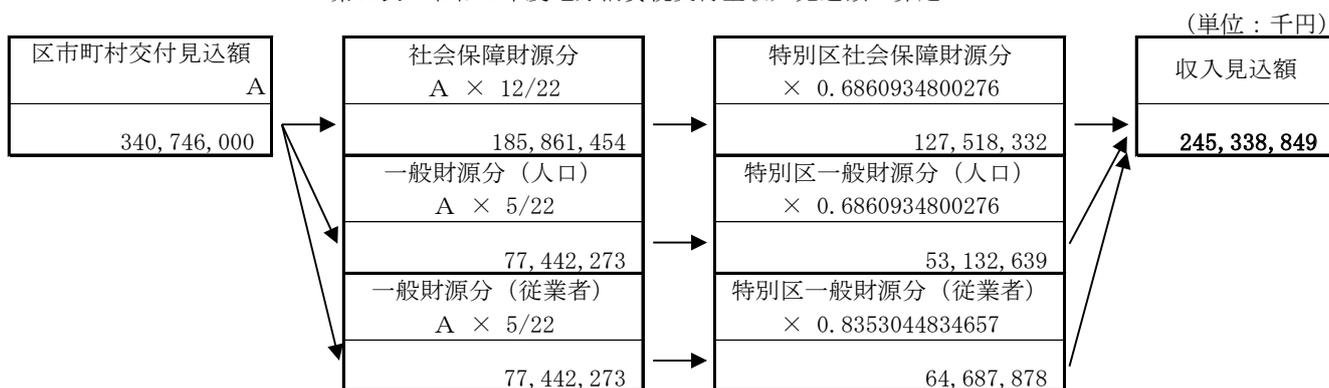
地方消費税交付金は、地方消費税の収入額から、国への徴収取扱費を控除し、都道府県清算額を加算し又は減額した後の額の2分の1に相当する額が区市町村へ交付される。

平成24年8月に成立した税制抜本改革法（平成24年8月22日法律第69号）により、消費税・地方消費税率が上げられたことに伴い、地方消費税交付金については、増収分（社会保障財源分）を人口のみにより按分し、従来分（一般財源分）として、2分の1を人口により、2分の1を従業者数により按分することとなった。

なお、平成28年11月に成立した税制抜本改革法の一部改正により、地方消費税率の引上げ時期が、平成29年4月から、令和元年10月に変更されることとなった（地方消費税交付金の按分基準等については、第16章第2節2を参照）。

令和3年度の地方消費税交付金の収入見込額は、第16表のとおり、区市町村交付見込額340,746,000千円を、社会保障財源分185,861,454千円、一般財源分（人口）77,442,273千円及び一般財源分（従業者）77,442,273千円に区分し、社会保障財源分と一般財源分（人口）に特別区人口シェア0.6860934800276を、一般財源分（従業者）に特別区従業者数シェア0.8353044834657をそれぞれ乗じた後に合算して、合計245,338,849千円と算定した。

第16表 令和3年度地方消費税交付金収入見込額 算定フロー



(特別区シェアの算出)

人口は平成27年度国勢調査、従業者数は平成26年度経済センサス基礎調査による。

(令和2年12月交付時の基礎数値)

東京都人口	特別区人口	特別区人口シェア
B	b	b/B
13,515,272	9,272,740	0.6860934800276
東京都従業者数	特別区従業者数	特別区従業者数シェア
C	c	c/C
9,657,306	8,066,791	0.8353044834657

第7章 ゴルフ場利用税交付金

ゴルフ場利用税交付金は、ゴルフ場所在の区市町村に対して、当該区市町村に所在するゴルフ場に係るゴルフ場利用税収入額の10分の7に相当する額が交付される。

令和3年度のゴルフ場利用税交付金の収入見込額は、ゴルフ場利用税区市町村交付見込額398,300千円に特別区交付割合0.074を乗じた結果、29,474千円と算定した。

$$\begin{array}{r} \text{ゴルフ場利用税} \\ \text{区市町村交付見込額} \end{array} \quad \begin{array}{r} \text{特別区交付割合} \\ \\ \end{array} \\ 398,300 \text{ 千円} \quad \times \quad 0.074 \quad = \quad 29,474 \text{ 千円}$$

第8章 環境性能割交付金

環境性能割交付金は、自動車税環境性能割の収入額の0.4465(0.95×0.47)に相当する額が区市町村へ交付される(第16章第2節2第45表、5第51表、11第57表及び12第59表を参照)。

令和3年度の環境性能割交付金の収入見込額は、自動車税環境性能割区市町村交付見込額4,719,059千円に特別区交付割合0.6647536を乗じた結果、3,137,011千円と算定した。

$$\begin{array}{r} \text{自動車税環境性能割} \\ \text{区市町村交付見込額} \end{array} \quad \begin{array}{r} \text{特別区交付割合} \\ \\ \end{array} \\ 4,719,059 \text{ 千円} \quad \times \quad 0.6647536 \quad = \quad 3,137,011 \text{ 千円}$$

第9章 地方特例交付金

令和3年度の地方特例交付金の収入見込額は、7,172,164千円と算定した。算定額の内訳は、個人住民税減収補填特例交付金6,147,907千円、自動車税減収補填特例交付金936,706千円、軽自動車税減収補填特例交付金87,551千円である。

1 個人住民税減収補填特例交付金

個人住民税における住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)の実施に伴う地方公共団体の減収分を補填するため、平成20年度から地方特例交付金(令和元年度以降においては、個人住民税減収補填特例交付金)が交付されている。

令和3年度の個人住民税減収補填特例交付金の収入見込額は、個人住民税減収補填特例交付金全国交付見込額181,300百万円に特別区交付割合0.03391013を乗じた結果、6,147,907千円と算定した。

$$\begin{array}{r} \text{個人住民税減収補填特例交付金} \\ \text{全国交付見込額} \end{array} \quad \begin{array}{r} \text{特別区交付割合} \\ \\ \end{array} \\ 181,300 \text{ 百万円} \quad \times \quad 0.03391013 \quad = \quad 6,147,907 \text{ 千円}$$

第17表 特別区交付割合(1)

年 度	個人住民税 減収補填特例交付金
	特別区交付割合
平成29年度	0.03525347
平成30年度	0.03483699
令和元年度	0.03360487
令和2年度	0.03194517
令和3年度	0.03391013

2 自動車税減収補填特例交付金

令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得した自家用乗用車について、自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置に伴う地方公共団体の減収分を補填するため、自動車税減収補填特例交付金が交付される（第16章第2節5第51表、11第57表及び12第59表を参照）。

令和3年度の自動車税減収補填特例交付金の収入見込額は、自動車税減収補填特例交付金全国交付見込額29,800百万円に特別区交付割合0.03143310を乗じた結果、936,706千円と算定した。

$$\begin{array}{l} \text{自動車税減収補填特例交付金} \\ \text{全国交付見込額} \quad \text{特別区交付割合} \\ 29,800 \text{ 百万円} \quad \times \quad 0.03143310 = \quad 936,706 \text{ 千円} \end{array}$$

第18表 特別区交付割合（2）

年 度	自動車税 減収補填特例交付金
	特別区交付割合
令和元年度	0.03071168
令和2年度	0.03215452
令和3年度	0.03143310

3 軽自動車税減収補填特例交付金

令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得した自家用乗用車について、軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置に伴う地方公共団体の減収分を補填するため、軽自動車税減収補填特例交付金が交付される（第16章第1節4第33表、6第37表及び7第39表を参照）。

令和3年度の軽自動車税減収補填特例交付金の収入見込額は、軽自動車税減収補填特例交付金全国交付見込額5,300百万円に特別区交付割合0.01651915を乗じた結果、87,551千円と算定した。

$$\begin{array}{l} \text{軽自動車税減収補填特例交付金} \\ \text{全国交付見込額} \quad \text{特別区交付割合} \\ 5,300 \text{ 百万円} \quad \times \quad 0.01651915 = \quad 87,551 \text{ 千円} \end{array}$$

第19表 特別区交付割合（3）

年 度	軽自動車税 減収補填特例交付金
	特別区交付割合
令和元年度	0.01946435
令和2年度	0.01357394
令和3年度	0.01651915

第10章 地方揮発油譲与税及び自動車重量譲与税

1 地方揮発油譲与税

令和3年度の地方揮発油譲与税の収入見込額は、地方揮発油譲与税全国譲与見込額 229,200 百万円に区市町村譲与率 0.42 及び特別区譲与割合 0.0360091 を乗じた結果、3,466,380 千円と算定した。

$$\begin{array}{l} \text{地方揮発油譲与税} \\ \text{全国譲与見込額} \quad \text{区市町村譲与率} \quad \text{特別区譲与割合} \\ 229,200 \text{ 百万円} \times 0.42 \times 0.0360091 = 3,466,380 \text{ 千円} \end{array}$$

2 自動車重量譲与税

令和3年度の自動車重量譲与税の収入見込額は、自動車重量譲与税全国譲与見込額 280,600 百万円に区市町村譲与率 422 分の 407 及び特別区譲与割合 0.0360090 を乗じた結果、9,744,974 千円と算定した。

$$\begin{array}{l} \text{自動車重量譲与税} \\ \text{全国譲与見込額} \quad \text{区市町村譲与率} \quad \text{特別区譲与割合} \\ 280,600 \text{ 百万円} \times 407/422 \times 0.0360090 = 9,744,974 \text{ 千円} \end{array}$$

第20表 特別区譲与割合（1）

年 度	地方揮発油譲与税	自動車重量譲与税
	特別区譲与割合	特別区譲与割合
平成28年度	0.0359983	0.0359994
平成29年度	0.0360218	0.0360223
平成30年度	0.0360343	0.0360334
令和元年度	0.0360610	0.0360602
令和2年度	(6月譲与分) 0.0359299	(6月譲与分) 0.0359295
令和3年度	0.0360091	0.0360090

第11章 航空機燃料譲与税

令和3年度の航空機燃料譲与税の収入見込額は、航空機燃料譲与税全国譲与見込額 17,800 百万円に区市町村譲与率 0.8 及び特別区譲与割合 0.0810247 を乗じた結果、1,153,792 千円と算定した。

$$\begin{array}{l} \text{航空機燃料譲与税} \\ \text{全国譲与見込額} \quad \text{区市町村譲与率} \quad \text{特別区譲与割合} \\ 17,800 \text{ 百万円} \times 0.8 \times 0.0810247 = 1,153,792 \text{ 千円} \end{array}$$

第21表 特別区譲与割合（2）

年 度	航空機燃料譲与税
	特別区譲与割合
平成28年度	0.0858329
平成29年度	0.0825539
平成30年度	0.0797899
令和元年度	0.0786613
令和2年度	(9月譲与分) 0.0782853
令和3年度	0.0810247

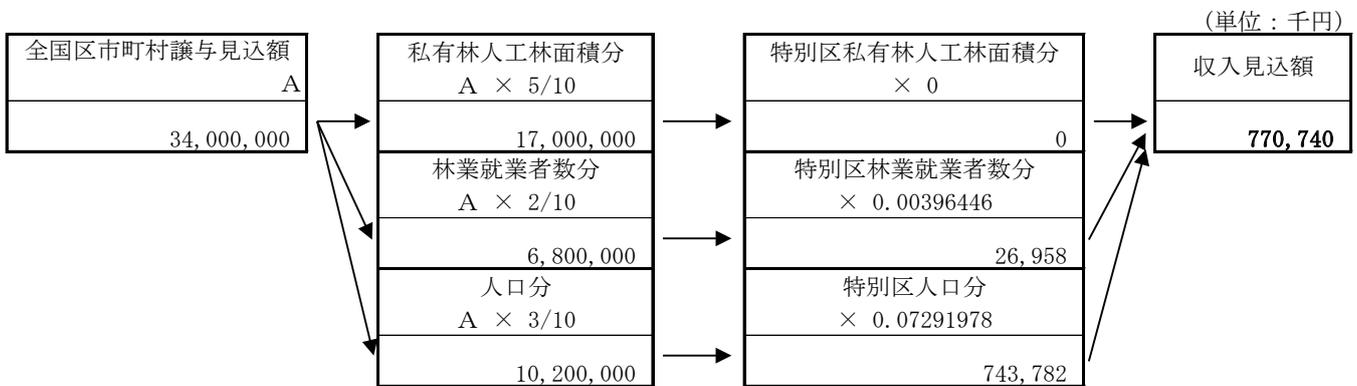
第12章 森林環境譲与税

令和3年度の森林環境譲与税の収入見込額は、第22表のとおり、森林環境譲与税全国譲与見込額40,000百万円に区市町村譲与率20分の17を乗じて得た34,000百万円を、私有林人工林面積を譲与基準とするもの17,000百万円、林業就業者数を譲与基準とするもの6,800百万円、人口を譲与基準とするもの10,200百万円に区分し、それぞれの特別区シェア0、0.00396446、0.07291978を乗じた後に合算して、770,740千円と算定した。

森 林 環 境 譲 与 税
全 国 譲 与 見 込 額 区 市 町 村 譲 与 率

$$40,000 \text{ 百万円} \times \frac{17}{20} = 34,000 \text{ 百万円}$$

第22表 令和3年度森林環境譲与税収入見込額 算定フロー



(特別区シェアの算出)

私有林人工林面積、林業就業者数及び人口は、令和2年度9月期譲与時の基礎数値である。

(単位：ha、人)

全国私有林人工林面積 B	特別区私有林人工林面積 b	特別区私有林人工林面積シェア b / B
7,062,420	0	0
全国林業就業者数 C	特別区林業就業者数 c	特別区林業就業者数シェア c / C
63,817	253	0.00396446
全国人口 D	特別区人口 d	特別区人口シェア d / D
127,163,582	9,272,740	0.07291978

第13章 交通安全対策特別交付金

令和3年度の交通安全対策特別交付金の収入見込額は、交通安全対策特別交付金全国交付見込額 52,627,093 千円に特別区交付割合 0.0172793 を乗じた結果、909,359 千円と算定した。

$$\begin{array}{r} \text{交通安全対策特別交付金} \\ \text{全国交付見込額} \end{array} \quad \begin{array}{r} \text{特別区交付割合} \\ \\ \end{array} \\ 52,627,093 \text{ 千円} \quad \times \quad 0.0172793 \quad = \quad 909,359 \text{ 千円}$$

第23表 特別区交付割合（4）

年 度	交通安全対策特別交付金
	特別区交付割合
平成28年度	0.0167139
平成29年度	0.0167326
平成30年度	0.0169934
令和元年度	0.0176465
令和2年度	(9月交付分) 0.0183099
令和3年度	0.0172793

第14章 特別区民税特例加減算額

特別区民税特例加減算額は、三位一体の改革により平成19年度から実施された所得税から個人住民税への税源移譲に伴い、当分の間の措置として設置された項目である。

地方交付税では、税源移譲に伴う財政力格差の拡大に対応するためとして、地方交付税法（昭和25年5月30日法律第211号）附則第7条の2第2項において、当分の間、個人住民税のうち税源移譲に伴う増減収影響額を基準財政収入額に100%算入することとされている。

これを受け、都区財政調整制度においても、特別区民税の算定項目から、総合課税分の所得割に係る税率改正による影響額、税額控除額等のうち調整控除額、退職所得・分離課税分に係る税率改正による影響額の合算を、税源移譲影響見込額として算定している。

令和3年度は、総合課税分所得割の税率改正分として△37,213,232 千円、調整控除分として△9,257,390 千円、退職所得・分離課税分の税率改正分として△817,983 千円を算定し、合計△47,288,605 千円に標準徴収率98%を乗じ、税源移譲影響見込額は△46,342,833 千円となった。これに15%を乗じ、令和3年度の特例加減算額を△6,951,425 千円と算定した。

【参考】平成19年度からの税源移譲に伴う個人住民税の税率変更について

改正前		改正後	
課税所得	税率	課税所得	税率
～ 200万円	5%	一 律	10%
200万円超 ～ 700万円	10%		
700万円超 ～	13%		

第 15 章 地方消費税交付金特例加算額

地方消費税交付金特例加算額は、平成 26 年 4 月の地方消費税率引上げに伴い、当分の間の措置として設置された項目である。

地方交付税では、税率引上げによる増収分に対応する社会保障給付費の地方負担は、基準財政需要額に全額算入されるべきこと等から、地方交付税法（昭和 25 年 5 月 30 日法律第 211 号）附則第 7 条の 3 において、当分の間、当該増収分を基準財政収入額に 100%算入することと規定している。

これを受け、都区財政調整制度においても、地方消費税交付金の増収分（社会保障財源分）を基準財政収入額に 100%算入するため、地方消費税交付金特例加算額を算定する。

令和 3 年度は、地方消費税交付金増収分（社会保障財源分）を 127,518,332 千円と見込んだ（第 6 章参照）。これに 15%を乗じ、令和 3 年度の地方消費税交付金特例加算額を 19,127,750 千円と算定した。

第16章 主な税制改正の概要

各表における各欄の記載事項

改正項目	改正内容	増減収見込額
①	③	④

- ① 税制改正により影響を受ける特別区の歳入の項目
 ②③ 税制改正の概要
 ④ 基準財政収入額算定時に、税制改正による影響額として算出したもののみ記載

第1節 特別区税に係る税制改正

- 1 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部改正(平成28年11月28日法律第86号)による税制改正の内容

第24表 令和元年度以後適用分

改正項目	改正内容	増減収見込額				
特別区 民 税 住宅借入金等特別税額控除 (消費税率の引上げ時期変更に伴う改正)	消費税率の引上げ時期の変更に伴い、個人住民税における住宅借入金等特別税額控除について適用期限(令和元年6月30日)を令和3年12月31日まで2年6月延長する。 なお、この措置による個人住民税の減収額は、全額国費で補填する。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>居住年</th> <th>控除限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成26年4月～令和3年12月</td> <td>所得税の課税総所得金額等 ×7%(最高13.65万円)</td> </tr> </tbody> </table>	居住年	控除限度額	平成26年4月～令和3年12月	所得税の課税総所得金額等 ×7%(最高13.65万円)	
居住年	控除限度額					
平成26年4月～令和3年12月	所得税の課税総所得金額等 ×7%(最高13.65万円)					

第25表 令和元年10月1日以後適用分

改正項目	改正内容	増減収見込額
軽自動車税 環境性能割の導入 (消費税率の引上げ時期変更に伴う実施時期の改正)	令和元年10月の消費税率10%への引上げ時に、自動車取得税を廃止するとともに、自動車税及び軽自動車税において、自動車取得税のグリーン化機能を維持・強化する環境性能割をそれぞれ導入する。 環境性能割は、登録車については自動車税環境性能割として都道府県が課し、軽自動車については軽自動車税環境性能割として区市町村が課す税とする。ただし、軽自動車税環境性能割は、当分の間、都道府県が賦課徴収等を行うものとする。 これに伴い、現行の軽自動車税を軽自動車税種別割とするなど、所要の措置を設ける。 ※ 平成28年度税制改正により平成29年4月1日施行予定とされていたが、消費税引上げ時期の変更に伴い、実施時期が改正された。	

2 地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成 29 年 3 月 31 日法律第 2 号）による税制改正の内容

第26表 令和元年度以後適用分

改正項目		改正内容	増減収見込額																	
特別区民税	配偶者控除及び配偶者特別控除の見直し	(1) 控除対象配偶者又は老人控除対象配偶者を有する所得割の納税義務者について適用する配偶者控除の額を次のとおりとする。 なお、合計所得金額が1,000万円を超える所得割の納税義務者については、配偶者控除の適用はできない。	千円 (令和元年度) △ 1,357,808 (平年度) △ 1,548,600																	
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">所得割の納税義務者の合計所得金額</th> <th colspan="2">控除額</th> </tr> <tr> <th>控除対象配偶者</th> <th>老人控除対象配偶者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>900万円以下</td> <td>33万円</td> <td>38万円</td> </tr> <tr> <td>900万円超950万円以下</td> <td>22万円</td> <td>26万円</td> </tr> <tr> <td>950万円超1,000万円以下</td> <td>11万円</td> <td>13万円</td> </tr> </tbody> </table>		所得割の納税義務者の合計所得金額	控除額		控除対象配偶者	老人控除対象配偶者	900万円以下	33万円	38万円	900万円超950万円以下	22万円	26万円	950万円超1,000万円以下	11万円	13万円			
		所得割の納税義務者の合計所得金額			控除額															
				控除対象配偶者	老人控除対象配偶者															
		900万円以下		33万円	38万円															
		900万円超950万円以下		22万円	26万円															
		950万円超1,000万円以下		11万円	13万円															
		(2) 配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額を38万円超123万円以下とし、控除額を次のとおりとする。 なお、現行制度と同様に、合計所得金額が1,000万円を超える所得割の納税義務者については、配偶者特別控除の適用はできない。																		
		① 合計所得金額900万円以下の所得割の納税義務者																		
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>配偶者の合計所得金額</th> <th>控除額</th> <th>配偶者の合計所得金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>38万円超90万円以下</td> <td>33万円</td> <td>105万円超110万円以下</td> <td>16万円</td> </tr> <tr> <td>90万円超95万円以下</td> <td>31万円</td> <td>110万円超115万円以下</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>95万円超100万円以下</td> <td>26万円</td> <td>115万円超120万円以下</td> <td>6万円</td> </tr> <tr> <td>100万円超105万円以下</td> <td>21万円</td> <td>120万円超123万円以下</td> <td>3万円</td> </tr> </tbody> </table>		配偶者の合計所得金額	控除額	配偶者の合計所得金額	控除額	38万円超90万円以下	33万円	105万円超110万円以下	16万円	90万円超95万円以下	31万円	110万円超115万円以下	11万円	95万円超100万円以下	26万円	115万円超120万円以下	6万円	100万円超105万円以下
配偶者の合計所得金額	控除額	配偶者の合計所得金額	控除額																	
38万円超90万円以下	33万円	105万円超110万円以下	16万円																	
90万円超95万円以下	31万円	110万円超115万円以下	11万円																	
95万円超100万円以下	26万円	115万円超120万円以下	6万円																	
100万円超105万円以下	21万円	120万円超123万円以下	3万円																	
② 合計所得金額900万円超950万円以下の所得割の納税義務者																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>配偶者の合計所得金額</th> <th>控除額</th> <th>配偶者の合計所得金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>38万円超90万円以下</td> <td>22万円</td> <td>105万円超110万円以下</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>90万円超95万円以下</td> <td>21万円</td> <td>110万円超115万円以下</td> <td>8万円</td> </tr> <tr> <td>95万円超100万円以下</td> <td>18万円</td> <td>115万円超120万円以下</td> <td>4万円</td> </tr> <tr> <td>100万円超105万円以下</td> <td>14万円</td> <td>120万円超123万円以下</td> <td>2万円</td> </tr> </tbody> </table>	配偶者の合計所得金額	控除額	配偶者の合計所得金額	控除額	38万円超90万円以下	22万円	105万円超110万円以下	11万円	90万円超95万円以下	21万円	110万円超115万円以下	8万円	95万円超100万円以下	18万円	115万円超120万円以下	4万円	100万円超105万円以下	14万円	120万円超123万円以下	2万円
配偶者の合計所得金額	控除額	配偶者の合計所得金額	控除額																	
38万円超90万円以下	22万円	105万円超110万円以下	11万円																	
90万円超95万円以下	21万円	110万円超115万円以下	8万円																	
95万円超100万円以下	18万円	115万円超120万円以下	4万円																	
100万円超105万円以下	14万円	120万円超123万円以下	2万円																	
③ 合計所得金額950万円超1,000万円以下の所得割の納税義務者																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>配偶者の合計所得金額</th> <th>控除額</th> <th>配偶者の合計所得金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>38万円超95万円以下</td> <td>11万円</td> <td>110万円超115万円以下</td> <td>4万円</td> </tr> <tr> <td>95万円超100万円以下</td> <td>9万円</td> <td>115万円超120万円以下</td> <td>2万円</td> </tr> <tr> <td>100万円超105万円以下</td> <td>7万円</td> <td>120万円超123万円以下</td> <td>1万円</td> </tr> <tr> <td>105万円超110万円以下</td> <td>6万円</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	配偶者の合計所得金額	控除額	配偶者の合計所得金額	控除額	38万円超95万円以下	11万円	110万円超115万円以下	4万円	95万円超100万円以下	9万円	115万円超120万円以下	2万円	100万円超105万円以下	7万円	120万円超123万円以下	1万円	105万円超110万円以下	6万円		
配偶者の合計所得金額	控除額	配偶者の合計所得金額	控除額																	
38万円超95万円以下	11万円	110万円超115万円以下	4万円																	
95万円超100万円以下	9万円	115万円超120万円以下	2万円																	
100万円超105万円以下	7万円	120万円超123万円以下	1万円																	
105万円超110万円以下	6万円																			
(3) 配偶者控除、配偶者特別控除の見直しによる令和元年度以降の個人住民税の減収額については、全額国費で補填する。																				

第27表 平成30年度以後適用分

改正項目		改正内容	増減収見込額
軽自動車税	グリーン化特例（軽課）の延長	グリーン化特例（軽課）について、対象を重点化し、適用期限を2年延長し、平成29、30年度に新規取得した軽自動車（新車に限る。）について適用する。	千円 (平成30年度) 29,900

3 地方税法等の一部を改正する法律(平成30年3月31日法律第3号)による税制改正の内容

第28表 平成30年10月1日以後適用分

改正項目	改正内容	増減収見込額																									
特別区 たばこ 税	(1) 税率を平成30年10月1日から3段階で引き上げる。 (税率は千本当たり)	千円 (1) (平成30年度) 1,921,446																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>実施時期</th> <th>地方のたばこ税</th> <th>道府県たばこ税</th> <th>市町村たばこ税</th> <th>国のたばこ税</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現行</td> <td>6,122円</td> <td>860円</td> <td>5,262円</td> <td>6,122円</td> </tr> <tr> <td>平成30年10月1日</td> <td>6,622円</td> <td>930円</td> <td>5,692円</td> <td>6,622円</td> </tr> <tr> <td>令和2年10月1日</td> <td>7,122円</td> <td>1,000円</td> <td>6,122円</td> <td>7,122円</td> </tr> <tr> <td>令和3年10月1日</td> <td>7,622円</td> <td>1,070円</td> <td>6,552円</td> <td>7,622円</td> </tr> </tbody> </table>	実施時期	地方のたばこ税	道府県たばこ税	市町村たばこ税	国のたばこ税	現行	6,122円	860円	5,262円	6,122円	平成30年10月1日	6,622円	930円	5,692円	6,622円	令和2年10月1日	7,122円	1,000円	6,122円	7,122円	令和3年10月1日	7,622円	1,070円	6,552円	7,622円	(2) (平成30年度) 613,390
	実施時期	地方のたばこ税	道府県たばこ税	市町村たばこ税	国のたばこ税																						
	現行	6,122円	860円	5,262円	6,122円																						
	平成30年10月1日	6,622円	930円	5,692円	6,622円																						
	令和2年10月1日	7,122円	1,000円	6,122円	7,122円																						
	令和3年10月1日	7,622円	1,070円	6,552円	7,622円																						
	(2) 「加熱式たばこ」の課税区分を新設した上で、加熱式たばこの「重量」と「価格」を紙巻たばこの本数へ換算する方式とする(平成30年10月1日から5年間かけて段階的に移行する。)	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>現行の換算方法</th> <th>改正後の換算方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現行</td> <td>現行の換算本数×1.0</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>平成30年10月1日</td> <td>現行の換算本数×0.8</td> <td>新換算本数×0.2</td> </tr> <tr> <td>令和元年10月1日</td> <td>現行の換算本数×0.6</td> <td>新換算本数×0.4</td> </tr> <tr> <td>令和2年10月1日</td> <td>現行の換算本数×0.4</td> <td>新換算本数×0.6</td> </tr> <tr> <td>令和3年10月1日</td> <td>現行の換算本数×0.2</td> <td>新換算本数×0.8</td> </tr> <tr> <td>令和4年10月1日</td> <td>—</td> <td>新換算本数×1.0</td> </tr> </tbody> </table>		現行の換算方法	改正後の換算方法	現行	現行の換算本数×1.0	—	平成30年10月1日	現行の換算本数×0.8	新換算本数×0.2	令和元年10月1日	現行の換算本数×0.6	新換算本数×0.4	令和2年10月1日	現行の換算本数×0.4	新換算本数×0.6	令和3年10月1日	現行の換算本数×0.2	新換算本数×0.8	令和4年10月1日	—	新換算本数×1.0				
		現行の換算方法	改正後の換算方法																								
	現行	現行の換算本数×1.0	—																								
平成30年10月1日	現行の換算本数×0.8	新換算本数×0.2																									
令和元年10月1日	現行の換算本数×0.6	新換算本数×0.4																									
令和2年10月1日	現行の換算本数×0.4	新換算本数×0.6																									
令和3年10月1日	現行の換算本数×0.2	新換算本数×0.8																									
令和4年10月1日	—	新換算本数×1.0																									

第29表 令和3年度以後適用分

改正項目	改正内容	増減収見込額									
特別区民税 個人所得課税の見直し	(1) 給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替 給与所得控除・公的年金等控除の引下げとともに、基礎控除を同額引き上げる。	千円 (平年度) 445,200									
	<table border="1"> <tr> <td>給与所得控除・公的年金等控除</td> <td>△10万円</td> </tr> <tr> <td>基礎控除</td> <td>+10万円 (控除額：33万円→43万円)</td> </tr> </table>		給与所得控除・公的年金等控除	△10万円	基礎控除	+10万円 (控除額：33万円→43万円)					
	給与所得控除・公的年金等控除		△10万円								
	基礎控除		+10万円 (控除額：33万円→43万円)								
	※ ただし、給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円を超える場合、給与所得控除後の給与等の金額（10万円を超える場合には、10万円）及び公的年金等に係る雑所得の金額（10万円を超える場合には、10万円）の合計額から10万円を控除した残額を、給与所得の金額から控除する。（所得金額調整控除）										
	(2) 給与所得控除の見直し 給与所得控除の上限額が適用される給与収入を、現行の1,000万円（控除額220万円）から、次のとおり引き下げる。 （上記振替に伴う10万円引下げ分を含む。）										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成30年度～令和2年度分</th> <th>令和3年度分以後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上限が適用される給与収入</td> <td>1,000万円</td> <td>850万円</td> </tr> <tr> <td>給与所得控除の上限額</td> <td>220万円</td> <td>195万円</td> </tr> </tbody> </table>			平成30年度～令和2年度分	令和3年度分以後	上限が適用される給与収入	1,000万円	850万円	給与所得控除の上限額	220万円	195万円
			平成30年度～令和2年度分	令和3年度分以後							
	上限が適用される給与収入		1,000万円	850万円							
	給与所得控除の上限額		220万円	195万円							
※ ただし、23歳未満の扶養親族や特別障害者である扶養親族等を有する場合、給与等の収入金額（その給与等の収入金額が1,000万円を超える場合には、1,000万円）から850万円を控除した金額の10％に相当する金額を、給与所得の金額から控除する。（所得金額調整控除）											
(3) 公的年金等控除の見直し											
① 公的年金等収入が1,000万円超の場合、控除額に上限を設定する。（上記振替に伴う10万円引下げ分を含む。）											
<table border="1"> <tr> <td>上限が適用される公的年金等収入</td> <td>1,000万円超</td> </tr> <tr> <td>公的年金等控除の上限額</td> <td>195.5万円</td> </tr> </table>	上限が適用される公的年金等収入	1,000万円超	公的年金等控除の上限額	195.5万円							
上限が適用される公的年金等収入	1,000万円超										
公的年金等控除の上限額	195.5万円										
② 公的年金等収入以外の所得金額が1,000万円超の場合、控除額を引き下げる。											
<table border="1"> <tr> <th>公的年金等収入以外の所得金額</th> <th>公的年金等控除額</th> </tr> <tr> <td>1,000万円超</td> <td>△10万円</td> </tr> <tr> <td>2,000万円超</td> <td>△20万円</td> </tr> </table>	公的年金等収入以外の所得金額	公的年金等控除額	1,000万円超	△10万円	2,000万円超	△20万円					
公的年金等収入以外の所得金額	公的年金等控除額										
1,000万円超	△10万円										
2,000万円超	△20万円										
(4) 基礎控除の見直し											
合計所得金額2,400万円（給与収入2,595万円）超の所得割の納税義務者に係る基礎控除について、次のとおりとする。											
<table border="1"> <tr> <th>所得割の納税義務者の合計所得金額</th> <th>基礎控除の金額</th> </tr> <tr> <td>2,400万円超2,450万円以下 (給与収入2,595万円超2,645万円以下)</td> <td>29万円</td> </tr> <tr> <td>2,450万円超2,500万円以下 (給与収入2,645万円超2,695万円以下)</td> <td>15万円</td> </tr> <tr> <td>2,500万円超 (給与収入2,695万円超)</td> <td>適用なし</td> </tr> </table>	所得割の納税義務者の合計所得金額	基礎控除の金額	2,400万円超2,450万円以下 (給与収入2,595万円超2,645万円以下)	29万円	2,450万円超2,500万円以下 (給与収入2,645万円超2,695万円以下)	15万円	2,500万円超 (給与収入2,695万円超)	適用なし			
所得割の納税義務者の合計所得金額	基礎控除の金額										
2,400万円超2,450万円以下 (給与収入2,595万円超2,645万円以下)	29万円										
2,450万円超2,500万円以下 (給与収入2,645万円超2,695万円以下)	15万円										
2,500万円超 (給与収入2,695万円超)	適用なし										

4 地方税法等の一部を改正する法律(平成31年3月29日法律第2号)による税制改正の内容

第30表 令和元年10月1日以後適用分

改正項目	改正内容	増減収見込額
特別区民税 住宅ローン控除の拡充	令和元年10月1日から令和2年12月31日までの間に居住の用に供した場合で消費税率10%が適用される住宅取得等について、控除期間を3年延長(現行10年→13年)し、所得税額から控除しきれない額について、現行制度と同じ控除限度額(所得税の課税総所得金額等×7%(最高13.65万円))の範囲内において、個人住民税額から控除する。	

第31表 令和2年度以後適用分

改正項目	改正内容	増減収見込額
特別区民税 ふるさと納税制度の見直し	過度な返礼品を送付し、制度の趣旨を歪めているような団体については、ふるさと納税(特例控除)の対象外とすることができるよう、制度の見直しを行う。 ※ 令和元年6月1日以降に支出された寄附金について適用	

第32表 令和3年度以後適用分

改正項目	改正内容	増減収見込額
特別区民税 子どもの貧困に対応するための非課税措置	事実婚状態でないことを確認した上で支給される児童扶養手当の支給を受けており、前年の合計所得金額が135万円以下であるひとり親に対し、個人住民税を非課税とする措置を講ずる。 ※ 令和2年度税制改正により見直し(第16章第1節5第35表(3)を参照)	

第33表 令和元年10月1日以後適用分

改正項目	改正内容	増減収見込額								
軽自動車税 環境性能割の税率の適用区分の見直し及び臨時的軽減	(1) 非課税又は1%もしくは2%の税率の適用区分について見直しを行う。 (2) 令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した自家用乗用車について、税率を1%分軽減する特例措置を講ずる。 なお、この措置による減収については、地方特例交付金により全額国費で補填する。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>税率</th> <th>臨時的軽減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非課税</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td>1.0%</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td>2.0%</td> <td>1.0%</td> </tr> </tbody> </table>	税率	臨時的軽減	非課税	非課税	1.0%	非課税	2.0%	1.0%	
税率	臨時的軽減									
非課税	非課税									
1.0%	非課税									
2.0%	1.0%									

第34表 令和4年度以後適用分

改正項目	改正内容	増減収見込額																
軽自動車税種別割	<p>令和3年度及び令和4年度に新規取得した自家用乗用車に係るグリーン化特例（軽課）の適用対象を、電気自動車等に限定する。</p> <p style="text-align: center;">【改正前】</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>軽減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車 天然ガス自動車 (H30規制適合又はH21 規制からNOx10%低減達成)</td> <td>75% 軽減</td> </tr> <tr> <td>2020年度基準 +30%達成</td> <td>50% 軽減</td> </tr> <tr> <td>2020年度基準 +10%達成</td> <td>25% 軽減</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">【改正後】</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>軽減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車 天然ガス自動車 (H30規制適合又はH21 規制からNOx10%低減達成)</td> <td>75% 軽減</td> </tr> <tr> <td>2020年度基準 +30%達成</td> <td>軽減 なし</td> </tr> <tr> <td>2020年度基準 +10%達成</td> <td>軽減 なし</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 現行のグリーン化特例（軽課）の適用期限を2年延長する。（令和2年度新規取得分まで）</p>	区分	軽減率	電気自動車 天然ガス自動車 (H30規制適合又はH21 規制からNOx10%低減達成)	75% 軽減	2020年度基準 +30%達成	50% 軽減	2020年度基準 +10%達成	25% 軽減	区分	軽減率	電気自動車 天然ガス自動車 (H30規制適合又はH21 規制からNOx10%低減達成)	75% 軽減	2020年度基準 +30%達成	軽減 なし	2020年度基準 +10%達成	軽減 なし	
区分	軽減率																	
電気自動車 天然ガス自動車 (H30規制適合又はH21 規制からNOx10%低減達成)	75% 軽減																	
2020年度基準 +30%達成	50% 軽減																	
2020年度基準 +10%達成	25% 軽減																	
区分	軽減率																	
電気自動車 天然ガス自動車 (H30規制適合又はH21 規制からNOx10%低減達成)	75% 軽減																	
2020年度基準 +30%達成	軽減 なし																	
2020年度基準 +10%達成	軽減 なし																	

5 地方税法等の一部を改正する法律(令和2年3月31日法律第5号)による税制改正の内容

第35表 令和3年度以後適用分

改正項目	改正内容	増減収見込額
特別区住民税	<p>(1) 未婚のひとり親に対する税制上の措置 現に婚姻をしていない者（寡婦又は寡夫である者を除く。）で生計を一にする子（前年の総所得金額等が48万円以下）を有し、前年の合計所得金額が500万円以下である場合は、「ひとり親控除」（控除額30万円）を適用する。</p> <p>(2) 寡婦（寡夫）控除の見直し ① 扶養親族その他その者と生計を一にする子（前年の総所得金額等が48万円以下）を有する寡婦の要件に、前年の合計所得金額が500万円以下であることを加える。 ② 現行の寡婦控除の特別加算を廃止する。 ③ その者と生計を一にする子（前年の総所得金額等が48万円以下）を有する寡婦（寡夫）に係る寡婦（寡夫）控除の控除額を30万円に引き上げる。</p> <p>(3) 個人住民税の人的非課税の見直し 現行（令和元年度改正後）の寡婦、寡夫、単身児童扶養者（児童扶養手当を受給している18歳以下の児童の父又は母）に対する個人住民税の人的非課税を見直し、上記見直し後のひとり親及び寡婦（ひとり親を除く）を対象とする（前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く）。</p> <p>※ (1)、(2)、(3)のいずれも、住民票の続柄に「夫（未届）」、「妻（未届）」の記載がある者は対象外とする。</p>	千円 (平年度) △37,000

第36表 令和2年10月1日以後適用分

改正項目	改正内容	増減収見込額								
特別区たばこ税 軽量な葉巻たばこの課税方式の見直し	<p>軽量な葉巻たばこの課税方式について、令和2年10月1日から2段階で見直しを行う。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施時期</th> <th>課税方式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現行</td> <td>葉巻たばこ1gを紙巻たばこ1本に換算</td> </tr> <tr> <td>令和2年10月1日</td> <td>葉巻たばこ（1本当たりの重量が0.7g未満）1本を紙巻たばこ0.7本に換算</td> </tr> <tr> <td>令和3年10月1日</td> <td>葉巻たばこ（1本当たりの重量が1g未満）1本を紙巻たばこ1本に換算</td> </tr> </tbody> </table>	実施時期	課税方式	現行	葉巻たばこ1gを紙巻たばこ1本に換算	令和2年10月1日	葉巻たばこ（1本当たりの重量が0.7g未満）1本を紙巻たばこ0.7本に換算	令和3年10月1日	葉巻たばこ（1本当たりの重量が1g未満）1本を紙巻たばこ1本に換算	
実施時期	課税方式									
現行	葉巻たばこ1gを紙巻たばこ1本に換算									
令和2年10月1日	葉巻たばこ（1本当たりの重量が0.7g未満）1本を紙巻たばこ0.7本に換算									
令和3年10月1日	葉巻たばこ（1本当たりの重量が1g未満）1本を紙巻たばこ1本に換算									

6 地方税法等の一部を改正する法律(令和2年4月30日法律第26号)による税制改正の内容

第37表 令和2年10月1日以後適用分

改正項目	改正内容	増減収見込額
軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長	<p>軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置の適用期限を6か月延長し、令和3年3月31日までに取得したものを対象とする。 なお、この措置による減収については、地方特例交付金により全額国費で補填する。</p>	

7 令和3年度の地方税法等の一部改正(令和3年3月改正予定分)による税制改正の内容

第38表 令和3年1月1日以後適用分

改正項目	改正内容	増減収見込額
特別区民税 住宅ローン控除の特例の延長等	<p>控除期間13年の特例の適用期限を延長し、令和4年末までの入居者を対象とするとともに、この延長した部分に限り、合計所得金額1,000万円以下の者について面積要件を緩和する（50㎡以上→40㎡以上）。 適用年の各年において、所得税額から控除しきれない額を、現行制度と同じ控除限度額（所得税の課税総所得金額等×7%（最高13.65万円））の範囲内で個人住民税額から控除する。 なお、この措置による減収については、地方特例交付金により全額国費で補填する。</p>	

第39表 令和3年4月1日度以後適用分

改正項目	改正内容	増減収見込額
軽自動車税環境性能割 軽自動車税環境性能割の税率区分の見直し及び臨時的軽減の延長	<p>(1) 軽減対象車の割合を現行と同水準としつつ、新たな2030年度燃費基準の下で税率区分を見直す。</p> <p>(2) 軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する臨時的軽減について、適用期限を9か月延長し、令和3年12月31日までに取得したものを対象とする。 なお、この措置による減収については、地方特例交付金により全額国費で補填する。</p>	

第40表 令和4年度以後適用分

改正項目	改正内容	増減収見込額																				
軽自動車税別割 グリーン化特例（軽課）の見直し	対象の重点化等を行った上で適用期限を2年間延長する。（令和3年度・令和4年度新規取得分）																					
	(1) 営業用乗用車																					
	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="512 398 868 656"> <p style="text-align: center;">【改正前】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>軽減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車</td> <td>75%</td> </tr> <tr> <td>天然ガス自動車</td> <td>軽減</td> </tr> <tr> <td>2020年度基準 +30%達成</td> <td>50% 軽減</td> </tr> <tr> <td>2020年度基準 +10%達成</td> <td>25% 軽減</td> </tr> </tbody> </table> </div> <div data-bbox="904 398 1260 656"> <p style="text-align: center;">【改正後】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>軽減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車</td> <td>75%</td> </tr> <tr> <td>天然ガス自動車</td> <td>軽減</td> </tr> <tr> <td>2030年度基準 90%達成</td> <td>50% 軽減</td> </tr> <tr> <td>2030年度基準 70%達成</td> <td>25% 軽減</td> </tr> </tbody> </table> </div> </div>		区 分	軽減率	電気自動車	75%	天然ガス自動車	軽減	2020年度基準 +30%達成	50% 軽減	2020年度基準 +10%達成	25% 軽減	区 分	軽減率	電気自動車	75%	天然ガス自動車	軽減	2030年度基準 90%達成	50% 軽減	2030年度基準 70%達成	25% 軽減
	区 分		軽減率																			
	電気自動車		75%																			
	天然ガス自動車		軽減																			
2020年度基準 +30%達成	50% 軽減																					
2020年度基準 +10%達成	25% 軽減																					
区 分	軽減率																					
電気自動車	75%																					
天然ガス自動車	軽減																					
2030年度基準 90%達成	50% 軽減																					
2030年度基準 70%達成	25% 軽減																					
(2) 軽貨物自動車																						
<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="512 757 868 1014"> <p style="text-align: center;">【改正前】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>軽減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車</td> <td>75%</td> </tr> <tr> <td>天然ガス自動車</td> <td>軽減</td> </tr> <tr> <td>2015年度基準 +35%達成</td> <td>50% 軽減</td> </tr> <tr> <td>2015年度基準 +15%達成</td> <td>25% 軽減</td> </tr> </tbody> </table> </div> <div data-bbox="904 757 1260 1014"> <p style="text-align: center;">【改正後】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>軽減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車</td> <td>75%</td> </tr> <tr> <td>天然ガス自動車</td> <td>軽減</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">/</td> </tr> </tbody> </table> </div> </div>	区 分	軽減率	電気自動車	75%	天然ガス自動車	軽減	2015年度基準 +35%達成	50% 軽減	2015年度基準 +15%達成	25% 軽減	区 分	軽減率	電気自動車	75%	天然ガス自動車	軽減	/		/			
区 分	軽減率																					
電気自動車	75%																					
天然ガス自動車	軽減																					
2015年度基準 +35%達成	50% 軽減																					
2015年度基準 +15%達成	25% 軽減																					
区 分	軽減率																					
電気自動車	75%																					
天然ガス自動車	軽減																					
/																						
/																						

第2節 その他の特別区の歳入に係る税制改正

1 所得税法等の一部を改正する法律(平成 28 年 3 月 31 日法律第 15 号)による税制改正の内容

第41表 平成28年 4 月 1 日以後適用分

改正項目	改正内容	増減収見込額																
特別区財政調整交付金 法人実効税率の引下げ及び課税ベースの拡大等	<p>(1) 法人税及び法人事業税について、下記のとおり税率を引き下げる。</p> <p>【法人税】 税率 23.9% → 23.4% (△0.5%) … 平成28・29年度 税率 23.9% → 23.2% (△0.7%) … 平成30年度 ※ 法人税は、それぞれ、平成28年 4 月 1 日から平成30年 3 月31日までの間に開始する事業年度及び平成30年 4 月 1 日以降に開始する事業年度について適用する。</p> <p>【法人事業税所得割】 税率 6.0% → 3.6% (△2.4%) ※ 平成28年 4 月 1 日以降開始の事業年度について適用する。 ※ 所得割の税率には、地方法人特別税の税率を含む。</p> <p>法人実効税率の推移</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>～平成28年 3 月</th> <th>平成28年 4 月～ (実効税率引下げ)</th> <th>平成30年 4 月～ (実効税率引下げ)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人実効税率(標準)</td> <td>32.11</td> <td>29.97</td> <td>29.74</td> </tr> <tr> <td>〃(東京都超過)</td> <td>33.06</td> <td>30.86</td> <td>30.62</td> </tr> <tr> <td>うち法人住民税法人税割</td> <td>3.66</td> <td>3.68</td> <td>3.64</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 法人住民税法人税割は、都超過税率による実効税率</p> <p>(2) 租税特別措置の見直し、減価償却の見直し、欠損金繰越控除の更なる見直し、法人事業税の外形標準課税の更なる拡大により課税ベースを拡大する。</p>		～平成28年 3 月	平成28年 4 月～ (実効税率引下げ)	平成30年 4 月～ (実効税率引下げ)	法人実効税率(標準)	32.11	29.97	29.74	〃(東京都超過)	33.06	30.86	30.62	うち法人住民税法人税割	3.66	3.68	3.64	
	～平成28年 3 月	平成28年 4 月～ (実効税率引下げ)	平成30年 4 月～ (実効税率引下げ)															
法人実効税率(標準)	32.11	29.97	29.74															
〃(東京都超過)	33.06	30.86	30.62															
うち法人住民税法人税割	3.66	3.68	3.64															

2 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律(平成 24 年 8 月 22 日法律第 69 号。以下「税制抜本改革法(地方)」という。)等の一部を改正する法律(平成 28 年 11 月 28 日法律第 86 号)による税制改正の内容

※ 地方消費税率の引上げ時期等は、「税制抜本改革法(地方)」の一部改正(平成 27 年 3 月 31 日法律第 2 号)により平成 29 年 4 月 1 日施行とされていたが、令和元年 10 月 1 日に変更された。

第42表 令和元年10月1日以後適用分

改正項目	改正内容	増減収見込額
地方消費税交付金 地方消費税率の引上げ(時期の変更)	<p>(1) 消費税率10%への引上げ時期を変更し、第43表のとおりとする。</p> <p>(2) 引上げ分の地方消費税収入(市町村交付金分を含む)については、社会保障 4 経費その他社会保障施策に要する経費に充てる。</p> <p>(3) 引上げ分の地方消費税に係る市町村交付金については、社会保障財源化されることを踏まえ、全額人口により按分して交付する(各年度の交付基準は第43表のとおり)。</p>	

第43表 消費税、地方消費税率と区市町村交付基準の推移

	平成9年4月～	平成26年4月～	平成27年4月～	令和元年		令和2年4月～	令和3年4月～
				～9月	10月～		
国・地方消費税率	5%	8%			10%		
地方消費税	1% 〔消費税額の100分の25〕	1.7% 〔消費税額の63分の17〕			2.2% 〔消費税額の78分の22〕		
うち 区市町村交付分	地方消費税納付額の2分の1						
地方消費税 交付金 按分基準	2分の1を人口 2分の1を従業者数	(社会保障財源分) 12分の2を人口 (一般財源分) 12分の5を人口 12分の5を従業者数	(社会保障財源分) 17分の7を人口 (一般財源分) 17分の5を人口 17分の5を従業者数	(社会保障財源分) 21分の11を人口 (一般財源分) 21分の5を人口 21分の5を従業者数	(社会保障財源分) 22分の12を人口 (一般財源分) 22分の5を人口 22分の5を従業者数		

第44表 令和元年10月1日以後適用分

改正項目	改正内容	増減収見込額
地方消費税交付金 消費税の軽減税率の導入 (消費税率の引上げ時期変更に伴う実施時期の改正)	(1) 令和元年10月から軽減税率制度を導入 (2) 対象品目は、①酒類及び外食を除く飲食料品、②新聞の定期購読料 (3) 軽減税率は8% (国分：6.24%、地方分：1.76%) (4) 令和5年10月から適格請求書等保存方式を導入。それまでは簡素な方法とするとともに、税額計算の特例を設ける。	

第45表 令和元年10月1日以後適用分

改正項目	改正内容	増減収見込額
自動車取得税交付金 自動車取得税の廃止及び環境性能割の導入 (消費税率の引上げ時期変更に伴う実施時期の改正)	令和元年10月の消費税率10%への引上げ時に、自動車取得税を廃止するとともに、自動車税及び軽自動車税において、自動車取得税のグリーン化機能を維持・強化する環境性能割をそれぞれ導入する。 都道府県は、自動車税環境性能割について、その税収から徴税に要する経費に相当する額を控除した額の100分の65を区市町村に交付するものとする。交付基準等は、現行の自動車取得税交付金の交付基準等と同一とする。	

第46表 令和元年10月1日以後適用分

改正項目	改正内容	増減収見込額
特別区財政調整交付金 地方法人課税の偏在是正 (消費税率の引上げ時期変更に伴う実施時期の改正)	<p>(1) 消費税率10%段階において、地域間の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割の一部を交付税原資化</p> <p>【法人住民税法人税割】 道府県民税 : 税率 3.2% → 1.0% (△2.2%) 市町村民税 : 税率 9.7% → 6.0% (△3.7%) ※ 令和元年10月1日以降開始の事業年度について適用する。</p> <p>【地方法人税】 税率 4.4% → 10.3% (+5.9%) ※ 令和元年10月1日以降開始の事業年度について適用する。</p> <p>(2) 地方法人特別税・譲与税を廃止し、全額法人事業税に復元するとともに、法人事業税の一部を都道府県が市町村に交付する法人事業税交付金を創設 (特別区相当分については、特別区財政調整交付金の財源とされる)</p> <p>【法人事業税交付金の概要】 ・交付額 : 法人事業税額の5.4% (令和元、2年度は経過措置あり) ・交付基準 : 従業者数 (令和2年度～4年度は経過措置あり)</p>	

3 地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年3月31日法律第2号）による税制改正の内容

第47表 平成29年度以後適用分

改正項目	改正内容	増減収見込額
自動車取得税交付金 自動車取得税におけるエコカー減税の見直し	<p>エコカー減税の対象範囲を令和2年度燃費基準の下で見直し、平成29、30年度の2年間延長する。 なお、乗用車については、税率の軽減率が平成29年度から30年度にかけて段階的に引上げとする。</p>	

第48表 平成29年度以後適用分

改正項目	改正内容	増減収見込額
地方消費税交付金 清算基準の見直し	<p>(1) 平成26年商業統計の小売年間販売額へのデータ更新を行う際に、事業者の所在地で計上されていると考えられる通信・カタログ販売及びインターネット販売を除外する。</p> <p>(2) 清算基準に用いる人口と従業者数の割合を17.5%（現行15%）、7.5%（現行10%）に変更する。</p>	

4 地方税法施行令等の一部を改正する政令(平成30年3月31日政令第125号)による税制改正の内容

第49表 平成30年度以後適用分

改正項目		改正内容	増減収見込額
地方消費税交付金	清算基準の見直し	(1) 小売年間販売額及びサービス業対個人事業収入額の算定に用いる統計データのうち、統計の計上値と最終消費地が乖離しているもの、非課税取引に該当するものを除外する。 (2) 上記に伴い、統計カバー率を現行の75%から50%に変更し、統計カバー外(50%)の代替指標を人口とする。	千円 (平成30年度) △37,965,483

5 地方税法等の一部を改正する法律(平成31年3月29日法律第2号)による税制改正の内容

第50表 令和元年度適用分

改正項目		改正内容	増減収見込額
自動車取得税交付金	自動車取得税におけるエコカー減税の軽減割合等の見直し	エコカー減税について、軽減割合の引下げや適用対象の縮小等の見直しを行った上、その適用期限を6月延長する。 ※ 平成31年4月1日～令和元年9月30日の間の措置	

第51表 令和元年度以後適用分

改正項目		改正内容	増減収見込額								
環境性能割交付金	自動車税環境性能割の税率の適用区分の見直し及び臨時的軽減 自動車税環境性能割交付金に係る交付率の見直し	(1) 非課税又は1%もしくは2%の税率の適用区分について見直しを行う。 (2) 令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した自家用乗用車について、税率を1%分軽減する特例措置を講ずる。 なお、この措置による減収については、地方特例交付金により全額国費で補填する(区市町村交付相当分は区市町村へ直接交付)。 平成31年度税制改正に係る車体課税の見直しに伴う都道府県・市町村間の財源調整のため、自動車税環境性能割交付金に係る交付率を見直す。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td></td> <td>改正前</td> <td>令和元～3年度</td> <td>令和4年度～</td> </tr> <tr> <td>市町村への交付率</td> <td>65%</td> <td>47%</td> <td>43%</td> </tr> </table>		改正前	令和元～3年度	令和4年度～	市町村への交付率	65%	47%	43%	
	改正前	令和元～3年度	令和4年度～								
市町村への交付率	65%	47%	43%								

6 地方税法施行規則及び自動車重量譲与税法施行規則の一部を改正する省令(平成31年3月29日総務省令第38号)による
税制改正の内容

第52表 令和元年度以後適用分

改正項目	改正内容	増減収見込額
地方消費税交付金 地方消費税の清算基準に用いる統計データの更新	清算に利用するサービス業対個人事業収入額について、平成24年経済センサス活動調査に基づき定める額から、平成28年経済センサス活動調査に基づき定める額に更新する。 なお、更新に際して、当該調査の「総合リース業」等の欄の額を除外する。	

7 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成31年3月29日法律第3号)による税制改正の内容

第53表 令和元年度以後適用分

改正項目	改正内容	増減収見込額																
森林環境税・譲与税の創設 森 林 環 境 譲 与 税	<p>森林環境税(国税、令和6年度から課税)の収入額に相当する額を市町村及び都道府県に対して令和元年度から譲与する。</p> <p>※ 令和5年度までの間は、暫定的に交付税及び譲与税特別会計における借入れにより対応。</p> <p>譲与基準</p> <table border="1"> <tr> <td>市町村</td> <td>総額の9割に相当する額私有林人口林面積(5/10)、林業就業者数(2/10)、人口(3/10)で按分 ※ 市町村の私有林人口林面積は、林野率により補正</td> </tr> <tr> <td>都道府県</td> <td>総額の1割に相当する額を市町村と同様の基準で按分</td> </tr> </table> <p>令和元年度から令和14年度までの間における森林環境譲与税の市町村及び都道府県への譲与割合は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>期 間</th> <th>市町村</th> <th>都道府県</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年度から令和6年度まで</td> <td>100分の80</td> <td>100分の20</td> </tr> <tr> <td>令和7年度から令和10年度まで</td> <td>100分の85</td> <td>100分の15</td> </tr> <tr> <td>令和11年度から令和14年度まで</td> <td>100分の88</td> <td>100分の12</td> </tr> </tbody> </table>	市町村	総額の9割に相当する額私有林人口林面積(5/10)、林業就業者数(2/10)、人口(3/10)で按分 ※ 市町村の私有林人口林面積は、林野率により補正	都道府県	総額の1割に相当する額を市町村と同様の基準で按分	期 間	市町村	都道府県	令和元年度から令和6年度まで	100分の80	100分の20	令和7年度から令和10年度まで	100分の85	100分の15	令和11年度から令和14年度まで	100分の88	100分の12	千円 (令和元年度) 362,701
市町村	総額の9割に相当する額私有林人口林面積(5/10)、林業就業者数(2/10)、人口(3/10)で按分 ※ 市町村の私有林人口林面積は、林野率により補正																	
都道府県	総額の1割に相当する額を市町村と同様の基準で按分																	
期 間	市町村	都道府県																
令和元年度から令和6年度まで	100分の80	100分の20																
令和7年度から令和10年度まで	100分の85	100分の15																
令和11年度から令和14年度まで	100分の88	100分の12																

8 特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律(平成31年3月29日法律第4号)による税制改正の内容

第54表 令和元年10月1日以後適用分

改正項目	改正内容	増減収見込額																
特 別 区 財 政 調 整 交 付 金 地方法人課税における新たな偏在是正措置	(1) 消費税率10%段階において復元される法人事業税(所得割・収入割)の一部(法人事業税の約3割)を分離し、特別法人事業税(国税)を創設する。 ・課税標準 : 法人事業税(所得割・収入割)の税額(標準税率分) ・主な税率区分 <table border="1" data-bbox="513 519 1260 815"> <thead> <tr> <th>主な税率区分</th> <th>法人事業税 (所得割・収入割) (復元後)</th> <th>特別法人事業税 (改正後)</th> <th>特別法人事業税 (創設)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資本金1億円超の 普通法人</td> <td>3.6%</td> <td>⇒ 1%</td> <td>税額の260%</td> </tr> <tr> <td>資本金1億円以下の 普通法人等</td> <td>9.6%</td> <td>⇒ 7%</td> <td>税額の37%</td> </tr> <tr> <td>収入金額 課税対象法人</td> <td>1.3%</td> <td>⇒ 1%</td> <td>税額の30%</td> </tr> </tbody> </table> ・賦課徴収 : 都道府県(法人事業税と併せて実施) ・国への払込み : 税収の全額を交付税及び譲与税配付金特別会計に直接払込み ・適用期日 : 令和元年10月1日以降に開始する事業年度から適用 (2) 特別法人事業税の収入額を、用途を限定しない一般財源として都道府県に譲与する特別法人事業譲与税を創設する。 ・譲与基準等 : 「人口」を譲与基準とし、不交付団体に譲与制限(※)の仕組みを設ける。 ※ 当初算出額の25%を保障し、残余の75%を譲与しない(財源超過額を上限とする。) ・譲与開始時期 : 令和2年度 (3) 特別法人事業税の創設に伴い、法人事業税交付金の交付水準に変動が生じないように、交付率を100分の7.7(現行(※)100分の5.4)に引き上げる。その際、交付金の算定基礎から、法人事業税の超過課税分を除く措置を講ずる。 ※ 「現行」とは、令和元年10月以降に適用することとされている交付率に関する規定	主な税率区分	法人事業税 (所得割・収入割) (復元後)	特別法人事業税 (改正後)	特別法人事業税 (創設)	資本金1億円超の 普通法人	3.6%	⇒ 1%	税額の260%	資本金1億円以下の 普通法人等	9.6%	⇒ 7%	税額の37%	収入金額 課税対象法人	1.3%	⇒ 1%	税額の30%	
	主な税率区分	法人事業税 (所得割・収入割) (復元後)	特別法人事業税 (改正後)	特別法人事業税 (創設)														
資本金1億円超の 普通法人	3.6%	⇒ 1%	税額の260%															
資本金1億円以下の 普通法人等	9.6%	⇒ 7%	税額の37%															
収入金額 課税対象法人	1.3%	⇒ 1%	税額の30%															

9 所得税法等の一部を改正する法律(平成 31 年 3 月 29 日法律第 6 号)による税制改正の内容

第55表 令和元年度以後適用分

改正項目	改正内容	増減収見込額
自動車重量税におけるエコカー減税の軽減割合等の見直し	エコカー減税について、軽減割合の引下げや適用対象の縮小等の見直しを行った上、その適用期限を 2 年延長する。	千円 (令和元年度) 175,657

10 地方税法等の一部を改正する法律(令和2年3月 31 日法律第5号)による税制改正の内容

第56表 令和 2 年度以後適用分

改正項目	改正内容	増減収見込額																										
森林環境譲与税の見直し	<p>(1) 令和 2 年度から令和 6 年度までの森林環境譲与税について、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用することとし、各年度の譲与額を次のとおりとする。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th colspan="2">譲与額</th> </tr> <tr> <th>(改正前)</th> <th>(改正後)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和 2 年度・令和 3 年度</td> <td>200 億円</td> <td>⇒ 400 億円</td> </tr> <tr> <td>令和 4 年度・令和 5 年度</td> <td>300 億円</td> <td>⇒ 500 億円</td> </tr> <tr> <td>令和 6 年度</td> <td>森林環境税の収入額に相当する額</td> <td>⇒ 左の額に 300 億円を加算した額</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 森林環境譲与税の市町村及び都道府県への譲与割合を、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>区市町村</th> <th>都道府県</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和 2 年度・令和 3 年度</td> <td>20 分の 17</td> <td>20 分の 3</td> </tr> <tr> <td>令和 4 年度・令和 5 年度</td> <td>25 分の 22</td> <td>25 分の 3</td> </tr> <tr> <td>令和 6 年度</td> <td>10 分の 9</td> <td>10 分の 1</td> </tr> </tbody> </table>	年度	譲与額		(改正前)	(改正後)	令和 2 年度・令和 3 年度	200 億円	⇒ 400 億円	令和 4 年度・令和 5 年度	300 億円	⇒ 500 億円	令和 6 年度	森林環境税の収入額に相当する額	⇒ 左の額に 300 億円を加算した額	年度	区市町村	都道府県	令和 2 年度・令和 3 年度	20 分の 17	20 分の 3	令和 4 年度・令和 5 年度	25 分の 22	25 分の 3	令和 6 年度	10 分の 9	10 分の 1	千円 (令和 2 年度) 408,039
年度	譲与額																											
	(改正前)	(改正後)																										
令和 2 年度・令和 3 年度	200 億円	⇒ 400 億円																										
令和 4 年度・令和 5 年度	300 億円	⇒ 500 億円																										
令和 6 年度	森林環境税の収入額に相当する額	⇒ 左の額に 300 億円を加算した額																										
年度	区市町村	都道府県																										
令和 2 年度・令和 3 年度	20 分の 17	20 分の 3																										
令和 4 年度・令和 5 年度	25 分の 22	25 分の 3																										
令和 6 年度	10 分の 9	10 分の 1																										

11 地方税法等の一部を改正する法律(令和2年4月 30 日法律第 26 号)による税制改正の内容

第57表 令和 2 年 10 月 1 日以後適用分

改正項目	改正内容	増減収見込額
環境性能割交付金の軽減の延長	自動車税環境性能割の税率を 1 % 分軽減する特例措置の適用期限を 6 月延長し、令和 3 年 3 月 31 日までに取得したものを対象とする。 なお、この措置による減収については、地方特例交付金により全額国費で補填する(区市町村交付相当分は区市町村へ直接交付)。	

第58表 令和3年度以後適用分

改正項目		改正内容	増減収見込額				
特別区財政調整交付金	中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税等の軽減措置	<p>厳しい経営環境にある(※)中小事業者等に対して、令和3年度課税の1年分に限り、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税の課税標準を2分の1又はゼロとする。</p> <p>※ 令和2年2月～10月までの任意の3か月間の売上高が、前年の同期間と比べて、</p> <table border="1"> <tr> <td>30%以上50%未満減少している者</td> <td>2分の1</td> </tr> <tr> <td>50%以上減少している者</td> <td>ゼロ</td> </tr> </table> <p>適用対象に一定の事業用家屋及び構築物を加える。</p> <p>※ これらの措置に伴う減収については、新たに創設する「新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金」により全額を補填し、同交付金のうち、「固定資産税減収補填特別交付金」については、特別区財政調整交付金の財源とする(令和3年度から令和6年度)。</p>	30%以上50%未満減少している者	2分の1	50%以上減少している者	ゼロ	
	30%以上50%未満減少している者	2分の1					
50%以上減少している者	ゼロ						
	生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充						

12 令和3年度の地方税法等の一部改正(令和3年3月改正予定分)による税制改正の内容

第59表 令和3年4月1日以後適用分

改正項目		改正内容	増減収見込額
環境性能割交付金	自動車税環境性能割の税率区分の見直し及び臨時的軽減の延長	<p>(1) 軽減対象車の割合を現行と同水準としつつ、新たな2030年度燃費基準の下で税率区分を見直す。クリーンディーゼル車については、構造要件による非課税の対象から除外した上で、2年間(令和3年4月から令和5年3月まで)の激変緩和措置を講ずる。</p> <p>(2) 自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する臨時的軽減について、適用期限を9か月延長し、令和3年12月31日までに取得したものを対象とする。</p> <p>なお、この措置による減収については、地方特例交付金により全額国費で補填する(区市町村交付相当分は区市町村へ直接交付)。</p>	

第60表 令和3年度以後適用分

改正項目		改正内容	増減収見込額
特別区財政調整交付金	固定資産税(土地)の負担調整措置	令和3年度に限り、負担調整措置等により税額が増加する土地について、前年度の税額に据え置く特別な措置を講ずる。	
	生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の延長	<p>生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の適用期限を2年延長し、令和5年3月31日までに取得した資産を対象とする。</p> <p>なお、この措置に伴う減収については、「固定資産税減収補填特別交付金」により全額を補填し、特別区財政調整交付金の財源とする(令和3年度から令和8年度までに延長)。</p>	

第 2 部

基 準 財 政 需 要 額

第1章 概要

令和3年度都区財政調整については、令和3年2月2日開催の都区協議会において、「令和3年度都区財政調整方針及び同見込」（第4部資料編参照）が決定された。

基準財政需要額については、特別区がひとしくその行うべき事務を遂行することができるよう、合理的かつ適正な方法により標準算定を行うものとされた。

本年度の改正点は、次のとおりである。

1 経常的経費

(1) 次の経費等について、新たに算定した。

ア 議会総務費

企画調査費（個別施設計画策定経費）、公衆無線LAN経費、情報セキュリティ強化関連経費、地域コミュニティ活動支援費（自治会・町会会館の整備助成金）、軽自動車税申告受付業務負担金、軽自動車税環境性能割徴収取扱費負担金、公金取扱手数料（指定金融機関派出業務経費）

イ 民生費

生活困窮者自立支援事業費（生活保護適正実施推進事業等）、指導検査事務費（指導検査支援業務委託等）、保育従事職員宿舍借り上げ支援事業費、保育所等賃借料補助事業費、【態容補正】児童相談所関連経費

ウ 衛生費

自殺防止対策事業費（自殺対策計画策定経費）、使用済注射針回収支援事業費、予防接種費（ロタウイルス）、鳥獣被害対策事業費（アライグマ・ハクビシン対策）

エ 経済労働費

商工振興費（中小企業関連資金融資あっせん事業（緊急対策分））

オ 教育費

事務局運営費（教育に関する事務の点検・評価経費）、教育相談事業費（教育心理検査事業費）

(2) 次の経費等について、算定の充実を図った。

ア 議会総務費

災害対策費（災害応急対策）、安全安心まちづくり推進事業費（防犯協会助成、防犯設備助成）、非常勤職員公務災害補償費、区立施設定期点検調査費

イ 民生費

児童手当給付事業費

ウ 衛生費

予防接種費（B型肝炎）、健康診査（胃がん検診）

エ 土木費

交通災害対策費、道路清掃費

オ 教育費

【小・中学校費】学校職員費（学校司書）

カ その他

会計年度任用職員制度の反映

(3) 次の経費等について、算定内容を見直した。

ア 議会総務費

総務管理費（一般管理事務費）（地方債協会負担金等分担金）

イ 民生費

障害者モビリティ支援事業費

ウ 衛生費

精神保健デイケア事業費、健康づくり推進費（健康づくりフォローアップ指導事業費）

エ 土木費

道路占用料、公園使用料・占用料

オ 教育費

【小学校費】夏休み期間プール指導員

(4) 次の経費等について、算定の改善等を行った。

ア 議会総務費

公金取扱手数料（特別区民税・軽自動車税電子決済収納委託料）

イ 民生費

共同生活援助等事業費

ウ 清掃費

清掃費全般

エ 教育費

【小・中学校費】学校運営費（教育用コンピュータ整備費等）、【小・中学校費】特別支援学級等運営費（特別支援教室消耗品費等）

(5) その他

ア 経済労働費

商工振興費（中小企業関連資金融資あっせん事業（緊急対策分））の前倒し算定

イ その他、物騰等による所要の単価改定を行った。

2 投資的経費

(1) 次の経費等について、算定内容を見直した。

・ 土木費

道路改良工事費

(2) 次の経費等について、算定の改善等を行った。

・ 土木費

【態容補正】道路橋りょう費（都市計画交付金対象経費）

(3) その他、物騰等による所要の単価改定を行った。

第2章 経常的経費に係る単価等

第1節 主な統一単価

1	給与費に係る標準給	7,686,397円						
2	時間外勤務手当	2,880円						
3	普通旅費	<table> <tr> <td>近接地内</td> <td>511円</td> </tr> <tr> <td>近接地外</td> <td>39,800円</td> </tr> <tr> <td>研修旅費</td> <td>494円</td> </tr> </table>	近接地内	511円	近接地外	39,800円	研修旅費	494円
近接地内	511円							
近接地外	39,800円							
研修旅費	494円							

第2節 給与費に係る標準給の改定内容

第1項 本年度改定内容

給与費に係る標準給 (7,686,397円)

- (1) 職員共済組合事業主負担金等の負担率を変更した。
- (2) 令和3年度給与改定経費は見込んでいない。

第2項 積算等

職層別区分	標準給料		職層別標準給	職員構成比	統合標準給
	級号給	月額			
部長級	行(一) 6-056	494,100円	15,354,821円	0.0083386706	7,686,397円
課長級	行(一) 5-068	430,700円	13,045,220円	0.0265180723	
職員A	行(一) 3-089	385,400円	9,818,721円	0.1963024790	
職員B	行(一) 2-057	302,800円	7,735,114円	0.3102138976	
職員C	行(一) 1-063	240,700円	6,093,489円	0.3171685184	
技能系	行(二) 2-053	287,000円	7,331,951円	0.1079902521	
フルタイム再任用	行(一) 2	231,800円	4,810,660円	0.0334681101	

注1) 職層別区分

部長級、課長級、職員A（係長級）、職員B（主任）、職員C（係員）、技能系及びフルタイム再任用とした。

注2) 標準給料

行政職給料表（一）及び（二）による。

注3) 統合標準給の積算

「職層別標準給×職層別職員構成比」の累計

第3節 行政費目ごとの標準職員数一覧

経費の種類	測定単位	標準職員数			経費の種類	測定単位	標準職員数				
		計	比例人員	固定人員			計	比例人員	固定人員		
議会総務費	人 口	456.23	258.71	197.52	経済労働費	生活経済費	人 口	5.10	0.50	4.60	
社会福祉費	人 口	117.25	109.45	7.80		産業経済費	事業所数	17.90	8.90	9.00	
民	老人福祉費	65歳以上人	64.92	47.03	17.89	土木費	建築公害費	人 口	93.00	56.56	36.44
	生活保護費	被保護者数	39.05	27.24	11.81		都市整備費	人 口	41.00	35.32	5.68
生	児童福祉費	18歳未満人	132.95	98.60	34.35	費	道路橋りょう費	道路面積	49.00	42.93	6.07
		区立保育所入所児童数	457.00	457.00	—		公園費	公園面積	18.35	3.79	14.56
費	国民健康保険事業助成費	被保険者数	54.00	33.69	20.31	教	小学校費	学校数	87.00	87.00	—
	後期高齢者医療制度事業助成費	被保険者数	8.00	2.05	5.95		中学校費	学校数	33.00	33.00	—
衛生費	人 口	129.37	82.12	47.25	育	その他の教育費	児童生徒数	86.50	50.05	36.45	
清	清掃総務費	人 口	18.19	11.52			6.67	幼稚園数	57.75	57.75	—
	収集作業費	人 口	124.79	106.87	17.92	費	人 口	53.20	32.63	20.57	
掃	収集車両費	人 口	9.00	9.00	—		標準区職員数	2,197.35	1,696.51	500.84	
	処理処分費	人 口	44.80	44.80	—						

第3章 投資的経費に係る単価等

第1節 各種単価の設定

1 単価設定

建築工事単価については、毎年度、物騰率を乗じて設定しているが、東日本大震災の復興需要やオリンピック・パラリンピックの需要に伴う工事費の高騰に対応するため、平成26年度から29年度までの各予算単価の変動率を、令和2年度から4年度まで臨時的に反映した単価とした。

2 建築単価

区分	単価	内 容 説 明
工 事 単 価	新 設 335,000円/㎡	・ 主体、主体設備、特殊付帯工事費等 284,100円/㎡
		・ 通常の基礎工事 17,300円/㎡
		・ 設計、工事監理委託料 33,600円/㎡
改 築	351,800円/㎡ (公衆便所 785,100円/㎡)	新設工事費+解体工事費
大規模 改 修	7,400円/㎡ (公衆便所 9,200円/㎡)	

注1) 特殊付帯工事には、冷暖房設備、変電設備、昇降機、外構工事等を含む。

注2) 通常の基礎工事とは普通の支持力で支持層15mまで（全区に算入される）。

注3) 初度調弁費は、主体、主体設備、特殊付帯、通常の基礎工事費の50/1,000。

3 用地単価

454,000円/㎡ → 東京都基準地価格調査（令和2年7月1日）による区部住宅地の対前年変動率を乗じて設定

4 その他単価

(1) 道路改良・ガードパイプ取替及び橋りょう架替単価

ア 道路改良単価の決定

(ア) 幅員の設定基準

- ① 4.5m未満は、表層A C 4cm、上層路盤A S 5cm、下層路盤M10cm、C 15cm
 - ② 4.5m以上は、アスファルト・コンクリート舗装
 - ・ 4.5m以上～6.5m未満 表層A C 5cm、基層A C 5cm、上層路盤M10cm、下層路盤C 20cm
 - ・ 6.5m以上～8.5m未満 表層A C 5cm、基層A C 10cm、上層路盤M10cm、下層路盤C 30cm
 - ・ 8.5m以上 表層A C 5cm、基層A C 20cm、上層路盤M15cm、下層路盤C 20cm
- | | | | |
|-----|--------------|---|-------------|
| A C | アスファルト混合物層 | M | 粒度調整碎石層 |
| A S | アスファルト処理混合物層 | C | クラッシャーラン碎石層 |
- ③ C B R（舗装厚決定基準） 3%

(イ) 車道改良単価及び歩道込修正単価

幅員	4.5m未満	4.5m以上6.5m未満 (平均5.5m)	6.5m以上8.5m未満 (平均7.5m)	8.5m以上 (平均14.0m)
単価	17,200円/㎡	18,500円/㎡	25,400円/㎡	32,000円/㎡
歩道込修正単価	歩道の有無	無	無	片側 (1.5m)
	修正単価	17,200円/㎡	18,500円/㎡	21,000円/㎡
				両側 (1.5m × 2)
				26,000円/㎡

注) 歩道込修正単価の算出方法

$$\text{歩道込修正単価} = \frac{\text{車道単価} \times \text{車道幅員} + \text{歩道単価} \times \text{歩道幅員}}{\text{道路平均幅員}}$$

6.5m以上～8.5m未満の場合

$$\frac{25,400\text{円}/\text{m}^2 \times 6.0\text{m} + 4,000\text{円}/\text{m}^2 \times 1.5\text{m}}{7.5\text{m}} \approx 21,100\text{円}/\text{m}^2$$

8.5m以上の場合

$$\frac{32,000\text{円}/\text{m}^2 \times 11.0\text{m} + 4,000\text{円}/\text{m}^2 \times 3.0\text{m}}{14.0\text{m}} \approx 26,000\text{円}/\text{m}^2$$

イ ガードパイプ取替・橋りょう架替

区分	単価	備考	
ガードパイプ	18,100円/m		
橋りょう	鋼橋	445,100円/㎡	設計委託料4%含む
	木橋・コンクリート橋	244,700円/㎡	〃

(2) 公園造成単価

<一般公園>

区分	単価
造成工事	32,480円/㎡
設計委託料	520円/㎡
計	33,000円/㎡

注) 造成工事には、整地、芝張、植栽、外柵等を含む。

(3) 義務教育施設建設単価等

項 目	符 号	単 価	内 容 説 明	備 考	
校舎建設単価 基準面積 小： 5,900㎡ 養： 1,800㎡ 中： 6,198㎡	小	245,400円/㎡	主体付帯工事費	190,800円/㎡	
			基礎工事費	13,300円/㎡	
	養		変電施設	4,500円/㎡	
			設計、工事監理委託料	25,000円/㎡	
	中		校具費	5,200円/㎡	
			その他工事費	6,600円/㎡	
新設校校具費	小	D	44,832,000円/校		
	養	D			
	中	D	57,327,000円/校		
給食室設置経費	小	E	155,300,000円/校	ドライ システ ム	
	養	E	144,884,000円/校		
	中	E			
新設校活性汚泥槽経費	小	—	42,791,000円/校	下水道 未普及 地 域	
	養	F			
	中	—			
鉄筋校舎取壊し経費	小	F	17,100円/㎡		
	中	F			
工所用仮設校舎経費	小	G	28,300円/㎡		
	中	G			
防火戸設置経費	小	H	1,012,000円/戸		
	養	G			
	中	H			
屋内運動場建設単価 基準面積 小： 1,215㎡ 養： 629㎡ 中： 1,138㎡	小	J	主体付帯工事費	217,800円/㎡	
			基礎工事費	13,800円/㎡	
	養	I	変電施設	1,400円/㎡	
			設計、工事監理委託料	40,700円/㎡	
	中	J	校具費	5,600円/㎡	
屋内運動場取壊し経費	小	—	15,200円/㎡		
	養	—			
	中	—			
寄宿舎建設単価	養	K	268,000円/㎡		

項 目	符 号	単 価	内 容 説 明		備 考
学校プール建設単価 基準面積 小： 250㎡ 養： 200㎡ 中： 300㎡	小 L	292,600円/㎡	主体付帯工事費 220,300円/㎡		
	養 M		基礎工事費 9,900円/㎡		
	中 L		設計、工事監理委託料 62,400円/㎡		
学校プール内蔵経費	小 M	36,500円/㎡			
	養 N				
	中 M				
学校プール取壊し経費	小 -	21,900円/㎡			
	養 -				
	中 -				
武道場建設経費	中 -	279,300円/㎡	建設単価	基準面積 柔剣道場：450㎡ 剣道場：300㎡ 柔道場：250㎡	
	中 -	15,200円/㎡	取壊し経費		
	中 -	800,000円/校	大規模改修経費		
大規模改修経費	小 -	23,277,000円/校	校舎	16,419,000円/校	
			給食室	1,446,000円/校	
			屋内運動場	2,597,000円/校	
			プール	598,000円/校	
			校庭	1,619,000円/校	
			フェンス	598,000円/校	
	養 -	12,750,000円/校	校舎	7,118,000円/校	
			給食室	1,447,000円/校	
			屋内運動場	1,465,000円/校	
中 -	24,733,000円/校	プール	503,000円/校		
		校庭	1,619,000円/校		
		フェンス	598,000円/校		
中 -	24,733,000円/校	校舎	17,276,000円/校		
		給食室	1,447,000円/校		
		屋内運動場	2,453,000円/校		
		プール	653,000円/校		
		校庭	2,229,000円/校		
		フェンス	675,000円/校		

注) 項目欄中「小」とは小学校費を、「養」とは小学校費(特別支援学校及び養護学園・態容補正)を、「中」とは中学校費をいう。

また、符号欄について、「小」は小学校費の態容補正(Ⅱ)、「養」は小学校費の態容補正(Ⅳ)、「中」は中学校費の態容補正(Ⅱ)の、それぞれの算式における符号と一致する。

第2節 所要経費の積算の考え方

区 分		積 算 式
新 設 経 費	工 事 費	単 価 × 標準事業規模 × 標準区事業量 335,000円/㎡ a ㎡ b か所
	用 地 費	単 価 × 標準事業規模 × 標準区事業量 454,000円/㎡ a ㎡ b か所
改 築 経 費	工 事 費	単 価 × 耐用年数 × 標準事業規模 351,800円/㎡ 1/50 ㎡
大規模改修経費	工 事 費	単 価 × 標準事業規模 7,400円/㎡ ㎡

注) 改築経費の考え方(参考)

改築経費については、減価償却方式(定額法)に準じ算定する。

$$(A円/㎡ \times ㎡) \times 1/50 \div \text{年間償却額} ※$$

↓

↓

調 達 価 額 耐用年数

$$※ \left[\begin{array}{l} \cdot \text{耐用年数を50年とする。} \\ \cdot \text{地方公営企業法施行規則別表の定め、事務用RC造り。} \end{array} \right]$$

- ・経費ごとに算定される改築経費(例えば50か所分)を全額投入すれば、当該年度に1か所の改築(既存施設の取り壊し・建設)が可能となる。
- ・現況数の少ない経費は積み立てて投入され、一定の期間ごとに改築可能とする。

第3節 特定財源の積算の考え方

区 分	積 算 式	備 考
国 庫 支 出 金	補助単価 × 標準規模 × 補助率 × 国庫採択見込率 × 標準区事業量 x 円 y ㎡ 1/α Z/100 p 所	※ 国庫採択見込率 国庫採択実績見込量 ----- 標準区事業量
都 支 出 金	同 上	同 上
特 別 建 物	工事単価 × 標準規模 × 充当率 × 許可見込率 × 標準区事業量	※ 許可見込率 許可見込事業量 ----- 標準区事業量
債 公 園 用 地	用地単価 × 標準区数量 × 充当率 × 許可見込率	同 上

第4節 建設工事単価に係る物騰率の算出方法

1 建築工事関係

(1) 物価構成比の上昇率

区分	平成 31年4月	令和元年5月		令和元年6月		令和元年7月		令和元年8月	
		4→5月 上昇率	構成比	5→6月 上昇率	構成比	6→7月 上昇率	構成比	7→8月 上昇率	構成比
資材費	28.71	1.000	28.73	1.002	28.78	0.997	28.70	0.999	28.66
労務費	64.00	0.956	61.19	0.952	58.25	0.999	58.19	1.026	59.71
共通経費	7.28	1.000	7.28	1.000	7.28	1.000	7.28	1.001	7.29
計	100.00	0.972	97.20	0.970	94.32	0.999	94.18	1.016	95.66
令和元年9月		令和元年10月		令和元年11月		令和元年12月		令和2年1月	
8→9月 上昇率	構成比	9→10月 上昇率	構成比	10→11月 上昇率	構成比	11→12月 上昇率	構成比	12→1月 上昇率	構成比
0.999	28.62	0.993	28.41	0.998	28.35	0.999	28.33	0.999	28.31
0.976	58.27	1.004	58.51	1.009	59.03	0.994	58.68	1.016	59.62
0.999	7.28	0.983	7.16	1.001	7.17	1.001	7.17	1.002	7.19
0.985	94.18	0.999	94.08	1.005	94.55	0.996	94.18	1.010	95.12
令和2年2月		令和2年3月		令和2年4月		令和2年5月		令和2年6月	
1→2月 上昇率	構成比	2→3月 上昇率	構成比	3→4月 上昇率	構成比	4→5月 上昇率	構成比	5→6月 上昇率	構成比
0.999	28.27	0.996	28.16	0.994	27.99	0.993	27.80	0.998	27.75
0.988	58.90	0.995	58.61	0.984	57.67	0.974	56.17	0.973	54.65
0.998	7.17	0.999	7.17	0.998	7.15	1.002	7.17	1.000	7.17
0.992	94.35	0.996	93.94	0.988	92.81	0.982	91.14	0.983	89.57

注1) 資材費の上昇率は、日銀企業物価指数及び総務省消費者物価指数による。

注2) 労務費の上昇率は、厚生労働省毎月勤労統計の建設業の給与による。

注3) 共通経費の上昇率は、総務省消費者物価指数による。

(2) 令和2年4月 → 令和3年4月上昇率推計

< $Y = mt + b$ の一次直線により、回帰式を求める。 >

平成31年4月の構成比を100として各時点を指数化し、次式に代入して解く。

$$\begin{cases} \sum Y = n b + m \sum t \cdots \cdots \textcircled{1} \\ \sum t Y = b \sum t + m \sum t^2 \cdots \cdots \textcircled{2} \end{cases}$$

$$\textcircled{1} \text{より、} 15b = 1,415.28 \quad \therefore b = 94.35 \quad \cdots \cdots \textcircled{3}$$

$$\textcircled{2} \text{より、} 280m = -119.83 \quad \therefore m = -0.43 \quad \cdots \cdots \textcircled{4}$$

$$\textcircled{3} \text{及び} \textcircled{4} \text{を} Y = mt + b \text{に代入} \quad Y = -0.43t + 94.35 \quad \cdots \cdots \textcircled{5}$$

平成31年4月を $t = -7$ としたので令和3年4月は $t = 17$ $Y = -0.43 \times 17 + 94.35 = 87.04$

よって、令和2年4月→令和3年4月の上昇率は、 $\left(\frac{87.04}{92.81} - 1 \right) \times 100 \approx \Delta 6.2\%$

2 土木工事関係

(1) 物価構成比の上昇率

区分	平成 31年4月	令和元年5月		令和元年6月		令和元年7月		令和元年8月	
		4→5月 上昇率	構成比	5→6月 上昇率	構成比	6→7月 上昇率	構成比	7→8月 上昇率	構成比
資材費	40.29	1.001	40.33	1.005	40.53	0.999	40.49	1.002	40.56
労務費	45.16	0.956	43.18	0.952	41.10	0.999	41.06	1.026	42.13
共通経費	14.55	1.000	14.55	1.000	14.55	1.000	14.55	1.001	14.56
計	100.00	0.980	98.05	0.981	96.18	0.999	96.09	1.012	97.25
令和元年9月		令和元年10月		令和元年11月		令和元年12月		令和2年1月	
8→9月 上昇率	構成比	9→10月 上昇率	構成比	10→11月 上昇率	構成比	11→12月 上昇率	構成比	12→1月 上昇率	構成比
1.001	40.58	0.997	40.45	1.000	40.43	1.001	40.49	0.998	40.42
0.976	41.12	1.004	41.28	1.009	41.66	0.994	41.41	1.016	42.07
0.999	14.55	0.983	14.30	1.001	14.31	1.001	14.33	1.002	14.36
0.990	96.25	0.998	96.03	1.004	96.40	0.998	96.23	1.006	96.85
令和2年2月		令和2年3月		令和2年4月		令和2年5月		令和2年6月	
1→2月 上昇率	構成比	2→3月 上昇率	構成比	3→4月 上昇率	構成比	4→5月 上昇率	構成比	5→6月 上昇率	構成比
1.005	40.64	0.998	40.54	0.996	40.40	0.999	40.36	1.001	40.40
0.988	41.56	0.995	41.35	0.984	40.69	0.974	39.63	0.973	38.56
0.998	14.33	0.999	14.31	0.998	14.28	1.002	14.31	1.000	14.31
0.997	96.52	0.997	96.21	0.991	95.37	0.989	94.30	0.989	93.28

注1)～注3) 前頁建築工事関係と同様。

(2) 令和2年4月 → 令和3年4月上昇率推計

前頁建築工事関係の上昇率推計と同様の方法による。

令和3年4月 (t=17) は、 $Y = -0.26 \times 17 + 96.33 = 91.91$

よって、令和2年4月→令和3年4月の上昇率は、 $\left(\frac{91.91}{95.37} - 1 \right) \times 100 \approx \Delta 3.6\%$

第5節 行政費目ごとの標準事業規模一覧

経費の種類		測定単位	施設	標準事業規模	
議会総務費		人口	地域交流施設	m ² 25,994	
民生費	社会福祉費	人口	心身障害者福祉施設	10,620	
	老人福祉費	65歳以上人口	高齢者福祉施設	18,250	
	児童福祉費	15歳未満人口	児童福祉施設	35,473	
衛生費		人口	保健衛生施設	7,100	
清掃費	収集作業費	人口	清掃事務所・事業所	4,000	
		人口	車庫	1,800	
経労働費	生活経済費	人口	消費者及び商工振興施設	3,200	
土木費	建築公害費	人口	区営住宅	28,280	
	道路橋りょう費	道路面積	公衆便所（道路）	270	
	公園費	人口	公園（新設工事費）	1,500	
			公園（新設用地費）	400	
			公園（改修工事費）	300,000	
		公衆便所（公園）	2,160		
教育費	小学校費	学校数	小学校 (1校あたり)	校舎	5,900
				給食室	319
				屋内運動場	1,215
				プール	630
				校庭	4,000
				フェンス	670
	中学校費	学校数	中学校 (1校あたり)	校舎	6,198
				給食室	266
				屋内運動場	1,138
				プール	700
				校庭	5,600
				フェンス	756
	その他の教育費	児童生徒数	校外施設	6,000	
園児数		幼稚園	10,875		
人口		生涯学習関連施設	35,300		
		各種運動施設	136,220		

第4章 標準行政規模等一覧表

経費の種類		測定単位		測定単位の標準区数値			
		経常的経費	投資的経費				
議会総務費		人	口	人	口	350,000人	
民 生 費	社会福祉費	人	口	人	口	350,000人	
	老人福祉費	65歳以上人口	65歳以上人口	65歳以上人口		63,000人	
	生活保護費	被保護者数	—	被保護者数		7,600人	
	児童福祉費	18歳未満人口 区立保育所入所児童数 私立保育所入所児童数	—	—	18歳未満人口		47,000人
			—	—	区立保育所入所児童数		3,400人
			—	—	私立保育所入所児童数		1,100人
	—	15歳未満人口	15歳未満人口		38,000人		
国民健康保険除費	被保険者数	—	被保険者数		113,780人		
後期高齢者医療制度事業助成費	被保険者数	—	被保険者数		34,000人		
衛生費		人	口	人	口	350,000人	
清 掃 費	清掃総務費	人	口	—	人	口	350,000人
	収集作業費	人	口	人	口	350,000人	
	収集車両費	人	口	—	人	口	350,000人
	処理処分費	人	口	人	口	350,000人	
経 労 働 費	生活経済費	人	口	人	口	350,000人	
	産業経済費	事業所数	—	事業所数		12,000箇所	
土 木 費	建築公害費	人	口	人	口	350,000人	
	都市整備費	人	口	人	口	350,000人	
道 路 費	道路橋りょう費	道路面積	道路面積	道路面積		2,322,000㎡	
	公園費	公園面積	—	公園面積		300,000㎡	
		—	人	口	人	口	350,000人
教 育 費	小学校費	児童数	—	児童数		24,480人	
		学級数	—	学級数		612学級	
		学校数	学校数	学校数		34校	
	中学校費	生徒数	—	生徒数		10,800人	
		学級数	—	学級数		270学級	
		学校数	学校数	学校数		18校	
その他の教育費	児童生徒数	児童生徒数	児童生徒数		35,280人		
	幼稚園数	—	幼稚園数		15箇所		
	—	園児数	園児数		1,800人		
人	口	人	口	350,000人			
そ の 他 諸 費	公債費	元	償還金	元	償還金		
	財産費	年度	支払額	年度	支払額		
	その他行政費	人	口	—	人	口	350,000人

第5章 単位費用積算基礎

第1節 経常的経費

第1項 議会総務費

I 議会総務費の概要

1 単位費用算定の概要

- (1) 議会総務費は、測定単位「人口」により、次の経費を算定した。
 - ア 区議会議員の報酬、費用弁償等の区議会運営費及び区議会事務局運営に要する経費
 - イ 一般管理事務費、企画調査費、財産管理費、電子計算事務費、総合行政ネットワーク運営経費及び都区市町村電子自治体共同運営システム経費等
 - ウ 人事委員会費、特別区協議会分担金、特別区長会事務局分担金、特別区議会議長会事務局分担金、全国区長会負担金及び全国市議会議長会負担金
 - エ 広報広聴費、災害対策費、国民保護法関連事業経費及び安全安心まちづくり推進事業費等
 - オ 区長・副区長・教育長に係る給料・職員手当・共済費、職員研修費及び庁舎維持管理費等
 - カ 住民基本台帳整備費、住居表示管理費、出張所管理運営費、文化振興事業費及び男女共同参画事業費等
 - キ 都民税及び特別区税の賦課徴収に要する経費
 - ク 選挙管理委員会費、選挙常時啓発普及費、区長及び区議会議員選挙の執行費並びに区長及び区議会議員選挙の公営費
 - ケ 監査委員の給料、報酬その他監査事務局の事務に要する経費等
 - コ 特別区職員の退職手当に要する経費
 - サ 再任用（短時間）職員給与に要する経費
- (2) 標準区の行政規模は人口350,000人とした。
- (3) 標準区の所要経費を10,239,293,633円、特定財源を1,093,343,500円と見込み、差引一般財源所要額を9,145,950,133円と算定した。

この結果、単位費用を26,131円とした。

2 本年度改定内容

- (1) 新たに長寿命化計画（個別施設計画）のうち、公園と橋りょうに係る策定・更新経費について、算定した。
- (2) 新たに行政情報や災害情報等を得るため区立施設や防災拠点等に設置している公衆無線LANの運用に係る経費について、算定した。
- (3) 新たに、総務省通知に基づき平成28年度から実施している情報セキュリティ強靱化に係る経費について、算定した。
- (4) 新たに自治会・町会会館の整備（新設、改築、修繕等）助成に係る経費について、算定した。
- (5) 新たに軽自動車関連三団体が行っている、軽自動車税の申告受付業務に係る負担金について、算定した。
- (6) 新たに令和元年10月に創設された軽自動車税環境性能割の賦課徴収に係る東京都事務手数料について、算定した。

- (7) 新たに令和3年4月1日より発生する指定金融機関の区役所派出業務経費について、算定した。
- (8) 防災被服に係る経費について、算定の充実を図った。
- (9) 防犯協会助成及び防犯設備助成に係る経費について、算定の充実を図った。
- (10) 会計年度任用職員制度の運用開始を踏まえ、非常勤職員公務災害補償費について、算定の充実を図った。
- (11) 投資的経費に係る標準施設の見直しに伴う標準施設面積の拡充を踏まえて、区立施設定期点検調査費について、算定の充実を図った。(地域センター分を除く)
- (12) 地方債協会負担金等分担金について、算定内容を見直した。
- (13) 公金取扱手数料について、新たに住民税・軽自動車税の電子決済収納委託に係る経費を算定するとともに、コンビニエンスストア収納委託料について、算定内容を見直した。
- (14) 令和2年4月から運用が開始された会計年度任用職員制度について、算定に反映させることで、算定の充実を図った。
- (15) その他、所要の単価改定等を行った。

II 積算の内容

次頁より

経費の種類		議会総務費		測定単位	人	口	
事業区分	節名	経費	内容説明				
基 準 的 会 費 費	議会運営費	報酬	440,868,006	特別職非常勤職員			
				議長	$916,700円 \times 12月 + 916,700円$		
					$\times 145 / 100 \times 3.70月 = 15,918,496円$		
				副議長	$786,300円 \times 12月 + 786,300円$		
					$\times 145 / 100 \times 3.70月 = 13,654,100円$		
				委員長	$(656,400円 \times 12月 + 656,400円$		
					$\times 145 / 100 \times 3.70月) \times 8人 = 91,187,088円$		
				委員長（予算特別委員会・決算特別委員会）	$\{ (656,400円 \times 2月 + 656,400円 \times 145 / 100$		
					$\times 3.70月 \times 0.15) +$		
					$(607,900円 \times 10月 + 607,900円 \times 145 / 100$		
					$\times 3.70月 \times 0.85) \} \times 2人 = 21,384,428円$		
				副委員長	$(629,700円 \times 12月 + 629,700円$		
			$\times 145 / 100 \times 3.70月) \times 8人 = 87,477,928円$				
		副委員長（予算特別委員会・決算特別委員会）	$\{ (629,700円 \times 2月 + 629,700円 \times 145 / 100$				
			$\times 3.70月 \times 0.15) +$				
			$(607,900円 \times 10月 + 607,900円 \times 145 / 100$				
			$\times 3.70月 \times 0.85) \} \times 2人 = 21,234,654円$				
		議員	$(607,900円 \times 12月 + 607,900円$				
			$\times 145 / 100 \times 3.70月) \times 18人 = 190,011,312円$				
		共済費	104,171,200	地方議会議員共済会給付費負担金			
				$610,000円 \times \frac{35.4}{100} \times 12月 \times 40人 = 103,651,200円$			
				地方議会議員共済会事務負担金			
				$13,000円 \times 40人 = 520,000円$			
		災害補償費	661,302		$440,868,006円 \times \frac{1.5}{1,000} = 661,302円$		
		旅費	6,915,900	費用弁償			
				議長、副議長	691,500円		
				議員	$@163,800円 \times 38人 = 6,224,400円$		
		交際費	967,000	議長交際費	967,000円		
		需用費	1,382,600	議員人頭割			
				消耗品費	484,000円		
				印刷製本費	414,600円		
				会議費	484,000円		

経費の種類		議会総務費		測定単位	人	口	
事業区分	節名	経費	内容説明				
基 会 準 費 的	議 事 務 局 運 営 費	（議会） 負担金補助 及び交付金	980,000	円	議長会・委員長会等分担金	980,000円	
		計	555,946,008				
	議 事 務 局 運 営 費	区議会 給与費	107,609,558		@7,686,397円 × 14.0人 =	107,609,558円	
		職員手当等	1,725,120		@2,880円 × 599時間 =	1,725,120円	
		旅費	269,576		普通旅費		
		需用費	近接地内	680,600		@511円 × 18回 × 12月 =	110,376円
			近接地外			@39,800円 × 4回 =	159,200円
		役務費	11,027,700		消耗品費	680,600円	
		委託料	通信運搬費				341,200円
			新聞折込・配布委託				3,748,000円
			会議録作成委託				6,938,500円
		使用料及び 賃借料	議会公開システム保守	10,259,000			2,239,100円
			区議会だより作成委託				8,019,900円
備品購入費	自動車借上料	1,646,000			225,900円		
	システム機器リース料				1,420,100円		
	図書購入及び一般事務用	351,000			351,000円		
	計	133,568,554					
	小計	689,514,562					
経 務 管 理 費	一般管理 報酬	19,650,750		会計年度任用職員 @11,229円 × 1,750人 =	19,650,750円		
	事務費 給与費	2,692,006,821		@7,686,397円 × 350.23人 =	2,692,006,821円		
	職員手当等	28,906,560		宿日直手当			
	災害補償費	土・日・休日			@6,000円 × 234日	} 2,928,000円 × 3人 = 8,784,000円	
		平日			@6,000円 × 242日		
		年末年始			@6,000円 × 12日		
		時間外勤務手当			@2,880円 × 6,987時間 =	20,122,560円	
		職員公務災害見舞金	1,001,435			1,001,435円	
		報償費	1,557,000			1,557,000円	
	旅費	普通旅費	5,125,648				
近接地内				@511円 × 414回 × 12月 =	2,538,648円		
	近接地外			@39,800円 × 65回 =	2,587,000円		
	交際費	2,450,000			2,450,000円		

経費の種類		議会総務費		測定単位	人	口		
事業区分		節名	経費	内容説明				
基	総	〔一般管理〕 〔事務費〕	需用費	31,635,500	円			
			役務費	14,960,000	消耗品費			20,487,600円
					印刷製本費			8,120,000円
					会議費			1,001,800円
			使用料及び 賃借料	33,896,200	修繕料			2,026,100円
					郵便料			2,820,000円
					電話料			12,140,000円
			備品購入費 負担金補助 及び交付金	15,501,100 116,000	ファクシミリ賃借料（含保守等）			24,743,100円
					自動車、会場借上料			1,193,600円
					職員情報システムリース料			7,959,500円
計	2,846,807,014							
準	務	総合教育 会議	役務費	140,800		会議録作成経費	140,800円	
		企画調査費	職員手当等	2,784,960	時間外勤務手当	@2,880円 × 967時間 =	2,784,960円	
			報償費	126,100			126,100円	
			旅費	376,828	普通旅費			
		需用費	1,575,500	近接地内	@511円 × 29回 × 12月 =	177,828円		
				近接地外	@39,800円 × 5回 =	199,000円		
				消耗品費		369,100円		
		委託料	9,314,400	印刷製本費		1,206,400円		
				調査、計画委託料		5,959,400円		
				長寿命化計画（個別施設計画）策定経費（公園、橋りょう）		3,355,000円		
使用料及び 賃借料	34,300			34,300円				
備品購入費	61,800	一般事務用		61,800円				
負担金補助 及び交付金	16,000	負担金		16,000円				
計	14,289,888							
的	管	行政評価 事務費	報償費	576,600	行政評価委員謝礼	576,600円		
		需用費	205,000	消耗品費		22,000円		
				印刷製本費		183,000円		
		役務費	107,000	会議録作成経費		107,000円		
計	888,600							
経	理	費	費					

経費の種類		議会総務費		測定単位	人	口
事業区分	節名	経費	内容説明			
基 総	財政管理費	職員手当等	1,828,320	円	高所危険手当（検査） @300円 × 104回 = 31,200円 時間外勤務手当 @2,880円 × 624時間 = 1,797,120円	
		旅 費	367,688		普通旅費	
		需 用 費	2,387,000	近接地内	@511円 × 34回 × 12月 = 208,488円	
				近接地外	@39,800円 × 4回 = 159,200円	
		需 用 費	2,387,000	消耗品費	758,800円	
				印刷製本費	1,628,200円	
		役 務 費	32,000		32,000円	
		使用料及び賃借料	48,700		48,700円	
		備品購入費	437,500		一般事務用 437,500円	
		計	5,101,208			
準 務	電子計算事務費	需 用 費	9,379,000		電子計算機用消耗品	9,379,000円
		役 務 費	45,451,000		オンライン等回線使用料	45,451,000円
		委 託 料	199,753,000		情報システム保守委託	199,753,000円
		使用料及び賃借料	200,117,000		電子計算機レンタルリース料	200,117,000円
		計	454,700,000			
的 管	施設予約システム経費	役 務 費	2,753,000		回線使用料	2,753,000円
		委 託 料	13,413,000		システム保守委託	13,413,000円
		使用料及び賃借料	8,813,800		機器リース料	8,813,800円
計	24,979,800					
経 理	総合行政ネットワーク(LGWAN)運営経費	役 務 費	352,000		回線使用料	352,000円
		委 託 料	1,050,200		提供設備保守委託	1,050,200円
		使用料及び賃借料	1,476,300		提供設備等リース料	1,476,300円
		計	2,878,500			
費 費	情セリ強経	報 ユイ化費	1,237,000		回線使用料	1,237,000円
		委 託 料	13,175,000		運用保守委託	13,175,000円
		使用料及び賃借料	28,638,000		対応機器リース料	28,638,000円
計	43,050,000					
情セキリテラウド運	報 ユイ化費	負担金補助及び交付金	10,768,121		共同利用負担金	10,768,121円
自治体中間サーバープラットフォーム運用	負担金補助及び交付金	4,150,000		運用経費負担金	4,150,000円	

経費の種類		議会総務費		測定単位	人	口	
事業区分	節名	経費	内容説明				
基 総	都区市町村 電子自治体 共同システム 経営ム費	委託料	12,925,000	電子申請・調達サービス提供委託料		12,925,000円	
		負担金補助金 及び交付金	585,000	共同事務処理分担金		585,000円	
		計	13,510,000				
	人 委員 会費	負担金補助金 及び交付金	11,989,130	共同事務処理分担金		11,989,130円	
		特別 協分 担	5,112,180	共同事務処理分担金		5,112,180円	
	特 別 区 務 分 担	負担金補助金 及び交付金	12,784,532	共同事務処理分担金		12,784,532円	
		特別 区 議 長 会 務 局 分 担	2,734,604	共同事務処理分担金		2,734,604円	
	全 国 市 長 会 負 担 金	負担金補助金 及び交付金	1,326,000	共同事務処理分担金		1,326,000円	
		全 国 市 議 長 会 負 担 金	1,295,000	共同事務処理分担金		1,295,000円	
	的 管	軽自動車 申告受 業務負担	700,000	負担金		700,000円	
軽自動車 環境性能 徴収取扱 負担		315,000	負担金		315,000円		
経 理	法 務 管 理 費	報 酬	3,349,620	会計年度任用職員（顧問弁護士） @207,435円 × 12月 = 2,489,220円 特別職非常勤職員（行政不服審査会委員） @23,900円 × 9回 × 4人 = 860,400円			
		職 員 手 当 等	149,760	時間外勤務手当	@2,880円 × 52時間 =	149,760円	
		報 償 費	24,400	法務事務研修会講師謝礼等		24,400円	
		旅 費	77,840	普通旅費 { 近接地内 @511円 × 40回 = 20,440円 近接地外 39,800円 費用弁償 17,600円			
		需 用 費	211,700	消耗品費 47,300円 印刷製本費 44,900円 会議費 119,500円			
		役 務 費	185,130	通信運搬費		6,680円	
				行政不服審査会反訳経費		178,450円	
				委 託 料	4,564,200	例規データシステム保守委託	4,564,200円

経費の種類		議会総務費		測定単位	人	口	
事業区分	節名	経費	内容説明				
基 総	〔法 務〕 〔管理費〕	使用料及び賃借料	15,200	複写機借上料		15,200円	
		備品購入費	18,500			18,500円	
		計	8,596,350				
	指定管理者 選定等経費	報 償 費	372,020	選定委員会委員謝礼 @64,100円 × 19回 × $\frac{1}{5}$ = 243,580円 評価委員会委員謝礼 @33,800円 × 19回 × $\frac{1}{5}$ = 128,440円			
		委 託 料	994,700	財務分析及び労働環境分析委託		994,700円	
		計	1,366,720				
	準 務	広報広聴費	職員手当等	2,027,520	時間外勤務手当 @2,880円 × 704時間 =		2,027,520円
			報 償 費	924,100			924,100円
			旅 費	453,536	普通旅費		
		需 用 費	近接地内		@511円 × 48回 × 12月 =		294,336円
近接地外				@39,800円 × 4回 =		159,200円	
消耗品費						1,583,600円	
印刷製本費						48,371,200円	
役 務 費		会議費				167,200円	
		修繕料				112,800円	
委 託 料		回線使用料				235,600円	
	郵便料				257,100円		
	区民便利帳配布経費				1,860,300円		
	新聞折込料等				40,439,100円		
使用料及び賃借料	ホームページ運営				16,464,800円		
	区のお知らせ等デザイン委託				6,311,000円		
	映像広報製作・放映委託				57,624,800円		
	点字広報等経費				5,410,000円		
	区報等編集事務委託				9,443,500円		
	使用料及び賃借料	157,700			157,700円		
	工事請負費	1,860,600			1,860,600円		
	備品購入費	524,100			524,100円		
	負担金補助及び交付金	32,000			32,000円		
	計	194,260,556					
的 管 理 費	情報公開・報酬	600,000	特別職非常勤職員（情報公開・個人情報保護審議会委員）				
	個人情報保護事業費	472,000	@12,500円 × 4回 × 12人 =		600,000円		
	報酬	472,000	情報公開・個人情報保護審査会				
			@18,880円 × 5回 × 5人 =		472,000円		

経費の種類		議会総務費		測定単位	人	口	
事業区分	節名	経費	内容説明				
基 準 的 管 理 費	〔情報公開・個人情報保護事業費〕	需用費	154,400	消耗品費		154,400円	
		役務費	139,100	審議会・審査会テープ翻訳等		139,100円	
		計	1,365,500				
	災	防災対策	報酬	24,915,162	特別職非常勤職員（防災会議委員） @9,200円 × 30人 × 2回 = 552,000円 会計年度任用職員（防災指導員） @4,060,527円 × 6人 = 24,363,162円		
			職員手当等	636,480	時間外勤務手当（地域防災計画作成等） @2,880円 × 221時間 = 636,480円		
			旅費	115,997	普通旅費 @511円 × 227回 = 115,997円		
			需用費	1,036,400	印刷製本費 952,700円 会議費 83,700円		
			負担金補助及び交付金	900,000	防火防災協会助成 @300,000円 × 3団体 = 900,000円		
	計	27,604,039					
	害 対 策	災害応急対策	職員手当等	2,229,120	時間外勤務手当（災害時） @2,880円 × 774時間 = 2,229,120円		
需用費			3,089,148	防災被服、クリーニング費用		3,089,148円	
備品購入費			163,300	災害対策本部用		163,300円	
計	5,481,568						
策	災害救助費〔災害救助法適用外〕	報酬	786,030	会計年度任用職員 @11,229円 × 70人 = 786,030円			
		職員手当等	2,229,120	時間外勤務手当 @2,880円 × 774時間 = 2,229,120円			
		旅費	330,106	普通旅費 @511円 × 646回 = 330,106円			
		需用費	788,800	救援物資等 744,100円 印刷製本費 44,700円			
		使用料及び賃借料	187,300	会場使用料 18,900円 自動車借上料 168,400円			
負担金補助及び交付金	600,000	被災世帯見舞金		600,000円			
計	4,921,356						
費	消防団員等災害補償共済基金掛	共済費	630,000	〔応急措置従事者 @0.3円〕 @1.8円 × 350,000人 = 630,000円 〔水防従事者 @1.5円〕			
		負担金補助及び交付金	1,608,000	消防団員福祉共済掛金助成 @3,000円 × 536人 = 1,608,000円			
計	2,238,000						
費	総合防災訓練	職員手当等	5,302,080	時間外勤務手当 @2,880円 × 1,841時間 = 5,302,080円			
		報償費	420,300	医師等費用弁償		420,300円	

経費の種類		議会総務費		測定単位	人	口					
事業区分		節名	経費	内容説明							
基	総	災	〔総合防災訓練〕 需用費	円							
				7,648,300	消耗品費	3,361,700円					
					印刷製本費	2,293,000円					
					軽可搬ポンプ維持管理費 @11,200円 × 178台 =	1,993,600円					
				4,418,000	会場設営等	4,418,000円					
				622,200	自動車借上料等	622,200円					
				556,100	訓練会場整地費	556,100円					
				81,400		81,400円					
				19,048,380							
				準	務	害	水害対策 経費	需用費	1,011,000	消耗品費	215,600円
		ハザードマップ印刷製本費	795,400円								
委託料	1,324,400	水防訓練会場設営等	1,324,400円								
計	2,335,400										
的	管	対	震災予防 対策					職員手当等	590,400	時間外勤務手当 @2,880円 × 205時間 =	590,400円
								報償費	78,200	防災教育講師謝礼	78,200円
								〔防災普及広報等経費〕 旅費	115,997	普通旅費 @511円 × 227回 =	115,997円
								需用費	4,452,500	印刷製本費	3,352,400円
										消耗品費	1,100,100円
								役務費	299,100	印刷物配布経費	299,100円
				委託料	3,368,200	防災教育講演会等委託	3,368,200円				
				使用料及び 賃借料	7,372,100	緊急地震通報システム運用経費	7,372,100円				
				計	16,276,497						
				経	理	策	震災予防 対策	需用費	267,400	燃料費	71,100円
		修繕費	196,300円								
〔起震車運行等経費〕 役務費	25,300	保険料	25,300円								
委託料	719,900	保守点検委託料	719,900円								
備品購入費	4,398,400	起震車購入費 @26,390,200円 × $\frac{1}{6}$ =	4,398,400円								
公課費	25,000	自動車重量税	25,000円								
計	5,436,000										
費	費	費	防災 市民組織 育成費					需用費	3,063,500	消耗品費	2,669,900円
										印刷製本費	393,600円
								工事請負費	359,300	防災倉庫補修等	359,300円
				備品購入費	17,888,200	防災用資器材	17,888,200円				
				負担金補助 及び交付金	10,964,000	組織運営経費助成 @58,000円 × 183組織 =	10,614,000円				
						防火防災訓練災害補償等掛金	350,000円				
				計	32,275,000						

経費の種類		議会総務費		測定単位	人	口	
事業区分		節名	経費	内容説明			
基 総 災 害 管 理 費	避難所用 食料の備蓄	需用費	63,755,986	円	クラッカー等	@137円 × 164,858食 = 22,585,546円	
					アルファ化米	@193円 × 149,264食 = 28,807,952円	
	生活必需品の備蓄	需用費	12,900,700			調製粉乳	@2.15円 × 536,354g = 1,153,161円
						即席めん	@137円 × 743食 = 101,791円
						その他	@193円 × 57,552食 = 11,107,536円
						毛布、敷布等の備蓄	12,900,700円
	帰宅困難者対策用食料等の備蓄	需用費	34,980,421			職員及び児童福祉施設等利用者用（3日分）	32,538,949円
						職員・教職員、児童館・学童保育利用児童、保育所入所園児（2歳以上）、区立小・中学校児童生徒、幼稚園児用食料（普通食）、水、簡易トイレ、毛布	@1,135円 × 27,130人 = 30,792,550円
						保育所入所園児（2歳未満）食料（ミルク、携帯おかん器）、水、簡易トイレ、毛布	@2,271円 × 769人 = 1,746,399円
	災害用品及び医療資器材等の備蓄	需用費	8,450,490			備蓄（3日分）	
医薬品						3,400人 × $\frac{629,814円}{1,000人}$ = 2,141,370円	
経 理 策 費	避難標識維持管理費	職員手当等	429,120	時間外勤務手当	@2,880円 × 149時間 = 429,120円		
		旅費	15,841	普通旅費	@511円 × 31回 = 15,841円		
		役務費	446,400	清掃費	@5,700円 × 65基 = 370,500円		
				塗装費等	@3,450円 × 22基 = 75,900円		
		工事請負費	1,985,170	移設費	@77,500円 × 65基 × $\frac{3}{100}$ = 151,130円		
				撤去費	@141,080円 × 13基 = 1,834,040円		
		備品購入費	1,388,820	避難場所標識	@172,000円 × 37基 × $\frac{1}{10}$ = 636,400円		
		避難道路標識	@295,100円 × 22基 × $\frac{1}{10}$ = 649,220円				
			@172,000円 × 6基 × $\frac{1}{10}$ = 103,200円				
	計		4,265,351				

経費の種類		議会総務費		測定単位	人	口
事業区分	節名	経費	内容説明			
基 準 的 管 理 費	災 害 対 策 費	消火器需用費	18,104,290	円	消火器更新	10,906,090円
		設置管理費			{ 本体 @23,700円 × 2,511本 × $\frac{1}{8}$ =	7,438,840円
					{ 収納箱	3,467,250円
					{ 避難道路沿い分 @30,000円 × 528個 × $\frac{1}{8}$ =	1,980,000円
					{ 地域配備分 @6,000円 × 1,983個 × $\frac{1}{8}$ =	1,487,250円
					薬剤補填 @8,600円 × 2,511本 × $\frac{1}{3}$ =	7,198,200円
		防災行政需用費	6,446,000		{ 光熱水費	3,393,000円
		無線システム維持管理費			{ 消耗品費等	3,053,000円
		業務費	3,223,000		{ 電波利用料	3,023,000円
					{ 総務省定期検査	200,000円
		委託料	18,102,520		無線機器保守点検	18,102,520円
		計	27,771,520			
		水位雨量観測システム維持管理費			光熱水費（電気料）	59,900円
		需用費	59,900		回線使用料	1,098,000円
	業務費	1,098,000		システム保守点検	4,511,400円	
	委託料	4,511,400		システムリース料	3,178,700円	
	使用材料及び賃借料	3,178,700				
	計	8,848,000				
	被災者生活再建支援システム運用経費			システム運用委託料	3,525,700円	
	委託料	3,525,700				
	小計	298,218,698				
	公衆無線LAN経費			運用及び保守管理委託料	@169,000円 × 83箇所 = 14,027,000円	
	委託料	14,027,000				
	国民保護法関連事業経費			特別職非常勤職員（国民保護協議会委員）	@9,850円 × 21人 × 1回 = 206,850円	
	報酬	206,850				
	需用費	355,800		{ 消耗品費	177,900円	
				{ 印刷製本費	177,900円	
	業務費	30,300		{ 通信運搬費	15,100円	
				{ その他（速記料等）	15,200円	
	計	592,950				
	安全安心まちづくり推進事業費			特別職非常勤職員（安全安心まちづくり推進協議会委員）	@9,890円 × 8人 × 4回 = 316,480円	
	報酬	316,480				

経費の種類		議会総務費		測定単位	人	口
事業区分	節名	経費	内容説明			
基 総	〔安全安心まちづくり推進事業費〕	需用費	5,333,500	円 啓発・PR費 306,800円 防犯グッズ購入費 1,022,900円 消耗品費 204,500円 印刷製本費 306,800円 自動通話録音機購入費 @5,500円 × 635台 = 3,492,500円		
		委託料	38,095,060	防犯パトロール委託経費 @1,649円 × 14時間 × 260日 × 6人 = 36,014,160円 安全安心メールシステム保守費用 2,080,900円 一般事務用 204,500円		
準 務		備品購入費	204,500	一般事務用 204,500円		
		負担金補助及び交付金	40,684,000	防犯協会助成 @589,000円 × 3団体 = 1,767,000円 防犯設備助成 38,917,000円 特定財源（都支出金） 20,472,000円 $3,492,500円 \times \frac{1}{2} = 1,746,000円$ $34,521,000円 \times \frac{1}{2} = 17,261,000円$ $4,395,000円 \times \frac{1}{3} = 1,465,000円$		
		計	84,633,540			
的 管	特別職	給料	45,501,600	給料 45,501,600円		
		職員費		区長 1,136,200円 × 1人 × 12月 = 13,634,400円 副区長 919,000円 × 2人 × 12月 = 22,056,000円 教育長 817,600円 × 1人 × 12月 = 9,811,200円		
経 理		職員手当等	39,245,589	地域手当 { (1,136,200円 + 919,000円 × 2人 + 817,600円) × 0.12 } × 12月 = 5,460,192円 期末手当 20,651,811円		
				区長 1,136,200円 × 1人 × $\frac{147.6}{100}$ × 3.69月 = 6,188,245円 副区長 919,000円 × 2人 × $\frac{147.6}{100}$ × 3.69月 = 10,010,557円 教育長 817,600円 × 1人 × $\frac{147.6}{100}$ × 3.69月 = 4,453,009円 退職手当 13,133,586円 区長 1,136,200円 × 1人 × $\frac{451}{100} = 5,124,262円$ 副区長 919,000円 × 2人 × $\frac{325}{100} = 5,973,500円$ 教育長 817,600円 × 1人 × $\frac{249}{100} = 2,035,824円$		
費 費						

経費の種類		議会総務費		測定単位	人	口	
事業区分	節名	経費	内容説明				
基 準 的 管 理	〔特別職 職員費〕	共 済 費	10,179,015	職員共済組合事業主負担金			10,095,227円
				区長			2,675,094円
				(1) 650,000円 × 1人 × 12月 × $\frac{162.303}{1,000}$ =			1,265,966円
				(2) (1,500,000円 × 2回 + 419,000円)			
				× 1人 × $\frac{139.103}{1,000}$ =			475,594円
				(3) 1,150,000円 × 1人 × 12月 × $\frac{47.800}{1,000}$ =			659,640円
				(4) 5,730,000円 × 1人 × $\frac{47.800}{1,000}$ =			273,894円
				副区長			5,006,141円
				(1) 650,000円 × 2人 × 12月 × $\frac{162.303}{1,000}$ =			2,531,931円
				(2) (1,500,000円 × 2回 + 339,000円)			
		× 2人 × $\frac{139.103}{1,000}$ =			928,932円		
		(3) 930,000円 × 2人 × 12月 × $\frac{47.800}{1,000}$ =			1,066,896円		
		(4) 5,004,000円 × 2人 × $\frac{47.800}{1,000}$ =			478,382円		
		教育長			2,413,992円		
		(1) 650,000円 × 1人 × 12月 × $\frac{162.303}{1,000}$ =			1,265,966円		
		(2) (1,500,000円 × 2回 + 301,000円)					
		× 1人 × $\frac{139.103}{1,000}$ =			459,180円		
		(3) 830,000円 × 1人 × 12月 × $\frac{47.800}{1,000}$ =			476,088円		
		(4) 4,451,000円 × 1人 × $\frac{47.800}{1,000}$ =			212,758円		
		公務災害補償基金掛金 71,613,603円 × $\frac{1.17}{1,000}$ =			83,788円		
		災害補償費	21,484	公務災害補償費附加給付			
				71,613,603円 × $\frac{20}{100}$ × $\frac{1.5}{1,000}$ =			21,484円
		計	94,947,688				
費 費	非常勤職員 公務災害 補償費	負担金補助 及び交付金	1,043,000	全非常勤 [各款（議会費を除く）の報酬 × $\frac{1.5}{1,000}$]			= 1,043,000円
	職員共済 組合給与 負担金	負担金補助 及び交付金	31,396,249	共済組合事務従事職員給与費負担金			31,396,249円
	職員共済 組合業務 経理負担金	負担金補助 及び交付金	21,958,935	共済組合運営費及び給付事業事務費負担金			21,958,935円

経費の種類		議会総務費		測定単位	人	口	
事業区分	節名	経費	内容説明				
基 総 管 理 費	職員選考需用費	143,500	円	消耗品費		143,500円	
	試験費委託料	330,200		問題作成委託、健康診断料		330,200円	
		計	473,700				
	職員昇任選考費	427,400		問題作成・採点委託		427,400円	
	職員健康管理費	報酬	6,455,978		特別職非常勤職員（産業医非常勤報酬）		3,260,800円
					会計年度任用職員（臨床心理士非常勤報酬）		3,195,178円
		需用費	390,200		消耗品費		390,200円
		委託料	47,712,943		職員健康管理委託料		
					標準職員分		@14,200円 × 2,195.35人 = 31,173,970円
					再任用短時間職員分		@14,200円 × 200人 = 2,840,000円
				非常勤職員分		@14,200円 × 656.07人 = 9,316,194円	
準 務 的 管 理 費				ストレスチェック委託料			
				標準職員分		@1,210円 × 2,195.35人 = 2,656,374円	
				再任用短時間職員分		@1,210円 × 200人 = 242,000円	
				非常勤職員分		@1,210円 × 656.07人 = 793,845円	
				雇入時健診		@8,320円 × 83人 = 690,560円	
		備品購入費	209,500		一般事務用		209,500円
		計	54,768,621				
	職員被服貸与費	需用費	10,970,600		貸与被服購入費		10,970,600円
	費 費	職員互助組合交付金	負担金補助及び交付金	14,350,000	事業運営助成金		12,530,000円
					結婚貸付金交付金		1,820,000円
職員研修費		報償費	850,500	講師謝礼（外部講師）	@10,500円 × 81時間 =	850,500円	
〔職層研修 基礎研修 実務研修 専門研修 共同研修〕	旅費		625,317	受講旅費	@494円 × 310人 =	153,140円	
					@39,800円 × 3人 =	119,400円	
					普通旅費		
					近接地内	@511円 × 7人 =	3,577円
					近接地外	@39,800円 × 1人 =	39,800円
				費用弁償		309,400円	

経費の種類		議会総務費		測定単位	人	口
事業区分	節名	経費	内容説明			
基 総	〔職員研修費〕 〔職層研修〕 〔基礎研修〕 〔実務研修〕 〔専門研修〕 〔共同研修〕	需用費	492,700	円	燃料費	13,000円
					光熱水費	115,200円
					消耗品費	195,900円
					印刷製本費	141,800円
					会議費	20,900円
					修繕料	5,900円
			役務費	49,900	会場清掃費	49,900円
			委託料	9,057,000	研修委託料	9,057,000円
			使用料及び賃借料	290,300	会場、バス借上料	290,300円
			備品購入費	33,500	教材等	33,500円
			負担金補助及び交付金	10,343,000	共同研修分担金	8,926,000円
					その他負担金	1,417,000円
			計	21,742,217		
準 務	財産管理費 報酬 職員手当等 旅費 需用費 役務費 委託料 使用料及び賃借料 原材料費 備品購入費	報酬	298,000	特別職非常勤職員（財産評価委員）		
					@7,450円 × 40回 =	298,000円
		職員手当等	1,797,120	時間外勤務手当	@2,880円 × 624時間 =	1,797,120円
		旅費	515,676	普通旅費		
				近接地内	@511円 × 43回 × 12月 =	263,676円
				近接地外	@39,800円 × 3回 =	119,400円
				費用弁償		132,600円
		需用費	246,500	消耗品費		113,500円
				印刷製本費		133,000円
		役務費	744,700	郵券等		10,700円
				火災保険料		734,000円
		委託料	1,385,300	土地建物測量委託等		1,385,300円
		使用料及び賃借料	4,076,100	施設保全・営繕積算システム使用料		4,076,100円
原材料費	48,000			48,000円		
備品購入費	62,100			62,100円		
	計	9,173,496	特定財源（財産収入） 94,348,600円 土地建物等貸付 92,613,800円 物品他売払収入等 1,734,800円			
的 管	車両維持 管理費	職員手当等	218,880	時間外勤務手当	@2,880円 × 76時間 =	218,880円
		旅費	4,088	普通旅費	@511円 × 8回 =	4,088円
経 理	費用					

経費の種類		議会総務費		測定単位	人	口
事業区分		節名	経費	内容説明		
基	総	〔車両維持管理費〕	需用費	2,154,700	燃料費	1,457,800円
					消耗品費	376,600円
					修繕料	320,300円
			役務費	662,000	自動車損害保険料	662,000円
			委託料	33,317,640	車両管理委託	@3,701,960円 × 9人 = 33,317,640円
			使用料及び賃借料	320,400	有料道路、駐車場使用料	210,900円
					自動車借上料	109,500円
			備品購入費	3,663,300	自動車	@1,465,300円 × 15台 × $\frac{1}{6}$ = 3,663,300円
			公課費	283,500	自動車重量税	@37,800円 × 15台 × $\frac{1}{2}$ = 283,500円
				計	40,624,508	
準	務	〔庁舎維持管理費〕	需用費	117,317,000	光熱水費	104,892,000円
					消耗品費	6,162,000円
					修繕費	6,263,000円
			役務費	24,532,000	通信運搬費	22,083,000円
					廃棄物処理手数料	2,449,000円
			委託料	248,850,800	管理委託	63,089,000円
					清掃委託	58,383,000円
					保守委託	74,248,000円
					庁中取締	@3,701,960円 × 5人 = 18,509,800円
					交換便	10,823,000円
的	管	〔庁舎維持管理費〕	使用料及び賃借料	23,739,000	電話交換	23,798,000円
			工事請負費	27,386,000	庁舎維持修繕（建築）	12,142,000円
					庁舎維持修繕（土木）	15,244,000円
			備品購入費	3,165,000		3,165,000円
					特定財源	18,139,000円
					使用料及び手数料	
					土地及び建物使用料	17,146,000円
					財産収入	
					物品他売払収入等	993,000円
				計	444,989,800	
経	理	〔庁舎維持管理費〕				
費	費	〔庁舎維持管理費〕				

経費の種類		議会総務費		測定単位	人	口			
事業区分		節名	経費	内容説明					
基	総	区立施設定期点検調査費	委託料	64,149,000	円 建築物点検調査費 $28,503,000円 \times \frac{1}{3} = 9,501,000円$ 建築設備及び昇降機点検調査費 14,947,000円 外壁点検調査費 $139,250,000円 \times \frac{1}{10} = 13,925,000円$ フロン排出点検調査費 3,851,000円 防火設備点検調査費 21,925,000円				
			自治体総合賠償責任保険費	役員費	8,591,000	自治体総合賠償責任保険料 8,591,000円			
			準	務	区民関係等事務費	報酬	11,754,336	会計年度任用職員(区民相談(法律・税務・交通事故相談)相談員報酬) @22,262円 × 528回 = 11,754,336円	
						職員手当等	420,480	時間外勤務手当	
						報償費	535,680	人権擁護員 @7,440円 × 6人 × 12月 = 535,680円	
								旅費	190,092
						需用費	416,200	相談業務関係 @511円 × 248回 = 126,728円 地域活動関係 @511円 × 124回 = 63,364円	
								消耗品費 169,900円 印刷製本費 204,200円 修繕料 42,100円	
						役員費	167,200	通信運搬費 167,200円	
						委託料	426,000	調査委託料 426,000円	
使用料及び賃借料	77,400	相談会場等 77,400円							
備品購入費	44,700	44,700円							
負担金補助及び交付金	178,000	人権擁護協会等負担金 178,000円							
計	14,210,088								
的	管	地域コミュニティ活動支援費	報償費	403,000	講師等謝礼 403,000円				
			委託料	10,365,900	NPO活動等支援事業 10,365,900円				
			負担金補助及び交付金	57,698,000	町会・NPO等助成金 52,698,000円				
					自治会・町会会館の整備助成金 5,000,000円				
			計	68,466,900					
経	理	費	計						
			費						

経費の種類		議会総務費		測定単位	人	口	
事業区分	節名	経費	内容説明				
基 総 務 的 管 理 費	住民基本報酬	29,195,400	円	会計年度任用職員	@11,229円 × 2,600人 =	29,195,400円	
	台帳整備費	9,132,480		時間外勤務手当	@2,880円 × 3,171時間 =	9,132,480円	
	〔住民登録事務費 戸籍事務費 住民実態調査費 印鑑登録事務費〕	需用費	7,094,600		消耗品費		2,787,100円
					印刷製本費		4,216,000円
					修繕料		91,500円
		役務費	924,500		通信運搬費		924,500円
		委託料	145,327,015		戸籍業務補助委託	@3,701,960円 × 13.63人 =	50,457,715円
					戸籍等システム保守委託料		85,881,500円
					コンビニ交付証明書等発行委託料		2,113,000円
					コンビニ交付システム保守運用委託料		6,874,800円
	使用料及び賃借料	65,359,000		複写機等借上料		608,700円	
				戸籍等システムリース料		57,164,700円	
				コンビニ交付機器等借上料		7,585,600円	
	備品購入費	779,200		印鑑登録事務用等		779,200円	
	負担金補助及び交付金	4,296,000		分担金（戸籍事務協力会、外国人登録事務研究会）		32,000円	
				コンビニ交付証明書交付センター負担金		4,264,000円	
				〔特定財源（使用料及び手数料）	150,057,000円	}	
				戸籍関係手数料	55,655,000円		
				印鑑証明手数料	30,388,000円		
				住民登録証明手数料	61,979,000円		
				その他手数料	2,035,000円		
	計	262,108,195					
	住民基本台帳ネットワークシステム運営費	1,450,100		需用費		1,450,100円	
		6,328,500		委託料		6,328,500円	
		5,856,200		使用料及び賃借料		5,856,200円	
	計	13,634,800					
	住居表示管理費	371,520		職員手当等	@2,880円 × 129時間 =	371,520円	
		171,638		旅費			
				近接地内	@511円 × 258回 =	131,838円	
				近接地外	@39,800円 × 1回 =	39,800円	
		3,570,000		需用費			
				消耗品費		1,538,600円	
				印刷製本費		1,945,900円	
				修繕料		85,500円	

経費の種類		議会総務費		測定単位	人	口	
事業区分	節名	経費	内容説明				
基 総	〔住居表示〕 〔管理費〕	役 務 費	172,100	通信運搬費		172,100円	
		委 託 料	640,900	ちらし折込料		640,900円	
		使用料及び 賃借料	187,690	{ 会場使用料	@3,290円 × 18回 =	59,220円	
				{ 自動車借上料	@4,430円 × 29回 =	128,470円	
		備品購入費	426,450	{ 原動機付自転車購入費	@133,200円 × 3台 × $\frac{1}{2}$ =	199,800円	
				{ 自転車購入費	@31,900円 × 3台 × $\frac{1}{2}$ =	47,850円	
				{ 庁用器具等		178,800円	
		計	5,540,298				
準 務	出張所 管理運営費	需 用 費	20,671,800	{ 燃料費		2,036,800円	
				{ 光熱水費		13,032,100円	
				{ 消耗品費		2,087,600円	
				{ 印刷製本費		2,135,700円	
				{ 会議費		174,000円	
				{ 修繕料		1,205,600円	
				{ 通信運搬費		3,898,200円	
				{ 清掃委託等		9,321,500円	
				{ 保守委託		25,059,900円	
				{ 出張所業務委託		73,996,400円	
的 管		役 務 費	13,219,700	{ 通信運搬費		3,898,200円	
				{ 清掃委託等		9,321,500円	
		委 託 料	99,056,300	{ 保守委託		25,059,900円	
				{ 出張所業務委託		73,996,400円	
		使用料及び 賃借料	4,386,500			4,386,500円	
		工事請負費	14,557,900			14,557,900円	
		備品購入費	3,129,100			3,129,100円	
	計	155,021,300					
経 理	地域総合 防災センター 及び災害 対策要員 住宅維持 管理費	需 用 費	1,620,300	地域総合防災センター		6,793,780円	
				光熱水費		1,620,300円	
				{ 通信運搬費		873,680円	
				{ その他		353,890円	
			委 託 料	3,552,910	庁舎管理委託		
				{ 清掃		360,220円	
				{ 設備等		3,192,690円	
			工事請負費	393,000	建物維持補修		393,000円
費 費		需 用 費		災害対策要員住宅		5,381,730円	
				{ 光熱水費		441,300円	
				{ 消耗品費		37,800円	
		{ 修繕費		333,400円			

経費の種類		議会総務費		測定単位	人	口				
事業区分		節名	経費	内容説明						
基	総	〔地域総合防災センター及び災害対策要員住宅管理費〕	役務費	80,800	通信運搬費		52,400円			
			委託料	2,719,030	その他		28,400円			
					住宅管理委託		1,058,610円			
			工事請負費	1,741,000	清掃委託		680,520円			
					機械設備保守委託		979,900円			
			備品購入費	28,400	建物維持補修		1,741,000円			
			計	12,175,510	特定財源（使用料及び手数料）					
					職員住宅収入		13,356,000円			
			準	務	地域総合防災センター運営費	職員手当等	849,600	時間外勤務手当	@2,880円 × 295時間 =	849,600円
						旅費	429,240	普通旅費（近接地内）	@511円 × 70回 × 12月 =	429,240円
需用費	1,603,100	消耗品費					266,300円			
		印刷製本費					437,800円			
委託料	16,697,600	会議費					367,600円			
		修繕料					531,400円			
使用料及び賃借料	507,300	設備機器保守					2,068,100円			
		防災情報システム保守					14,629,500円			
原材料費	745,300	ファクシミリ等の賃借					507,300円			
備品購入費	212,900						745,300円			
計	21,045,040			212,900円						
経	理	区民センター管理運営費	118,253,900	指定管理者運営委託		118,253,900円				
		地域センター管理運営費	29,903,400	直営施設（3館分）						
費	費	需用費	29,903,400	光熱水費	8,391,400円 × 3館 =	25,174,200円				
				消耗品費	907,500円 × 3館 =	2,722,500円				
				修繕料	668,900円 × 3館 =	2,006,700円				
		役務費	4,087,200	通信運搬費	232,500円 × 3館 =	697,500円				
				その他手数料	1,129,900円 × 3館 =	3,389,700円				
		委託料	143,716,000	管理運営委託	31,184,000円 × 3館 =	93,552,000円				
清掃委託	3,664,200円 × 3館 =			10,992,600円						
機械設備保守委託	4,236,600円 × 3館 =			12,709,800円						
使用料及び賃借料	2,337,900	警備等委託	487,400円 × 3館 =	1,462,200円						
		機器借上げ	779,300円 × 3館 =	2,337,900円						

経費の種類		議会総務費		測定単位	人	口										
事業区分		節名	経費	内容説明												
基 礎 的 管 理 費	〔地 域 管 理 運 営 費〕	工事請負費	7,344,000	建物維持補修	2,448,000円 × 3館 =	7,344,000円										
		備品購入費	406,800		135,600円 × 3館 =	406,800円										
					指定管理者導入施設（1館分）											
					指定管理者運営委託	24,999,400円 × 1館 =	24,999,400円									
					<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">{</td> <td style="text-align: center;">特定財源（使用料及び手数料）</td> <td style="text-align: center;">}</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">直営施設3館分</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">14,627,000円 × 3館 =</td> <td style="text-align: center;">43,881,000円</td> </tr> </table>			{	特定財源（使用料及び手数料）	}		直営施設3館分			14,627,000円 × 3館 =	43,881,000円
		{	特定財源（使用料及び手数料）	}												
			直営施設3館分													
			14,627,000円 × 3館 =	43,881,000円												
			計	187,795,300												
			男女共同 センター 管理運営費	需用費	3,248,100	光熱水費		1,977,800円								
		役務費	837,500	消耗品費		499,500円										
		委託料	18,396,400	修繕料		770,800円										
		使用料及び 賃借料	612,000	通信運搬費		191,600円										
		工事請負費	172,000	その他手数料		645,900円										
		備品購入費	117,700	管理運営委託		16,342,300円										
		計	23,383,700	清掃委託		683,700円										
				機械設備保守委託		1,248,600円										
				警備委託		121,800円										
				機器借上げ		612,000円										
				建物維持補修		172,000円										
				備品購入費		117,700円										
				{ 特定財源（使用料及び手数料） 2,205,000円 }												
	外国人生活 支援等 事業費	旅費	8,872,500	特別旅費（青少年等招致・派遣）												
		委託料	25,504,500	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">{</td> <td style="text-align: center;">@910,000円 × 15人 × $\frac{1}{2}$ =</td> <td style="text-align: center;">6,825,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">@585,000円 × 7人 × $\frac{1}{2}$ =</td> <td style="text-align: center;">2,047,500円</td> </tr> </table>			{	@910,000円 × 15人 × $\frac{1}{2}$ =	6,825,000円		@585,000円 × 7人 × $\frac{1}{2}$ =	2,047,500円				
{	@910,000円 × 15人 × $\frac{1}{2}$ =	6,825,000円														
	@585,000円 × 7人 × $\frac{1}{2}$ =	2,047,500円														
				交流活動等		5,539,400円										
				外国人向け冊子等作成		8,340,100円										
				日本語教室等		6,090,500円										
				外国人生活相談・支援・調査等		4,181,500円										
				通訳タブレット運用経費 @270,600円 × 5台 =		1,353,000円										
		計	34,377,000													
	文化振興 事業費	委託料	57,066,000	芸術、文学、音楽等の文化振興事業												
	平和普及 活動事業費	委託料	3,295,100	イベント関係（平和展等）												

経費の種類		議会総務費		測定単位	人	口			
事業区分	節名	経費	内容説明						
基 総	男女共同 参画 事業費	報酬	518,100	特別職非常勤職員（男女共同参画推進会議委員報酬）					
		報償費	2,566,300	講師等謝礼			2,566,300円		
			1,830,200	消耗品費			685,700円		
		需用費	5,614,840	印刷製本費			1,144,500円		
				相談業務委託			4,895,500円		
		委託料	148,000	行動計画策定経費 @3,596,700円 × $\frac{1}{5}$ =			719,340円		
				負担金補助及び交付金			148,000円		
		計	10,677,440	団体活動助成金等			148,000円		
		準 務	人権啓発 事業費	報償費	129,400	講師等謝礼			129,400円
				需用費	654,300	消耗品費			436,500円
印刷製本費						217,800円			
役務費	19,300			郵送料等			19,300円		
委託料	189,500			講演会等委託料			189,500円		
使用料及び 賃借料	68,500	講演会等会場使用料			68,500円				
計	1,061,000								
的 管	会計管理費	職員手当等	1,465,920	時間外勤務手当	@2,880円 × 509時間 =	1,465,920円			
		旅費	211,380	普通旅費					
		需用費	2,861,900	近接地内 @511円 × 15回 × 12月 =			91,980円		
				近接地外 @39,800円 × 3回 =			119,400円		
		役務費	32,000	消耗品費			162,400円		
				印刷製本費			2,699,500円		
		委託料	12,141,600	出納事務委託			12,141,600円		
		使用料及び 賃借料	138,200				138,200円		
		備品購入費	303,200	一般事務用			303,200円		
		計	17,154,200	{ 特定財源（諸収入） 預金利子 }			1,230,000円		
費 費	新地方 公会計制度 運用経費	委託料	4,332,000	財務書類作成委託			4,332,000円		
		小計	5,889,785,676						

経費の種類		議会総務費		測定単位	人	口
事業区分	節名	経費	内容説明			
基 徴 準 的 税 経 費 費	賦課徴収費	報酬	50,691,843	円 会計年度任用職員（徴収嘱託員） $@4,642,236円 \times 9.42人 = 43,729,863円$ 会計年度任用職員 $@11,229円 \times 620人 = 6,961,980円$		
		給与費	591,852,569	$@7,686,397円 \times 77人 = 591,852,569円$		
		職員手当等	13,694,400	時間外勤務手当 $@2,880円 \times 4,755時間 = 13,694,400円$		
		旅費	3,165,490	普通旅費		
				{ 近接地内 $@511円 \times 480回 \times 12月 = 2,943,360円$ { 近接地外 { $@39,800円 \times 4回 = 159,200円$ $@8,990円 \times 7回 = 62,930円$		
		需用費	14,806,900	{ 消耗品費 1,210,800円 { 印刷製本費 13,331,100円 { 会議費 206,900円 { 修繕料 58,100円		
		役務費	24,804,000	{ 郵送料 4,731,000円 { 電話料 20,073,000円		
		委託料	22,795,200	{ 審査システム運用 9,106,600円 { 徴税事務委託 12,681,300円 { コンビニ交付証明書等発行委託料 304,000円 { コンビニ交付システム保守運用委託料 703,300円		
		使用料及び賃借料	177,149,000	{ 電子計算機レンタルリース料 175,584,000円 { 自動車、会場借上料等 788,700円 { コンビニ交付機器等借上料 776,300円		
		備品購入費	311,200	一般事務用 311,200円		
		負担金補助及び交付金	8,913,400	{ 納税貯蓄組合補助金 791,000円 { 地方税共同機構負担金 7,517,000円 { 東京税務協会分担金 169,400円 { コンビニ交付証明書交付センター負担金 436,000円		

経費の種類		議会総務費		測定単位	人口
事業区分	節名	経費	内容説明		
基徴	〔賦課徴収費〕	償還金利息及び割引料	126,397,000	還付金等	126,397,000円
		計	1,034,581,002	特定財源 749,654,900円 使用料及び手数料 納課税証明手数料 21,747,000円 都支出金 都民税徴収取扱費 594,432,000円 諸収入 133,475,900円 延滞金及び加算金 133,432,000円 標識及び処分弁償金 43,900円	
準	公金取扱手数料	役務費	36,634,600	指定金融機関業務経費 17,511,300円 受託業務経費 9,037,500円 郵便局窓口収納手数料 185,800円 指定金融機関派出業務経費 9,900,000円	
		委託料	11,433,976	特別区民税・軽自動車税コンビニエンスストア収納委託料 @65円 × 142,692件 = 9,274,980円 月額基本料 @32,083円 × 12月 = 384,996円 特別区民税・軽自動車税電子決済収納委託料 991,000円 月額基本料 @65,250円 × 12月 = 783,000円	
的	税	計	48,068,576		
経	費	小	計	1,082,649,578	

経費の種類		議会総務費		測定単位	人	口		
事業区分	節名	経費	内容説明					
基 選 準 的 挙 費 費	選挙管理委員会費	報酬	12,021,600	特別職非常勤職員（委員報酬）				
		給与費	69,177,573	⑦,686,397円 × 9.0人 = 69,177,573円				
		職員手当等	627,840	時間外勤務手当 @2,880円 × 218時間 = 627,840円				
		旅費	768,228	普通旅費 { 近接地内 @511円 × 448回 = 228,928円 近接地外 @39,800円 × 1回 = 39,800円 費用弁償 499,500円				
		交際費	90,000	90,000円				
		需用費	95,300	消耗品費 23,700円 印刷製本費 24,300円 会議費 23,600円 後援会表示物 23,700円				
		委託料	5,427,600	選挙システム保守点検委託 5,427,600円				
		使用料及び賃借料	1,956,800	選挙システム機器賃借料 1,956,800円				
		備品購入費	82,500	一般事務用 82,500円				
		負担金補助及び交付金	103,000	103,000円				
		計	90,350,441					
		経	選挙常時啓発普及費	報酬	794,300	推進委員講師謝礼 794,300円		
				需用費	1,016,900	消耗品費 441,700円 印刷製本費 486,500円 会議費 88,700円		
				役務費	176,000	通信運搬費 176,000円		
使用料及び賃借料	148,800			会場借上料等 148,800円				
計	2,136,000							
費	区長及び区議会議員選挙執行費	報酬	1,395,848	特別職非常勤職員（投票管理者等） $4,471,700円 \times \frac{1}{4} = 1,117,930円$ 会計年度任用職員 $@11,229円 \times 99人 \times \frac{1}{4} = 277,918円$				
		職員手当等	3,075,840	時間外勤務手当 @2,880円 × 4,272時間 × $\frac{1}{4} = 3,075,840円$				
		報酬	4,863,980	投開票事務従事報償、点字判読 $19,455,900円 \times \frac{1}{4} = 4,863,980円$				
		計	9,335,668					

経費の種類		議会総務費		測定単位	人	口
事業区分	節名	経費	内容説明			
基 選	〔区長及び 区議会議員 選挙執行費〕	旅 費	30,660	普通旅費	@511円 × 240回 × $\frac{1}{4}$ =	30,660円
		需 用 費	1,719,860	消耗品費	4,192,700円 × $\frac{1}{4}$ =	1,048,180円
				印刷製本費	2,429,600円 × $\frac{1}{4}$ =	607,400円
				修繕費	257,100円 × $\frac{1}{4}$ =	64,280円
		役 務 費	4,632,000	投票所入場券郵送料	10,229,000円 × $\frac{1}{4}$ =	2,557,250円
				電信料	250,000円 × $\frac{1}{4}$ =	62,500円
				啓発宣伝費等	8,049,000円 × $\frac{1}{4}$ =	2,012,250円
		委 託 料	5,829,850	投開票所設営撤去等委託	23,319,400円 × $\frac{1}{4}$ =	5,829,850円
		使用料及び 賃借料	816,250	自動車等借上料	3,265,000円 × $\frac{1}{4}$ =	816,250円
		計	22,364,288			
準 的 経 費	区長及び 区議会議員 選挙公営費〕	職員手当等	370,080	時間外勤務手当	@2,880円 × 514時間 × $\frac{1}{4}$ =	370,080円
		需 用 費	5,810,040	選挙公報	2,316,700円 × $\frac{1}{4}$ =	579,180円
				ビラ作成（区長）		392,480円
				区長	315,800円 × $\frac{1}{4}$ =	78,950円
				区議	1,254,100円 × $\frac{1}{4}$ =	313,530円
				ポスター印刷		4,838,380円
				区長	1,720,700円 × $\frac{1}{4}$ =	430,180円
				区議	17,632,800円 × $\frac{1}{4}$ =	4,408,200円
		役 務 費	1,635,150	選挙用はがき	区長 1,032,400円 × $\frac{1}{4}$ = 258,100円 区議 5,508,200円 × $\frac{1}{4}$ = 1,377,050円	
		委 託 料	7,775,380	選挙公報配布	4,097,700円 × $\frac{1}{4}$ =	1,024,430円
		ポスター掲示場設置		6,750,950円		
		区長	6,993,000円 × $\frac{1}{4}$ =	1,748,250円		
		区議	20,010,800円 × $\frac{1}{4}$ =	5,002,700円		
使用料及び 賃借料	1,535,980	自動車借上料	区長 594,800円 × $\frac{1}{4}$ = 148,700円 区議 5,549,100円 × $\frac{1}{4}$ = 1,387,280円			
計	17,126,630					
小	計	131,977,359				

経費の種類	議会総務費	測定単位	人	口
事業区分	節名	経費	内容説明	
基 準 的 経 費	監査委員報酬	7,356,000	特別職非常勤職員（委員報酬）	
			{ 識見を有する者 @302,800円 × 1人 × 12月 = 3,633,600円 { 議員選出者 @155,100円 × 2人 × 12月 = 3,722,400円	
	給料	7,922,400	常勤委員給料 @660,200円 × 1人 × 12月 =	7,922,400円
	給与費	46,118,382	@7,686,397円 × 6.0人 =	46,118,382円
	職員手当等	6,818,204	{ 時間外勤務手当 @2,880円 × 312時間 = 898,560円 常勤委員手当 5,919,644円	
			{ 地域手当 @660,200円 × $\frac{12}{100}$ × 12月 = 950,688円 { 期末手当 @660,200円 × $\frac{147.6}{100}$ × 3.69月 = 3,595,740円 { 退職手当 @660,200円 × $\frac{208}{100}$ = 1,373,216円	
	共済費	2,276,300	職員共済組合事業主負担金	2,261,711円
			{ (1) 650,000円 × 1人 × 12月 × $\frac{162.303}{1,000}$ = 1,265,966円 (2) (1,500,000円 × 2回 + 243,000円) × 1人 × $\frac{139.103}{1,000}$ = 451,112円 (3) 650,000円 × 1人 × 12月 × $\frac{47.80}{1,000}$ = 372,840円 (4) 3,594,000円 × 1人 × $\frac{47.800}{1,000}$ = 171,793円	
	災害補償費	3,741	公務災害補償基金掛金 12,468,828円 × $\frac{1.17}{1,000}$ =	14,589円
			公務災害補償費附加給付	
			12,468,828円 × $\frac{20}{100}$ × $\frac{1.5}{1,000}$ =	3,741円
	旅費	675,831	{ 普通旅費 { 近接地内 @511円 × 521回 = 266,231円 { 近接地外 @39,800円 × 2回 = 79,600円 費用弁償 330,000円	
	交際費	84,000		84,000円
	需用費	209,400	{ 消耗品費 36,500円 { 印刷製本費 147,900円 { 会議費 25,000円	
	使用料及び賃借料	18,100		18,100円
	備品購入費	29,200	一般事務用	29,200円
負担金補助及び交付金	100,000	分担金	100,000円	
	計	71,611,558		

経費の種類		議会総務費		測定単位	人口
事業区分	節名	経費	内容説明		
基準的経費	退職手当費	職員手当等	1,651,354,500	退職手当	@19,427,700円 × 85人 = 1,651,354,500円
	再任用(短時間)職員経費	給与費	722,400,400	再任用(短時間)職員給与	@3,612,002円 × 200人 = 722,400,400円
合計			10,239,293,633		
特定財源	使用料及び手数料		248,392,000	1 安全安心まちづくり推進事業費	
	都支出金		614,904,000	都支出金	20,472,000円
	財産収入		95,341,600	2 財産管理費	
	諸収入		134,705,900	財産収入	94,348,600円
				3 庁舎維持管理費	18,139,000円
				{ 使用料及び手数料	17,146,000円
				{ 財産収入	993,000円
				4 住民基本台帳整備費	
				使用料及び手数料	150,057,000円
				5 地域総合防災センター及び災害対策要員住宅維持管理費	
			使用料及び手数料	13,356,000円	
			6 地域センター管理運営費		
			使用料及び手数料	43,881,000円	
			7 男女共同センター管理運営費		
			使用料及び手数料	2,205,000円	
			8 会計管理費		
			諸収入	1,230,000円	
			9 賦課徴収費	749,654,900円	
			{ 使用料及び手数料	21,747,000円	
			{ 都支出金	594,432,000円	
			{ 諸収入	133,475,900円	
合計			1,093,343,500		
差引一般財源			9,145,950,133円		
数値			350,000人		
単位費用			26,131円		

第2項 民生費

I 民生費の概要

第1 社会福祉費

1 単位費用算定の概要

- (1) 社会福祉費は測定単位「人口」により、各社会福祉事業の一般管理事務費、婦人のための経費、心身障害者福祉施設管理運営費、各種援護事業費、障害者のための経費及び国民年金事務費等について、算定した。
- (2) 標準区の行政規模は、人口350,000人とした。
- (3) 標準区の所要経費を10,453,848,914円、特定財源を5,309,913,521円と見込み、差引一般財源所要額を5,143,935,393円と算定した。この結果、単位費用を14,697円とした。

2 本年度改定内容

- (1) 新たに生活困窮者自立支援事業費（生活保護適正実施推進事業等）について、算定した。
- (2) 新たに指導検査事務費（指導検査支援業務委託等）について、算定した。
- (3) 障害者モビリティ支援事業費について、算定内容を見直した。
- (4) 共同生活援助等事業費について、国庫負担事業及び運営費加算の算定を充実するとともに、重度身体障害者グループホーム運営費の算定を廃止し、算定を改善した。
- (5) 令和2年4月から運用が開始された会計年度任用職員制度について、算定に反映させることで、算定の充実を図った。
- (6) その他、所要の単価改定等を行った。

3 過年度改定内容（時限算定）

- (1) 介護人材確保等対策事業費について、算定した（都の補助事業が存続する間の時限算定）。
- (2) 福祉サービス安定化事業に係る経費を加算する態容補正について、令和2年度から算定額を段階的に縮減し、令和4年度に算定を廃止する。

第2 老人福祉費

1 単位費用算定の概要

- (1) 老人福祉費は測定単位「65歳以上人口」により、老人福祉に要する事業経費について算定した。
- (2) 標準区の行政規模は、65歳以上人口63,000人とした。
- (3) 標準区の所要経費を4,842,919,085円、特定財源を412,955,000円と見込み、差引一般財源所要額を4,429,964,085円と算定した。この結果、単位費用を70,317円とした。

2 本年度改定内容

- (1) 令和2年4月から運用が開始された会計年度任用職員制度について、算定に反映させることで、算定の充実を図った。
- (2) その他、所要の単価改定等を行った。

第3 生活保護費

1 単位費用算定の概要

- (1) 生活保護費は測定単位「被保護者数」により、生活保護の一般管理事務に要する経費、生活扶助費等について算定した。
- (2) 標準区の行政規模は、被保護者数7,600人とした。
- (3) 標準区の所要経費を4,395,957,868円、特定財源を3,014,268,000円と見込み、差引一般財源所要額を1,381,689,868円と算定した。この結果、単位費用を181,801円とした。

2 本年度改定内容

- (1) 令和2年4月から運用が開始された会計年度任用職員制度について、算定に反映させることで、算定の充実を図った。
- (2) その他、所要の単価改定等を行った。

第4 児童福祉費

1 単位費用算定の概要

- (1) 児童福祉費は測定単位「18歳未満人口」、「区立保育所入所児童数」及び「私立保育所入所児童数」により、次の経費を算定した。

ア 「18歳未満人口」を測定単位とするもの

各種児童福祉事業の一般管理事務に要する経費、児童手当、児童扶養手当、児童館管理運営費、地域子ども・子育て支援事業費及び区立母子生活支援施設管理運営費等

イ 「区立保育所入所児童数」を測定単位とするもの

区立保育所の運営に要する経費

ウ 「私立保育所入所児童数」を測定単位とするもの

私立保育所施設型給付費等

- (2) 標準区の行政規模、所要経費及び単位費用は次表のとおりである。

測定単位	行政規模 a	所要経費 b	特定財源 c	差引一般財源 (b - c) d	単位費用 d ÷ a
	人	円	円	円	円
18歳未満人口	47,000	13,497,741,835	6,513,105,000	6,984,636,835	148,609
区立保育所入所児童数	3,400	5,883,443,943	684,049,472	5,199,394,471	1,529,234
私立保育所入所児童数	1,100	1,668,196,640	896,875,848	771,320,792	701,201

2 本年度改定内容

- (1) 「18歳未満人口」を測定単位とするもの
 - ・新たに保育従事職員宿舍借り上げ支援事業費について、算定した（都の補助事業が存続する間の時限算定）。
 - ・新たに保育所等賃借料補助事業費について、算定した（都の補助事業が存続する間の時限算定）。
 - ・新たに【態容補正】児童相談所関連経費について、障害者入所施設に係る民間社会福祉施設サービス推進費、特殊勤務手当及び小児慢性特定疾病児童等自立支援事業費を算定した。
 - ・児童手当給付事業費について、算定の充実を図った。
 - ・令和2年4月から運用が開始された会計年度任用職員制度について、算定に反映させることで、算定の充実を図った。
 - ・その他、所要の単価改定等を行った。

- (2) 「区立保育所入所児童数」を測定単位とするもの
 - ・令和2年4月から運用が開始された会計年度任用職員制度について、算定に反映させることで、算定の充実を図った。
 - ・その他、所要の単価改定等を行った。
- (3) 「私立保育所入所児童数」を測定単位とするもの
 - ・所要の単価改定等を行った。

3 過年度改定内容（時限算定）

認可外保育施設等保護者負担軽減事業費について、算定した（都の補助事業が存続する間の時限算定）。

第5 国民健康保険事業助成費

1 単位費用算定の概要

- (1) 国民健康保険事業助成費は測定単位「被保険者数」により、国民健康保険事業会計への繰出金を算定した。
- (2) 標準区の行政規模は、被保険者数113,780人とした。
- (3) 標準区の所要経費を3,061,900,254円、特定財源を1,592,392,000円と見込み、差引一般財源所要額を1,469,508,254円と算定した。この結果、単位費用を12,915円とした。

2 本年度改定内容

- (1) 令和2年4月から運用が開始された会計年度任用職員制度について、算定に反映させることで、算定の充実を図った。
- (2) その他、所要の単価改定等を行った。

第6 後期高齢者医療制度事業助成費

1 単位費用算定の概要

- (1) 後期高齢者医療制度事業助成費は測定単位「被保険者数」により、後期高齢者医療制度事業会計への繰出金を算定した。
- (2) 標準区の行政規模は、被保険者数34,000人とした。
- (3) 標準区の所要経費を2,972,975,762円、特定財源を380,577,000円と見込み、差引一般財源所要額を2,592,398,762円と算定した。この結果、単位費用を76,247円とした。

2 本年度改定内容

- (1) 令和2年4月から運用が開始された会計年度任用職員制度について、算定に反映させることで、算定の充実を図った。
- (2) その他、所要の単価改定等を行った。

II 積算の内容

次頁より

経費の種類		社会福祉費		測定単位	人	口
事業区分	節名	経費	内容説明			
基 準 的	社会福祉 総務費	給与費	645,657,348	@7,686,397円 × 84人 = 645,657,348円		
	〔福祉事務所 運営費を含む〕	職員手当等	4,078,080	時間外勤務手当 @2,880円 × 118時間 × 12月 = 4,078,080円		
		旅費	551,648	普通旅費		
		需用費	1,756,460	近接地内	@511円 × 64回 × 12月 = 392,448円	
				近接地外	@39,800円 × 4人 = 159,200円	
		役務費	567,170	会議費	50,110円	
				消耗品費	1,006,690円	
	印刷製本費			699,660円		
		委託料	10,217,030	障害福祉システム保守委託 10,217,030円		
		使用料及び 賃借料	7,637,480	会場使用料	51,820円	
自動車借上料				84,340円		
			障害福祉システム機器リース料	7,501,320円		
	備品購入費	176,220	事務用備品 176,220円			
	計	670,641,436				
経	地域福祉 計画作成	報酬	184,320	特別職非常勤職員 (委員報酬)		
		需用費	8,430	委員長	@20,480円 × 1人 × 4回 × 1/5 = 16,380円	
				委員	@13,120円 × 16人 × 4回 × 1/5 = 167,940円	
		委託料	1,289,470	計画作成業務委託等 @6,447,340円 × 1/5 = 1,289,470円		
	計	1,482,220				
費	女性福祉 資金貸付金	職員手当等	123,840	時間外勤務手当 @2,880円 × 43時間 = 123,840円		
		旅費	9,709	普通旅費 (近接地内) @511円 × 19回 = 9,709円		
		需用費	20,590	消耗品費等 20,590円		
		役務費	69,900	通信運搬費 69,900円		
		貸付金	506,000	福祉資金貸付金		
				事業開始	251,000円	
			事業継続	126,000円		
			住宅	129,000円		
	計	730,039	{ 特定財源 (諸収入) 3,354,000円 }			

経費の種類		社会福祉費		測定単位	人口
事業区分	節名	経費	内容説明		
基 準	婦人相談員 設置費	職員手当等	829,440	時間外勤務手当	
		旅費	136,437	普通旅費(近接地内)	@511円 × 267回 = 136,437円
		需用費	119,560	消耗品費	@59,780円 × 2人 = 119,560円
		役務費	51,960	通信費	@13,910円 × 2人 = 27,820円
				移送費	@12,070円 × 2人 = 24,140円
		備品購入費	17,060	事務用備品	@8,530円 × 2人 = 17,060円
		負担金補助 及び交付金	12,000		12,000円
		計	1,166,457	{ 特定財源(国庫支出金) } $3,290,800円 \times \frac{1}{2} = 1,645,000円$	
的 経	母子自立 支援員設置費	報酬	4,294,968	会計年度任用職員	@178,957円 × 12月 × 2人 = 4,294,968円
		職員手当等	414,720	時間外勤務手当	@2,880円 × 6時間 × 12月 × 2人 = 414,720円
		旅費	219,137	普通旅費(近接地内)	@511円 × 267回 = 136,437円
				特別旅費	@41,349円 × 2人 = 82,700円
		需用費	538,650	消耗品費等	538,650円
		役務費	83,680	通信費	83,680円
		備品購入費	17,060	事務用備品	@8,530円 × 2人 = 17,060円
負担金補助 及び交付金	8,000	分担金	@4,000円 × 2人 = 8,000円		
	計	5,576,215			
費	地域社会福祉 協議会育成費	負担金補助 及び交付金	165,431,000	活動費補助	
				一般運営費補助	6,800,000円
				福祉活動専門員設置補助	7,231,000円
				人件費補助	@7,570,000円 × 20人 = 151,400,000円
	心身障害者福祉 施設管理運営費	報酬	4,679,703	特別職非常勤職員(嘱託医)	@40,210円 × 12月 × 1.5所 = 723,780円
				特別職非常勤職員(受託作業工賃)	@3,310円 × 12月 × 50人 × 1.5所 = 2,979,000円
				会計年度任用職員	@11,229円 × 58人 × 1.5所 = 976,923円

経費の種類		社会福祉費		測定単位	人	口		
事業区分	節名	経費	内容説明					
基 準 的 経 費	心身障害者福祉施設管理運営費		円					
		給与費	178,708,730	@7,686,397円 × 15.5人 × 1.5所 = 178,708,730円				
		職員手当等	9,378,720	時間外勤務手当	@2,880円 × 2,171時間 × 1.5所 = 9,378,720円			
		報償費	237,800	@158,530円 × 1.5所 = 237,800円				
		旅費	255,158	普通旅費				
		需用費	6,827,130	近接地内	@511円 × 255回 × 1.5所 = 195,458円			
				近接地外	@39,800円 × 1回 × 1.5所 = 59,700円			
			光熱水費	4,305,090円				
				電気料	@1,013,220円 × 1.5所 = 1,519,830円			
				ガス料	@679,440円 × 1.5所 = 1,019,160円			
				水道料	@1,143,490円 × 1.5所 = 1,715,235円			
				燃料費	@33,910円 × 1.5所 = 50,865円			
				一般需用費	1,533,705円			
				消耗品費	@992,690円 × 1.5所 = 1,489,035円			
			印刷製本費	@29,780円 × 1.5所 = 44,670円				
		修繕料	@658,890円 × 1.5所 = 988,335円					
		役務費	1,145,085	電話代、調律代	@763,390円 × 1.5所 = 1,145,085円			
		委託料	691,524,690	管理運営委託	@12,057,340円 × 1.5所 = 18,086,010円			
				清掃委託	@2,581,150円 × 1.5所 = 3,871,725円			
				警備委託	@959,750円 × 1.5所 = 1,439,625円			
機械設備保守委託	@2,361,020円 × 1.5所 = 3,541,530円							
指定管理委託料	@88,611,440円 × 7.5所 = 664,585,800円							
使用料及び賃借料	1,684,485	@1,122,990円 × 1.5所 = 1,684,485円						
工事請負費	1,147,920	@765,280円 × 1.5所 = 1,147,920円						
原材料費	26,760	@17,840円 × 1.5所 = 26,760円						
備品購入費	904,620	@603,080円 × 1.5所 = 904,620円						
負担金補助及び交付金	1,716,900	@1,144,600円 × 1.5所 = 1,716,900円						
公課費	18,450	@12,300円 × 1.5所 = 18,450円						
扶助費	70,500	@47,000円 × 1.5所 = 70,500円						
		{ 特定財源 (諸収入) 受託事業収入 2,979,000円 }						
	計	898,326,651						

経費の種類		社会福祉費		測定単位	人口
事業区分	節名	経費	内容説明		
基 準 的 経 費	宿泊所等 管理運営費 (路上生活者 自立支援 事業分含む)	円 59,721,860	特別区人事・厚生事務組合分担金 宿泊所運営費等分担金 35,019,260円 路上生活者自立支援事業等分担金 24,702,600円		
	生活困窮者 自立支援事業費	143,343,130	自立相談支援事業 40,050,250円 就労準備支援事業 6,449,080円 家計相談支援事業(三事業一体分) 4,525,180円 子どもの学習支援事業 23,004,580円 被保護者就労支援事業 21,622,710円 被保護者就労準備支援事業 13,391,330円 レセプトを活用した医療扶助適正化事業(既存事業分) 4,989,000円 居宅介護支援計画点検等の充実 7,316,000円 収入資産状況把握等充実事業 10,903,000円 体制整備強化事業 5,307,000円 警察との連携協力体制強化事業 5,785,000円		
	扶助費	158,723,000	住居確保給付金 158,723,000円 特定財源(国庫支出金) 218,765,000円 自立相談支援事業 40,050,250円 × 3/4 = 30,037,000円 就労準備支援事業 6,449,080円 × 2/3 = 4,299,000円 家計相談支援事業 4,525,180円 × 2/3 = 3,016,000円 子どもの学習支援事業 23,004,580円 × 1/2 = 11,502,000円 被保護者就労支援事業 21,622,710円 × 3/4 = 16,217,000円 被保護者就労準備支援事業 13,391,330円 × 2/3 = 8,927,000円 レセプトを活用した医療扶助適正化事業(既存事業分) 4,989,000円 × 3/4 = 3,742,000円 居宅介護支援計画点検等の充実 7,316,000円 × 3/4 = 5,487,000円 収入資産状況把握等充実事業 10,903,000円 × 3/4 = 8,177,000円		

経費の種類		社会福祉費		測定単位	人口
事業区分	節名	経費	内容説明		
基	〔生活困窮者自立支援事業費〕	円			
		計	302,066,130	体制整備強化事業 $5,307,000円 \times 3/4 = 3,980,000円$ 警察との連携協力体制強化事業 $5,785,000円 \times 3/4 = 4,339,000円$ 住居確保給付金 $158,723,000円 \times 3/4 = 119,042,000円$	
準	各種援護事業費	報酬	2,043,678	1 肢体不自由児慰安会	383,300円
				時間外勤務手当	@2,880円 × 41時間 = 118,080円
		職員手当等	636,480	医師、看護師謝礼	29,070円
				調査引率等旅費	40,940円
		報償費	29,070	参加者弁当等	@1,140円 × 60人 = 68,400円
				消耗品費	11,760円
		旅費	175,844	通信費	11,850円
				バス借上料	@1,110円 × 60人 = 66,600円
		需用費	1,211,180	入場料	@610円 × 60人 = 36,600円
				2 身体障害者協会、保護士会等福祉団体に対する助成事業	
		役務費	242,150		5,489,562円
				会計年度任用職員	@11,229円 × 182人 = 2,043,678円
		的	使用料及び賃借料	294,880	時間外勤務手当
	普通旅費(近接地内)			@511円 × 22回 × 12月 = 134,904円	
	消耗品費			858,070円	
備品購入費	39,580			印刷製本費	251,910円
				修繕料	21,040円
負担金補助及び交付金	1,200,000			通信運搬費	185,570円
				広告料	44,730円
				会場使用料	100,130円
				自動車借上料	91,550円
				事務用備品	39,580円
				助成金	1,200,000円
				計	5,872,862
費	知的障害者福祉事業管理費			報酬	157,206
		職員手当等	579,840	特殊勤務手当	@200円 × 20日 × 12月 × 2人 = 96,000円

経費の種類	社会福祉費	測定単位	人	口						
事業区分	節名	経費	内容説明							
基	知的障害者福祉事業管理費	円	時間外勤務手当 @2,880円 × 7時間 × 12月 × 2人 = 483,840円							
		旅費 136,437	普通旅費 (近接地内) @511円 × 267日 = 136,437円							
		需用費 63,950	消耗品費 57,470円							
		役務費 48,340	通信費 48,340円							
準	障害者自立支援協議会運営費	報酬 818,460	知的障害者相談員活動費 報償費 @3,170円 × 8人 × 12月 = 304,320円 資料印刷費等 @540円 × (8人 + 2地区 × 2回) = 6,480円							
		旅費 53,352	特別職非常勤職員 (委員報酬) 会長等 @17,920円 × 1人 × 6回 = 107,520円 委員 @6,970円 × 17人 × 6回 = 710,940円							
		需用費 48,050	費用弁償 @494円 × 18人 × 6回 = 53,352円							
		役務費 135,460	消耗品費 48,050円 郵送料等 135,460円							
的	障害者自立支援給付等	委託料 3,641,965	費用弁償 @494円 × 18人 × 6回 = 53,352円							
		扶助費 3,973,463,438	消耗品費 48,050円 郵送料等 135,460円							
経	障害者自立支援給付等	委託料 3,641,965	特別職非常勤職員 (委員報酬) 会長等 @17,920円 × 1人 × 6回 = 107,520円 委員 @6,970円 × 17人 × 6回 = 710,940円							
		扶助費 3,973,463,438	費用弁償 @494円 × 18人 × 6回 = 53,352円							
費	共同生活援助等事業費	負担金補助及び交付金 646,660,000	支払代行業務委託費 2,483人 × 12月 × @122.23円 = 3,641,965円							
		計 3,977,105,403	<table border="1"> <tr> <td>所要経費</td> <td>3,973,463,438円</td> </tr> <tr> <td>特定財源</td> <td>2,986,187,521円</td> </tr> <tr> <td>差引一般財源</td> <td>987,275,917円</td> </tr> </table> <p>(積算説明(1)参照)</p>		所要経費	3,973,463,438円	特定財源	2,986,187,521円	差引一般財源	987,275,917円
所要経費	3,973,463,438円									
特定財源	2,986,187,521円									
差引一般財源	987,275,917円									
費	共同生活援助等事業費	負担金補助及び交付金 646,660,000	共同生活援助事業費 506,730,000円							
		計 646,660,000	運営費加算 139,930,000円							
費	共同生活援助等事業費	負担金補助及び交付金 646,660,000	<table border="1"> <tr> <td>特定財源</td> <td>380,047,000円</td> </tr> <tr> <td>国庫支出金</td> <td>506,730,000円 × $\frac{1}{2}$ = 253,365,000円</td> </tr> <tr> <td>都支出金</td> <td>506,730,000円 × $\frac{1}{4}$ = 126,682,000円</td> </tr> </table>		特定財源	380,047,000円	国庫支出金	506,730,000円 × $\frac{1}{2}$ = 253,365,000円	都支出金	506,730,000円 × $\frac{1}{4}$ = 126,682,000円
		特定財源	380,047,000円							
国庫支出金	506,730,000円 × $\frac{1}{2}$ = 253,365,000円									
都支出金	506,730,000円 × $\frac{1}{4}$ = 126,682,000円									
計 646,660,000										

経費の種類		社会福祉費		測定単位	人口
事業区分	節名	経費	内容説明		
基 準 的	身体障害者 福祉事業管理費	円			
		職員手当等	510,720	{ 特殊勤務手当 @200円 × 20日 × 12月 × 2人 = 96,000円 時間外勤務手当 @2,880円 × 6時間 × 12月 × 2人 = 414,720円	
		旅費	450,702	普通旅費 (近接地内)	@511円 × 882回 = 450,702円
		需用費	133,300	{ 法施行諸用紙等 事務打合せ	117,730円 6,390円
		役務費	64,630	通信費	64,630円
		委託料	24,250	自立支援医療費 (更生医療) 支払委託料	
				{ 支払基金 国保連合会	@42.00円 × 299件 = 12,560円 @36.77円 × 318件 = 11,690円
		使用料及び 賃借料	30,570		30,570円
		備品購入費	12,500		12,500円
		報償費	494,520	身体障害者相談員活動費 報償費 @3,170円 × 13人 × 12月 = 494,520円 資料印刷費等 @540円 × (13人 + 2地区 × 2回) = 9,180円	
	計	1,721,192			
経 費	身体障害者 福祉措置費	646,351,270	自立支援医療費 (更生医療) の給付 @159,510円 × 3,653件 = 582,690,030円 自立支援医療費 (育成医療) の給付 @37,550円 × 37件 = 1,389,350円 補装具の給付 { 成人分 @82,630円 × 503件 = 41,562,890円 児童分 @138,060円 × 150件 = 20,709,000円 { 特定財源 484,762,000円 国庫支出金 646,351,270円 × $\frac{1}{2}$ = 323,175,000円 都支出金 646,351,270円 × $\frac{1}{4}$ = 161,587,000円 }		
		3,125,760	1	ホームヘルプサービス事業	943,291,568円
		職員手当等		{ 特殊勤務手当 @320円 × 20日 × 12月 × 11人 = 844,800円	
		障害者 (児)			
		ホームヘルプ			
		サービス等			
		事業費			

経費の種類		社会福祉費		測定単位	人	口											
事業区分	節名	経費	内容説明														
基 準 的	〔障害者(児)ホームヘルプサービス等事業費〕		円	時間外勤務手当 @2,880円 × 6時間 × 12月 × 11人 = 2,280,960円													
		報償費	111,460	ホームヘルパー養成研修講師謝礼 111,460円													
		旅費	786,128	普通旅費													
		需用費	936,900	近接地内 @511円 × 11人 × 134回 = 753,214円													
				訪問調査 32,914円													
		役務費	508,700	通信運搬費 508,700円													
		扶助費	939,289,620	ホームヘルパー 937,822,620円													
				2 手話通訳者派遣事業													
				扶助費 @4,890円 × 300回 = 1,467,000円													
				<table border="0"> <tr> <td>特定財源</td> <td>675,373,000円</td> </tr> <tr> <td>国庫基準</td> <td>661,378,000円</td> </tr> <tr> <td>国庫支出金</td> <td>881,839,910円 × 1/2 = 440,919,000円</td> </tr> <tr> <td>都支出金</td> <td>881,839,910円 × 1/4 = 220,459,000円</td> </tr> <tr> <td>国庫基準外</td> <td></td> </tr> <tr> <td>都支出金</td> <td>55,982,710円 × 1/4 = 13,995,000円</td> </tr> </table>				特定財源	675,373,000円	国庫基準	661,378,000円	国庫支出金	881,839,910円 × 1/2 = 440,919,000円	都支出金	881,839,910円 × 1/4 = 220,459,000円	国庫基準外	
特定財源	675,373,000円																
国庫基準	661,378,000円																
国庫支出金	881,839,910円 × 1/2 = 440,919,000円																
都支出金	881,839,910円 × 1/4 = 220,459,000円																
国庫基準外																	
都支出金	55,982,710円 × 1/4 = 13,995,000円																
計	944,758,568																
経 費	心身障害者緊急一時保護事業費	扶助費	65,138,090	国庫基準分 @21,201円 × 2,928人 = 62,076,530円													
				都型ショートステイ @8,680円 × 7人 = 60,760円													
				家庭保護 @6,050円 × 496人 = 3,000,800円													
				<table border="0"> <tr> <td>特定財源</td> <td>46,557,000円</td> </tr> <tr> <td>国庫支出金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>@21,201円 × 2,928人 × 1/2 =</td> <td>31,038,000円</td> </tr> <tr> <td>都支出金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>@21,201円 × 2,928人 × 1/4 =</td> <td>15,519,000円</td> </tr> </table>			特定財源	46,557,000円	国庫支出金		@21,201円 × 2,928人 × 1/2 =	31,038,000円	都支出金		@21,201円 × 2,928人 × 1/4 =	15,519,000円	
特定財源	46,557,000円																
国庫支出金																	
@21,201円 × 2,928人 × 1/2 =	31,038,000円																
都支出金																	
@21,201円 × 2,928人 × 1/4 =	15,519,000円																
	身体障害者福祉電話通話料補助事業費	役務費	1,909,320	@2,273円 × 12月 × 70台 = 1,909,320円													

経費の種類		社会福祉費		測定単位	人口		
事業区分	節名	経費	内容説明				
基 準	心身障害者 福祉手当支給費	報酬	2,694,960	会計年度任用職員 @11,229円 × 20人 × 12月 = 2,694,960円			
		職員手当等	1,244,160	時間外勤務手当 @2,880円 × 36時間 × 12月 = 1,244,160円			
		旅費	27,594	普通旅費 (近接地内) @511円 × 54人 = 27,594円			
		需用費	293,520	消耗品費 @16,300円 × 12月 = 195,600円 印刷製本費 (PR用等) 97,920円			
		役務費	152,280	通信運搬費 @12,690円 × 12月 = 152,280円			
		扶助費	903,216,000	心身障害者福祉手当 @15,500円 × 12月 × 3,059人 = 568,974,000円 難病手当 @15,500円 × 12月 × 1,797人 = 334,242,000円			
		計	907,628,514				
		的 経 費	特別障害者手当 等支給事業費	報酬	1,172,010	特別職非常勤職員 (嘱託医報酬) @13,450円 × 12回 = 161,400円 会計年度任用職員 @11,229円 × 90日 = 1,010,610円	
				職員手当等	95,040	時間外勤務手当 @2,880円 × 33時間 = 95,040円	
				旅費	20,440	普通旅費 (近接地内) @511円 × 40回 = 20,440円	
需用費	132,430			消耗品費等 132,430円			
役務費	154,440			通信運搬費 154,440円			
備品購入費	10,990			事務用備品 10,990円			
扶助費	110,558,040			特別障害者手当 @27,350円 × 12月 × 283人 = 92,880,600円 障害児福祉手当 @14,880円 × 12月 × 95人 = 16,963,200円 福祉手当 (経過措置) @14,880円 × 12月 × 4人 = 714,240円			
計	112,143,390			{ 特定財源 (国庫支出金) $110,558,040円 \times \frac{3}{4} = 82,918,000円$ }			

経費の種類		社会福祉費		測定単位	人	口						
事業区分	節名	経費	内容説明									
基	行旅死亡人	委託費	2,560,000	葬祭料	@160,000円 × 16件 = 2,560,000円							
	取扱費	役務費	33,000	公告料	33,000円							
		需用費	104,000	需用費	104,000円							
		計	2,697,000	<table border="0"> <tr> <td rowspan="3">}</td> <td>特定財源</td> <td>2,697,000円</td> </tr> <tr> <td>都支出金</td> <td>1,329,000円</td> </tr> <tr> <td>諸収入</td> <td>1,368,000円</td> </tr> </table>		}	特定財源	2,697,000円	都支出金	1,329,000円	諸収入	1,368,000円
}	特定財源	2,697,000円										
	都支出金	1,329,000円										
	諸収入	1,368,000円										
準	障害者モビリティ	扶助費	110,250,000	福祉タクシー・自家用車燃料費助成事業費	110,250,000円							
	支援事業費											
	重度障害者	扶助費	31,553,000	入浴サービス	1,167,000円							
	福祉増進事業費			理髪サービス	1,315,000円							
的				寝具乾燥消毒	357,000円							
				紙おむつ	17,667,000円							
				住宅設備改善費	11,047,000円							
	障害者就労	委託料	24,180,000	事業委託費	24,180,000円							
経	支援事業費											
	地域生活支援	扶助費	442,216,760	地域生活支援事業費	442,216,760円							
費	事業費			<table border="0"> <tr> <td rowspan="3">}</td> <td>特定財源</td> <td>198,835,000円</td> </tr> <tr> <td>国庫支出金</td> <td>265,115,234円 × 1/2 = 132,557,000円</td> </tr> <tr> <td>都支出金</td> <td>265,115,234円 × 1/4 = 66,278,000円</td> </tr> </table>		}	特定財源	198,835,000円	国庫支出金	265,115,234円 × 1/2 = 132,557,000円	都支出金	265,115,234円 × 1/4 = 66,278,000円
	}	特定財源	198,835,000円									
国庫支出金		265,115,234円 × 1/2 = 132,557,000円										
都支出金		265,115,234円 × 1/4 = 66,278,000円										
	障害認定審査会	報酬	3,190,600	特別職非常勤職員（委員報酬）	<table border="0"> <tr> <td rowspan="2">}</td> <td>会長</td> <td>@19,800円 × 1人 × 35回 = 693,000円</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>@17,840円 × 4人 × 35回 = 2,497,600円</td> </tr> </table>		}	会長	@19,800円 × 1人 × 35回 = 693,000円	委員	@17,840円 × 4人 × 35回 = 2,497,600円	
}	会長	@19,800円 × 1人 × 35回 = 693,000円										
	委員	@17,840円 × 4人 × 35回 = 2,497,600円										
		旅費	565,710	費用弁償	565,710円							
		需用費	570,140	消耗品費等	570,140円							
		役務費	2,695,050	通信運搬費	199,050円							
		使用料及び	292,450	医師意見書作成	@5,200円 × 480件 = 2,496,000円							
		借料		機器借上	292,450円							
		計	7,313,950									

経費の種類		社会福祉費		測定単位	人口	
事業区分	節名	経費	内容説明			
基	障害福祉 計画作成	報酬	530,510	特別職非常勤職員（委員報酬）		
		旅費	18,440	費用弁償 @494円 × 16人 × 7回 × 1/3 = 18,440円		
		需用費	78,130	消耗品費等 @234,400円 × 1/3 = 78,130円		
		役務費	84,850	通信運搬費 @254,560円 × 1/3 = 84,850円		
		委託料	1,729,370	計画作成業務委託等 @5,188,120円 × 1/3 = 1,729,370円		
	計	2,441,300				
準	地域活動支援 センター運営費	負担金補助 及び交付金	24,000,000	地域活動支援センター運営費補助 @6,000,000円 × 4所 = 24,000,000円		
的	避難行動要 支援者名簿 作成等経費	需用費	158,590	消耗品費、印刷製本費 158,590円		
		役務費	503,000	通信運搬費 503,000円		
		委託料	75,000	同意書等発送委託等 75,000円		
	計	736,590				
経	介護人材確保等 対策事業費 〔都補助金の ある間の 時限算定〕	委託料	2,019,380	介護人材キャリアアップ研修実施委託等 2,019,380円		
		負担金補助 及び交付金	3,039,950	介護人材初任者研修等受講料補助 3,039,950円		
	計	5,059,330	〔 特定財源（都支出金） 〕 $5,059,330円 \times \frac{3}{4} = 3,794,000円$			
費	指導検査事業費 〔指導検査支援 業務委託等〕	需用費	43,000	事務用消耗品・書籍等 43,000円		
		委託料	1,143,000	会計検査・財務分析委託 1,143,000円		
	計	1,186,000				
	地域福祉推進 包括補助事業費	扶助費	110,984,720	地域福祉推進包括補助事業費 110,984,720円		
				〔 特定財源（都支出金） 〕 $110,984,720円 \times \frac{1}{2} = 55,492,000円$		

経費の種類		社会福祉費		測定単位	人口
事業区分	節名	経費	内容説明		
基 準 的 経 費	障害者施策推進 包括補助事業費	扶助費 166,137,970	円	障害者施策推進包括補助事業費 166,137,970円	
				$\left\{ \begin{array}{l} \text{特定財源（都支出金）} \\ 166,137,970円 \times \frac{1}{2} = 83,068,000円 \end{array} \right\}$	
	国民年金事務費	報酬 6,757,612		会計年度任用職員 @11,229円 × 50.15人 × 12月 = 6,757,612円	
		給与費 76,863,970		給与費 @7,686,397円 × 10人 = 76,863,970円	
		職員手当等 1,728,000		時間外勤務手当 1,728,000円	
		需用費 1,610,380		$\left\{ \begin{array}{l} \text{内勤} \quad @2,880円 \times 30時間 \times 12月 = 1,036,800円 \\ \text{外勤} \quad @2,880円 \times 10時間 \times 12月 = 345,600円 \\ \text{出張所} \quad @2,880円 \times 10時間 \times 12月 = 345,600円 \end{array} \right.$	
		役務費 945,180		通信運搬費 945,180円	
		委託料 15,005,290		国民年金システム保守委託料等 15,005,290円	
		使用料及び 賃借料 5,402,830		国民年金システム機器リース料等 5,402,830円	
		負担金補助 及び交付金 3,000		国民年金協議会等負担金 3,000円	
	計	108,316,262		$\left\{ \begin{array}{l} \text{特定財源（国庫支出金）} \\ 83,440,000円 \end{array} \right\}$	
合 計		10,453,848,914			
特 定 財 源	分担金及び負担金	24,362,521	円	1 女性福祉資金貸付金 諸収入 3,354,000円	
	国庫支出金	3,542,372,000		2 婦人相談員設置費 国庫支出金 1,645,000円	
	都支出金	1,735,478,000		3 心身障害者福祉施設管理運営費 諸収入 2,979,000円	
	諸収入	7,701,000		4 生活困窮者自立支援事業費 国庫支出金 218,765,000円	
				5 障害者自立支援給付等 2,986,187,521円 $\left\{ \begin{array}{l} \text{分担金及び負担金} \quad 24,362,521円 \\ \text{国庫支出金} \quad 1,974,550,000円 \\ \text{都支出金} \quad 987,275,000円 \end{array} \right.$	

経費の種類		社会福祉費		測定単位	人口
事業区分	節名	経費	内容説明		
特 定 財 源		円			
		6	共同生活援助等事業費	380,047,000円	
			国庫支出金	253,365,000円	
			都支出金	126,682,000円	
		7	身体障害者福祉措置費	484,762,000円	
			国庫支出金	323,175,000円	
			都支出金	161,587,000円	
		8	障害者（児）ホームヘルプサービス等事業費	675,373,000円	
			国庫支出金	440,919,000円	
			都支出金	234,454,000円	
		9	心身障害者緊急一時保護事業費	46,557,000円	
			国庫支出金	31,038,000円	
			都支出金	15,519,000円	
		10	特別障害者手当等支給事業費	82,918,000円	
			国庫支出金	82,918,000円	
		11	行旅死亡人取扱費	2,697,000円	
		都支出金	1,329,000円		
		諸収入	1,368,000円		
	12	地域生活支援事業費	198,835,000円		
		国庫支出金	132,557,000円		
		都支出金	66,278,000円		
	13	介護人材確保等対策事業費	3,794,000円		
		都支出金	3,794,000円		
	14	地域福祉推進包括補助事業費	55,492,000円		
		都支出金	55,492,000円		
	15	障害者施策推進包括補助事業費	83,068,000円		
		都支出金	83,068,000円		
	16	国民年金事務費	83,440,000円		
		国庫支出金	83,440,000円		
合計		5,309,913,521			
差引一般財源		5,143,935,393円			
数値		350,000人			
単位費用		14,697円			

説明(1) 障害者自立支援給付等積算説明

(単位:人、円)

事業種別	事業費					利用者負担額 E	所要額 F=D-E	国庫負担額 G=F/2	都負担額 H=F/4	差引一般財源 I=F-G-H
	規模	給付費 A	加算分 B	補足給付 C	計 D=A+B+C					
施設入所支援	210	263,311,556	51,899,365	27,488,502	342,699,423	630,422	342,069,001	171,034,000	85,517,000	85,518,001
生活介護	490	1,233,697,291	661,205,627	-	1,894,902,918	13,264,320	1,881,638,598	940,819,000	470,410,000	470,409,598
自立訓練	72	149,048,804		-	149,048,804	1,043,342	148,005,462	74,003,000	37,001,000	37,001,462
就労移行支援	178	418,961,356		-	418,961,356	2,932,729	416,028,627	208,014,000	104,007,000	104,007,627
就労継続支援 (A型)	53	91,904,374		-	91,904,374	643,331	91,261,043	45,631,000	22,815,000	22,815,043
就労継続支援 (B型)	549	835,482,392		-	835,482,392	5,848,377	829,634,015	414,817,000	207,409,000	207,408,015
計	1,552	2,992,405,773	713,104,992	27,488,502	3,732,999,267	24,362,521	3,708,636,746	1,854,318,000	927,159,000	927,159,746
療養介護	-	-	-	-	133,653,077	-	133,653,077	66,827,000	33,413,000	33,413,077
地域相談支援(地域 移行支援・地域定着 支援)	-	-	-	-	31,536,896	-	31,536,896	15,768,000	7,884,000	7,884,896
サービス利用計画 作成	-	-	-	-	75,274,198	-	75,274,198	37,637,000	18,819,000	18,818,198
計	-	-	-	-	240,464,171	-	240,464,171	120,232,000	60,116,000	60,116,171
合計	1,552	2,992,405,773	713,104,992	27,488,502	3,973,463,438	24,362,521	3,949,100,917	1,974,550,000	987,275,000	987,275,917

経費の種類		老人福祉費		測定単位	65歳以上人口
事業区分	節名	経費	内容説明		
基 準	老人福祉事業	報酬	1,347,480	会計年度任用職員	@11,229円 × 120人 = 1,347,480円
	総務費	給与費	499,000,893		@7,686,397円 × 64.92人 = 499,000,893円
		職員手当等	1,595,520	{ 特殊勤務手当 @200円 × 20日 × 12月 × 3人 = 144,000円 時間外勤務手当	@2,880円 × 14時間 × 12月 × 3人 = 1,451,520円
		報償費	281,880	入所判定委員会	@23,490円 × 12月 = 281,880円
		旅費	534,332	普通旅費	
		需用費	264,180	{ 事務打合せ @511円 × 812回 = 414,932円 近接地外	@39,800円 × 3人 = 119,400円
				{ 消耗品費 229,040円 会議費 35,140円	
		役務費	135,070	通信費	135,070円
		使用料及び賃借料	112,090	会議室借上げ	112,090円
		計	503,271,445		
的	老人福祉施設	委託料	809,960	支払代行業務委託費	141人 × 12月 × @478.70円 = 809,960円
	入所措置費	扶助費	297,844,308		297,844,308円
		計	298,654,268	{ 特定財源（分担金及び負担金）	51,765,000円 }
経 費	老人クラブ	職員手当等	806,400	時間外勤務手当	@2,880円 × 280時間 = 806,400円
	助成事業費	旅費	156,877	普通旅費（近接地内）	@511円 × 307回 = 156,877円
		需用費	320,390	消耗品費等	320,390円
	（老人社会奉仕団活動育成事業費を含む）	役務費	351,510	通信費	351,510円
		負担金補助及び交付金	20,536,915	{ @22,800円 × 864クラブ = 19,699,200円 (72クラブ × 12月 = 864クラブ) @180,420円 × 2回 + @67円 × 5,625人 = 737,715円 @100,000円 × 1奉仕団 = 100,000円	
		計	22,172,092	{ 特定財源（都支出金） 2,564,000円 @3,600円 × 864クラブ × $\frac{2}{3}$ = 2,073,000円 @737,715円 × $\frac{2}{3}$ = 491,000円 }	

経費の種類	老人福祉費	測定単位	65歳以上人口	
事業区分	節名	経費	内容説明	
基 準 的	老人福祉施設 管理運営費	円		
	職員手当等	1,296,000	時間外勤務手当 @2,880円 × 50時間 × 9所 = 1,296,000円	
	報償費	1,681,920	講演会等講師謝礼 @186,880円 × 9所 = 1,681,920円	
	旅費	64,386	普通旅費（近接地内）@511円 × 14回 × 9所 = 64,386円	
	需用費	14,564,430	<ul style="list-style-type: none"> 光熱水費 11,920,950円 電気料 @461,930円 × 9所 = 4,157,370円 ガス料 @295,450円 × 9所 = 2,659,050円 水道料 @567,170円 × 9所 = 5,104,530円 一般需用費 2,643,480円 消耗品費等 @284,440円 × 9所 = 2,559,960円 印刷製本費 @9,280円 × 9所 = 83,520円 	
	役務費	1,774,080	通信運搬費等 @197,120円 × 9所 = 1,774,080円	
	委託料	108,912,950	<ul style="list-style-type: none"> 管理運営委託 @4,424,100円 × 9所 = 39,816,900円 清掃委託 @597,360円 × 9所 = 5,376,240円 警備委託 @259,280円 × 9所 = 2,333,520円 機械設備保守委託 @617,610円 × 9所 = 5,558,490円 指定管理委託料 @13,956,950円 × 4所 = 55,827,800円 	
	使用料及び 賃借料	1,419,030	自動車等借上料 @157,670円 × 9所 = 1,419,030円	
	工事請負費	5,122,260	工事費 @569,140円 × 9所 = 5,122,260円	
	備品購入費	751,320	備品充実費 @83,480円 × 9所 = 751,320円	
	計	135,586,376		
	老人福祉センター 管理運営費	委託料	33,485,810	指定管理委託料 33,485,810円
	経 費	介護保険事業 助成費	繰出金	3,410,709,064
			<ul style="list-style-type: none"> 介護給付費負担金 2,628,288,800円 地域支援事業交付金 179,843,570円 介護認定審査会 137,394,843円 一般管理費 144,733,327円 運営協議会 1,187,870円 介護保険事業計画・老人福祉計画作成 4,620,890円 地域包括支援センター管理運営費 15,912,660円 その他一般管理費 123,011,907円 	
			(積算説明(2)参照)	
			介護保険料軽減制度対応経費（第1号保険料軽減分） 320,448,524円	
			<ul style="list-style-type: none"> 特定財源 240,336,000円 国庫支出金 $320,448,524円 \times \frac{1}{2} = 160,224,000円$ 都支出金 $320,448,524円 \times \frac{1}{4} = 80,112,000円$ 	

経費の種類		老人福祉費		測定単位	65歳以上人口
事業区分	節名	経費	内容説明		
基 準 的 経 費	介護保険サービス利用者負担軽減補助事業費	負担金補助及び交付金 2,563,370円	負担金補助及び交付金 [社会福祉法人等] 国基準 666,860円 都基準 1,786,810円 [一般事業者] 都基準 109,700円 { 特定財源 1,447,000円 } { 国庫支出金 666,860円 × $\frac{1}{2}$ = 333,000円 } { 都支出金 (国基準) 666,860円 × $\frac{1}{4}$ = 166,000円 } { 都支出金 (都基準) 1,896,510円 × $\frac{1}{2}$ = 948,000円 }		
	老人福祉増進事業費	扶助費 164,436,780円	寝たきり老人等福祉事業 { 理髪サービス 4,828,000円 } { 紙おむつ 85,812,000円 } ひとりぐらし老人等福祉事業 入浴券 62,775,000円 生きがい活動支援通所事業等 11,021,780円		
	高齢者民間アパルト借上げ事業費	負担金補助及び交付金 122,952,000円	基本額 @109,000円 × 94戸 × 12月 = 122,952,000円 { 特定財源 42,300,000円 } { 国庫支出金 @22,000円 × 94戸 × 12月 × $\frac{1}{2}$ = 12,408,000円 } { 都支出金 @22,000円 × 94戸 × 12月 × $\frac{1}{4}$ = 6,204,000円 } 諸収入 23,688,000円 使用料 @18,000円 × 94戸 × 12月 = 20,304,000円 共益費 @3,000円 × 94戸 × 12月 = 3,384,000円		

経費の種類		老人福祉費		測定単位	65歳以上人口	
事業区分		節名	経費	内容説明		
基準的経費	高齢社会対策 包括補助事業費	扶 助 費	円			
			149,087,880	高齢社会対策包括補助事業費	149,087,880円	
			$\left\{ \begin{array}{l} \text{特定財源（都支出金）} \\ 149,087,880円 \times \frac{1}{2} = 74,543,000円 \end{array} \right\}$			
合 計			4,842,919,085			
特定財源	分 担 金 及 び 負 担 金		51,765,000	1	老人福祉施設入所措置費	
					分担金及び負担金	51,765,000円
	国 庫 支 出 金		172,965,000	2	老人クラブ助成事業費	
					都支出金	2,564,000円
	都 支 出 金		164,537,000	3	介護保険事業助成費	240,336,000円
	特 諸 収 入		23,688,000		$\left\{ \begin{array}{l} \text{国庫支出金} \\ \text{都支出金} \end{array} \right.$	160,224,000円 80,112,000円
				4	介護保険サービス利用者負担軽減補助事業費	1,447,000円
					$\left\{ \begin{array}{l} \text{国庫支出金} \\ \text{都支出金} \end{array} \right.$	333,000円 1,114,000円
				5	高齢者民間アパート借上げ事業費	42,300,000円
					$\left\{ \begin{array}{l} \text{国庫支出金} \\ \text{都支出金} \\ \text{諸収入} \end{array} \right.$	12,408,000円 6,204,000円 23,688,000円
			6	高齢社会対策包括補助事業費		
				都支出金	74,543,000円	
合 計			412,955,000			
差 引 一 般 財 源			4,429,964,085円			
数 値			63,000人			
単 位 費 用			70,317円			

① 介護給付費負担金

区 分	標準給付費額 A	介護給付費負担金 A×12.5%
令和3年度分	21,026,310,400円	2,628,288,800円

② 地域支援事業交付金

区 分	地域支援事業交付金 (介護予防・日常生活支援総合事業 12.5%、包括的支援事業・任意事業 19.25%)
令和3年度分	179,843,570円

③ 介護認定審査会及び一般管理費

事業区分	節 名	経 費	内 容	説 明	
基 準 的 経 費	介護認定審査会	報 酬	28,742,400	特別職非常勤職員 { 委員長 @21,790円 × 1人 × 360回 = 7,844,400円 { 委員 @19,350円 × 3人 × 360回 = 20,898,000円	
		旅 費	471,653	訪問調査 @511円 × 923回 = 471,653円	
		需 用 費	1,460,030	消耗品費等 1,460,030円	
		役 務 費	1,405,420	{ 通信運搬費 1,359,220円 { 回線使用料 @3,850円 × 12月 = 46,200円	
		委 託 料	105,315,340	{ 訪問調査 @4,420円 × 10,224回 = 45,190,080円 { 医師意見書 @4,420円 × 13,603件 = 60,125,260円	
		計	137,394,843		
	基 準 的 経 費	運営協議会	報 酬	983,520	【介護保険運営協議会】 特別職非常勤職員
			旅 費	59,280	特別職非常勤職員
			需 用 費	29,780	{ 委員長 @17,800円 × 1人 × 8回 × 1/3 = 47,470円 { 委員 @7,510円 × 14人 × 8回 × 1/3 = 280,370円
			役 務 費	115,290	費用弁償 @494円 × 15人 × 8回 × 1/3 = 19,760円 消耗品費等 10,900円 通信運搬費 34,690円
					【地域包括支援センター運営協議会】 特別職非常勤職員
				{ 委員長 @17,800円 × 1人 × 8回 × 1/3 = 47,470円 { 委員 @7,510円 × 14人 × 8回 × 1/3 = 280,370円	
				費用弁償 @494円 × 15人 × 8回 × 1/3 = 19,760円 消耗品費等 9,990円 通信運搬費 50,830円	
				【地域密着型サービス運営協議会】 特別職非常勤職員	
				{ 委員長 @17,800円 × 1人 × 8回 × 1/3 = 47,470円 { 委員 @7,510円 × 14人 × 8回 × 1/3 = 280,370円	
				費用弁償 @494円 × 15人 × 8回 × 1/3 = 19,760円 消耗品費等 8,890円 通信運搬費 29,770円	
	計	1,187,870			

事業区分	節名	経費	内 容	説 明	
介護保険事業 計画・老人福祉 計画作成	報酬	763,230	特別職非常勤職員		
	委託料	3,857,660	委員長 @21,370円 × 1人 × 10回 × 1/3 = 71,230円 委員 @10,380円 × 20人 × 10回 × 1/3 = 692,000円 作成委託 @6,849,050円 × 1/3 = 2,283,020円 実態調査委託 @4,723,910円 × 1/3 = 1,574,640円		
	計	4,620,890			
基 準 的	地域包括支援 センター 管理運営費	需用費	5,706,500	光熱水費 1,871,900円 電気料 @92,440円 × 10所 = 924,400円 水道料 @40,270円 × 10所 = 402,700円 ガス料 @54,480円 × 10所 = 544,800円 一般需用費 3,834,600円 消耗品費 @157,670円 × 10所 = 1,576,700円 印刷製本費 @225,790円 × 10所 = 2,257,900円 役務費 1,676,100円 通信運搬費 @167,610円 × 10所 = 1,676,100円 委託料 1,048,200円 機器保守点検等 @104,820円 × 10所 = 1,048,200円 使用料及び 賃借料 152,360円 機器借上等 152,360円 備品購入費 7,329,500円 備品購入費 @732,950円 × 10所 = 7,329,500円	
		役務費	1,676,100		
		委託料	1,048,200		
		使用料及び 賃借料	152,360		
		備品購入費	7,329,500		
		計	15,912,660		
	経 費	その他 一般管理費	報酬	14,298,087	会計年度任用職員（徴収嘱託員等） @4,642,236円 × 3.08人 = 14,298,087円
		職員手当等	9,815,040	時間外勤務手当 @2,880円 × 284時間 × 12月 = 9,815,040円	
		需用費	7,361,110	消耗品費等 7,361,110円	
		役務費	22,545,920	通信運搬費 22,545,920円	
		委託料	48,172,880	納入通知書等発送業務委託等 13,241,450円 介護保険システム保守委託 34,931,430円	
		使用料及び 賃借料	20,297,980	介護保険システム機器リース料 20,297,980円	
		備品購入費	110,890	事務用備品 110,890円	
		負担金補助 及び交付金	410,000	連合会分担金等 410,000円	
		計	123,011,907		
		計	282,128,170		

経費の種類		生活保護費		測定単位	被保護者数
事業区分	節名	経費	内容説明		
基 準 的 経 費	生活保護総務費	円			
	報酬	13,365,900	1	給与費	@7,686,397円 × 39.05人 = 300,153,803円
	給与費	300,153,803	2	生活保護事業管理事務費	39,843,715円
	職員手当等	7,532,160	}	特別職非常勤職員（嘱託医報酬）	
	報償費	82,080		@21,330円 × 2人 × 108日 = 4,607,280円	
	旅費	2,516,395	}	会計年度任用職員	
	需用費	3,327,030		@11,229円 × 65時間 × 12月 = 8,758,620円	
	役務費	2,206,690		特殊勤務手当	1,449,600円
	委託料	6,470,980	}	指導員・担当員	
	使用料及び賃借料	4,144,910		@200円 × 20日 × 12月 × 27人 = 1,296,000円	
	備品購入費	497,610		面接員 @320円 × 20日 × 12月 × 2人 = 153,600円	
				時間外勤務手当	@2,880円 × 176時間 × 12月 = 6,082,560円
				報償費	@6,840円 × 12月 = 82,080円
				旅費	2,516,395円
				}	近接地内 @511円 × 2,965回 = 1,515,115円
					管外医療機関調査 @1,490円 × 14人 × 4回 × 12月 = 1,001,280円
				需用費	3,273,180円
				通信運搬費	@370円 × 2,150件 = 795,500円
				口座振込手数料	@41.05円 × 25,800人 × 1.1 = 1,165,000円
				医療費支払事務委託	@35.90円 × 36,842件 = 1,322,630円
				生活保護システム保守委託	5,148,350円
				使用料及び賃借料	@27,230円 × 12月 = 326,760円
				生活保護システム機器リース料	3,818,150円
			備品購入費	497,610円	
			3	入浴券支給事務費	300,040円
				需用費	53,850円
				役務費	246,190円
	計	340,297,558			

経費の種類		生活保護費		測定単位	被保護者数					
事業区分	節名	経費	内容説明							
基 準 的 経 費	生活扶助費	委託料	17,233	1 国庫基準			1,436,720,057円			
		扶助費	1,540,196,257							
				円						
					区分	規模	単価	所要経費		
					人員	対象人員 A	B	A×B		
					生活扶助基準等	人 2,150	25,800	54,244	1,399,495,200	
					出産扶助		1	466,920	466,920	
					生業扶助 (高校就学費を除く)		76	81,667	6,206,692	
					生業扶助 (高校就学費分)		29	118,457	3,435,253	
					葬祭扶助		90	209,000	18,810,000	
					救護施設	生活費	1	12	48,055	576,660
						事務費	1	12	194,783	2,337,396
						計			2,914,056	
					更生施設	生活費	2	24	54,787	1,314,888
						事務費	2	24	97,102	2,330,448
			計			3,645,336				
			宿所提供施設事務費	5	60	29,110	1,746,600			
			合計			1,436,720,057				
			支払代行業務委託費							
			3人 × 12月 × @478.70円 =				17,233円			
			2 法外援護費				36,616,200円			
			(1) 夏季健全育成等 @21,000円 × 80人 =				1,680,000円			
			(2) 入浴券の支給				34,936,200円			
			$\left\{ \begin{array}{l} \text{大人 } @470\text{円} \times 1,237\text{人} \times 120\text{日} \times \frac{1}{2} = 34,883,400\text{円} \\ \text{中人 } @180\text{円} \times 4\text{人} \times 120\text{日} \times \frac{1}{2} = 43,200\text{円} \\ \text{小人 } @80\text{円} \times 2\text{人} \times 120\text{日} \times \frac{1}{2} = 9,600\text{円} \end{array} \right.$							

経費の種類		生活保護費		測定単位	被保護者数
事業区分	節名	経費	内容説明		
基	〔生活扶助費〕		円		
				3 中国残留邦人等生活支援給付金	64,460,000円
				4 就労自立給付金	1,600,000円
				単身世帯 @69,000円 × 15人 =	1,035,000円
				多人数世帯 @113,000円 × 5人 =	565,000円
				5 進学準備給付金	800,000円
				転居 @300,000円 × 1人 =	300,000円
				その他 @100,000円 × 5人 =	500,000円
		計	1,540,213,490	{ 特定財源（国庫支出金） } $1,503,580,057円 \times \frac{3}{4} = 1,127,685,000円$	
準	住宅扶助費	扶助費	856,080,000	@47,560円 × 1,500人 × 12月 = 856,080,000円 { 特定財源（国庫支出金） } $856,080,000円 \times \frac{3}{4} = 642,060,000円$	
的	教育扶助費	扶助費	14,171,400	@7,873円 × 150人 × 12月 = 14,171,400円 { 特定財源（国庫支出金） } $14,171,400円 \times \frac{3}{4} = 10,628,000円$	
経	医療扶助費	扶助費	1,019,191,420	国庫基準 1,019,191,420円	
				(1) 入院 @560,090円 × 150人 × 12月 = 1,008,162,000円 (2) 施術、看護料等 @5,078円 × 181人 × 12月 = 11,029,420円 { 特定財源（国庫支出金） } $1,019,191,420円 \times \frac{3}{4} = 764,393,000円$	
費	医療扶助費	扶助費	546,811,200	@17,526円 × 2,600人 × 12月 = 546,811,200円 { 特定財源（国庫支出金） } $546,811,200円 \times \frac{3}{4} = 410,108,000円$	
	(入院外)				

経費の種類		生活保護費		測定単位	被保護者数
事業区分	節名	経費	内容説明		
基準的経費	介護扶助費	扶助費	79,192,800	円 @21,998円 × 300人 × 12月 = 79,192,800円	
				{ 特定財源（国庫支出金） $79,192,800円 \times \frac{3}{4} = 59,394,000円$ }	
合計			4,395,957,868		
特定財源	国庫支出金		3,014,268,000	1 生活扶助費	
				国庫支出金	1,127,685,000円
				2 住宅扶助費	
				国庫支出金	642,060,000円
				3 教育扶助費	
				国庫支出金	10,628,000円
				4 医療扶助費（入院）	
		国庫支出金	764,393,000円		
		5 医療扶助費（入院外）			
		国庫支出金	410,108,000円		
		6 介護扶助費			
		国庫支出金	59,394,000円		
合計			3,014,268,000		
差引一般財源				1,381,689,868円	
数値				7,600人	
単位費用				181,801円	

経費の種類		児童福祉費		測定単位	18歳未満人口	
事業区分	節名	経費	内容説明			
基 準	児童福祉総務費	報酬	8,893,368	会計年度任用職員 @11,229円 × 66人 × 12月 = 8,893,368円		
	〔保育事業振興費を含む〕	給与費	1,021,906,481	@7,686,397円 × 132.95人 = 1,021,906,481円		
		職員手当等	3,974,400	時間外勤務手当 @2,880円 × 115時間 × 12月 = 3,974,400円		
		旅費	349,524	普通旅費(近接地内) @511円 × 57回 × 12月 = 349,524円		
		需用費	1,384,800	消耗品費 905,270円 会議費 83,530円 印刷製本費 386,760円 修繕料 9,240円		
		役務費	342,470	通信運搬費 342,470円		
		委託料	11,118,710	芸能委託 325,200円 児童福祉システム保守委託 10,793,510円		
		使用料及び賃借料	7,423,690	賃借料 100,240円 児童福祉システム機器リース料 7,323,450円		
		備品購入費	75,600	事務用備品 75,600円		
		負担金補助及び交付金	8,000	負担金 8,000円		
		計	1,055,477,043			
	的 経 費	児童手当	報酬	2,021,220	会計年度任用職員 @11,229円 × 180人 = 2,021,220円	
		給付事業費	職員手当等	6,393,600	時間外勤務手当 @2,880円 × 185時間 × 12月 = 6,393,600円	
旅費			254,989	普通旅費 254,989円		
		需用費	946,000	ケース訪問調査旅費 @511円 × 13,290件 × $\frac{1}{30}$ = 226,373円 会議出席旅費 @511円 × 56回 = 28,616円		
				消耗器材 291,000円 印刷製本費 655,000円		
		役務費	4,124,000	郵便料 4,124,000円		
		委託料	5,576,000	封入封緘等 5,576,000円		
		扶助費	5,037,300,000	児童手当等給付費(積算説明(3)参照) 国制度分 4,510,500,000円 区制度分 526,800,000円		
		計	5,056,615,809	特定財源 3,830,640,000円 国庫支出金 3,150,780,000円 都支出金 679,860,000円		

経費の種類		児童福祉費		測定単位	18歳未満人口
事業区分	節名	経費	内容説明		
基 準 的 経 費	児童扶養手当 給付事業費	報酬	8,338,032	特別職非常勤職員 (嘱託医報酬)	
				@19,660円 × 1人 × 54日 = 1,061,640円	
				会計年度任用職員 @11,229円 × 8人 × 81日 = 7,276,392円	
		職員手当等	8,648,640	時間外勤務手当	
				@2,880円 × 13人 × 3時間 × 77日 = 8,648,640円	
		旅費	135,295	{ ケース訪問調査費 @511円 × 5,093件 × $\frac{1}{30}$ = 86,750円 会議出席旅費 @511円 × 95回 = 48,545円	
		需用費	902,690	{ 消耗器材 304,720円 印刷製本費 236,120円 PR用経費 361,850円	
		役務費	764,558	{ 電話回線使用料 46,200円 × 12月 = 554,400円 郵券 @84円 × 2,027件 = 170,268円 その他通信費 39,890円	
		委託料	5,989,490	電算処理委託 5,989,490円	
		扶助費	1,023,928,034	{ 全部支給 (3月分) @43,160円 × 1,269人 = 54,770,040円 一部支給 (3月分) @28,504円 × 891人 = 25,397,064円 全部支給 (4月~2月分) @43,454円 × 13,196人 = 573,418,984円 一部支給 (4月~2月分) @28,698円 × 9,212人 = 264,365,976円 第2子分 @10,190円 × 8,868人 = 90,364,920円 第3子以降分 @6,110円 × 2,555人 = 15,611,050円 { 特定財源 (国庫支出金) 1,023,928,034円 × $\frac{1}{3}$ = 341,309,000円 }	
	計	1,048,706,739			
区立母子生活 支援施設管理 運営費	委託料	44,597,520	管理運営委託	44,597,520円	
			{ 特定財源 28,658,000円 分担金及び負担金 166,000円 国庫支出金 37,991,520円 × $\frac{5}{10}$ = 18,995,000円 都支出金 37,991,520円 × $\frac{2.5}{10}$ = 9,497,000円 }		

経費の種類		児童福祉費		測定単位	18歳未満人口																																																																																
事業区分	節名	経費	内容説明																																																																																		
基 準 的 経	民営母子生活 支援施設保護 委託費	円 43,287,600	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th colspan="2">規 模</th> <th>単 価</th> <th>所要経費</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>定員</th> <th>対 象 人 員 A</th> <th>B</th> <th>A × B</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">国 庫 基 準 分</td> <td rowspan="2">事 務 費</td> <td>一般事務費</td> <td>世帯 9</td> <td>世帯 108</td> <td>円 329,499</td> <td>円 35,585,890</td> </tr> <tr> <td>施設機能 強化推進費</td> <td>1所</td> <td>1所</td> <td>1,000,000</td> <td>1,000,000</td> </tr> <tr> <td colspan="4">小 計</td> <td></td> <td>36,585,890</td> </tr> <tr> <td></td> <td>日常生活諸費</td> <td>31人</td> <td>372人</td> <td>3,830</td> <td>1,424,760</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">保 育 給 食 費</td> <td>3歳以上児</td> <td>3</td> <td>36</td> <td>6,090</td> <td>219,240</td> </tr> <tr> <td>3歳未満児</td> <td>2</td> <td>24</td> <td>9,580</td> <td>229,920</td> </tr> <tr> <td colspan="4">小 計</td> <td></td> <td>449,160</td> </tr> <tr> <td></td> <td>冷暖房費</td> <td>22</td> <td>264</td> <td>130</td> <td>34,320</td> </tr> <tr> <td colspan="4">計</td> <td></td> <td>38,494,130</td> </tr> <tr> <td colspan="2">区 加 算 分</td> <td>9</td> <td>108</td> <td>44,384</td> <td>4,793,470</td> </tr> <tr> <td colspan="4">合 計</td> <td></td> <td>43,287,600</td> </tr> </tbody> </table>					区 分		規 模		単 価	所要経費			定員	対 象 人 員 A	B	A × B	国 庫 基 準 分	事 務 費	一般事務費	世帯 9	世帯 108	円 329,499	円 35,585,890	施設機能 強化推進費	1所	1所	1,000,000	1,000,000	小 計					36,585,890		日常生活諸費	31人	372人	3,830	1,424,760	保 育 給 食 費	3歳以上児	3	36	6,090	219,240	3歳未満児	2	24	9,580	229,920	小 計					449,160		冷暖房費	22	264	130	34,320	計					38,494,130	区 加 算 分		9	108	44,384	4,793,470	合 計					43,287,600	<p> { 特定財源 28,914,000円 分担金及び負担金 177,000円 国庫支出金 $38,317,130円 \times \frac{5}{10} = 19,158,000円$ 都支出金 $38,317,130円 \times \frac{2.5}{10} = 9,579,000円$ } </p>
			区 分		規 模		単 価	所要経費																																																																													
					定員	対 象 人 員 A	B	A × B																																																																													
			国 庫 基 準 分	事 務 費	一般事務費	世帯 9	世帯 108	円 329,499	円 35,585,890																																																																												
					施設機能 強化推進費	1所	1所	1,000,000	1,000,000																																																																												
				小 計					36,585,890																																																																												
				日常生活諸費	31人	372人	3,830	1,424,760																																																																													
			保 育 給 食 費	3歳以上児	3	36	6,090	219,240																																																																													
				3歳未満児	2	24	9,580	229,920																																																																													
			小 計					449,160																																																																													
	冷暖房費	22	264	130	34,320																																																																																
計					38,494,130																																																																																
区 加 算 分		9	108	44,384	4,793,470																																																																																
合 計					43,287,600																																																																																
費	母子福祉応急 小口資金貸付金	貸付金 150,000	貸付金 150,000円 { 特定財源 (諸収入) 150,000円 }																																																																																		
	母子家庭等 自立支援給付金 事業費	扶助費 14,591,009	母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業 14,591,009円 { 特定財源 (国庫支出金) $14,591,009円 \times \frac{3}{4} = 10,943,000円$ }																																																																																		
	ひとり親家庭 ホームヘルプ サービス事業費	職員手当等 需用費 役務費 587,520 253,210 86,470	時間外勤務手当 @2,880円 × 17時間 × 12月 = 587,520円 消耗品費 253,210円 通信運搬費 86,470円																																																																																		

経費の種類		児童福祉費		測定単位	18歳未満人口
事業区分	節名	経費	内容説明		
基 準	ひとり親家庭 ホームヘルプ サービス事業費	扶助費	6,809,540	ヘルパー @1,860円 × 3,160時間 = 5,877,600円 手当加算 @460円 × 1,480時間 = 680,800円 業務報告等 251,140円	
		計	7,736,740	特定財源(諸収入) 175,000円 II階層 @250円 × 63時間 = 15,000円 @60円 × 30時間 = 1,000円 III階層 @510円 × 95時間 = 48,000円 @120円 × 44時間 = 5,000円 IV階層 @770円 × 32時間 = 24,000円 @180円 × 15時間 = 2,000円 V階層 @1,030円 × 32時間 = 32,000円 @240円 × 15時間 = 3,000円 VI階層 @1,290円 × 32時間 = 41,000円 @300円 × 15時間 = 4,000円	
的 経 費	ひとり親家庭医療費助成事業費	報酬	516,534	会計年度任用職員 @11,229円 × 46人 = 516,534円	
		職員手当等	1,203,840	時間外勤務手当 @2,880円 × 418時間 = 1,203,840円	
		旅費	49,567	普通旅費(近接地内) @511円 × 97回 = 49,567円	
		需用費	212,270	消耗品費等 212,270円	
		役務費	209,640	通信運搬費 209,640円	
		委託料	2,447,318	審査支払委託料 2,447,318円	
				医療費 2,371,132円	
				{ 国保 @73.54円 × 17,315件 = 1,273,345円	
				{ 社保 @59.90円 × 18,327件 = 1,097,787円	
				高額調整費 @4.40円 × 17,315件 = 76,186円	
	備品購入費	40,990	事務用備品 40,990円		
	扶助費	84,879,781	{ 国保 @2,528円 × 17,315件 = 43,772,320円 { 社保 @2,243円 × 18,327件 = 41,107,461円		
	計	89,559,940			
	乳幼児医療費助成事業費	報酬	224,580	会計年度任用職員 @11,229円 × 20人 = 224,580円	
		職員手当等	48,960	時間外勤務手当 @2,880円 × 17時間 = 48,960円	
		旅費	2,044	普通旅費(近接地内) @511円 × 2人 × 2回 = 2,044円	
		需用費	122,520	印刷製本費 122,520円	

経費の種類		児童福祉費		測定単位	18歳未満人口	
事業区分	節名	経費	内容説明			
基	〔乳幼児医療費助成事業費〕	役務費	542,420	通信運搬費	542,420円	
		委託料	18,376,946	審査支払委託料	18,376,946円	
				医療費	18,214,080円	
				〔国保	@73.54円 × 37,015件 = 2,722,083円	
				〔社保	@59.90円 × 258,631件 = 15,491,997円	
				高額調整費	@4.40円 × 37,015件 = 162,866円	
		備品購入費	28,220	事務用備品	28,220円	
		扶助費	493,915,317	〔国保	@1,696円 × 37,015件 = 62,777,440円	
				〔社保	@1,667円 × 258,631件 = 431,137,877円	
		計	513,261,007			
準	義務教育就学児	報酬	224,580	会計年度任用職員	@11,229円 × 20人 = 224,580円	
	医療費助成	職員手当等	48,960	時間外勤務手当	@2,880円 × 17時間 = 48,960円	
	事業費	旅費	2,044	普通旅費(近接地内)	@511円 × 2人 × 2回 = 2,044円	
		需用費	122,520	印刷製本費	122,520円	
		役務費	524,420	通信運搬費	524,420円	
		委託料	14,057,711	審査支払委託料	14,057,711円	
				〔医療費	13,922,420円	
				〔国保	@73.54円 × 30,748件 = 2,261,208円	
				〔社保	@59.90円 × 194,678件 = 11,661,212円	
				高額調整費	@4.40円 × 30,748件 = 135,291円	
的		備品購入費	27,810	事務用備品	27,810円	
		扶助費	477,852,170	〔国保	@2,150円 × 30,748件 = 66,108,200円	
				〔社保	@2,115円 × 194,678件 = 411,743,970円	
		計	492,860,215			
	経	小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業費	扶助費	167,050	小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業費	167,050円
					〔特定財源(都支出金)	
					167,050円 × $\frac{1}{2}$ = 83,000円	
	費	障害児通所支援事業費	委託料	1,255,547	支払代行業務委託費	856人 × 12月 × @122.23円 = 1,255,547円
			扶助費	1,089,700,759	障害児通所支援事業費(積算説明(4)参照)	1,089,700,759円
			計	1,090,956,306	〔特定財源	817,275,000円
			国庫支出金	1,089,700,759円 × $\frac{1}{2}$ = 544,850,000円		
			都支出金	1,089,700,759円 × $\frac{1}{4}$ = 272,425,000円		

経費の種類		児童福祉費		測定単位	18歳未満人口		
事業区分	節名	経費	内容説明				
基 準 的 経 費	児童館管理 運営費	報酬	13,921,200	1施設当たり所要経費 A		施設数 B	所要経費 A×B
		職員手当等	13,063,680	会計年度任用職員 @12,890円 × 5人 × 12月 = 773,400円	18	13,921,200円	
		報償費	8,175,600	時間外勤務手当 @2,880円 × 252時間 = 725,760円	18	13,063,680円	
		旅費	2,934,162	報償費 @7,570円 × 5人 × 12月 = 454,200円	18	8,175,600円	
		需用費	41,364,000	普通旅費(近接地内) @511円 × 319回 = 163,009円	18	2,934,162円	
		役務費	2,136,240	光熱水費 @119,240円 × 12月 = 1,430,880円	18	25,755,840円	
		委託料	144,431,200	一般需用費 @72,260円 × 12月 = 867,120円	18	15,608,160円	
		使用料及び 賃借料	5,734,260	役務費 @9,890円 × 12月 = 118,680円	18	2,136,240円	
		工事請負費	7,736,400	管理運営委託 3,875,850円	18	69,765,300円	
		備品購入費	14,808,960	清掃委託 893,690円	18	16,086,420円	
		負担金補助 及び交付金	2,354,400	警備委託 269,410円	18	4,849,380円	
				機械設備保守委託 494,110円	18	8,893,980円	
				賃借料 318,570円	18	5,734,260円	
				工事費 429,800円	18	7,736,400円	
				備品 822,720円	18	14,808,960円	
				ガスFF暖房器 @220,610円 × 5台 × $\frac{1}{6}$ = 183,840円			
			冷房器 @618,120円 × 5台 × $\frac{1}{6}$ = 515,100円				
			その他備品 123,780円				
			負担金 130,800円	18	2,354,400円		
			計(直営分)	11,767,999円	18	211,823,982円	
			指定管理委託料 @22,418,060円 × 2所 =		44,836,120円		
	計	256,660,102					

経費の種類	児童福祉費	測定単位	18歳未満人口		
事業区分	節名	経費	内容説明		
基 準 的	子ども家庭支援センター運営費(先駆型)	報酬	16,504,272	円 会計年度任用職員(相談員等) @210,511円 × 6人 × 12月 = 15,156,792円 会計年度任用職員 @11,229円 × 10日 × 12月 = 1,347,480円	
		報償費	1,500,000	児童虐待防止協議会関連経費、講習会講師謝礼等 1,500,000円	
		需用費	1,999,640	光熱水費 1,330,830円	
				電気料 746,220円	
				ガス料 188,100円	
				水道料 396,510円	
				一般需用費 668,810円	
				消耗品費 404,340円	
				印刷製本費 144,060円	
				修繕費 120,410円	
			役務費	419,050	通信運搬費 419,050円
			委託料	8,015,500	管理運営委託 5,092,800円
					清掃委託 1,254,080円
					警備委託 546,080円
			機械設備保守委託 1,122,540円		
	使用料及び賃借料	304,970	機器賃借等 304,970円		
	工事請負費	188,280	188,280円		
	備品購入費	109,900	109,900円		
	計	29,041,612			
経 費	子ども・子育て支援事業計画策定・推進経費(次世代育成行動計画策定費を含む)	報償費	938,450	1 計画策定	
		需用費	190,030	報償費 @11,970円 × 13人 × 14回 × 1/5 = 435,710円	
		役務費	133,920	需用費	
		委託料	1,488,240	印刷製本等 641,910円 × 1/5 = 128,380円	
				役務費	
				郵便 84,940円 × 1/5 = 16,990円	
				テープ反訳 112,310円 × 1/5 = 22,460円	
				委託料	
				計画策定支援委託等 7,441,200円 × 1/5 = 1,488,240円	
				2 計画推進	
				報償費 @11,970円 × 14人 × 15回 × 1/5 = 502,740円	
				需用費	
				印刷製本等 308,250円 × 1/5 = 61,650円	

経費の種類		児童福祉費		測定単位	18歳未満人口
事業区分	節名	経費	内容説明		
基	子ども・子育て 支援事業計画 策定・推進経費 (次世代育成 行動計画策 定費を含む)	円			
		計	2,750,640	勤務費 郵便 $58,660円 \times 1/5 = 11,730円$ テープ反訳 $413,690円 \times 1/5 = 82,740円$	
準	地域型保育 給付費	扶助費	658,092,340	地域型保育給付費 657,260,340円	
				地域型保育給付費(無償化対応分) 832,000円 (小規模保育、家庭の保育、居宅訪問型保育、事業所内保育)	
的				特定財源 510,657,000円 国庫支出金 $@657,260,340円 \times 55.2 / 100 = 362,807,000円$ 都支出金 $@657,260,340円 \times 22.4 / 100 = 147,226,000円$ (無償化対応分) 国庫支出金 $@832,000円 \times 1/2 = 416,000円$ 都支出金 $@832,000円 \times 1/4 = 208,000円$	
	経	利用者 支援事業	扶助費	46,507,409	利用者支援事業 46,507,409円
特定財源 31,004,000円 国庫支出金 $@46,507,409円 \times 1/3 = 15,502,000円$ 都支出金 $@46,507,409円 \times 1/3 = 15,502,000円$					
費	地域子ども 子育て 支援拠点事業	扶助費	139,536,803	地域子育て支援拠点事業 139,536,803円	
				特定財源 66,188,000円 国庫支出金 $@99,283,566円 \times 1/3 = 33,094,000円$ 都支出金 $@99,283,566円 \times 1/3 = 33,094,000円$	

経費の種類		児童福祉費		測定単位	18歳未満人口								
事業区分	節名	経費	内容説明										
基 準 的 育 て に 関 連 す る 費	地 域 子 ども	乳児家庭全戸訪問事業	円 13,508,655	乳児家庭全戸訪問事業	13,508,655円								
				<table border="0"> <tr> <td>特定財源</td> <td>9,004,000円</td> </tr> <tr> <td>国庫支出金</td> <td></td> </tr> <tr> <td> @13,508,655円 × 1/3 =</td> <td>4,502,000円</td> </tr> <tr> <td>都支出金</td> <td></td> </tr> <tr> <td> @13,508,655円 × 1/3 =</td> <td>4,502,000円</td> </tr> </table>	特定財源	9,004,000円	国庫支出金		@13,508,655円 × 1/3 =	4,502,000円	都支出金		@13,508,655円 × 1/3 =
	特定財源	9,004,000円											
	国庫支出金												
	@13,508,655円 × 1/3 =	4,502,000円											
都支出金													
@13,508,655円 × 1/3 =	4,502,000円												
子 ども 育 て	養育支援訪問事業	7,774,587	養育支援訪問事業	7,774,587円									
			<table border="0"> <tr> <td>特定財源</td> <td>5,182,000円</td> </tr> <tr> <td>国庫支出金</td> <td></td> </tr> <tr> <td> @7,774,587円 × 1/3 =</td> <td>2,591,000円</td> </tr> <tr> <td>都支出金</td> <td></td> </tr> <tr> <td> @7,774,587円 × 1/3 =</td> <td>2,591,000円</td> </tr> </table>	特定財源	5,182,000円	国庫支出金		@7,774,587円 × 1/3 =	2,591,000円	都支出金		@7,774,587円 × 1/3 =	2,591,000円
	特定財源	5,182,000円											
国庫支出金													
@7,774,587円 × 1/3 =	2,591,000円												
都支出金													
@7,774,587円 × 1/3 =	2,591,000円												
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	4,451,936	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	4,451,936円										
		<table border="0"> <tr> <td>特定財源</td> <td>2,966,000円</td> </tr> <tr> <td>国庫支出金</td> <td></td> </tr> <tr> <td> @4,451,936円 × 1/3 =</td> <td>1,483,000円</td> </tr> <tr> <td>都支出金</td> <td></td> </tr> <tr> <td> @4,451,936円 × 1/3 =</td> <td>1,483,000円</td> </tr> </table>	特定財源	2,966,000円	国庫支出金		@4,451,936円 × 1/3 =	1,483,000円	都支出金		@4,451,936円 × 1/3 =	1,483,000円	
特定財源	2,966,000円												
国庫支出金													
@4,451,936円 × 1/3 =	1,483,000円												
都支出金													
@4,451,936円 × 1/3 =	1,483,000円												
支 援 費	子育て短期支援事業	18,855,767	子育て短期支援事業	18,855,767円									
			<table border="0"> <tr> <td>特定財源</td> <td>2,912,000円</td> </tr> <tr> <td>国庫支出金</td> <td></td> </tr> <tr> <td> @4,369,314円 × 1/3 =</td> <td>1,456,000円</td> </tr> <tr> <td>都支出金</td> <td></td> </tr> <tr> <td> @4,369,314円 × 1/3 =</td> <td>1,456,000円</td> </tr> </table>	特定財源	2,912,000円	国庫支出金		@4,369,314円 × 1/3 =	1,456,000円	都支出金		@4,369,314円 × 1/3 =	1,456,000円
特定財源	2,912,000円												
国庫支出金													
@4,369,314円 × 1/3 =	1,456,000円												
都支出金													
@4,369,314円 × 1/3 =	1,456,000円												
事 業 費	ファミリー・サポート・センター事業	17,417,571	ファミリー・サポート・センター事業	17,417,571円									
			<table border="0"> <tr> <td>特定財源</td> <td>9,464,000円</td> </tr> <tr> <td>国庫支出金</td> <td></td> </tr> <tr> <td> @14,196,528円 × 1/3 =</td> <td>4,732,000円</td> </tr> <tr> <td>都支出金</td> <td></td> </tr> <tr> <td> @14,196,528円 × 1/3 =</td> <td>4,732,000円</td> </tr> </table>	特定財源	9,464,000円	国庫支出金		@14,196,528円 × 1/3 =	4,732,000円	都支出金		@14,196,528円 × 1/3 =	4,732,000円
特定財源	9,464,000円												
国庫支出金													
@14,196,528円 × 1/3 =	4,732,000円												
都支出金													
@14,196,528円 × 1/3 =	4,732,000円												

経費の種類		児童福祉費		測定単位	18歳未満人口
事業区分	節名	経費	内容説明		
基 準 的 育 児 費	地 域 子 ど も ・ 育 児 支 援 費	一時預かり扶 助 費	219,033,529	一時預かり事業	219,033,529円
				特定財源 52,880,000円 国庫支出金 @79,320,801円 × 1/3 = 26,440,000円 都支出金 @79,320,801円 × 1/3 = 26,440,000円	
	育 児 支 援 費	延長保育事業扶 助 費	341,472,069	延長保育事業	341,472,069円
				特定財源 46,916,000円 国庫支出金 @70,375,827円 × 1/3 = 23,458,000円 都支出金 @70,375,827円 × 1/3 = 23,458,000円	
		病児保育事業扶 助 費	78,375,687	病児保育事業	78,375,687円
			特定財源 37,182,000円 国庫支出金 @55,774,827円 × 1/3 = 18,591,000円 都支出金 @55,774,827円 × 1/3 = 18,591,000円		
	実費徴収に係る補足給付を行う事業	負担金補助及び交付金	14,625,000	実費徴収に係る補足給付を行う事業 (無償化対応分含む)	14,625,000円
				特定財源 9,750,000円 国庫支出金 @14,625,000円 × 1/3 = 4,875,000円 都支出金 @14,625,000円 × 1/3 = 4,875,000円	
	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	扶 助 費	122,165	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	122,165円
				特定財源 80,000円 国庫支出金 @122,165円 × 1/3 = 40,000円 都支出金 @122,165円 × 1/3 = 40,000円	

経費の種類		児童福祉費		測定単位	18歳未満人口																					
事業区分		節名	経費	内容説明																						
基 地 域 子 ど も ・ 子 育 て 支 援 事 業 費	放課後児童 クラブ事業費	報酬 職員手当等 旅費 需用費 役務費 委託料 工事請負費 備品購入費 負担金補助 及び交付金 計	円 100,821,600 7,257,600 1,154,860 22,524,000 2,980,800 333,902,240 2,042,800 1,057,800 76,834,200 548,575,900	1クラブ当たり所要経費 A				クラブ数 B	所要経費 A×B																	
				会計年度任用職員 @12,730円 × 33人 × 12月 = 5,041,080円	20	100,821,600円																				
				時間外勤務手当 @2,880円 × 126時間 = 362,880円	20	7,257,600円																				
				普通旅費（近接地内） @511円 × 113回 = 57,743円	20	1,154,860円																				
				光熱水費 @35,160円 × 12月 = 421,920円	20	8,438,400円																				
				一般需用費 @58,690円 × 12月 = 704,280円	20	14,085,600円																				
				役務費 @12,420円 × 12月 = 149,040円	20	2,980,800円																				
				管理運営委託（直営施設） 99,130円	20	1,982,600円																				
				工事費 102,140円	20	2,042,800円																				
				備品 52,890円	20	1,057,800円																				
				負担金 33,650円	20	673,000円																				
				計（直営分）	7,024,753円	20	140,495,060円																			
				管理運営委託（委託施設） @18,439,980円 × 18所 = 331,919,640円																						
				負担金補助及び交付金 （民設学童運営費補助）@19,040,300円 × 4所 = 76,161,200円																						
				<table border="0"> <tr> <td> <table border="0"> <tr> <td>特定財源</td> <td>249,024,000円</td> </tr> <tr> <td>分担金及び負担金</td> <td>2,228,000円 × 38所 = 84,664,000円</td> </tr> <tr> <td>国庫支出金</td> <td>5,171,400円 × 42所 × $\frac{1}{3}$ = 72,399,000円</td> </tr> <tr> <td>都支出金</td> <td>5,171,400円 × 42所 × $\frac{1}{3}$ = 72,399,000円</td> </tr> <tr> <td>都支出金（公設分）</td> <td>973,600円 × 18所 = 17,524,000円</td> </tr> <tr> <td>都支出金（民設分）</td> <td>509,500円 × 4所 = 2,038,000円</td> </tr> </table> </td> <td colspan="3"></td> </tr> </table>				<table border="0"> <tr> <td>特定財源</td> <td>249,024,000円</td> </tr> <tr> <td>分担金及び負担金</td> <td>2,228,000円 × 38所 = 84,664,000円</td> </tr> <tr> <td>国庫支出金</td> <td>5,171,400円 × 42所 × $\frac{1}{3}$ = 72,399,000円</td> </tr> <tr> <td>都支出金</td> <td>5,171,400円 × 42所 × $\frac{1}{3}$ = 72,399,000円</td> </tr> <tr> <td>都支出金（公設分）</td> <td>973,600円 × 18所 = 17,524,000円</td> </tr> <tr> <td>都支出金（民設分）</td> <td>509,500円 × 4所 = 2,038,000円</td> </tr> </table>	特定財源	249,024,000円	分担金及び負担金	2,228,000円 × 38所 = 84,664,000円	国庫支出金	5,171,400円 × 42所 × $\frac{1}{3}$ = 72,399,000円	都支出金	5,171,400円 × 42所 × $\frac{1}{3}$ = 72,399,000円	都支出金（公設分）	973,600円 × 18所 = 17,524,000円	都支出金（民設分）	509,500円 × 4所 = 2,038,000円						
				<table border="0"> <tr> <td>特定財源</td> <td>249,024,000円</td> </tr> <tr> <td>分担金及び負担金</td> <td>2,228,000円 × 38所 = 84,664,000円</td> </tr> <tr> <td>国庫支出金</td> <td>5,171,400円 × 42所 × $\frac{1}{3}$ = 72,399,000円</td> </tr> <tr> <td>都支出金</td> <td>5,171,400円 × 42所 × $\frac{1}{3}$ = 72,399,000円</td> </tr> <tr> <td>都支出金（公設分）</td> <td>973,600円 × 18所 = 17,524,000円</td> </tr> <tr> <td>都支出金（民設分）</td> <td>509,500円 × 4所 = 2,038,000円</td> </tr> </table>	特定財源	249,024,000円	分担金及び負担金	2,228,000円 × 38所 = 84,664,000円	国庫支出金	5,171,400円 × 42所 × $\frac{1}{3}$ = 72,399,000円	都支出金	5,171,400円 × 42所 × $\frac{1}{3}$ = 72,399,000円	都支出金（公設分）	973,600円 × 18所 = 17,524,000円	都支出金（民設分）	509,500円 × 4所 = 2,038,000円										
				特定財源	249,024,000円																					
				分担金及び負担金	2,228,000円 × 38所 = 84,664,000円																					
				国庫支出金	5,171,400円 × 42所 × $\frac{1}{3}$ = 72,399,000円																					
				都支出金	5,171,400円 × 42所 × $\frac{1}{3}$ = 72,399,000円																					
都支出金（公設分）	973,600円 × 18所 = 17,524,000円																									
都支出金（民設分）	509,500円 × 4所 = 2,038,000円																									
小計		1,450,257,078																								

経費の種類		児童福祉費		測定単位	18歳未満人口
事業区分	節名	経費	内容説明		
基	待機児童保育事業費	負担金補助及び交付金 20,251,200	円	家庭福祉員事業補助 @84,380円 × 10所 × 12月 × 2人 = 20,251,200円	
	保育室運営費等事業費	負担金補助及び交付金 17,300,000		運営費 @17,300,000円 × 1所 = 17,300,000円	
	認証保育所運営費等事業費	負担金補助及び交付金 774,360,120		運営費（A型） @53,824,680円 × 13所 = 699,720,840円 運営費（B型） @37,319,640円 × 2所 = 74,639,280円	
準	定期利用保育補助事業費	負担金補助及び交付金 30,740,950		定期利用保育補助事業費 30,740,950円 { 特定財源（都支出金） 30,740,950円 × $\frac{1}{2}$ = 15,370,000円 }	
	保育士等キャリアアップ補助事業費	負担金補助及び交付金 73,904,841		保育士等キャリアアップ補助事業 73,904,841円 { 特定財源（都支出金） 73,904,841円 × $\frac{1}{2}$ = 36,952,000円 }	
的	子育てのための施設等利用給付	負担金補助及び交付金 280,884,000		子育てのための施設等利用給付（認可外保育施設等） 280,884,000円 { 特定財源 210,663,000円 国庫支出金 280,884,000円 × $\frac{1}{2}$ = 140,442,000円 都支出金 280,884,000円 × $\frac{1}{4}$ = 70,221,000円 }	
	認可外保育施設等保護者負担軽減事業費	負担金補助及び交付金 127,895,669		認可外保育施設等保護者負担軽減事業費 127,895,669円 { 特定財源（都支出金） 127,895,669円 × $\frac{1}{2}$ = 63,947,000円 }	
費	保育サービス推進事業費	負担金補助及び交付金 17,920,510		保育サービス推進事業費 17,920,510円 { 特定財源（都支出金） 17,920,510円 × $\frac{1}{2}$ = 8,960,000円 }	
	保育力強化事業費	負担金補助及び交付金 719,290		保育力強化事業費 719,290円 { 特定財源（都支出金） 719,290円 × $\frac{1}{2}$ = 359,000円 }	

経費の種類		児童福祉費		測定単位	18歳未満人口
事業区分	節名	経費	内容説明		
基 準 的 経 費	保育従事職員 宿舍借り上げ 支援事業費 〔都補助金の ある間の 時限算定〕	負担金補助 及び交付金 66,348,736	円	保育従事職員宿舍借り上げ支援事業費 ※金額は、国庫支出金、都支出金を差し引いた一般財源分を記載	66,348,736円
	保育所等賃借料 補助事業費 〔都補助金の ある間の 時限算定〕	負担金補助 及び交付金 60,989,469		保育所等賃借料補助事業費 ※金額は、国庫支出金、都支出金を差し引いた一般財源分を記載	60,989,469円
	学校等情報配信 システム運用 経費（保育所）	委託料 662,190		システム運用委託	662,190円
	子供家庭支援 包括補助事業費	扶助費 170,996,110		子供家庭支援包括補助事業費 <div style="text-align: center;"> { 特定財源（都支出金） $170,996,110円 \times \frac{1}{2} = 85,498,000円$ } </div>	170,996,110円
合 計		13,497,741,835			
特 定 財 源	分担金及び負担金	85,007,000		1 児童手当給付事業費	3,830,640,000円
	国庫支出金	4,798,863,000		<div style="text-align: center;"> { 国庫支出金 都支出金 </div>	3,150,780,000円 679,860,000円
	都支出金	1,628,910,000		2 児童扶養手当給付事業費 国庫支出金	341,309,000円
	諸収入	325,000		3 区立母子生活支援施設管理運営費	28,658,000円
				<div style="text-align: center;"> { 分担金及び負担金 国庫支出金 都支出金 </div>	166,000円 18,995,000円 9,497,000円
				4 民営母子生活支援施設保護委託費	28,914,000円
			<div style="text-align: center;"> { 分担金及び負担金 国庫支出金 都支出金 </div>	177,000円 19,158,000円 9,579,000円	
			5 母子福祉応急小口資金貸付金 諸収入	150,000円	
			6 母子家庭等自立支援給付金事業費 国庫支出金	10,943,000円	

説明(3) 児童手当等給付費積算説明

区分	対象		1人当たり手当額	所要額 A×B	財源内訳			
	A	B	円		国庫支出金	都支出金	差引一般財源	
国 制 度 分	3歳未満	被用者	人 5,135 (15,000円 × 12月)	円 924,300,000	円 (37 / 45) 759,980,000	円 (4 / 45) 82,160,000	円 (4 / 45) 82,160,000	
		非被用者	977 (15,000円 × 12月)	175,860,000	(2 / 3) 117,240,000	(1 / 6) 29,310,000	(1 / 6) 29,310,000	
	3歳以上 小学校 修了前	被用者	第1子 第2子	12,749 (10,000円 × 12月)	1,529,880,000	(2 / 3) 1,019,920,000	(1 / 6) 254,980,000	(1 / 6) 254,980,000
			第3子 以降	1,237 (15,000円 × 12月)	222,660,000	(2 / 3) 148,440,000	(1 / 6) 37,110,000	(1 / 6) 37,110,000
		小計			1,752,540,000	1,168,360,000	292,090,000	292,090,000
		非被用者	第1子 第2子	3,095 (10,000円 × 12月)	371,400,000	(2 / 3) 247,600,000	(1 / 6) 61,900,000	(1 / 6) 61,900,000
	第3子 以降		395 (15,000円 × 12月)	71,100,000	(2 / 3) 47,400,000	(1 / 6) 11,850,000	(1 / 6) 11,850,000	
	小計			442,500,000	295,000,000	73,750,000	73,750,000	
	中学校 修了前	4,721 (10,000円 × 12月)		566,520,000	(2 / 3) 377,680,000	(1 / 6) 94,420,000	(1 / 6) 94,420,000	
	所得制限 超過	10,813 (5,000円 × 12月)		648,780,000	(2 / 3) 432,520,000	(1 / 6) 108,130,000	(1 / 6) 108,130,000	
	計				4,510,500,000	3,150,780,000	679,860,000	679,860,000
	区 制 度 分	育成手当	2,850 (13,500円 × 12月)		461,700,000			
障害手当		350 (15,500円 × 12月)		65,100,000				
計			526,800,000			526,800,000		
合 計				5,037,300,000	3,150,780,000	679,860,000	1,206,660,000	

説明(4) 障害児通所支援事業費積算説明

(単位:円)

事業種別	事業費	国庫負担額 B=A/2	都負担額 C=A/4	差引一般財源 D=A-B-C
	給付費 A			
児童発達支援事業	317,467,070	158,733,000	79,367,000	79,367,070
福祉型児童発達支援センター	63,433,638	31,717,000	15,858,000	15,858,638
医療型児童発達支援センター	1,663,292	832,000	416,000	415,292
放課後等デイサービス	667,786,002	333,893,000	166,947,000	166,946,002
保育所等訪問支援	5,189,865	2,595,000	1,297,000	1,297,865
障害児相談支援	34,160,892	17,080,000	8,540,000	8,540,892
計	1,089,700,759	544,850,000	272,425,000	272,425,759

経費の種類		児童福祉費		測定単位	区立保育所入所児童数	
事業区分	節名	経費	内 容 説 明			
基 準 的 経 費	区立保育所 管理運営費	報酬	361,976,650	円		
					特別職非常勤職員（嘱託医報酬）	
					@43,100円 × 1人 × 13月 × 28所 = 15,688,400円	
					臨時的任用職員	
					@5,920円 × 100日 × 28所 = 16,576,000円	
					会計年度任用職員（特例パート）	
					@135,140円 × 14月 × 28所 = 52,974,880円	
					会計年度任用職員（障害児保育）	
					@136,408円 × 12月 × 28所 = 45,833,088円	
					会計年度任用職員	
					@11,229円 × 25日 × 12月 × 28所 = 94,323,600円	
					会計年度任用職員（延長保育）	
					1時間延長	
			@10,909円 × $\frac{9}{8}$ 時間 × 313日 × 20所 = 76,826,633円			
			@10,909円 × $\frac{1}{8}$ 時間 × $\frac{14}{6}$ 人 × 313日 × 20所			
			= 19,918,016円			
			2時間延長			
			@10,909円 × $\frac{11}{8}$ 時間 × 313日 × 4所 = 18,779,844円			
			@10,909円 × $\frac{3}{8}$ 時間 × $\frac{14}{6}$ 人 × 313日 × 4所			
			= 11,950,810円			
			3時間以上延長			
			@10,909円 × $\frac{12}{8}$ 時間 × 313日 × 1所 = 5,121,776円			
			@10,909円 × $\frac{4}{8}$ 時間 × $\frac{14}{6}$ 人 × 313日 × 1所			
			= 3,983,603円			
		給与費	3,512,683,429	@7,686,397円 × 457人 = 3,512,683,429円		
		職員手当等	179,219,520	時間外勤務手当 @2,880円 × 62,229時間 = 179,219,520円		
		報償費	3,068,800	講習会・講演会等講師謝礼		
				@109,600円 × 28所 = 3,068,800円		
		旅費	3,176,194	普通旅費		
				近接地内 @511円 × 1,854回 = 947,394円		
				近接地外 @39,800円 × 2人 × 28所 = 2,228,800円		
		需用費	378,171,280	光熱水費	92,174,040円	
				電気料 @1,138,940円 × 28所 = 31,890,320円		
				ガス料 @611,400円 × 28所 = 17,119,200円		
				水道料 @1,496,490円 × 28所 = 41,901,720円		
				燃料費 @45,100円 × 28所 = 1,262,800円		

経費の種類	児童福祉費	測定単位	区立保育所入所児童数
事業区分	節名	経費	内容説明
基 準 的 経 費	区立保育所 管理運営費	円	賄費 201,526,080円
		<ul style="list-style-type: none"> 3歳未満児 <ul style="list-style-type: none"> @7,100円 × 12月 × 34人 × 28所 = 81,110,400円 3歳以上児 <ul style="list-style-type: none"> @4,210円 × 12月 × 66人 × 28所 = 93,360,960円 3歳以上児給食費加算 <ul style="list-style-type: none"> @1,220円 × 12月 × 66人 × 28所 = 27,054,720円 	
			一般需用費 61,356,960円
			<ul style="list-style-type: none"> 消耗器材 @1,609,100円 × 28所 = 45,054,800円 印刷製本費 @24,760円 × 28所 = 693,280円 修繕料 @557,460円 × 28所 = 15,608,880円
			延長保育 23,114,200円
			<ul style="list-style-type: none"> 暖房費 1,118,200円 1時間延長 @7,710円 × 5月 × 20所 = 771,000円 2時間延長 @12,860円 × 5月 × 4所 = 257,200円 3時間以上延長 @18,000円 × 5月 × 1所 = 90,000円
			その他 21,996,000円
			<ul style="list-style-type: none"> 1時間延長 <ul style="list-style-type: none"> @2,570円 × 20人 × 12月 × 20所 = 12,336,000円 2時間延長 <ul style="list-style-type: none"> @8,050円 × 20人 × 12月 × 4所 = 7,728,000円 3時間以上延長 <ul style="list-style-type: none"> @8,050円 × 20人 × 12月 × 1所 = 1,932,000円
			役務費 17,696,000 郵便料等 @632,000円 × 28所 = 17,696,000円
			委託料 1,338,357,840 管理運営委託（直営施設） @309,970円 × 28所 = 8,679,160円
			清掃委託 @570,550円 × 28所 = 15,975,400円
			警備委託 @138,420円 × 28所 = 3,875,760円
			機械設備保守委託 @339,210円 × 28所 = 9,497,880円
			給食調理委託 @4,890,300円 × 2人 × 15所 = 146,709,000円
			用務委託 @3,701,960円 × 1人 × 17所 = 62,933,320円
			管理運営委託（委託施設） @181,781,220円 × 6所 = 1,090,687,320円
			使用料及び賃借料 18,912,320 自動車借上料、その他 @675,440円 × 28所 = 18,912,320円
			工事請負費 23,673,440 @845,480円 × 28所 = 23,673,440円

経費の種類		児童福祉費		測定単位	区立保育所入所児童数
事業区分	節名	経費	内容説明		
基準的経費	区立保育所 管理運営費	備品購入費	43,288,470	備品	43,288,470円
		負担金補助 及び交付金	3,220,000	ガスFF暖房器	$@220,610円 \times 8台 \times 28所 \times \frac{1}{6} = 8,236,110円$
				冷房器	$@618,120円 \times 8台 \times 28所 \times \frac{1}{6} = 23,076,480円$
				その他備品	$@427,710円 \times 28所 = 11,975,880円$
			保育士保育講習会等	$@80,000円 \times 28所 = 2,240,000円$	
			日本スポーツ振興センター共済掛金	$@350円 \times 100人 \times 28所 = 980,000円$	
合計		5,883,443,943			
特定財源	分担金及び負担金	666,983,472	1	分担金及び負担金	666,983,472円
	都支出金	16,576,000		3歳未満児（保育料積算基準による）	
				$@47,221円 \times 34人 \times 12月 \times 34所 = 655,049,712円$	
				3歳児以上副食費	$@4,210円 \times 57人 \times 12月 \times 34所 = 97,907,760円$
			多子世帯負担軽減分	$\Delta 85,974,000円$	
諸収入	490,000	2	都支出金		
				臨時的任用職員都支出金	$@16,576,000円 \times \frac{10}{10} = 16,576,000円$
			3	日本スポーツ振興センター共済掛金保護者負担分	$@175円 \times 100人 \times 28所 = 490,000円$
合計		684,049,472			
差引一般財源		5,199,394,471円			
数値		3,400人			
単位費用		1,529,234円			

経費の種類		児童福祉費				測定単位	私立保育所入所児童数						
事業区分				節名		経費							
私立保育所施設給付費等				扶助費		円		1,668,196,640					
区	分	対象者数		公定価格/区加算額			利用者負担額		国庫支出金 (3歳以上1/2、 3歳未満55.2/100) H (E-G) × 1/2 または55.2/100 円	都支支出金 (3歳以上1/4、 3歳未満22.4/100) I (E-G) × 1/4 または22.4/100 円	差引一般財源 J E-G-H-I 円		
		定員 A 人	延人員 B A×12 人	単価 C 円	加算率 加算額 D %・円	金額 E B×C×D B×(C+D) 円	単価 F 円	金額 G B×F 円					
基 国 分 制 改 善 等 加 算 I 加 算 1 加 算 2 小 計	基 本 時 間	4歳以上児	44	528	34,010		17,957,280	0	0				
		3歳児	19	228	41,740		9,516,720	0	0				
		1・2歳児	28	336	103,670		34,833,120	47,221	15,866,256				
		零歳児	5	60	181,020		10,861,200	47,221	2,833,260				
	短 時 間	4歳以上児	2	24	28,810		691,440	0	0				
		3歳児	1	12	36,540		438,480	0	0				
		1・2歳児	1	12	98,480		1,181,760	47,221	566,652				
	処 遇 改 善 等	4歳以上児	44	528	310	13	2,127,840						
		3歳児	19	228	380	13	1,126,320						
		1・2歳児	28	336	920	13	4,018,560						
		零歳児	5	60	1,700	13	1,326,000						
	加 算 I	4歳以上児	2	24	260	13	81,120						
		3歳児	1	12	330	13	51,480						
		1・2歳児	1	12	870	13	135,720						
	加 算 1	所長設置加算	100	1,200	5,400	650	7,260,000						
		副食費徴収免除加算	9	108	4,500		486,000						
		三歳児配置改善加算	20	240	7,730	910	2,073,600						
	加 算 2	主任保育士専任加算	100	1,200	2,560	330	3,468,000						
		事務職員雇上費加算	100	1,200	460	60	624,000						
		処 遇 改 善 等 加 算 II	①(4人)	100	1,200	1,950		2,340,000					
			②(3人)	100	1,200	180		216,000					
		冷暖房費加算	100	1,200	110		132,000						
	施設機能強化推進費加算			76,000		76,000							
	栄養管理加算			120,000		120,000							
小計						101,142,640		19,266,168	42,659,000	19,609,000	19,608,472		
費 区 加 算 分	職員処遇等加算	100	1,200	12,043		14,451,600					14,451,600		
	施設維持管理・健康管理等加算	100	1,200	2,298		2,757,600					2,757,600		
	児童処遇等加算	100	1,200	2,930		3,516,000					3,516,000		
	特例保育加算 (零歳児、障害児、11時間保育)	100	1,200	24,822		29,786,400					29,786,400		
小計						50,511,600					50,511,600		
合計 (1施設)						151,654,240		19,266,168	42,659,000	19,609,000	70,120,072		
11施設						1,668,196,640		211,927,848	469,249,000	215,699,000	771,320,792		

経費の種類		児童福祉費	測定単位	私立保育所入所児童数
事業区分	節名	経費	内容説明	
特 定 財 源		円		
		分担金及び負担金	211,927,848	
		国庫支出金	469,249,000	
		都支出金	215,699,000	
合 計		896,875,848		
差引一般財源			771,320,792円	
数 値			1,100人	
単 位 費 用			701,201円	

経費の種類		国民健康保険事業助成費		測定単位	被保険者数
事業区分	節名	経費	内容説明		
基 準 的 経 費	国民健康保険 事業助成費	繰出金	3,061,900,254	円	
				国民健康保険総務費	808,054,931円
				職員費	415,065,438円
				一般管理費	319,181,643円
				報酬	32,082,383円
				{ 会計年度任用職員 (徴収嘱託員等)	
				4,642,236円 × 5.81人 =	26,971,391円
				{ 会計年度任用職員	5,110,992円
				職員手当等	15,240,960円
				旅費	121,400円
				需用費 (消耗品費等)	15,032,490円
				役務費 (通信運搬費等)	71,037,600円
				委託料	143,941,830円
				{ レセプト点検等委託	66,393,060円
				{ 国民健康保険システム保守委託	77,548,770円
				使用料及び賃借料	
				(国民健康保険システム機器リース料)	41,167,690円
				備品購入費	370,290円
				負担金補助及び交付金	187,000円
				国民健康保険運営協議会費	264,900円
				{ 報酬 (特別職非常勤職員)	232,320円
				{ 需用費	17,300円
				{ 役務費	15,280円
				連合会分担金	9,102,880円
				保険普及費	5,296,000円
				レセプト電算処理手数料	950,570円
共同電算処理手数料	48,895,850円				
国保情報集約システム管理委託料	9,284,450円				
{ 保険給付費等交付金 (普通交付金収納事務手数料)	13,200円				
出産育児給付	130,653,813円				
基盤安定繰出金	2,123,191,510円				
{ 7割軽減	1,376,960,090円				
{ 5割軽減	475,002,240円				
{ 2割軽減	271,229,180円				
合	計	3,061,900,254			

経費の種類		国民健康保険事業助成費	測定単位	被保険者数
事業区分	節名	経費	内容説明	
特 定 財 源	国庫負担金	500,971,000	基盤安定繰出金 500,971,000円	
	都支出金	1,091,421,000	基盤安定繰出金 1,091,421,000円	
	合 計	1,592,392,000		
	差引一般財源		1,469,508,254円	
	数 値		113,780人	
	単 位 費 用		12,915円	

〈経〉 民生費 後期高齢者医療制度事業助成費（被保険者数）

経費の種類		後期高齢者医療制度事業助成費		測定単位	被保険者数	
事業区分	節名	経費	内容説明			
基 準 的 経 費	後期高齢者医療 制度事業助成費	繰出金	2,972,975,762	円		
				後期高齢者医療制度事業総務費		115,662,162円
				職員費		61,491,176円
				一般管理費		54,170,986円
				報酬		4,536,186円
				会計年度任用職員（徴収嘱託員等）		3,435,249円
				会計年度任用職員		1,100,937円
				職員手当等		9,177,680円
				旅費		32,150円
				需用費		2,671,270円
				役務費		14,201,400円
				委託料		18,384,360円
				窓口業務委託		7,643,260円
				後期高齢者医療システム保守委託		10,741,100円
使用料及び賃借料 （後期高齢者医療システム機器リース料）		5,167,940円				
基盤安定繰出金		507,437,600円				
低所得者に係る保険料軽減分		504,469,880円				
旧被用者保険の被扶養者に係る保険料軽減分		2,967,720円				
事務費拠出金		104,448,000円				
後期高齢者医療給付費負担金		2,245,428,000円				
合計		2,972,975,762				
特 定 財 源	都 支 出 金	380,577,000	基盤安定繰出金		380,577,000円	
			低所得者に係る保険料軽減分			
			$504,469,880円 \times \frac{3}{4} = 378,352,000円$			
旧被用者保険の被扶養者に係る保険料軽減分						
$2,967,720円 \times \frac{3}{4} = 2,225,000円$						
合計		380,577,000				
差引一般財源		2,592,398,762円				
数値		34,000人				
単位費用		76,247円				

第3項 衛生費

I 衛生費の概要

1 単位費用算定の概要

- (1) 衛生費は測定単位「人口」により、次の経費を算定した。
 - ア 衛生総務費、保健所管理運営費等の保健所等管理運営に要する経費
 - イ 感染症予防・医療費、結核予防費、成人保健対策費、母子保健費等の公衆衛生に要する経費
 - ウ 食品衛生費、環境衛生費等の環境衛生に要する経費
 - エ 医薬費、精神保健対策費等の医務及び薬務に要する経費
- (2) 標準区の行政規模は、人口350,000人、保健所1か所、保健センター3か所、リサイクルセンター1か所とした。
- (3) 標準区の所要経費を3,614,697,481円、特定財源を163,209,910円と見込み、差引一般財源所要額を3,451,487,571円と算定した。

この結果、単位費用を9,861円とした。

2 本年度改定内容

- (1) 新たに自殺対策防止事業費（自殺対策計画策定に係る経費）について、算定した。
- (2) 新たに使用済注射針回収支援事業費について、算定した。
- (3) 新たに予防接種費（ロタウイルスワクチンに係る経費）について、算定した。
- (4) 新たに鳥獣被害対策事業費（アライグマ・ハクビシン対策）について、算定した（都の防除実施計画終了年度の翌年度末までの時限算定）。
- (5) 予防接種費について、B型肝炎に係る接種率等を見直し、算定の充実を図った。
- (6) 健康診査（胃がん検診）について、内視鏡等の導入を踏まえ、算定の充実を図った。
- (7) 精神保健デイケア事業費について、特別区の実態に基づき算定内容を見直した。
- (8) 健康づくり推進費（健康づくりフォローアップ指導事業費）について、算定を廃止した。
- (9) 令和2年4月から運用が開始された会計年度任用職員制度について、算定に反映させることで、算定の充実を図った。
- (10) その他、所要の単価改定等を行った。

II 積算の内容

次頁より

経費の種類	衛生費	測定単位	人口
事業区分	節名	経費	内容説明
基 準 的	衛生総務費	円	
	給与費	994,389,180	@7,686,397円 × 129.37人 = 994,389,180円
	職員手当等	4,386,240	時間外勤務手当 @2,880円 × 1,523時間 = 4,386,240円
	報償費	649,330	講師謝礼 7,570円 保健福祉サービス推進会議委員謝礼 @13,370円 × 6人 × 8回 = 641,760円
	旅費	870,280	普通旅費 近接地内 @511円 × 1,080回 = 551,880円 近接地外 @39,800円 × 8回 = 318,400円
	需用費	1,402,850	消耗品費 613,520円 会議費 115,390円 印刷製本費 673,940円
	役務費	933,250	通信運搬費 933,250円 郵券等 545,680円 健康管理システム用 387,570円
	委託料	5,806,540	夜間休日案内所運営費 1,460,000円 健康管理システム保守委託 4,346,540円
	使用料及び賃借料	10,979,330	会場使用料及び自動車借上料 151,480円 自動体外式除細動器（AED） @49,180円 × 131個 = 6,442,580円 健康管理システム機器リース料 4,385,270円
	備品購入費	404,290	事務用備品 404,290円
	計	1,019,821,290	
経 費	保健所報酬	3,640,200	特別職非常勤職員（保健所運営協議会） 459,000円 会長 @22,200円 × 1人 × 1回 = 22,200円 委員 @18,200円 × 24人 × 1回 = 436,800円 特別職非常勤職員（感染症診査協議会） 2,191,200円 会長 @24,700円 × 1人 × 24回 = 592,800円 委員 @22,200円 × 3人 × 24回 = 1,598,400円 臨時的任用職員（産休代替保健師） @11,000円 × 90日 = 990,000円
	管理運営費		
	職員手当等	1,662,520	特殊勤務手当 905,080円 防疫業務手当(1) @720円 × 242日 × 1人 = 174,240円 防疫業務手当(2) @340円 × 242日 × 6人 = 493,680円 有害毒物取扱手当(1) @390円 × 242日 × 2人 = 188,760円 有害毒物取扱手当(2) @200円 × 242日 × 1人 = 48,400円 時間外勤務手当 @2,880円 × 263時間 = 757,440円

経費の種類		衛生費		測定単位	人口
事業区分	節名	経費	内容説明		
基 準 的 経 費	〔保健所管理費〕 〔保健所運営費〕	報償費	100,000	母子保健対策協議会委員謝礼	@10,000円 × 10人 = 100,000円
		旅費	2,045,372	普通旅費	1,985,602円
				近接地内	@511円 × 2,610回 = 1,333,710円
				調査旅費	@21,590円 × 2人 = 43,180円
				研修旅費	@494円 × 3回 = 1,482円
				派遣研修旅費	@4,520円 × 3人 = 13,560円
				研究旅費	513,530円
				医師	@37,810円 × 5人 = 189,050円
				医療技術員等	@27,040円 × 12人 = 324,480円
				医師大学派遣旅費	@6,480円 × 1人 = 6,480円
				保健師等共同研究旅費	@1,050円 × 16人 = 16,800円
				保健技術者研修旅費	56,860円
				医師	@30,430円 × 1人 = 30,430円
				保健師	@26,430円 × 1人 = 26,430円
		特別旅費	59,770円		
		費用弁償			
		保健所運営協議会	@494円 × 25人 × 1回 = 12,350円		
		感染症診査協議会	@494円 × 4人 × 24回 = 47,420円		
	需用費	11,955,740	燃料費	113,350円	
			光熱水費	9,194,490円	
			電気料	6,250,460円	
			ガス料	1,389,370円	
			水道料	1,554,660円	
			消耗品費	1,758,250円	
			印刷製本費	197,700円	
			修繕料	691,950円	
	役務費	2,064,520	洗濯代等	410,260円	
			電話料	1,220,490円	
			通信運搬費	433,770円	
	委託料	76,677,550	検査業務委託	58,278,160円	
			清掃、保守警備委託等	18,399,390円	
	使用料及び賃借料	650,940	自動車借上	650,940円	
	工事請負費	2,015,990	庁舎維持補修費等	2,015,990円	
	備品購入費	19,634,210	検査用機器	13,427,940円	
			X線装置等	6,206,270円	

経費の種類		衛生費		測定単位	人口	
事業区分	節名	経費	内容説明			
基	〔保健所管理費〕 〔運営費〕	公課費	17,600	自動車重量税	$13,200円 \times 1台 = 13,200円$ $8,800円 \times 1台 \times \frac{1}{2} = 4,400円$	
		計	120,464,642		特定財源 4,531,000円 使用料及び手数料 56,000円 証明 @400円 × 134件 = 53,600円 閲覧 @300円 × 8件 = 2,400円 国庫支出金 $13,427,940円 \times \frac{1}{3} = 4,475,000円$	
準 的 経 費	保健センター 管理運営費	職員手当等	1,457,640	特殊勤務手当		
				防疫業務手当		
				@340円 × 242日 × 3人 × 3所 =	740,520円	
				時間外勤務手当 @2,880円 × 83時間 × 3所 =	717,120円	
		旅費	791,028	普通旅費		
				近接地内 @511円 × 516回 × 3所 =	791,028円	
		需用費	10,814,730	光熱水費		7,972,230円
				電気料 1,671,100円 × 3所 =	5,013,300円	
				ガス料 513,820円 × 3所 =	1,541,460円	
				水道料 472,490円 × 3所 =	1,417,470円	
		消耗品費 557,350円 × 3所 =	1,672,050円			
		印刷製本費 87,290円 × 3所 =	261,870円			
		修繕料 302,860円 × 3所 =	908,580円			
		役務費 4,052,460	洗濯代等 596,520円 × 3所 =	1,789,560円		
			電話料 560,490円 × 3所 =	1,681,470円		
			通信運搬費 193,810円 × 3所 =	581,430円		
		委託料 15,952,530	清掃、保守警備委託等 5,317,510円 × 3所 =	15,952,530円		
		使用料及び賃借料 324,960	自動車借上 108,320円 × 3所 =	324,960円		
		工事請負費 3,238,170	庁舎維持補修等 1,079,390円 × 3所 =	3,238,170円		
		備品購入費 8,402,520	事業用機器等 2,800,840円 × 3所 =	8,402,520円		
		公課費 13,200	自動車重量税 8,800円 × 1台 × $\frac{1}{2}$ × 3所 =	13,200円		
		計	45,047,238			

経費の種類	衛生費	測定単位	人口
事業区分	節名	経費	内容説明
基 準	リサイクルセンター管理運営費	需用費 1,655,170	円 光熱水費 1,343,900円 電気料 918,660円 ガス料 267,050円 水道料 158,190円 消耗品費 231,350円 印刷製本費 79,920円
		役務費 889,780	庁舎清掃 685,490円 通信運搬費 204,290円
		委託料 7,288,170	建物維持管理委託費 7,288,170円
		工事請負費 844,540	庁舎維持補修費 844,540円
		備品購入費 156,680	156,680円
		計 10,834,340	
	的	健康増進計画・食育推進計画策定費	報償費 151,600
		需用費 4,090	消耗品費 @20,430円 × $\frac{1}{5}$ = 4,090円
		委託料 1,565,500	計画策定支援委託 @7,827,480円 × $\frac{1}{5}$ = 1,565,500円
		計 1,721,190	
経 費		健康相談事業費	職員手当等 440,640
		旅費 141,547	普通旅費 近接地内 @511円 × 277回 = 141,547円
		需用費 402,200	消耗品費 402,200円
		役務費 377,430	通信運搬費 377,430円
		委託料 22,721,680	健康診査委託 @8,660円 × 2,600人 = 22,516,000円 データ入力委託 205,680円
		計 24,083,497	特定財源（負担金及び分担金） 自己負担金 @500円 × 2,600人 = 1,300,000円

経費の種類		衛生費		測定単位	人	口	
事業区分	節名	経費	内容説明				
基 準 的	歯科衛生 相談事業費	報酬	10,276,760	円			
				特別職非常勤職員（歯科医師） $@27,800円 \times 4人 \times 52週 = 5,782,400円$ 会計年度任用職員（歯科衛生士） $@14,405円 \times 6人 \times 52週 = 4,494,360円$			
		旅費	7,154	普通旅費 近接地内 $@511円 \times 14回 = 7,154円$			
		需用費	863,980	消耗品費 705,750円 印刷製本費 158,230円			
		役務費	41,920	通信運搬費 41,920円			
		備品購入費	489,560	診療用備品 489,560円			
		計	11,679,374	特定財源（使用料及び手数料） 2,070,960円 弗素塗布 $@480円 \times 1,804件 = 865,920円$ 鍍銀法（3本まで） $@480円 \times 1,458件 = 699,840円$ 鍍銀法（4本以上） $@600円 \times 782件 = 469,200円$ 歯口清掃 $@360円 \times 100件 = 36,000円$			
	経 費	休日・準夜等	報酬	224,580	会計年度任用職員（事務員） $@11,229円 \times 20時間 = 224,580円$		
		診療事業費	職員手当等	141,120	時間外勤務手当 $@2,880円 \times 49時間 = 141,120円$		
			報償費	219,360	運営協議会委員謝礼 { 一般 $@9,140円 \times 3人 \times 4回 = 109,680円$ 歯科 $@9,140円 \times 3人 \times 4回 = 109,680円$		
		旅費	27,083	普通旅費 近接地内 $@511円 \times 53回 = 27,083円$			
		需用費	652,560	消耗品費 438,300円 会議費 16,330円 印刷製本費 197,930円			
		役務費	89,550	通信運搬費 89,550円			

経費の種類	衛生費	測定単位	人口																																																																																															
事業区分	節名	経費	内容説明																																																																																															
基 準 的 経 費	〔休日・準夜診療費〕 委託料	円 126,614,480	①管理事務費 43,713,440円 (積算内訳)																																																																																															
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>単 価</th> <th>日 数</th> <th>経 費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医師会委託経費</td> <td></td> <td></td> <td>31,876,630円</td> </tr> <tr> <td>休日診療</td> <td></td> <td></td> <td>7,981,430円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">人件費</td> <td>通 年</td> <td>95,550円</td> <td>63日 6,019,650円</td> </tr> <tr> <td>年 末 年 始</td> <td>191,100円</td> <td>6日 1,146,600円</td> </tr> <tr> <td>ゴールデンウィーク</td> <td>143,325円</td> <td>3日 429,980円</td> </tr> <tr> <td>事務費</td> <td>5,350円</td> <td>72日 385,200円</td> </tr> <tr> <td>準夜診療</td> <td></td> <td></td> <td>4,765,230円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">人件費</td> <td>通 年</td> <td>59,940円</td> <td>63日 3,776,220円</td> </tr> <tr> <td>年 末 年 始</td> <td>119,880円</td> <td>6日 719,280円</td> </tr> <tr> <td>ゴールデンウィーク</td> <td>89,910円</td> <td>3日 269,730円</td> </tr> <tr> <td>土曜準夜診療</td> <td></td> <td></td> <td>3,329,790円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">人件費</td> <td>通 年</td> <td>59,940円</td> <td>51日 3,056,940円</td> </tr> <tr> <td>事務費</td> <td>5,350円</td> <td>51日 272,850円</td> </tr> <tr> <td>平日準夜小児初期救急</td> <td></td> <td></td> <td>15,800,180円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">人件費</td> <td>通 年</td> <td>59,940円</td> <td>242日 14,505,480円</td> </tr> <tr> <td>事務費</td> <td>5,350円</td> <td>242日 1,294,700円</td> </tr> <tr> <td>歯科医師会委託経費</td> <td></td> <td></td> <td>7,981,430円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">人件費</td> <td>通 年</td> <td>95,550円</td> <td>63日 6,019,650円</td> </tr> <tr> <td>年 末 年 始</td> <td>191,100円</td> <td>6日 1,146,600円</td> </tr> <tr> <td>ゴールデンウィーク</td> <td>143,325円</td> <td>3日 429,980円</td> </tr> <tr> <td>事務費</td> <td>5,350円</td> <td>72日 385,200円</td> </tr> <tr> <td>薬剤師会委託経費</td> <td></td> <td></td> <td>3,855,380円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">人件費</td> <td>通 年</td> <td>43,650円</td> <td>63日 2,749,950円</td> </tr> <tr> <td>年 末 年 始</td> <td>87,300円</td> <td>6日 523,800円</td> </tr> <tr> <td>ゴールデンウィーク</td> <td>65,475円</td> <td>3日 196,430円</td> </tr> <tr> <td>事務費</td> <td>5,350円</td> <td>72日 385,200円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	単 価	日 数	経 費	医師会委託経費			31,876,630円	休日診療			7,981,430円	人件費	通 年	95,550円	63日 6,019,650円	年 末 年 始	191,100円	6日 1,146,600円	ゴールデンウィーク	143,325円	3日 429,980円	事務費	5,350円	72日 385,200円	準夜診療			4,765,230円	人件費	通 年	59,940円	63日 3,776,220円	年 末 年 始	119,880円	6日 719,280円	ゴールデンウィーク	89,910円	3日 269,730円	土曜準夜診療			3,329,790円	人件費	通 年	59,940円	51日 3,056,940円	事務費	5,350円	51日 272,850円	平日準夜小児初期救急			15,800,180円	人件費	通 年	59,940円	242日 14,505,480円	事務費	5,350円	242日 1,294,700円	歯科医師会委託経費			7,981,430円	人件費	通 年	95,550円	63日 6,019,650円	年 末 年 始	191,100円	6日 1,146,600円	ゴールデンウィーク	143,325円	3日 429,980円	事務費	5,350円	72日 385,200円	薬剤師会委託経費			3,855,380円	人件費	通 年	43,650円	63日 2,749,950円	年 末 年 始	87,300円	6日 523,800円	ゴールデンウィーク	65,475円	3日 196,430円	事務費	5,350円	72日 385,200円
		区 分	単 価	日 数	経 費																																																																																													
		医師会委託経費			31,876,630円																																																																																													
		休日診療			7,981,430円																																																																																													
		人件費	通 年	95,550円	63日 6,019,650円																																																																																													
			年 末 年 始	191,100円	6日 1,146,600円																																																																																													
			ゴールデンウィーク	143,325円	3日 429,980円																																																																																													
		事務費	5,350円	72日 385,200円																																																																																														
		準夜診療			4,765,230円																																																																																													
		人件費	通 年	59,940円	63日 3,776,220円																																																																																													
			年 末 年 始	119,880円	6日 719,280円																																																																																													
			ゴールデンウィーク	89,910円	3日 269,730円																																																																																													
		土曜準夜診療			3,329,790円																																																																																													
		人件費	通 年	59,940円	51日 3,056,940円																																																																																													
			事務費	5,350円	51日 272,850円																																																																																													
		平日準夜小児初期救急			15,800,180円																																																																																													
		人件費	通 年	59,940円	242日 14,505,480円																																																																																													
			事務費	5,350円	242日 1,294,700円																																																																																													
		歯科医師会委託経費			7,981,430円																																																																																													
		人件費	通 年	95,550円	63日 6,019,650円																																																																																													
			年 末 年 始	191,100円	6日 1,146,600円																																																																																													
			ゴールデンウィーク	143,325円	3日 429,980円																																																																																													
			事務費	5,350円	72日 385,200円																																																																																													
薬剤師会委託経費			3,855,380円																																																																																															
人件費	通 年	43,650円	63日 2,749,950円																																																																																															
	年 末 年 始	87,300円	6日 523,800円																																																																																															
	ゴールデンウィーク	65,475円	3日 196,430円																																																																																															
	事務費	5,350円	72日 385,200円																																																																																															

経費の種類	衛生費	測定単位	人口																									
事業区分	節名	経費	内容説明																									
基 準 的 経 費	〔休日・準夜等診療事業費〕	円	②事業費 82,901,040円																									
			休日診療事業委託費 @7,616,170円 × 8単位 = 60,929,360円																									
			(積算内訳)																									
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単価</th> <th>日数</th> <th>経費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">人件費</td> <td>通年</td> <td>95,550円</td> <td>63日</td> <td>6,019,650円</td> </tr> <tr> <td>年末年始</td> <td>191,100円</td> <td>6日</td> <td>1,146,600円</td> </tr> <tr> <td>ゴールデンウィーク</td> <td>143,325円</td> <td>3日</td> <td>429,980円</td> </tr> <tr> <td>事務費</td> <td>277円</td> <td>72日</td> <td>19,940円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td>7,616,170円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	単価	日数	経費	人件費	通年	95,550円	63日	6,019,650円	年末年始	191,100円	6日	1,146,600円	ゴールデンウィーク	143,325円	3日	429,980円	事務費	277円	72日	19,940円	計			7,616,170円
		区分	単価	日数	経費																							
		人件費	通年	95,550円	63日	6,019,650円																						
			年末年始	191,100円	6日	1,146,600円																						
			ゴールデンウィーク	143,325円	3日	429,980円																						
		事務費	277円	72日	19,940円																							
		計			7,616,170円																							
	準夜診療事業委託費 @4,785,170円 × 3単位 = 14,355,510円																											
	(積算内訳)																											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単価</th> <th>日数</th> <th>経費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">人件費</td> <td>通年</td> <td>59,940円</td> <td>63日</td> <td>3,776,220円</td> </tr> <tr> <td>年末年始</td> <td>119,880円</td> <td>6日</td> <td>719,280円</td> </tr> <tr> <td>ゴールデンウィーク</td> <td>89,910円</td> <td>3日</td> <td>269,730円</td> </tr> <tr> <td>事務費</td> <td>277円</td> <td>72日</td> <td>19,940円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td>4,785,170円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	単価	日数	経費	人件費	通年	59,940円	63日	3,776,220円	年末年始	119,880円	6日	719,280円	ゴールデンウィーク	89,910円	3日	269,730円	事務費	277円	72日	19,940円	計			4,785,170円		
区分	単価	日数	経費																									
人件費	通年	59,940円	63日	3,776,220円																								
	年末年始	119,880円	6日	719,280円																								
	ゴールデンウィーク	89,910円	3日	269,730円																								
事務費	277円	72日	19,940円																									
計			4,785,170円																									
	休日歯科診療事業委託費																											
	@7,616,170円 × 1単位 = 7,616,170円																											
	(積算内訳)																											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単価</th> <th>日数</th> <th>経費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">人件費</td> <td>通年</td> <td>95,550円</td> <td>63日</td> <td>6,019,650円</td> </tr> <tr> <td>年末年始</td> <td>191,100円</td> <td>6日</td> <td>1,146,600円</td> </tr> <tr> <td>ゴールデンウィーク</td> <td>143,325円</td> <td>3日</td> <td>429,980円</td> </tr> <tr> <td>事務費</td> <td>277円</td> <td>72日</td> <td>19,940円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td>7,616,170円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	単価	日数	経費	人件費	通年	95,550円	63日	6,019,650円	年末年始	191,100円	6日	1,146,600円	ゴールデンウィーク	143,325円	3日	429,980円	事務費	277円	72日	19,940円	計			7,616,170円		
区分	単価	日数	経費																									
人件費	通年	95,550円	63日	6,019,650円																								
	年末年始	191,100円	6日	1,146,600円																								
	ゴールデンウィーク	143,325円	3日	429,980円																								
事務費	277円	72日	19,940円																									
計			7,616,170円																									
	<table border="1"> <tr> <td colspan="4"> 特定財源（都支出金） </td> </tr> <tr> <td colspan="4"> 平日準夜小児初期救急 </td> </tr> <tr> <td colspan="4"> $14,505,480円 \times \frac{1}{2} = 7,252,000円$ </td> </tr> </table>	特定財源（都支出金）				平日準夜小児初期救急				$14,505,480円 \times \frac{1}{2} = 7,252,000円$																		
特定財源（都支出金）																												
平日準夜小児初期救急																												
$14,505,480円 \times \frac{1}{2} = 7,252,000円$																												
	計	127,968,733																										

経費の種類		衛生費		測定単位	人口																					
事業区分	節名	経費	内容説明																							
基 準 的 経 費	自殺防止 対策事業費		円																							
		報償費	445,160	講師等謝礼	313,440円																					
				自殺対策計画等策定委員会	131,720円																					
				<table style="border: none;"> <tr> <td style="font-size: 2em;">{</td> <td>委員長</td> <td>@20,490円 ×</td> <td>1人 × 4回 ×</td> <td>$\frac{1}{5}$</td> <td>=</td> <td>16,390円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>委員</td> <td>@9,570円 ×</td> <td>8人 × 4回 ×</td> <td>$\frac{1}{5}$</td> <td>=</td> <td>61,250円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>有識者</td> <td>@16,900円 ×</td> <td>4人 × 4回 ×</td> <td>$\frac{1}{5}$</td> <td>=</td> <td>54,080円</td> </tr> </table>	{	委員長	@20,490円 ×	1人 × 4回 ×	$\frac{1}{5}$	=	16,390円		委員	@9,570円 ×	8人 × 4回 ×	$\frac{1}{5}$	=	61,250円		有識者	@16,900円 ×	4人 × 4回 ×	$\frac{1}{5}$	=	54,080円	
		{	委員長	@20,490円 ×	1人 × 4回 ×	$\frac{1}{5}$	=	16,390円																		
			委員	@9,570円 ×	8人 × 4回 ×	$\frac{1}{5}$	=	61,250円																		
			有識者	@16,900円 ×	4人 × 4回 ×	$\frac{1}{5}$	=	54,080円																		
		需用費	1,380,710	消耗品費等	1,380,710円																					
		役務費	213,300	通信運搬費	213,300円																					
		委託料	1,572,330	事務委託費	1,200,530円																					
		計画策定支援委託	@1,859,000円 × $\frac{1}{5}$ = 371,800円																							
使用料及び 賃借料	38,490	機器賃借等	38,490円																							
		<table style="border: none;"> <tr> <td style="font-size: 2em;">{</td> <td>特定財源（都支出金）</td> <td>2,189,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1,455,620円 × $\frac{1}{2}$</td> <td>= 727,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2,194,370円 × $\frac{2}{3}$</td> <td>= 1,462,000円</td> </tr> </table>	{	特定財源（都支出金）	2,189,000円		1,455,620円 × $\frac{1}{2}$	= 727,000円		2,194,370円 × $\frac{2}{3}$	= 1,462,000円															
{	特定財源（都支出金）	2,189,000円																								
	1,455,620円 × $\frac{1}{2}$	= 727,000円																								
	2,194,370円 × $\frac{2}{3}$	= 1,462,000円																								
	計	3,649,990																								

経費の種類		衛生費		測定単位	人口
事業区分	節名	経費	内容説明		
基 染 症 予 的 防 衛 医 療 費	防疫事業費	報酬	1,987,533	会計年度任用職員（事務員） @11,229円 × 177時間 = 1,987,533円	
		職員手当等	701,280	{ 特殊勤務手当 防疫業務手当 @720円 × 150日 × 5人 = 540,000円 時間外勤務手当 @2,880円 × 56時間 = 161,280円	
		旅費	36,196	普通旅費 { 近接地内 @511円 × 66回 = 33,726円 研修旅費 @494円 × 5回 = 2,470円	
		需用費	1,911,250	{ 消耗品費 1,814,520円 会議費 4,160円 印刷製本費 68,200円 修繕料 24,370円	
		役務費	472,560	通信運搬費 472,560円	
		委託料	1,229,380	{ 検査委託 970,420円 腸内病原細菌 患者関係者検便 @864円 × 1,048人 = 905,470円 薬剤耐性試験 @1,295円 × 14人 = 18,130円 菌型検査 @3,344円 × 14人 = 46,820円 海外旅行者健康診断 @4,316円 × 60人 = 258,960円	
		使用料及び賃借料	415,240	自動車雇上 415,240円	
		備品購入費	67,010	検査用備品等 67,010円	
				{ 特定財源（国庫支出金） 284,000円 防疫措置 117,700円 { 特殊勤務手当 @290円 × 5人 × 150日 × $\frac{1}{2}$ = 108,700円 事務費 18,000円 × $\frac{1}{2}$ = 9,000円 患者関係者検便 @72円 × 1,048人 × $\frac{1}{2}$ = 37,700円 海外旅行者健康診断 258,960円 × $\frac{1}{2}$ = 129,400円 }	
		計	6,820,449		

経費の種類		衛生費		測定単位	人口			
事業区分	節名	経費	内容説明					
基 礎 的 防 疫 費	予防接種費	円						
	職員手当等	1,097,280	時間外勤務手当	@2,880円 × 381時間 =	1,097,280円			
	旅費	7,154	普通旅費	近接地内	@511円 × 14回 =	7,154円		
	需用費	678,165	消耗品費	678,165円				
	役務費	9,549,817	予防接種通知送付用	9,549,817円				
	委託料	945,140,888	①予防接種	933,920,210円				
	区分	一般分			予防接種不適合者分			
		単価	対象者数	経費	単価	対象者数	経費	
	ジフテリア・破傷風	II期	4,780円	1,746人	8,345,880円	3,251円	1人	3,250円
	四種混合（ジフテリア・百日ぜき・破傷風・急性灰白ぜい炎）	I期初回	13,041円	9,153人	119,364,270円	4,076円	12人	48,910円
		I期追加	13,041円	3,155人	41,144,360円	4,076円	4人	16,300円
	風しん・麻疹	I期	13,712円	3,110人	42,644,320円	4,076円	7人	28,530円
		II期	12,282円	2,917人	35,826,590円	4,076円	3人	12,230円
	日本脳炎	I期	9,466円	9,502人	89,945,930円	4,076円	9人	36,680円
		II期	7,211円	2,282人	16,455,500円	3,251円	1人	3,250円
	子宮頸がん		17,639円	408人	7,196,710円	3,251円	3人	9,750円
	ヒブ	I期	10,445円	9,063人	94,663,040円	4,076円	9人	36,680円
		II期	10,445円	3,121人	32,598,850円	4,076円	5人	20,380円
	小児用肺炎球菌	I期	13,811円	9,096人	125,624,860円	4,076円	9人	36,680円
		II期	13,811円	3,121人	43,104,130円	4,076円	5人	20,380円
水痘		10,841円	6,294人	68,233,250円	4,076円	26人	105,980円	
B C G		9,323円	2,830人	26,384,090円	4,076円	31人	126,360円	
B型肝炎		8,314円	9,843人	81,834,700円	4,076円	8人	32,610円	
ロタウイルス	ロタリックス	16,561円	3,260人	53,988,860円	4,076円	12人	48,910円	
	ロタテック	11,534円	3,981人	45,916,850円	4,076円	15人	61,140円	
計				933,272,190円			648,020円	
	扶助費	580,500	②封入封緘委託				11,220,678円	
			予防接種被害者医療手当等				580,500円	
			{ 特定財源（都支出金） 予防接種被害者医療手当等 $580,500円 \times \frac{3}{4} = 435,000円$ }					
	計	957,053,804						

経費の種類		衛生費		測定単位	人口
事業区分	節名	経費	内容説明		
基 染	予防接種費 〔インフルエンザ〕	委託料	104,304,800	予防接種	
		扶助費	54,000	一般 @2,936円 × 32,860人 = 96,476,960円 減免 @5,436円 × 1,440人 = 7,827,840円 予防接種被害者医療手当等 54,000円	
		計	104,358,800	特定財源（都支出金） 予防接種被害者医療手当等 $54,000円 \times \frac{3}{4} = 40,000円$	
準 症 予	予防接種費 〔高齢者肺炎球菌〕	委託料	20,266,400	予防接種	
		扶助費	54,000	一般 @4,492円 × 3,850人 = 17,294,200円 減免 @8,492円 × 350人 = 2,972,200円 予防接種被害者医療手当等 54,000円	
		計	20,320,400	特定財源（都支出金） 予防接種被害者医療手当等 $54,000円 \times \frac{3}{4} = 40,000円$	
的 防 費	後天性免疫不全症候群対策費	報酬	1,014,456	特別職非常勤職員（医師） @27,800円 × 2回 × 12月 = 667,200円 会計年度任用職員（保健師） @14,469円 × 2回 × 12月 = 347,256円	
		旅費	7,154	普通旅費 近接地内 @511円 × 14回 = 7,154円	
		需用費	588,660	採血・検査用消耗品（通常・即日）	588,660円
		委託料	353,590	検査委託（通常） @1,010円 × 213件 = 215,130円 検査委託（精密） @2,240円 × 2件 = 4,480円 キャンペーン委託 133,980円	
		計	1,963,860	特定財源（国庫支出金） 981,000円 $1,963,860円 \times \frac{1}{2} = 981,000円$	

経費の種類		衛生費		測定単位	人口										
事業区分	節名	経費	内容説明												
基 準 症 的 防 衛 経 費	感染症 医療費	委託料	140,850	入院患者移送	@41,900円 × 2人 = 83,800円										
		扶助費	147,480	医療費支払事務委託	@123.8円 × 2件 = 250円										
				建物等消毒委託	@28,400円 × 2件 = 56,800円										
		計	288,330	感染症医療費											
	性感染症 対策費	報酬	253,614	入院費公費負担	@63,600円 × 2件 = 127,200円										
				食事療養費	@780円 × 13日 × 2件 = 20,280円										
		需用費	113,550	<table border="0"> <tr> <td>特定財源（国庫支出金）</td> <td>180,000円</td> </tr> <tr> <td>入院患者移送</td> <td>$83,800円 \times \frac{1}{2} = 41,900円$</td> </tr> <tr> <td>建物等消毒</td> <td>$56,800円 \times \frac{1}{2} = 28,400円$</td> </tr> <tr> <td>感染症医療費</td> <td>$147,480円 \times \frac{3}{4} = 110,610円$</td> </tr> </table>			特定財源（国庫支出金）	180,000円	入院患者移送	$83,800円 \times \frac{1}{2} = 41,900円$	建物等消毒	$56,800円 \times \frac{1}{2} = 28,400円$	感染症医療費	$147,480円 \times \frac{3}{4} = 110,610円$	
				特定財源（国庫支出金）	180,000円										
	入院患者移送	$83,800円 \times \frac{1}{2} = 41,900円$													
	建物等消毒	$56,800円 \times \frac{1}{2} = 28,400円$													
感染症医療費	$147,480円 \times \frac{3}{4} = 110,610円$														
計	288,330														
予 防 医 療 費	報酬	253,614	特別職非常勤職員（医師）	@27,800円 × 1人 × 6回 = 166,800円											
			会計年度任用職員（保健師）	@14,469円 × 1人 × 6回 = 86,814円											
	需用費	113,550	消耗品費												
			採血材料・採尿材料	103,340円											
委託料	472,190	印刷製本費	10,210円												
		検査委託													
梅毒（TPHA検査）	@220円 × 111人 = 24,420円														
梅毒（STS検査）	@110円 × 235人 = 25,850円														
クラミジア	@1,290円 × 248人 = 319,920円														
淋菌	@1,200円 × 85人 = 102,000円														
計	839,354														
			<table border="0"> <tr> <td>特定財源（国庫支出金）</td> <td>374,000円</td> </tr> <tr> <td>梅毒（TPHA検査）</td> <td>@320円 × 111人 × $\frac{1}{2}$ = 17,700円</td> </tr> <tr> <td>梅毒（STS検査）</td> <td>@150円 × 235人 × $\frac{1}{2}$ = 17,600円</td> </tr> <tr> <td>クラミジア</td> <td>@2,040円 × 248人 × $\frac{1}{2}$ = 252,900円</td> </tr> <tr> <td>淋菌</td> <td>@2,040円 × 85人 × $\frac{1}{2}$ = 86,700円</td> </tr> </table>			特定財源（国庫支出金）	374,000円	梅毒（TPHA検査）	@320円 × 111人 × $\frac{1}{2}$ = 17,700円	梅毒（STS検査）	@150円 × 235人 × $\frac{1}{2}$ = 17,600円	クラミジア	@2,040円 × 248人 × $\frac{1}{2}$ = 252,900円	淋菌	@2,040円 × 85人 × $\frac{1}{2}$ = 86,700円
特定財源（国庫支出金）	374,000円														
梅毒（TPHA検査）	@320円 × 111人 × $\frac{1}{2}$ = 17,700円														
梅毒（STS検査）	@150円 × 235人 × $\frac{1}{2}$ = 17,600円														
クラミジア	@2,040円 × 248人 × $\frac{1}{2}$ = 252,900円														
淋菌	@2,040円 × 85人 × $\frac{1}{2}$ = 86,700円														

経費の種類		衛生費		測定単位	人口	
事業区分	節名	経費	内容説明			
基 防 ・ 医 療 費	感染症発生 動向調査 事業費	需用費	68,860	消耗品費	60,880円	
				印刷製本費	7,980円	
		役務費	45,560	情報収集用郵券	37,000円	
				通信運搬費	8,560円	
		委託料	48,580	検査委託	48,580円	
		計	163,000	$\left\{ \begin{array}{l} \text{特定財源（国庫支出金）} \\ 163,000円 \times \frac{1}{2} = 81,000円 \end{array} \right\}$		
	風しん抗体 検査事業費	委託料	4,913,460	検査委託	@6,740円 × 729人 = 4,913,460円	
				$\left\{ \begin{array}{l} \text{特定財源（国庫支出金）} \\ 4,913,460円 \times \frac{1}{2} = 2,456,000円 \end{array} \right\}$		
	小計		1,096,721,457			
	結 核 予 防 費	結核健康診 断等事業費	報酬	359,328	会計年度任用職員	@11,229円 × 32人 = 359,328円
職員手当等			331,200	時間外勤務手当	@2,880円 × 115時間 = 331,200円	
		旅費	85,848	普通旅費		
				近接地内	@511円 × 168回 = 85,848円	
		需用費	755,670	$\left\{ \begin{array}{l} \text{消耗品費（結核健康診断）} \\ \text{消耗品費（管理検診）} \\ \text{消耗品費（その他）} \end{array} \right\}$		
					650,860円	
					70,080円	
					34,730円	
		役務費	114,220	$\left\{ \begin{array}{l} \text{通信運搬費（結核健康診断）} \\ \text{通信運搬費（管理検診）} \end{array} \right\}$		
					94,500円	
				19,720円		
	委託料	60,557,366	$\left\{ \begin{array}{l} \text{結核健康診断} \\ \text{定期健康診断} \\ \text{管理検診} \end{array} \right\}$			
				2,793,246円		
				@2,020円 × 28,534人 = 57,638,680円		
				@1,280円 × 98人 = 125,440円		
			$\left\{ \begin{array}{l} \text{特定財源（国庫支出金）} \\ \text{結核健康診断} \\ \text{管理検診} \end{array} \right\}$			
				2,055,000円		
				$3,897,934円 \times \frac{1}{2} = 1,948,000円$		
				$215,240円 \times \frac{1}{2} = 107,000円$		
	計	62,203,632				

経費の種類		衛生費		測定単位	人口			
事業区分	節名	経費	内容説明					
基 結 準 核	一 般 患 者 医 療 費	職員手当等	31,680	時間外勤務手当	@2,880円 × 11時間 =	31,680円		
		需用費	31,110	消耗品費		13,150円		
				印刷製本費		17,960円		
		役務費	192,170	通信運搬費		192,170円		
		委託料	60,900	医療費支払事務委託				
				国保	@36.77円 × 822件 =	30,220円		
				基金	@40.00円 × 767件 =	30,680円		
		扶助費	3,844,800	医療費	@2,400円 × 1,589件 =	3,813,600円		
				特例医療費	@10,400円 × 3件 =	31,200円		
				{ 特定財源（国庫支出金） 医療費 3,813,600円 × $\frac{1}{2}$ = 1,906,000円 }				
		計	4,160,660					
		的 予 防 費 費	入 院 患 者 医 療 費	報酬	78,603	会計年度任用職員（事務員）	@11,229円 × 7人 =	78,603円
				職員手当等	11,520	時間外勤務手当	@2,880円 × 4時間 =	11,520円
				旅費	7,154	普通旅費		
						近接地内	@511円 × 14回 =	7,154円
需用費	190,490			消耗品費		175,370円		
				法外援護見舞品	@4,950円 × 35人 =	173,250円		
				事務用消耗品		2,120円		
				印刷製本費		15,120円		
役務費	41,530			通信運搬費		41,530円		
委託料	10,490			医療費支払事務委託				
				国保	@36.77円 × 147件 =	5,410円		
				基金	@40.00円 × 127件 =	5,080円		
扶助費	26,183,560			医療費	@94,286円 × 274件 =	25,834,360円		
				特例医療費	@38,800円 × 9件 =	349,200円		
				{ 特定財源（国庫支出金） 医療費 25,834,360円 × $\frac{3}{4}$ = 19,375,000円 }				
計	26,523,347							
小計	92,887,639							

経費の種類		衛生費		測定単位	人口
事業区分	節名	経費	内容説明		
基 人	健康教育	報償費	990,000	講師謝礼	
		需用費	404,800	印刷製本費	404,800円
		計	1,394,800	$\left\{ \begin{array}{l} \text{特定財源（都支出金）} \\ 1,394,800円 \times \frac{2}{3} = 929,000円 \end{array} \right\}$	
準 保	健康相談	報償費	1,908,000	講師謝礼	
		需用費	186,570	印刷製本費	186,570円
		計	2,094,570	$\left\{ \begin{array}{l} \text{特定財源（都支出金）} \\ 2,094,570円 \times \frac{2}{3} = 1,396,000円 \end{array} \right\}$	
的 健 対 策 費	特定報酬		191,486	特別職非常勤職員（医師）	
	健康診査			@27,800円 × 1人 =	27,800円
				会計年度任用職員（看護師、検査技師）	
				@14,469円 × 1人 × 2回 =	28,938円
				会計年度任用職員（事務員）	
				@11,229円 × 6人 × 2回 =	134,748円
		職員手当等	181,440	時間外勤務手当	@2,880円 × 63時間 = 181,440円
		旅費	74,095	普通旅費	
				近接地内	@511円 × 145回 = 74,095円
		需用費	848,570	消耗品費	619,910円
			印刷製本費	171,920円	
			修繕料	56,740円	
	役務費	10,825,620	通信運搬費	10,825,620円	
	委託料	28,020,210	検診委託		
			特定健診	10,022,940円	
			特定保健指導	8,750円	

経費の種類		衛生費		測定単位	人口
事業区分	節名	経費	内容説明		
基 礎 的 健 康 策 費	〔特定健康診査〕	163,200	円	訪問診査	@13,057円 × 22人 = 287,250円
			介護家族訪問健康診査 @13,057円 × 0.22人 = 2,870円 骨粗鬆症検診 @4,997円 × 661人 = 3,303,020円 歯周疾患検診 @4,931円 × 1,233人 = 6,079,920円 肝炎ウイルス検診（節目検診） @4,579円 × 1,816人 = 8,315,460円 会場借上 @2,400円 × 68会場 = 163,200円		
	使用料及び賃借料	163,200		特定財源（都支出金） （ 27,153,200円 + 43,700円 ） $\times \frac{2}{3} = 18,131,000円$ 検診費 27,153,200円 特定健診 10,022,900円 特定保健指導 8,600円 訪問診査 287,200円 介護家族訪問健康診査 2,800円 骨粗鬆症検診 3,303,020円 - 866,600円 = 2,436,400円 歯周疾患検診 6,079,900円 肝炎ウイルス検診（節目検診） 8,315,400円 事務費 43,700円 実施通知 @52円 × 571人 = 29,600円 結果連絡費 @158円 × 20人 = 3,100円 記録簿作成費 @48円 × 231人 = 11,000円	
	計	40,304,621			
	健康診査報酬 〔胃がん検〕	1,835,109		特別職非常勤職員（医師） @27,800円 × 27人 = 750,600円	
				会計年度任用職員（看護師等） @14,469円 × 54人 = 781,326円	
				会計年度任用職員（事務員） @11,229円 × 27人 = 303,183円	
	職員手当等	92,160		時間外勤務手当 @2,880円 × 32時間 = 92,160円	

経費の種類		衛生費		測定単位	人口	
事業区分	節名	経費	内容説明			
基 準 的 健 対 策 費	健康診査 〔胃がん検診〕	需用費	480,000	印刷製本費	480,000円	
		役務費	717,000	通信運搬費	717,000円	
		委託料	73,499,915	胃部エックス線検査 @11,606円 × 3,357人 = 38,961,342円		
				胃内視鏡検査 @16,529円 × 2,037人 = 33,669,573円		
				健診データ入力	869,000円	
		計	76,624,184			
	人	健康診査 〔子宮頸がん検診〕	報酬	2,313,174	会計年度任用職員（事務員） @11,229円 × 206人 = 2,313,174円	
			需用費	645,500	印刷製本費	645,500円
		役務費	3,358,130	通信運搬費	3,358,130円	
		委託料	82,767,560	検診委託 @8,024円 × 10,315人 = 82,767,560円		
	計	89,084,364				
健	健康診査 〔子宮体がん検診〕	委託料	13,620,750	検診委託 @8,255円 × 1,650人 = 13,620,750円		
	健康診査 〔乳がん検診〕	報酬	1,734,921	特別職非常勤職員（医師） @27,800円 × 15人 = 417,000円		
			会計年度任用職員（看護師等） @14,469円 × 29人 = 419,601円			
			会計年度任用職員（事務員） @11,229円 × 80人 = 898,320円			
需用費		1,597,910	消耗品費	438,420円		
			印刷製本費	1,159,490円		
	役務費	1,553,170	通信運搬費	1,553,170円		
	委託料	62,672,360	検診委託 @9,580円 × 6,542人 = 62,672,360円			
	計	67,558,361				
費	健康診査 〔肺がん検診〕	報酬	5,832,730	特別職非常勤職員（医師） @27,800円 × 83人 = 2,307,400円		
				会計年度任用職員（看護師等） @14,469円 × 83人 = 1,200,927円		
			会計年度任用職員（事務員） @11,229円 × 207人 = 2,324,403円			
	報償費	150,300	委員会謝礼 @16,700円 × 18人 × $\frac{1}{2}$ = 150,300円			
	需用費	1,346,750	印刷製本費	1,346,750円		
	役務費	6,018,950	通信運搬費	6,018,950円		

経費の種類		衛生費		測定単位	人口
事業区分	節名	経費	内容説明		
基準 対 策 的 費	成人	健康診査 〔肺がん 検診〕 委託料	円	検診委託	55,926,070円
			55,926,070		
	健康診査 〔大腸がん 検診〕 報酬	3,398,350	特別職非常勤職員（医師） @27,800円 × 50人 = 1,390,000円 会計年度任用職員（看護師等） @14,469円 × 100人 = 1,446,900円 会計年度任用職員（事務員） @11,229円 × 50人 = 561,450円	印刷製本費	12,400円
	健康	需用費	36,440	通信運搬費	36,440円
	健康	委託料	52,396,850	検診委託	@2,333円 × 22,459人 = 52,396,850円
	健康	計	55,844,040		
健康	訪問指導委託料	241,200	保健師派遣委託	@10,050円 × 24日 = 241,200円	
					241,200
健康	計	416,041,690		{ 特定財源（都支出金） (@6,600円 × 24日) × $\frac{2}{3}$ = 105,000円 }	
					416,041,690
経費	保健栄養費	報酬	2,316,306	国民栄養調査	
					2,316,306
健康	健康	報酬	2,316,306	{ 特別職非常勤職員（身体状況調査） 124,000円 { 医師 @21,200円 × 1人 × 2地区 = 42,400円 { 看護師 @13,600円 × 2人 × 2地区 = 54,400円 { 臨床検査技師 @13,600円 × 1人 × 2地区 = 27,200円 特別職非常勤職員（栄養摂取状況調査） 現場調査員 @13,600円 × 2人 × 9日 × 2地区 = 489,600円 会計年度任用職員（集計員等） @11,229円 × 62人 × 2地区 = 1,392,396円 会計年度任用職員（栄養相談・栄養指導） 310,310円	
					115,200

経費の種類		衛生費		測定単位	人口					
事業区分	節名	経費	内容説明							
基 づ く り 推 進 的	健 （保 健 栄 養 費）	報 償 費	243,270	講師等謝礼						
				給食施設指導	83,750円					
				保健栄養講習会	159,520円					
	康	旅 費	119,934	普通旅費	99,494円					
				近接地内	@511円 × 128回 = 65,408円					
				研修旅費	@494円 × 69回 = 34,086円					
				特別旅費	@511円 × 40回 = 20,440円					
	費	需 用 費	770,090	消耗品費						
				栄養相談・栄養指導	147,510円					
				給食施設指導	68,160円					
保健栄養講習会				162,760円						
その他普及啓発等				391,660円						
的	役 務 費	65,180	通信運搬費							
			給食施設指導	65,180円						
				<table border="0"> <tr> <td> <table border="0"> <tr> <td>特定財源（国庫支出金）</td> <td>2,005,000円</td> </tr> <tr> <td>国民栄養調査（報酬）</td> <td>2,005,996円</td> </tr> </table> </td> <td></td> </tr> </table>	<table border="0"> <tr> <td>特定財源（国庫支出金）</td> <td>2,005,000円</td> </tr> <tr> <td>国民栄養調査（報酬）</td> <td>2,005,996円</td> </tr> </table>	特定財源（国庫支出金）	2,005,000円	国民栄養調査（報酬）	2,005,996円	
<table border="0"> <tr> <td>特定財源（国庫支出金）</td> <td>2,005,000円</td> </tr> <tr> <td>国民栄養調査（報酬）</td> <td>2,005,996円</td> </tr> </table>	特定財源（国庫支出金）	2,005,000円	国民栄養調査（報酬）	2,005,996円						
特定財源（国庫支出金）	2,005,000円									
国民栄養調査（報酬）	2,005,996円									
	計	3,629,980								
経 母 子 保 健 費	母 子 保 健 指 導 費	報 酬	1,394,877	身体障害児療育指導						
				特別職非常勤職員（医師） @27,800円 × 33人 = 917,400円						
					会計年度任用職員（看護師） @14,469円 × 33人 = 477,477円					
	母 子	職 員 手 当 等 報 償 費	216,000	216,000	時間外勤務手当 @2,880円 × 75時間 = 216,000円					
					3,093,840	母親学級講師謝礼 2,487,860円				
	保 健	費			産科医師 @11,140円 × 49時間 = 545,860円					
					歯科医師 @11,140円 × 43時間 = 479,020円					
					助産師 @7,940円 × 43時間 = 341,420円					
					栄養士 @7,940円 × 43時間 = 341,420円					
					手話講師 @9,140円 × 48時間 = 438,720円					
母親 @7,940円 × 43時間 = 341,420円										
費				育児学級講師謝礼 605,980円						
				小児科医師 @11,140円 × 13時間 = 144,820円						
				保育士 @7,940円 × 27時間 = 214,380円						
				心理 @9,140円 × 27時間 = 246,780円						

経費の種類		衛生費		測定単位	人口			
事業区分	節名	経費	内容説明					
基 母	〔母子保健〕 指導費	旅費	4,531	普通旅費				
		需用費	1,080,630	近接地内	@511円 × 5回 =	2,555円		
				研修旅費	@494円 × 4回 =	1,976円		
		役務費	378,720	消耗品費		629,850円		
				印刷製本費(母子健康手帳他)		450,780円		
		委託料	7,386,530	通信運搬費		378,720円		
				新生児・妊産婦訪問指導	@3,682円 × 976件 =	3,593,630円		
		備品購入費	43,610	家族計画特別普及訪問指導	@3,666円 × 976件 =	3,578,020円		
				身体障害児療育指導検診	@2,164円 × 2人 =	4,330円		
		負担金補助及び交付金	208,240	妊産婦・乳幼児保健指導検診		72,250円		
一般	@2,125円 × 32人 =			68,000円				
計	13,806,978	歯科	@2,125円 × 2人 =	4,250円				
		保育器保守(未熟児養育指導)		46,290円				
準 子	的保	ポスター原画委託		92,010円				
		教材用備品等		43,610円				
		思春期セミナー受講料等		208,240円				
		産後ケア委託料	13,164,000	産後ケア委託(訪問、通所、宿泊)		13,164,000円		
		健康	事業費		特定財源	9,873,000円		
					国庫支出金	@13,164,000円 × $\frac{1}{2}$ =	6,582,000円	
					都支出金	@13,164,000円 × $\frac{1}{4}$ =	3,291,000円	
		費	費	妊婦職員手当等	123,840	時間外勤務手当	@2,880円 × 43時間 =	123,840円
				健康診査費	31,682	普通旅費		
				需用費	667,180	近接地内	@511円 × 62回 =	31,682円
消耗品費						124,760円		
役務費	532,860			印刷製本費		542,420円		
				通信運搬費		532,860円		
委託料	197,636,970	妊婦健康診査						
		診査委託		192,131,670円				
計		第1回	@10,850円 × 2,841人 =	30,824,850円				
		第2回~第14回	@5,070円 × 2,162人 × 13回 =	142,497,420円				

経費の種類		衛生費		測定単位	人口
事業区分	節名	経費	内容説明		
基 母	〔妊婦健康〕 〔診査費〕	円	16,853,560	超音波 @5,300円 × 2,162人 = 11,458,600円	
		子宮頸がん @3,400円 × 2,162人 = 7,350,800円			
				事務手数料 @83円 × 35,271人 × $\frac{78}{100}$ = 2,283,440円	
				支払委託料(国保連合会) @83.52円 × 35,271人 = 2,945,830円	
				リーフレット原画委託 @92,010円 × 3種 = 276,030円	
	扶 助 費			里帰り出産等妊婦健康診査費助成	16,853,560円
準 子			計	第1回 @10,850円 × 68人 = 737,800円	
				第2回～第14回 @5,070円 × 216人 × 13回 = 14,236,560円	
				超音波 @5,300円 × 216人 = 1,144,800円	
				子宮頸がん @3,400円 × 216人 = 734,400円	
		215,846,092			
的 保	新生児聴覚 検査費	委託料	7,178,500	新生児聴覚検査	
				検査委託 @3,000円 × 2,267人 = 6,801,000円	
				事務手数料 @83円 × 2,267人 = 188,160円	
				支払委託料(国保連合会) @83.52円 × 2,267人 = 189,340円	
	扶 助 費		753,000	里帰り出産等新生児聴覚検査費助成	
				@3,000円 × 251人 = 753,000円	
		計	7,931,500		
経 健 費 費	乳幼児健康 診査費	報酬	14,657,569	3～4か月児、3歳児健康診査、乳幼児発達健康診査、 3歳児視・聴覚検診	14,657,569円
				特別職非常勤職員（医師） @27,800円 × 194人 = 5,393,200円	
				会計年度任用職員（心理判定員） @20,958円 × 99人 = 2,074,842円	
				会計年度任用職員（看護師） @14,469円 × 189人 = 2,734,641円	
				会計年度任用職員（保健師） @14,469円 × 188人 = 2,720,172円	
				会計年度任用職員（検査技師） @14,405円 × 30人 = 432,150円	
				会計年度任用職員（事務員） @11,229円 × 116人 = 1,302,564円	

経費の種類		衛生費		測定単位	人口
事業区分	節名	経費	内容説明		
基 母 準 子 的 保 健 費 費	〔乳幼児健康診査費〕	職員手当等	285,120	時間外勤務手当	@2,880円 × 99時間 = 285,120円
		旅費	40,369	普通旅費	
				近接地内	@511円 × 79回 = 40,369円
		需用費	1,658,040	消耗品費	159,210円
				印刷製本費	1,498,830円
		役務費	814,370	通信運搬費	814,370円
		委託料	53,892,380	6・9か月児健康診査	35,788,840円
				一般	@6,660円 × 5,206人 = 34,671,960円
				精密	@3,255円 × 106人 = 345,030円
				事務手数料	@83円 × 5,206人 × $\frac{78}{100}$ = 337,040円
				支払委託料(国保連合会)	@83.52円 × 5,206人 = 434,810円
				1歳6か月児健康診査	17,781,900円
				一般	@6,220円 × 2,826人 = 17,577,720円
		精密	@1,768円 × 12人 = 21,220円		
		事務手数料	@83円 × 2,826人 × $\frac{78}{100}$ = 182,960円		
		3歳児健康診査	321,640円		
		精密	@1,870円 × 73人 = 136,510円		
		精密(視力)	@1,870円 × 69人 = 129,030円		
		精密(聴力)	@1,870円 × 30人 = 56,100円		
	備品購入費	76,790	診査用器材	76,790円	
	計	71,424,638			
	母子歯科健康診査費	18,156,660	1歳6か月児、3歳児、乳幼児		
			特別職非常勤職員(歯科医師)	9,340,800円	
			乳幼児	@27,800円 × 9人 × 12月 = 3,002,400円	
			1歳6か月児	@27,800円 × 9人 × 12月 = 3,002,400円	
			3歳児	@27,800円 × 10人 × 12月 = 3,336,000円	
			会計年度任用職員(歯科衛生士)	8,815,860円	
			乳幼児	@14,405円 × 18人 × 12月 = 3,111,480円	
			1歳6か月児	@14,405円 × 19人 × 12月 = 3,284,340円	
			3歳児	@14,405円 × 14人 × 12月 = 2,420,040円	
	職員手当等	28,800	時間外勤務手当	@2,880円 × 10時間 = 28,800円	

経費の種類		衛生費		測定単位	人口	
事業区分	節名	経費	内容説明			
基 費	母子 健康 費 〔母子歯科 健康 診査費〕	旅費	1,022	普通旅費 近接地内	@511円 × 2回 =	1,022円
		需用費	1,280,810	消耗品費・印刷製本費		1,280,810円
		役務費	406,700	通信運搬費		406,700円
		委託料	5,992,370	妊婦歯科健診		5,992,370円
		備品購入費	28,300	診査用備品		28,300円
		計	25,894,662			
小計		348,067,870				
準 的	児童福祉措置費	職員手当等	60,480	時間外勤務手当	@2,880円 × 21時間 =	60,480円
		旅費	8,176	普通旅費 近接地内	@511円 × 16回 =	8,176円
		需用費	74,000	印刷製本費		74,000円
		役務費	54,270	通信運搬費		54,270円
		委託料	192,870	未熟児等養育医療費支払事務委託		8,850円
		扶助費	39,499,270	未熟児等養育医療費等 (積算説明参照)		
経 費			特定財源 27,588,400円 分担金及び負担金 3,041,400円 未熟児等養育医療 3,030,000円 入院助産措置 11,400円 国庫支出金 16,365,000円 未熟児等養育医療 措置費 (26,038,100円 - 3,627,120円) $\times \frac{1}{2} = 11,205,400円$ 入院助産措置 医療費・分娩介助料 (10,918,880円 - 598,067円) $\times \frac{1}{2} = 5,160,400円$			

経費の種類		衛生費		測定単位	人口
事業区分	節名	経費	内容説明		
基	〔児童福祉措置費〕	円			
		計	39,889,066	都支出金	8,182,000円
準	公害保健対策費	報酬	1,670,356	公害検診等	
		職員手当等	478,080	特別職非常勤職員（医師） @27,800円 × 16人 =	444,800円
的	旅費	旅費	89,545	会計年度任用職員（看護師） @14,469円 × 16人 =	231,504円
		需用費	896,280	会計年度任用職員（検査技師） @14,405円 × 16人 =	230,480円
経	役務費	役務費	192,380	会計年度任用職員（事務員） @11,229円 × 48人 =	538,992円
		委託料	4,632,680	会計年度任用職員（広報配付員） @11,229円 × 20人 =	224,580円
費	使用料及び賃借料	使用料及び賃借料	86,600	時間外勤務手当 @2,880円 × 166時間 =	478,080円
		備品購入費	1,444,750	普通旅費	
		計	9,490,671	近接地内 @511円 × 153回 =	78,183円
				研修旅費 @494円 × 23回 =	11,362円
				消耗品費	260,410円
				会議費	43,260円
				印刷製本費	277,800円
				修繕料	314,810円
				通信運搬費	192,380円
				公害検診精密検査	783,870円
				二次検診 @15,910円 × 42件 =	668,220円
				肺がん検診 @38,550円 × 3件 =	115,650円
				大気汚染測定器点検	464,440円
				自動車騒音・振動・交通量調査委託	2,599,370円
				ダイオキシン類測定委託 @157,000円 × 5回 =	785,000円
				簡易採集装置等	86,600円
				大気汚染測定器、公害検診用備品等	1,444,750円

経費の種類		衛生費		測定単位	人口		
事業区分	節名	経費	内容説明				
基	在宅難病患者 訪問相談・ 指導事業	報酬	1,041,768	会計年度任用職員（保健師等） @14,469円 × 6人 × 12月 = 1,041,768円			
		職員手当等	20,160	時間外勤務手当 @2,880円 × 7時間 = 20,160円			
		旅費	14,819	普通旅費 近接地内 @511円 × 29回 = 14,819円			
		需用費	36,810	患者相談用消耗品 36,810円			
		役務費	5,240	通信運搬費 5,240円			
		計	1,118,797				
準	食品衛生費 (衛生監視、 営業許可、 収去品検査、 食中毒対策)	職員手当等	3,029,760	時間外勤務手当 @2,880円 × 1,052時間 = 3,029,760円			
		報償費	199,900	業者教育指導講師謝礼 199,900円			
		旅費	355,709	普通旅費 近接地内 @511円 × 641回 = 327,551円 研修旅費 @494円 × 57回 = 28,158円			
		需用費	4,524,000	消耗品費 3,938,680円 印刷製本費 585,320円			
		役務費	176,030	通信運搬費 165,180円 白衣洗濯費 10,850円			
		委託料	6,270,900	収去品検査 2,758,300円 化学検査 @10,100円 × 211件 = 2,131,100円 細菌検査 @4,900円 × 128件 = 627,200円 食中毒検査 @9,100円 × 386調査 = 3,512,600円			
		使用料及び 賃借料	21,550	自動車借上 21,550円			
		備品購入費	197,030	197,030円			
		負担金補助 及び交付金	238,500	食品衛生講習会受講料等 238,500円			
			計	15,013,379	特定財源（使用料及び手数料） 23,286,000円 食品衛生営業許可等 23,280,000円 新規 @18,300円 × 903件 = 16,524,900円 更新 @8,900円 × 759件 = 6,755,100円 化製場関係許可等 新規 @6,000円 × 1件 = 6,000円		

経費の種類		衛生費		測定単位	人口
事業区分	節名	経費	内容説明		
基 準 的 経 費	環境衛生費	報酬	812,064	特別職非常勤職員（三法運営協議会）	
	〔衛生監視、 営業許可、 井水等水質検査、 簡易専用 水道監視等〕			会長	@23,600円 × 1人 × 2回 = 47,200円
				委員	@20,900円 × 14人 × 2回 = 585,200円
					会計年度任用職員（事務員） @11,229円 × 16人 = 179,664円
		職員手当等	1,563,840	時間外勤務手当	@2,880円 × 543時間 = 1,563,840円
		報償費	68,000	指導講習会講師謝礼	@13,600円 × 5人 = 68,000円
		旅費	500,731	普通旅費	
				近接地内	@511円 × 919回 = 469,609円
				研修旅費	@494円 × 33回 = 16,302円
				特別旅費	
				三法運営協議会費用弁償	@494円 × 15人 × 2回 = 14,820円
		需用費	548,280	消耗品費	408,720円
				会議費	12,620円
				印刷製本費	113,150円
			修繕料	13,790円	
	役務費	72,170	通信運搬費	72,170円	
	委託料	455,220	おしぼり検査	@2,610円 × 10件 = 26,100円	
			水質検査	@5,960円 × 72件 = 429,120円	
	使用料及び 賃借料	136,360	自動車借上	98,640円	
			講習会会場借上	37,720円	
	備品購入費	213,370		213,370円	
			〔特定財源（使用料及び手数料） 環境衛生営業許可等 @11,000円～22,000円 × 95件 = 1,317,000円〕		
	計	4,370,035			

経費の種類		衛生費		測定単位	人口											
事業区分	節名	経費	内容説明													
基 準 的	狂犬病予防費	報酬	336,870	会計年度任用職員（事務員） @11,229円 × 30人 = 336,870円												
	〔畜犬登録、 予防注射、 違反犬摘発、 動物保護 管理事務等〕	職員手当等	2,373,120	時間外勤務手当 @2,880円 × 824時間 = 2,373,120円												
		旅費	107,770	普通旅費												
		需用費	972,500	近接地内 @511円 × 208回 = 106,288円												
				研修旅費 @494円 × 3回 = 1,482円												
				消耗品費 51,270円												
	役務費	1,115,900	印刷製本費 571,700円													
			大鑑札費 @366円 × 955頭 = 349,530円													
	委託料	92,010	通信運搬費 1,115,900円													
				ポスター原画委託 @92,010円 × 1種 = 92,010円												
	計	4,998,170	<table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">特定財源（使用料及び手数料）</td> <td style="padding-left: 5px;">6,218,950円</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">注射済票交付</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 10px;">@550円 × 6,620頭</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 10px;">× 1回 × $\frac{95}{100}$</td> <td>= 3,458,950円</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">登録</td> <td>@3,000円 × 880頭 = 2,640,000円</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">鑑札再交付</td> <td>@1,600円 × 75頭 = 120,000円</td> </tr> </table>		特定財源（使用料及び手数料）	6,218,950円	注射済票交付		@550円 × 6,620頭		× 1回 × $\frac{95}{100}$	= 3,458,950円	登録	@3,000円 × 880頭 = 2,640,000円	鑑札再交付	@1,600円 × 75頭 = 120,000円
特定財源（使用料及び手数料）	6,218,950円															
注射済票交付																
@550円 × 6,620頭																
× 1回 × $\frac{95}{100}$	= 3,458,950円															
登録	@3,000円 × 880頭 = 2,640,000円															
鑑札再交付	@1,600円 × 75頭 = 120,000円															
経 費	そ族昆虫駆除費	需用費	1,134,070	燃料費 5,450円												
	〔アメリカシ ロヒトリ防 除費を含む〕			消耗品費 1,075,760円												
				印刷製本費 32,200円												
				修繕料 20,660円												
				作業衣洗濯代等 455,710円												
	役務費	455,710	委託料 3,491,930円													
委託料	3,491,930	使用料及び賃借料 11,330円														
			自動車借上等 11,330円													
	計	5,093,040														

経費の種類		衛生費		測定単位	人口		
事業区分	節名	経費	内容説明				
基 準 的	医 薬 費 〔医療監視、 献血対策等〕	職員手当等	576,000	時間外勤務手当	@2,880円 × 200時間 =	576,000円	
		報 償 費	917,280	献血推進協議会委員謝礼	@16,380円 × 56人 =	917,280円	
		旅 費	323,090	普通旅費			
		需 用 費	838,530	近接地内	@511円 × 582回 =	297,402円	
				研修旅費	@494円 × 52回 =	25,688円	
				消耗品費		217,930円	
		会 議 費	838,530	会議費		44,050円	
				印刷製本費		576,550円	
		役 務 費	564,390	通信運搬費		564,390円	
		委 託 料	92,010	ポスター原画委託		92,010円	
		備品購入費	51,780	検査用機器等		51,780円	
		計	3,363,080	〔 特定財源（使用料及び手数料） 277,000円 〕 医療監視事務 〔 開設許可 @19,000円 × 5件 = 95,000円 〕 〔 使用許可 @26,000円 × 7件 = 182,000円 〕			
		経 費	医 薬 費 〔薬事監視等〕	職員手当等	69,120	時間外勤務手当	@2,880円 × 24時間 =
旅 費	33,641			普通旅費			
需 用 費	393,640			近接地内	@511円 × 61回 =	31,171円	
				研修旅費	@494円 × 5回 =	2,470円	
				消耗品費		150,500円	
会 議 費	393,640			印刷製本費		243,140円	
				役 務 費	57,040	通信運搬費	
委 託 料	1,005,660			収去品検査			
負 担 金 補 助 及 交 付 金	17,000			医薬品等		495,900円	
				薬局開設者等	@3,540円 × 144件 =	509,760円	
合同薬事講習会負担金	17,000			合同薬事講習会負担金		17,000円	
計	2,671,300			〔 特定財源（使用料及び手数料） 2,671,300円 〕 医薬品販売業許可 〔 新規 @34,100円 × 9件 = 306,900円 〕 〔 更新 @12,700円 × 9件 = 114,300円 〕			

経費の種類		衛生費		測定単位	人口
事業区分	節名	経費	内容説明		
基 準	医薬費 〔薬事監視等〕		円		
		計	1,576,101	許可証書換 @2,500円 × 4件 = 10,000円 薬局開設許可 727,400円 新規 @34,100円 × 15件 = 511,500円 更新 @12,700円 × 17件 = 215,900円 製造販売業許可 11,600円 新規 @7,200円 × 1件 = 7,200円 更新 @4,400円 × 1件 = 4,400円 製造業許可 21,400円 新規 @13,800円 × 1件 = 13,800円 更新 @7,600円 × 1件 = 7,600円 高度管理機器許可 1,472,500円 新規 @34,100円 × 37件 = 1,261,700円 更新 @12,400円 × 17件 = 210,800円 許可証書換 @2,400円 × 3件 = 7,200円	
的 経	医薬費 〔衛生試験所 登録等〕	旅費	45,990	普通旅費 近接地内 @511円 × 90回 = 45,990円	
		需用費	20,780	消耗品費 20,780円	
費	家庭用品	役務費	2,100	通信運搬費 2,100円	
		計	68,870	特定財源（使用料及び手数料） 開設許可 @80,000円 × 1件 = 80,000円	
費	家庭用品	職員手当等	31,680	時間外勤務手当 @2,880円 × 11時間 = 31,680円	
		旅費	6,558	普通旅費 近接地内 @511円 × 8回 = 4,088円 研修旅費 @494円 × 5回 = 2,470円	
		需用費	683,990	光熱水費 30,890円 消耗品費 623,140円 印刷製本費 29,960円	
		備品購入費	524,300	検査用備品 524,300円	
		計	1,246,528		

経費の種類		衛生費		測定単位	人口	
事業区分	節名	経費	内容説明			
基 準	医薬費	職員手当等	175,680	時間外勤務手当	@2,880円 × 61時間 = 175,680円	
	〔毒物・劇物〕 監視	旅費	30,660	普通旅費		
					近接地内	@511円 × 60回 = 30,660円
		需用費	104,820	消耗品費	29,940円	
					印刷製本費	74,880円
		役務費	16,720	通信運搬費	16,720円	
		委託料	142,200	収去品検査等	@23,700円 × 6件 = 142,200円	
				{ 特定財源（使用料及び手数料） 691,300円 } { 毒物及び劇物販売業者登録等 } { 登録 @16,900円 × 23件 = 388,700円 } { 更新 @7,400円 × 39件 = 288,600円 } { 書換 @2,800円 × 5件 = 14,000円 }		
		計	470,080			
	的	精神保健対策費	報酬	3,169,200	特別職非常勤職員（精神保健相談医）	@27,800円 × 114回 = 3,169,200円
		報償費	336,960	患者家族講演会講師謝礼	@12,960円 × 26人 = 336,960円	
		需用費	155,260	消耗品費	155,260円	
		計	3,661,420			
経 費	精神保健 デイケア事業費	報酬	2,477,267	{ 会計年度任用職員（グループワーカー（グループワーク）） } { @19,677円 × 7人 × 12月 = 1,652,868円 } { 会計年度任用職員（グループワーカー（事例検討会）） } { @19,677円 × 1人 × 7回 = 137,739円 } { 特別職非常勤職員（医師（グループワーク）） } { @36,140円 × 1人 × 12月 = 433,680円 } { 特別職非常勤職員（医師（事例検討会）） } { @36,140円 × 1人 × 7回 = 252,980円 }		
		職員手当等	149,760	時間外勤務手当	@2,880円 × 52時間 = 149,760円	
		報償費	23,517	講演会講師謝礼等	23,517円	
		旅費	74,323	普通旅費	32,003円	
					近接地内	@511円 × 53回 = 27,083円
					戸外グループワーク	@1,230円 × 2人 × 2回 = 4,920円
				特別旅費	@5,290円 × 4人 × 2回 = 42,320円	

経費の種類		衛生費		測定単位	人口
事業区分	節名	経費	内容説明		
基	〔精神保健費〕 〔デイケア〕 〔事業費〕	需用費	151,530	消耗品費	151,530円
		役務費	58,665	通信運搬費 デイケア保険料	20,199円 38,466円
		使用料及び 賃借料	7,438	施設入園料等	7,438円
		計	2,942,500		
準	心身障害者(児) 歯科診療 事業費	旅費	7,154	普通旅費	
		需用費	210,580	近接地内 @511円 × 14回 = 7,154円 会議費 @580円 × 78回 = 45,240円 印刷製本費 165,340円	
的		役務費	13,200	通信運搬費	13,200円
		委託料	14,298,830	歯科診療委託 14,206,820円 歯科医師・歯科衛生士・事務員 @111,610円 × $\frac{1}{2}$ × 99日 = 5,524,700円 診療室・診療機器等開設維持 @209,640円 × 12月 + 3,378,840円 = 5,894,520円 事務費等 @232,300円 × 12月 = 2,787,600円 ポスター原画委託 92,010円	
		計	14,529,764		
経	環境 施策 推進 費	環境計画報酬	2,100,000	特別職非常勤職員（環境保全審議会）	2,100,000円
		推進費		会長 @25,000円 × 1人 × 4回 = 100,000円 委員 @20,000円 × 25人 × 4回 = 2,000,000円	
		職員手当等	299,520	時間外勤務手当 @2,880円 × 104時間 = 299,520円	
		報償費	1,182,000	行動計画等運営委員会 委員 @9,850円 × 20人 × 6回 = 1,182,000円	
		旅費	9,709	普通旅費 近接地内 @511円 × 19回 = 9,709円	
		需用費	4,613,410	消耗品費 317,370円 印刷製本費 4,296,040円	
		役務費	112,780	通信運搬費 112,780円	
		計	8,317,419		

経費の種類		衛生費		測定単位	人	口
事業区分	節名	経費	内容説明			
基 境 準 施 的 策	環 境 啓 発 費	職員手当等	417,600	時間外勤務手当	@2,880円 × 145時間 =	417,600円
		報償費	1,479,500	講座講師謝礼	@29,590円 × 10講座 × 5回 =	1,479,500円
		旅費	58,254	普通旅費		
				近接地内	@511円 × 114回 =	58,254円
		需用費	17,097,210	講座運営費		110,000円
				報告書作成		2,750,000円
				環境PRチラシ		1,650,000円
				環境PRパンフレット		6,600,000円
				環境PRポスター		165,000円
				環境学習センター等維持経費		5,500,000円
				消耗品費		322,210円
		役務費	83,810	通信運搬費		83,810円
		委託料	18,444,600	環境情報システム運営委託		3,254,930円
				各種調査委託		6,509,870円
		環境学習センター等運営委託		8,679,800円		
使用料及び賃借料	644,410	会場使用料		644,410円		
備品購入費	330,390	備品購入費		330,390円		
	計	38,555,774				
経 進 費	環 境 事 業 推 進 費	職員手当等	835,200	時間外勤務手当	@2,880円 × 290時間 =	835,200円
		報償費	1,479,300	キャンペーン謝礼	@49,310円 × 3人 × 8回 =	1,183,440円
				コンクール審査謝礼	@49,310円 × 3人 × 2回 =	295,860円
		旅費	39,347	普通旅費		
				近接地内	@511円 × 77回 =	39,347円
		需用費	27,474,000	キャンペーン配布記念品		2,200,000円
				チラシ		1,100,000円
				キャンペーン事業経費		22,000,000円
				絵画コンクール等の開催		1,100,000円
				その他消耗品		1,074,000円
		役務費	419,050	通信運搬費		419,050円
		委託料	20,432,860	催物事業一部委託		3,254,930円
				環境マネジメント委託		3,254,930円
				路上喫煙等巡回指導委託		13,923,000円
使用料及び賃借料	1,611,010	会場使用料		1,611,010円		
負担金補助及び交付金	630,000	キャンペーン協力団体活動費		630,000円		

経費の種類		衛生費		測定単位	人口
事業区分	節名	経費	内容説明		
基	環境施策推進費	〔環境事業推進費〕 備品購入費	円 445,990	備品購入費	445,990円
		計	53,366,757		
	低炭素型社会推進費	負担金補助及び交付金	36,519,000	太陽光発電システム導入補助 @203,000円 × 151件 = 30,653,000円 太陽熱利用機器導入補助 @71,000円 × 2件 = 142,000円 省エネ設備導入補助 @106,000円 × 54件 = 5,724,000円	
	小計		136,758,950		
準	鳥獣被害対策事業費	需用費	58,000	消耗品費（アライグマ・ハクビシン対策）	58,000円
		委託料	2,032,460	カラス対策 869,760円 巣の撤去 @24,500円 × 28件 = 686,000円 捕獲・処分 @7,720円 × 9件 = 69,480円 高所作業車 @28,930円 × 2件 = 57,860円 現場調査等 @8,060円 × 7件 = 56,420円 アライグマ・ハクビシン対策 1,162,700円 現場調査等 @8,900円 × 25件 = 222,500円 罟設置・回収（捕獲なし） @6,600円 × 105件 = 693,000円 罟設置・回収・処分（捕獲あり） @17,400円 × 12件 = 208,800円 処分のみ @9,600円 × 4件 = 38,400円	
	計	2,090,460	特定財源（諸収入） $1,220,700円 \times \frac{1}{2} = 610,000円$		
費	使用済注射針回収支援事業費	負担金補助及び交付金	435,000	使用済み注射針廃棄容器購入・回収・処分費補助	435,000円
	医療保健政策包括補助事業費	扶助費	44,962,640	地域保健医療推進事業費 特定財源（都支出金） $44,962,640円 \times \frac{1}{2} = 22,481,000円$	44,962,640円
合計			3,614,697,481		

経費の種類		衛生費		測定単位	人口
事業区分	節名	経費	内容説明		
特 定 財 源	分担金及び負担金	4,341,400	1	保健所管理運営費	4,531,000円
	使用料及び手数料	36,668,510	}	使用料及び手数料	56,000円
				国庫支出金	4,475,000円
	国庫支出金	57,119,000	2	健康相談事業費	
			分担金及び負担金	1,300,000円	
	都支出金	64,471,000	3	歯科衛生相談事業費	
			使用料及び手数料	2,070,960円	
	諸収入	610,000	4	休日・準夜等診療事業費	
			都支出金	7,252,000円	
			5	自殺防止対策事業費	
			都支出金	2,189,000円	
			6	防疫事業費	
			国庫支出金	284,000円	
			7	予防接種費	
			都支出金	435,000円	
			8	予防接種費（インフルエンザ）	
都支出金			40,000円		
		9	予防接種費（高齢者肺炎球菌）		
		都支出金	40,000円		
		10	後天性免疫不全症候群対策費		
		国庫支出金	981,000円		
		11	感染症医療費		
		国庫支出金	180,000円		
		12	性感染症対策費		
		国庫支出金	374,000円		
		13	感染症発生動向調査事業費		
		国庫支出金	81,000円		
		14	風しん抗体検査事業費		
		国庫支出金	2,456,000円		
		15	結核健康診断等事業費		
		国庫支出金	2,055,000円		
		16	一般患者医療費		
		国庫支出金	1,906,000円		

経費の種類	衛生費	測定単位	人口
事業区分	節名	経費	内容説明
特 定 財 源		円	
		32	鳥獣被害対策事業費 諸収入 610,000円
		33	医療保健政策包括補助事業費 都支出金 22,481,000円
	合 計	163,209,910	
差引一般財源		3,451,487,571円	
数 値		350,000人	
単 位 費 用		9,861円	

説明 未熟児等養育医療費等扶助費積算説明

区 分		単 価	月(日)数	人 数	経 費	
未熟児等養育医療	国 基 準 分	医 療 費	109,585円	2.2月	108人	26,037,400円
		移 送 費	700円		1人	700円
	計					26,038,100円
妊娠高血圧症候群医療	単 独 分	医療費(D2～D15階層)	47,716円	2月	9人	858,890円
		診 断 書 料	1,400円		9人	12,600円
		証 明 書 料	800円		1人	800円
	計					872,290円
入 院 助 産 措 置	国 基 準 分	医 療 費	34,416円	9日	20人	6,194,880円
		分 娩 介 助 料	236,200円		20人	4,724,000円
		新 生 児 介 補 料	3,810円	9日	20人	685,800円
		産科医療補償制度加算料	16,000円		20人	320,000円
		小 計				11,924,680円
	単 独 分	新 生 児 介 補 料	3,190円	9日	20人	574,200円
		新 生 児 用 品 貸 与 料	500円	9日	20人	90,000円
		小 計				664,200円
	計					12,588,880円
	合 計					39,499,270円

第4項 清掃費

I 清掃費の概要

第1 清掃総務費

1 単位費用算定の概要

- (1) 総務管理費は、測定単位「人口」により総務管理費、普及啓発費等を算定した。
- (2) 標準区の行政規模は、人口350,000人とした。
- (3) 標準区の所要経費を159,636,673円、特定財源を0円と見込み、差引一般財源所要額を159,636,673円と算定した。この結果、単位費用を456円とした。

2 本年度改定内容

- (1) 新たに廃棄物処理情報管理システム更新経費について算定し、算定の充実を図った。
- (2) 令和2年4月から運用が開始された会計年度任用職員制度について、算定に反映させることで、算定の充実を図った。
- (3) その他、所要の単価改定等を行った。

第2 収集作業費

1 単位費用算定の概要

- (1) 収集作業費は、測定単位「人口」により管理運営費、作業運営費等を算定した。
- (2) 標準区の行政規模は、人口350,000人とした。
- (3) 標準区の所要経費を2,395,041,990円、特定財源を506,168,560円と見込み、差引一般財源所要額を1,888,873,430円と算定した。この結果、単位費用を5,397円とした。

2 本年度改定内容

- (1) 新たな収集運搬モデルを設定するとともに、これに応じて算定内容及び職員数を見直した。
- (2) 標準区ごみ量を見直し、固定費割合を変更するとともに、作業運営費について算定内容を見直した。
- (3) 動物死体処理費について、算定の充実を図った。
- (4) 資源回収事業費について、算定の充実を図った。
- (5) 令和2年4月から運用が開始された会計年度任用職員制度について、算定に反映させることで、算定の充実を図った。
- (6) その他、所要の単価改定等を行った。

第3 収集車両費

1 単位費用算定の概要

- (1) 収集車両費は、測定単位「人口」により車両維持運営費、車両雇上費等を算定した。
- (2) 標準区の行政規模は、人口350,000人とした。
- (3) 標準区の所要経費を524,521,380円、特定財源を0円と見込み、差引一般財源所要額を524,521,380円と算定した。この結果、単位費用を1,499円とした。

2 本年度改定内容

- (1) 新たな収集運搬モデルを設定し、標準区の車両台数を見直すとともに、これに応じて算定の充実を図った。
- (2) その他所要の単価改定等を行った。

第4 処理処分費

1 単位費用算定の概要

- (1) 処理処分費は、測定単位「人口」により可燃ごみ処理作業費、建物・車両維持管理費等を算定した。
- (2) 標準区の行政規模は、人口350,000人とした。

標準区の所要経費を2,047,899,804円、特定財源を979,800,400円と見込み、差引一般財源所要額を1,068,099,404円と算定した。

この結果、単位費用を3,052円とした。

2 本年度改定内容

- (1) 経費全般について、算定内容を見直した。
- (2) 令和2年4月から運用が開始された会計年度任用職員制度について、算定に反映させることで、算定の充実を図った。
- (3) その他、所要の単価改定等を行った。

II 積算の内容

次頁より

経費の種類		清掃総務費		測定単位	人	口
事業区分	節名	経費	内容説明			
基 準 的	総務管理費	報酬	1,499,377	円	会計年度任用職員 @11,229円 × 13人 = 145,977円 産業医報酬 @427,100円 × 2所 = 854,200円 廃棄物減量等審議会委員報酬 @166,400円 × 3回 = 499,200円	
		給与費	139,815,561		@7,686,397円 × 18.19人 = 139,815,561円	
		職員手当等	1,091,520	時間外勤務手当	@2,880円 × 379時間 = 1,091,520円	
		旅費	155,855	普通旅費	@511円 × 305人 = 155,855円	
		需用費	2,012,000	消耗品費		2,012,000円
		役務費	529,000	通信運搬費 358,000円 電信料 171,000円		
		委託料	1,926,600	一般廃棄物処理基本計画策定委託 1,648,600円 廃棄物情報管理システム保守 42,000円 廃棄物情報管理システム更新 109,000円 その他委託 127,000円		
		使用料及び賃借料	1,175,000	廃棄物情報管理システム機器 656,000円 その他使用料 519,000円		
		負担金補助及び交付金	876,000	東京二十三区清掃協議会負担金 433,000円 (社)全国都市清掃会議等分担金 443,000円		
		補償補填及び賠償金	82,000		82,000円	
		計	149,162,913			
	経 費	普及啓発費	報償費	105,000	講演会講師謝礼	105,000円
			需用費	6,168,000	消耗品費 1,107,000円 印刷製本費 5,061,000円	
		役務費	182,000	通信運搬費	182,000円	
		委託料	1,880,000	イベント会場運営委託 577,000円 印刷物配布委託 1,303,000円		
		使用料及び賃借料	341,000	見学用バス借上料	341,000円	
		負担金補助及び交付金	812,000	生ごみ処理機購入助成等	812,000円	
	計	9,488,000				

経費の種類		清掃総務費		測定単位	人	口	
事業区分	節名	経費	内容説明				
基準的経費	不法投棄対策事業費	役員費	円				
			985,760	不法投棄物処理経費			985,760円
				エアコン	@990円 ×	2件 =	1,980円
				テレビ	@2,970円 ×	93件 =	276,210円
				冷蔵庫・冷凍庫	@4,730円 ×	31件 =	146,630円
				洗濯機・衣類乾燥機	@2,530円 ×	18件 =	45,540円
	パソコン	@3,300円 ×	25件 =	82,500円			
			その他		432,900円		
	計	985,760					
合計		159,636,673					
特							
定							
財							
源							
合計		0					
差引一般財源		159,636,673円					
数値		350,000人					
単位費用		456円					

経費の種類		収 集 作 業 費		測 定 単 位	人	口	
事 業 区 分	節 名	経 費	内 容 説 明				
基 準 的	管理運営費	給与費	959,185,482	円 @7,686,397円 × 124.79人 = 959,185,482円			
		職員手当等	41,949,780	{ 特殊勤務手当 19,227,600円 時間外勤務手当 @2,880円 × 471時間 = 1,356,480円 休日給 @3,110円 × 6,870時間 = 21,365,700円			
		旅 費	135,926	{ 普通旅費 @511円 × 178人 = 90,958円 特別旅費 @511円 × 88人 = 44,968円			
		需 用 費	38,906,799	{ 電気料 8,745,300円 ガス料 4,880,300円 水道料 被服・保護具購入費 6,299,399円 消耗品費等 2,909,800円 建物修繕料 1,537,400円			
		役 務 費	3,427,136	{ 被服クリーニング 1,196,736円 電話料等 2,230,400円			
		委 託 料	19,570,700	建物維持管理委託 19,570,700円			
		使用料及び 賃借料	1,629,100	1,629,100円			
		工事請負費	3,683,900	庁舎維持補修費等 3,683,900円			
		備品購入費	627,800	一般作業用 627,800円			
		計	1,069,116,623				
	経 費	作業運営費	報酬	7,220,941	会計年度任用職員 @14,131円 × 511人 = 7,220,941円		
			旅 費	9,198	普通旅費（大規模事業者指導） @511円 × 18人 = 9,198円		
			需 用 費	15,557,000	消耗品費 6,432,000円 { 一般作業用 6,197,000円 有料ごみ処理券事務 36,000円 有料ごみ処理券管理システム 5,000円 粗大ごみ受付業務システム 130,000円 大規模事業者指導 64,000円		
				印刷製本費 9,125,000円			
				{ 一般作業用 1,404,000円 有料ごみ処理券事務 7,339,000円 大規模事業者指導 382,000円			
		役 務 費	825,000	通信運搬費 255,000円			
				{ 有料ごみ処理券事務 115,000円 大規模事業者指導 140,000円			

経費の種類	収 集 作 業 費	測 定 単 位	人	口	
事 業 区 分	節 名	経 費	内 容 説 明		
基 準 的	〔作業運営費〕	円			
		委託料	275,574,000	電信料	
				一般作業用	363,000円
				有料ごみ処理券管理システム	89,000円
				粗大ごみ受付業務システム	118,000円
				廃棄物処理手数料徴収事務	13,432,000円
				有料ごみ処理券保管配送	695,000円
				粗大ごみ収集運搬委託	260,698,000円
				有料ごみ処理券事務（データ作成）	16,000円
				有料ごみ処理券管理システム保守	605,000円
	使用料及び賃借料	766,000	粗大ごみ受付業務システム保守	128,000円	
			高速道路・駐車場利用料	544,000円	
			有料ごみ処理券管理システム機器	50,000円	
			粗大ごみ受付業務システム機器	172,000円	
	償還金等	141,000	有料ごみ処理券事務過年度還付金	141,000円	
	計	300,093,139	{ 特定財源（使用料及び手数料） 357,351,000円 廃棄物処理手数料 188,857,000円 粗大ごみ処理手数料 168,494,000円 }		
経 費	動物死体処理費	需用費	107,030	消耗品費 @139円 × 770頭 = 107,030円	
		役務費	4,378,220	火葬処分料 @5,686円 × 770頭 = 4,378,220円	
		備品購入費	42,000	保管用 42,000円	
		計	4,527,250	{ 特定財源 1,378,560円 使用料及び手数料 動物死体処理手数料 @2,800円 × 336頭 = 940,800円 諸収入 受託事業収入 @6,840円 × 64頭 = 437,760円 }	
	資源回収事業費	報酬	112,290	会計年度任用職員 @11,229円 × 10人 = 112,290円	
	職員手当等	434,880	時間外勤務手当 @2,880円 × 151時間 = 434,880円		
	旅費	35,770	普通旅費 @511円 × 70人 = 35,770円		
	需用費	6,652,000	{ コンテナ等購入費 6,452,000円 資源持去対策用品購入 200,000円 }		
	委託料	973,647,000	{ 資源持去対策 5,946,000円 収集運搬委託 665,213,000円 資源化委託 292,121,000円 }		

経費の種類		収集作業費		測定単位	人口												
事業区分	節名	経費	内容説明														
基 準 的 経 費	〔資源回収事業費〕		円														
		備品購入費	25,000	コンテナ洗浄等委託料	3,870,000円												
				処理困難物処理委託	6,497,000円												
				拠点回収用備品	25,000円												
				<table border="0"> <tr> <td> <table border="0"> <tr> <td>特定財源（諸収入）</td> <td>147,439,000円</td> </tr> <tr> <td>資源売払収入</td> <td>109,558,000円</td> </tr> <tr> <td>有償入札拠出金</td> <td>37,881,000円</td> </tr> </table> </td> <td></td> </tr> </table>	<table border="0"> <tr> <td>特定財源（諸収入）</td> <td>147,439,000円</td> </tr> <tr> <td>資源売払収入</td> <td>109,558,000円</td> </tr> <tr> <td>有償入札拠出金</td> <td>37,881,000円</td> </tr> </table>	特定財源（諸収入）	147,439,000円	資源売払収入	109,558,000円	有償入札拠出金	37,881,000円						
		<table border="0"> <tr> <td>特定財源（諸収入）</td> <td>147,439,000円</td> </tr> <tr> <td>資源売払収入</td> <td>109,558,000円</td> </tr> <tr> <td>有償入札拠出金</td> <td>37,881,000円</td> </tr> </table>	特定財源（諸収入）	147,439,000円	資源売払収入	109,558,000円	有償入札拠出金	37,881,000円									
		特定財源（諸収入）	147,439,000円														
		資源売払収入	109,558,000円														
		有償入札拠出金	37,881,000円														
		計	980,906,940														
集 団 回 収 報 酬	247,038	会計年度任用職員	@11,229円 × 22人 =	247,038円													
事 業 費 報 償 費	38,910,000	集団回収報償費	@6円 × 6,485,000kg =	38,910,000円													
需 用 費	1,033,000	<table border="0"> <tr> <td>消耗品費</td> <td></td> </tr> <tr> <td> <table border="0"> <tr> <td> <table border="0"> <tr> <td>集団回収支援システム</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>その他消耗品</td> <td>882,000円</td> </tr> </table> </td> <td></td> </tr> <tr> <td>印刷製本費</td> <td>122,000円</td> </tr> <tr> <td>修繕費</td> <td>28,000円</td> </tr> </table> </td> <td></td> </tr> </table>	消耗品費		<table border="0"> <tr> <td> <table border="0"> <tr> <td>集団回収支援システム</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>その他消耗品</td> <td>882,000円</td> </tr> </table> </td> <td></td> </tr> <tr> <td>印刷製本費</td> <td>122,000円</td> </tr> <tr> <td>修繕費</td> <td>28,000円</td> </tr> </table>	<table border="0"> <tr> <td>集団回収支援システム</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>その他消耗品</td> <td>882,000円</td> </tr> </table>	集団回収支援システム	1,000円	その他消耗品	882,000円		印刷製本費	122,000円	修繕費	28,000円		
消耗品費																	
<table border="0"> <tr> <td> <table border="0"> <tr> <td>集団回収支援システム</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>その他消耗品</td> <td>882,000円</td> </tr> </table> </td> <td></td> </tr> <tr> <td>印刷製本費</td> <td>122,000円</td> </tr> <tr> <td>修繕費</td> <td>28,000円</td> </tr> </table>	<table border="0"> <tr> <td>集団回収支援システム</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>その他消耗品</td> <td>882,000円</td> </tr> </table>	集団回収支援システム	1,000円	その他消耗品	882,000円		印刷製本費	122,000円	修繕費	28,000円							
<table border="0"> <tr> <td>集団回収支援システム</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>その他消耗品</td> <td>882,000円</td> </tr> </table>	集団回収支援システム	1,000円	その他消耗品	882,000円													
集団回収支援システム	1,000円																
その他消耗品	882,000円																
印刷製本費	122,000円																
修繕費	28,000円																
役 務 費	70,000	通信運搬費		70,000円													
委 託 料	92,000	集団回収支援システム保守		92,000円													
使 用 料 及 び 賃 借 料	42,000	集団回収支援システム機器		42,000円													
備 品 購 入 費	4,000			4,000円													
計	40,398,038																
合 計	2,395,041,990																
特 定 財 源	使 用 料 及 び 手 数 料	358,291,800	<table border="0"> <tr> <td> <table border="0"> <tr> <td>廃棄物処理手数料</td> <td>188,857,000円</td> </tr> <tr> <td>粗大ごみ処理手数料</td> <td>168,494,000円</td> </tr> <tr> <td>動物死体処理手数料</td> <td>940,800円</td> </tr> </table> </td> <td></td> </tr> </table>	<table border="0"> <tr> <td>廃棄物処理手数料</td> <td>188,857,000円</td> </tr> <tr> <td>粗大ごみ処理手数料</td> <td>168,494,000円</td> </tr> <tr> <td>動物死体処理手数料</td> <td>940,800円</td> </tr> </table>	廃棄物処理手数料	188,857,000円	粗大ごみ処理手数料	168,494,000円	動物死体処理手数料	940,800円							
			<table border="0"> <tr> <td>廃棄物処理手数料</td> <td>188,857,000円</td> </tr> <tr> <td>粗大ごみ処理手数料</td> <td>168,494,000円</td> </tr> <tr> <td>動物死体処理手数料</td> <td>940,800円</td> </tr> </table>	廃棄物処理手数料	188,857,000円	粗大ごみ処理手数料	168,494,000円	動物死体処理手数料	940,800円								
			廃棄物処理手数料	188,857,000円													
			粗大ごみ処理手数料	168,494,000円													
			動物死体処理手数料	940,800円													
<table border="0"> <tr> <td> <table border="0"> <tr> <td>受託事業収入</td> <td>437,760円</td> </tr> <tr> <td>資源売払収入</td> <td>109,558,000円</td> </tr> <tr> <td>有償入札拠出金</td> <td>37,881,000円</td> </tr> </table> </td> <td></td> </tr> </table>	<table border="0"> <tr> <td>受託事業収入</td> <td>437,760円</td> </tr> <tr> <td>資源売払収入</td> <td>109,558,000円</td> </tr> <tr> <td>有償入札拠出金</td> <td>37,881,000円</td> </tr> </table>	受託事業収入	437,760円	資源売払収入	109,558,000円	有償入札拠出金	37,881,000円										
<table border="0"> <tr> <td>受託事業収入</td> <td>437,760円</td> </tr> <tr> <td>資源売払収入</td> <td>109,558,000円</td> </tr> <tr> <td>有償入札拠出金</td> <td>37,881,000円</td> </tr> </table>	受託事業収入	437,760円	資源売払収入	109,558,000円	有償入札拠出金	37,881,000円											
受託事業収入	437,760円																
資源売払収入	109,558,000円																
有償入札拠出金	37,881,000円																
諸 収 入	147,876,760																
合 計	506,168,560																
差 引 一 般 財 源				1,888,873,430円													
数 値				350,000人													
単 位 費 用				5,397円													

経費の種類		収集車両費		測定単位	人口
事業区分	節名	経費	内容説明		
基 準 的	車両維持運営費	給与費	69,177,573	@7,686,397円 × 9人 = 69,177,573円	
		職員手当等	2,390,570	特殊勤務手当	1,587,600円
				時間外勤務手当	@2,880円 × 38時間 = 109,440円
				休日給	@3,110円 × 223時間 = 693,530円
		需用費	5,651,849	燃料費	3,777,400円
				小型車	@460,900円 × 6台 = 2,765,400円
				軽小型車	@253,000円 × 4台 = 1,012,000円
				自動車修繕料	1,611,219円
				消耗品費	263,230円
		役務費	403,450	自賠責保険料	126,350円
任意保険料	277,100円				
原材料費	875,137	収集車両用タイヤ	350,200円		
		整備用部品	524,937円		
備品購入費	501,740	自動車整備用備品	501,740円		
公課費	295,700	自動車重量税	295,700円		
	計	79,296,019			
経	車両雇上費	役務費	437,287,961	平日作業	376,991,010円
				休日割増	195,250円
				祝日特別作業	28,409,161円
				清掃工場等対策	31,692,540円
	計	437,287,961			
費	車両購入費	備品購入費	7,937,400	小型車	@6,264,600円 × 7台 × $\frac{1}{6}$ = 7,308,700円
				軽小型車	@1,100,300円 × 4台 × $\frac{1}{7}$ = 628,700円
	計	7,937,400			
合計		524,521,380			
特定財源					
合計		0			
差引一般財源			524,521,380円		
数値			350,000人		
単位費用			1,499円		

経費の種類		処 理 処 分 費		測 定 単 位	人	口	
事 業 区 分	節 名	経 費	内 容 説 明				
基 準 的 経 費	可 燃 ご み 報 酬	22,458	円	会計年度任用職員	@11,229円 × 2人 =	22,458円	
	処 理 作 業 費 給 与 費	344,350,586			@7,686,397円 × 44.8人 =	344,350,586円	
		職 員 手 当 等	35,695,900		特殊勤務手当		7,076,000円
					時間外勤務手当	@2,880円 × 2,670時間 =	7,689,600円
					休日給	@3,110円 × 6,730時間 =	20,930,300円
		報 償 費	46,400		研修講師謝礼		18,000円
					弁護士費用		28,400円
		旅 費	556,990		普通旅費	@511円 × 1,088人 =	555,968円
					特別旅費	@511円 × 2人 =	1,022円
		需 用 費	230,006,000		燃料費		467,500円
					電気料		44,776,100円
					ガス料		22,527,000円
					上下水道料		52,659,500円
					消耗品費		103,704,600円
					印刷製本費		316,100円
					修繕料		5,555,200円
		役 務 費	86,392,500		通信運搬費		2,991,000円
					運搬車両雇上費等		83,401,500円
		委 託 料	434,796,100		清掃工場運転管理等業務委託		170,573,600円
					灰溶融炉運転管理委託		50,865,600円
				焼却設備保守委託等		213,356,900円	
	使 用 料 及 び 賃 借 料	25,376,600		OA機器賃借料等		25,376,600円	
	工 事 請 負 費	442,874,100		焼却設備定期補修工事等		442,874,100円	
	原 材 料 費	31,902,000		焼却設備用等		31,902,000円	
	備 品 購 入 費	1,669,400		作業用備品等		1,669,400円	
	負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	11,920,300		汚染負荷量賦課金等		11,920,300円	
				特定財源		979,800,400円	
				使用料及び手数料			
				廃棄物処理手数料		572,690,000円	
				諸収入			
				エネルギー売払収入		393,912,400円	
				有価物売払収入		13,198,000円	
	計	1,645,609,334					

経費の種類		処 理 処 分 費		測 定 単 位	人 口	
事 業 区 分	節 名	経 費	内 容 説 明			
基 準	不 燃 ご み 処 理 作 業 費	需 用 費	11,846,400	燃料費	1,487,700円	
				電気料	6,134,800円	
				ガス料	921,600円	
				上下水道料	1,180,700円	
				消耗品費	258,000円	
				修繕料	1,863,600円	
			役 務 費	8,488,800	運搬車両雇上費等	8,476,500円
					プラント運転設備検査手数料	12,300円
			委 託 料	65,048,700	環境対策測定委託等	65,048,700円
			使 用 料 及 び 賃 借 料	54,000	プラント関連賃借料	54,000円
	工 事 請 負 費	30,460,100	設備補修工事等	30,460,100円		
	原 材 料 費	12,618,000	処理作業用等	12,618,000円		
	計	128,516,000				
的 経 費	粗 大 ご み 処 理 作 業 費	需 用 費	2,429,100	燃料費	61,300円	
				電気料	973,700円	
				上下水道料	1,245,200円	
				修繕料	148,900円	
			役 務 費	34,823,100	運搬車両雇上費等	34,823,100円
			委 託 料	60,819,700	プラント運転設備管理委託	38,039,700円
					環境対策測定委託等	22,780,000円
			使 用 料 及 び 賃 借 料	54,000	プラント関連賃借料	54,000円
			工 事 請 負 費	10,492,200	設備補修工事等	10,492,200円
			原 材 料 費	5,684,000	処理作業用等	5,684,000円
	計	114,302,100				
	し 尿 処 理 作 業 費	需 用 費	1,098,400	上下水道料	1,098,400円	
		委 託 料	8,460,300	作業所運転管理委託	8,460,300円	
		工 事 請 負 費	878,400	作業所設備補修工事	878,400円	
		計	10,437,100			

経費の種類		処 理 処 分 費		測 定 単 位	人 口
事 業 区 分	節 名	経 費	内 容 説 明		
基 準 的 経 費	建 物 ・ 車 両 維 持 管 理 費	需 用 費	4,802,700	燃料費	52,700円
				消耗品費	71,600円
				修繕料	4,678,400円
		役 務 費	63,800	自賠責保険料等	63,800円
		委 託 料	19,885,400	建物設備保守点検委託等	19,885,400円
		使 用 料 及 び 賃 借 料	332,900	車両賃借料等	332,900円
		工 事 請 負 費	18,826,400	建物補修工事等	18,826,400円
		負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	2,296,400	分担金	2,296,400円
		公 課 費	3,300	自動車重量税	3,300円
		計	46,210,900		
最 終 処 分 委 託 料	委 託 料	102,824,370	最終処分委託料	102,824,370円	
	計	102,824,370			
合 計		2,047,899,804			
使 用 料 及 び 手 数 料 諸 収 入	使 用 料 及 び 手 数 料	572,690,000	廃棄物処理手数料	572,690,000円	
	諸 収 入	407,110,400	エネルギー売払収入	393,912,400円	
			有価物売払収入	13,198,000円	
合 計		979,800,400			
差 引 一 般 財 源		1,068,099,404円			
数 値		350,000人			
単 位 費 用		3,052円			

第5項 経済労働費

I 経済労働費の概要

第1 生活経済費

1 単位費用算定の概要

- (1) 生活経済費は、測定単位「人口」により、消費者対策事業諸費、消費者センター管理運営費、公衆浴場助成事業費及び労働給務費を算定した。
- (2) 標準区の行政規模は、人口350,000人とした。
- (3) 標準区の所要経費を157,776,603円、特定財源を0円と見込み、差引一般財源所要額を157,776,603円と算定した。

この結果、単位費用を451円とした。

2 本年度改定内容

- (1) 令和2年4月から運用が開始された会計年度任用職員制度について、算定に反映させることで、算定の充実を図った。
- (2) その他、所要の単価改定等を行った。

第2 産業経済費

1 単位費用算定の概要

- (1) 産業経済費は、測定単位「事業所数」により、商工振興費、商工振興センター管理運営費及び観光振興費を算定した。
- (2) 標準区の行政規模は、事業所数12,000箇所とした。
- (3) 標準区の所要経費を2,278,368,624円、特定財源を0円と見込み、差引一般財源所要額を2,278,368,624円と算定した。

この結果、単位費用を189,864円とした。

2 本年度改定内容

- (1) 新たに、令和2年度に貸付を行った中小企業関連資金融資あっせん事業（緊急対策分）のうち、令和3年度分の利子補給に係る経費について、算定した。
- (2) 令和2年度に貸付を行った中小企業関連資金融資あっせん事業（緊急対策分）のうち、令和4年度から令和8年度までの利子補給に係る経費について、前倒しで算定した。
- (3) 令和2年4月から運用が開始された会計年度任用職員制度について、算定に反映させることで、算定の充実を図った。
- (4) その他、所要の単価改定等を行った。

II 積算の内容

次頁より

経費の種類		生活経済費		測定単位	人口	
事業区分	節名	経費	内容説明			
基 準 的	消費者対策	報酬	684,969	会計年度任用職員	@11,229円 × 61人 =	684,969円
	事業諸費	給与費	22,290,551		@7,686,397円 × 2.9人 =	22,290,551円
		職員手当等	552,960	時間外勤務手当	@2,880円 × 192時間 =	552,960円
	〔消費者相談、 消費者教育、 情報提供、 消費生活展、 組織育成等〕	報償費	13,991,260	講師・相談員等謝礼		
		旅費	51,100	教育講座	@30,620円 × 20回 =	612,400円
				講師派遣	@27,480円 × 8回 =	219,840円
	消費者相談			@13,580円 × 969日 =	13,159,020円	
	需用費	1,176,510	普通旅費	@511円 × 100人 =	51,100円	
			消耗品費		145,350円	
	役務費	349,610	印刷製本費		1,031,160円	
			消費者情報システム回線使用料		161,930円	
	委託料 使用料及び 賃借料	1,077,030	その他通信運搬費		187,680円	
			消費生活展		161,600円	
	備品購入費	31,450	消費者情報システム端末借上料		795,780円	
バス借上料（2台）				74,820円		
		会場使用料		206,430円		
		一般事務用		31,450円		
	計	40,367,040				
経 費	消費者センター	給与費	9,992,316		@7,686,397円 × 1.3人 =	9,992,316円
	管理運営費	需用費	1,431,290	電気料		489,620円
				ガス料		88,230円
				水道料		257,430円
				消耗品費		238,610円
				印刷製本費		245,910円
	修繕費		111,490円			
役務費	188,920	通信運搬費		188,920円		
委託料	2,559,820	建物維持管理委託費		2,559,820円		
使用料及び 賃借料	86,480			86,480円		
工事請負費	179,960	庁舎維持補修費		179,960円		
	計	14,438,786				
公衆浴場 助成事業費	負担金補助 及び交付金	26,400,000		@1,320,000円 × 20所 =	26,400,000円	

経費の種類		生活経済費		測定単位	人口
事業区分	節名	経費	内容説明		
基 準 的 経 費	労働総務費	円			
	給与費	6,917,757	@7,686,397円 × 0.9人 =	6,917,757円	
	職員手当等	48,960	時間外勤務手当 @2,880円 × 17時間 =	48,960円	
	需用費	272,300	消耗品費	272,300円	
	役務費	116,060	通信運搬費	116,060円	
	委託料	12,436,700	{ 就労支援窓口等運営委託	10,002,900円	
			{ セミナー・合同面接会等委託	2,433,800円	
費	負担金補助及び交付金	56,779,000	{ 高齢者就労対策事業助成金	51,379,000円	
			{ 勤労者福祉サービスセンター等助成金	5,400,000円	
	計	76,570,777			
合計		157,776,603			
特 定 財 源					
合計		0			
差引一般財源		157,776,603円			
数値		350,000人			
単位費用		451円			

経費の種類		産業経済費		測定単位	事業所数	
事業区分	節名	経費	内容説明			
基 準 的 経 費	商工振興費 （ 商工業振興 助成、商工 業経営診断、 産業表彰、 計量検査事 務、商店街 組合組織化 対策等）	報酬	1,089,213	円	会計年度任用職員	@11,229円 × 97人 = 1,089,213円
		給与費	137,586,506			@7,686,397円 × 17.9人 = 137,586,506円
		職員手当等	2,108,160		時間外勤務手当	@2,880円 × 732時間 = 2,108,160円
		報償費	10,017,270		企業診断員謝礼	
		旅費	263,676	普通旅費	@511円 × 516人 =	263,676円
		需用費	2,059,520	消耗品費	1,020,530円	
				印刷製本費	824,230円	
				会議費	37,840円	
				修繕料	176,920円	
		役務費	413,250	通信運搬費	172,210円	
				広告料	241,040円	
		使用料及び 賃借料	97,020	会場借上料及び自動車賃借料	97,020円	
委託料	1,371,470	景況調査	1,371,470円			
備品購入費	25,250	一般事務用	25,250円			
負担金補助 及び交付金	2,046,477,789	（ 商店街振興費助成 イベント助成 商店街活性化事業費助成 電灯料補助 環境整備費助成 中小企業関連資金融資あっせん事業 同（緊急対策分（令和3年度分利子補給）） 同（緊急対策分（令和4年度から令和8年度分利子補給）） 商工団体運営費助成 工業振興費助成 産業展運営費助成	85,254,480円 40,717,000円 11,116,000円 21,913,480円 11,508,000円 364,484,200円 472,561,730円 1,102,596,379円 4,070,000円 9,470,000円 8,041,000円			
計	2,201,509,124					
商工振興 センター 管理運営費	委託料	50,419,100	指定管理者管理運営委託	50,419,100円		

経費の種類		産業経済費		測定単位	事業所数
事業区分	節名	経費	内容説明		
基準的経費	観光振興費	需用費	6,726,210	印刷製本費	6,726,210円
		委託料	7,008,190	観光調査・宣伝等委託料等	7,008,190円
		負担金補助金及び交付金	12,706,000	観光振興・物産関係等	12,706,000円
		計	26,440,400		
合計		2,278,368,624			
特定財源					
合計		0			
差引一般財源		2,278,368,624円			
数値		12,000箇所			
単位費用		189,864円			

第6項 土木費

I 土木費の概要

第1 建築公害費

1 単位費用算定の概要

- (1) 建築公害費は、測定単位「人口」により、土木総務費、建築行政費、建築紛争予防調整事務費及び放置自転車等対策事業費等を算定した。
- (2) 標準区の行政規模は、人口350,000人とした。
- (3) 標準区の所要経費を1,059,377,657円、特定財源を224,917,000円と見込み、差引一般財源所要額を834,460,657円と算定した。
この結果、単位費用を2,384円とした。

2 本年度改定内容

- (1) 令和2年4月から運用が開始された会計年度任用職員制度について、算定に反映させることで、算定の充実を図った。
- (2) その他、所要の単価改定等を行った。

第2 都市整備費

1 単位費用算定の概要

- (1) 都市整備費は、測定単位「人口」により、都市整備総務費、都市計画事務費、公有地拡大推進法施行事務費及び都市計画審議会運営費等を算定した。
- (2) 標準区の行政規模は、人口350,000人とした。
- (3) 標準区の所要経費を414,855,821円、特定財源を29,023,000円と見込み、差引一般財源所要額を385,832,821円と算定した。
この結果、単位費用を1,102円とした。

2 本年度改定内容

- (1) 令和2年4月から運用が開始された会計年度任用職員制度について、算定に反映させることで、算定の充実を図った。
- (2) その他、所要の単価改定等を行った。

第3 道路橋りょう費

1 単位費用算定の概要

- (1) 道路橋りょう費は、測定単位「道路面積」により、道路橋りょう総務費、道路維持補修費、交通災害対策費及び街路灯維持補修費等を算定した。
- (2) 標準区の行政規模は、道路面積2,322,000㎡とした。
- (3) 標準区の所要経費を1,398,397,840円、特定財源を1,282,181,000円と見込み、差引一般財源所要額を116,216,840円と算定した。
この結果、単位費用を50円とした。

2 本年度改定内容

- (1) 交通災害対策費について、算定の充実を図った。
- (2) 道路清掃費について、算定の充実を図った。
- (3) 道路占用料について、算定内容を見直した。
- (4) 令和2年4月から運用が開始された会計年度任用職員制度について、算定に反映させることで、算定の充実を図った。
- (5) その他、所要の単価改定等を行った。

第4 公園費

1 単位費用算定の概要

- (1) 公園費は、測定単位「公園面積」により、公園維持管理費及び公衆便所維持管理費を算定した。
- (2) 標準区の行政規模は、公園面積300,000㎡とした。
- (3) 標準区の所要経費を482,529,913円、特定財源を31,938,000円と見込み、差引一般財源所要額を450,591,913円と算定した。
この結果、単位費用を1,502円とした。

2 本年度改定内容

- (1) 公園使用料・公園占用料について、算定内容を見直した。
- (2) その他所要の単価改定等を行った。

II 積算の内容

次頁より

経費の種類	建築公害費	測定単位	人	口
事業区分	節名	経費	内容説明	
基 準 的 経 費	土木総務費	円		
	報酬	3,368,700	会計年度任用職員	@11,229円 × 300人 = 3,368,700円
	給与費	714,834,921		@7,686,397円 × 93人 = 714,834,921円
	職員手当等	14,873,580	時間外勤務手当	@2,880円 × 4,212時間 = 12,130,560円
			休日給夜勤手当	@3,110円 × 882時間 = 2,743,020円
	旅費	1,334,500	普通旅費	
			近接地内	@511円 × 2,300回 = 1,175,300円
			近接地外	@39,800円 × 4回 = 159,200円
	需用費	4,300,000	燃料費	495,000円
			光熱水費	521,000円
			電気料	224,000円
			水道料	122,000円
			ガス代	175,000円
			消耗品費	2,144,000円
			印刷製本費	892,000円
		会議費	18,000円	
		修繕料	230,000円	
	役務費	477,410	通信運搬費	477,410円
	委託料	45,629,300	営繕委託、土木管理業務委託、地理情報システム等	45,629,300円
	使用料及び賃借料	5,713,400	建築確認、地理情報システムリース料等	5,713,400円
	工事請負費	1,486,000	土木詰所維持補修	1,486,000円
	備品購入費	852,000	事務用品	852,000円
	負担金補助及び交付金	250,000		250,000円
	計	793,119,811		

経費の種類		建築公害費		測定単位	人	口
事業区分	節名	経費	内容説明			
基 準 的	建築行政費	報酬	1,953,846	会計年度任用職員	@11,229円 ×	174人 = 1,953,846円
		職員手当等	2,675,760	昇降機検査業務手当	@300円 ×	20回 = 6,000円
				時間外勤務手当	@2,880円 ×	927時間 = 2,669,760円
		旅費	69,496	普通旅費	@511円 ×	136回 = 69,496円
		需用費	1,702,000	燃料費		23,000円
				消耗品費		1,303,000円
				印刷製本費		365,000円
				修繕料		11,000円
		役務費	137,840	通信運搬費		100,840円
				保険料		37,000円
	委託料	9,255,000	建物設備等定期点検報告業務委託等			9,255,000円
	備品購入費	77,000	各種機器等			77,000円
	負担金補助及び交付金	172,000	日本建築行政会議負担金			100,000円
			講習会負担金			72,000円
			{ 特定財源（建築確認申請手数料） 14,700,000円 }			
	計	16,042,942				
経 費	建築紛争予防調整事務費	報酬	480,000	特別職非常勤職員（紛争調停委員）		
				@19,200円 ×	5人 ×	5回 = 480,000円
		旅費	17,500	費用弁償		
				@700円 ×	5人 ×	5回 = 17,500円
		需用費	92,000	一般需用費		
	負担金補助及び交付金	80,000	連絡協議会負担金			80,000円
	計	669,500				

経費の種類		建築公害費		測定単位	人	口
事業区分	節名	経費	内容説明			
基 準	建築審査会 運営費	報酬	1,134,000	特別職非常勤職員		
		役員手当等	172,800	時間外勤務手当	@2,880円 × 60時間 =	172,800円
		旅費	59,154	費用弁償	@2,600円 × 20日 =	52,000円
				普通旅費	@511円 × 14回 =	7,154円
		需用費	114,500	消耗品費		17,000円
				印刷製本費		66,400円
				会議費		31,100円
		役務費	34,200	速記料		34,200円
		負担金補助 及び交付金	156,000	全国建築審査会協議会分担金		56,000円
				特別区建築審査会分担金		100,000円
	計	1,670,654				
的	放置自転車等 対策事業費	需用費	2,503,000	消耗品費		500,000円
				印刷製本費		2,003,000円
		役務費	829,000	通信運搬費		829,000円
		委託料	120,446,000	放置自転車撤去等委託費、システム保守委託費		120,446,000円
		使用料及び 賃借料	1,084,000	システム機器リース料		1,084,000円
	計	124,862,000	$\left\{ \begin{array}{l} \text{特定財源（使用料及び手数料）} \\ @3,700円 \times 12,600台 \times 60\% = 27,972,000円 \end{array} \right\}$			
費	住宅対策費	報償費	81,100	分譲マンション管理セミナー		81,100円
		需用費	51,000	窓口相談		51,000円
		委託料	3,660,000	住宅基本計画策定委託	$10,868,000円 \times \frac{1}{5} =$	2,174,000円
				分譲マンション計画修繕調査費補助委託		1,486,000円
		負担金補助 及び交付金	16,294,000	特定優良賃貸住宅家賃対策補助		16,294,000円
			計	20,086,100	$\left\{ \begin{array}{l} \text{特定財源} & 9,745,000円 \\ \text{国庫支出金} & 9,310,000円 \\ \text{都支出金} & 435,000円 \end{array} \right\}$	

経費の種類		建築公害費		測定単位	人	口														
事業区分	節名	経費	内容説明																	
基 準	区営住宅	報償費	967,000	連絡員管理謝礼等		967,000円														
	維持管理費	需用費	2,211,000	一般需用費等		2,211,000円														
	(404戸)	役務費	295,000	通信運搬費		295,000円														
		委託料	81,548,000	管理業務委託費等		81,548,000円														
		使用料及び賃借料	608,000	システムリース料等		608,000円														
		工事請負費	15,146,000	維持補修費		15,146,000円														
		計	100,775,000	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black;">特定財源</td> <td style="text-align: right;">172,000,000円</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black;">使用料及び手数料</td> <td style="text-align: right;">148,770,000円</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black;"> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black;">区営住宅使用料</td> <td style="text-align: right;">143,149,000円</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black;">区営住宅共益費・雑収入等</td> <td style="text-align: right;">5,621,000円</td> </tr> </table> </td> <td></td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black;">国庫支出金</td> <td style="text-align: right;">16,432,000円</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black;">都支出金</td> <td style="text-align: right;">6,798,000円</td> </tr> </table>			特定財源	172,000,000円	使用料及び手数料	148,770,000円	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black;">区営住宅使用料</td> <td style="text-align: right;">143,149,000円</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black;">区営住宅共益費・雑収入等</td> <td style="text-align: right;">5,621,000円</td> </tr> </table>	区営住宅使用料	143,149,000円	区営住宅共益費・雑収入等	5,621,000円		国庫支出金	16,432,000円	都支出金	6,798,000円
	特定財源	172,000,000円																		
	使用料及び手数料	148,770,000円																		
	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black;">区営住宅使用料</td> <td style="text-align: right;">143,149,000円</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black;">区営住宅共益費・雑収入等</td> <td style="text-align: right;">5,621,000円</td> </tr> </table>	区営住宅使用料	143,149,000円	区営住宅共益費・雑収入等	5,621,000円															
区営住宅使用料	143,149,000円																			
区営住宅共益費・雑収入等	5,621,000円																			
国庫支出金	16,432,000円																			
都支出金	6,798,000円																			
的 経 費	空き家対策等	報酬	410,400	特別職非常勤職員 @11,400円 × 3人 × 12回 =		410,400円														
	事業費	報償費	315,250	@12,610円 × 25回 =		315,250円														
		需用費	178,000	会議費		178,000円														
		役務費	24,000	速記料		24,000円														
		委託料	1,224,000	空き家相談事業委託		1,224,000円														
		計	2,151,650	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black;">特定財源（都支出金）</td> <td style="text-align: right;">500,000円</td> </tr> </table>			特定財源（都支出金）	500,000円												
特定財源（都支出金）	500,000円																			
合	計	1,059,377,657																		

経費の種類		建築公害費		測定単位	人口
事業区分	節名	経費	内容説明		
特 定 財 源	使用料及び手数料	191,442,000	円		
			建築確認申請手数料	14,700,000円	
			放置自転車撤去・保管手数料	27,972,000円	
			区営住宅使用料	143,149,000円	
	国庫支出金	25,742,000	区営住宅共益費・雑収入等	5,621,000円	
			公営住宅建設事業等推進事業費補助	435,000円	
			特定優良賃貸住宅家賃対策補助金	8,147,000円	
			地域住宅交付金	728,000円	
	都支出金	7,733,000	公的賃貸住宅家賃低廉化事業補助金	16,432,000円	
			区市町村住宅マスタープラン策定補助	435,000円	
			公営住宅家賃対策補助金	6,798,000円	
			空き家利活用等区市町村支援事業補助金	500,000円	
	合計	224,917,000			
差引一般財源			834,460,657円		
数値			350,000人		
単位費用			2,384円		

経費の種類		都市整備費		測定単位	人	口
事業区分	節名	経費	内容説明			
基 準	都市整備総務費	円				
	報酬	561,450	会計年度任用職員	@11,229円 ×	50人 =	561,450円
	給与費	315,142,277		@7,686,397円 ×	41人 =	315,142,277円
	職員手当等	1,693,440	時間外勤務手当	@2,880円 ×	588時間 =	1,693,440円
	旅費	57,743	普通旅費	@511円 ×	113回 =	57,743円
	需用費	114,000				114,000円
	委託料	1,070,700	緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画策定			
					10,707,000円 × 1/10 =	1,070,700円
	備品購入費	174,000				174,000円
	負担金補助及び交付金	13,000,000	緑化助成経費			13,000,000円
	計	331,813,610				
的 的	都市計画事務費	報酬	404,244	会計年度任用職員	@11,229円 ×	36人 = 404,244円
		職員手当等	380,160	時間外勤務手当	@2,880円 ×	132時間 = 380,160円
		報償費	405,000		@27,000円 ×	15人 = 405,000円
		旅費	142,874	費用弁償 普通旅費	@2,610円 ×	52回 = 135,720円
			@511円 ×		14回 = 7,154円	
		需用費	2,747,000			2,747,000円
		役務費	2,000	通信運搬費		2,000円
		委託料	34,872,000	都市整備調査委託		21,084,000円
			地区計画策定調査委託		13,788,000円	
	計	38,953,278	{ 特定財源（都支出金） }		1,034,000円	
費	公有地拡大	報酬	179,664	会計年度任用職員	@11,229円 ×	16人 = 179,664円
	推進法	職員手当等	169,920	時間外勤務手当	@2,880円 ×	59時間 = 169,920円
	施行事務費	旅費	18,907	普通旅費	@511円 ×	37回 = 18,907円
		需用費	44,000			44,000円
		役務費	17,000	通信運搬費		17,000円
	計	429,491				

経費の種類		都市整備費		測定単位	人	口	
事業区分	節名	経費	内容説明				
基 準 的 経 費	都市計画審議会	報酬	684,000	特別職非常勤職員	@11,400円 × 20人 × 3回 =	684,000円	
	運営費	職員手当等	930,240	時間外勤務手当	@2,880円 × 323時間 =	930,240円	
		旅費	11,888	費用弁償	@2,600円 × 3回 =	7,800円	
					普通旅費	@511円 × 8回 =	4,088円
		需用費	21,070	会議費		15,800円	
					印刷製本費		5,270円
		役務費	113,144			113,144円	
		計	1,760,342				
		都市景観づくり	報酬	392,700	特別職非常勤職員	@11,900円 × 11人 × 3回 =	392,700円
	事業費	報償費	964,000		@24,100円 × 40回 =	964,000円	
	需用費	27,000	会議費		27,000円		
	役務費	98,000	速記料		98,000円		
	委託料	3,099,400	景観計画策定委託	2,904,000円 × 1/10 =	290,400円		
				景観教育・普及啓発関係業務委託		2,809,000円	
	計	4,581,100					
	地籍調査事業費	需用費	2,041,000			2,041,000円	
		委託料	35,277,000	測量委託		35,277,000円	
				{ 特定財源 27,989,000円 } { 国庫支出金 18,659,000円 } { 都支出金 9,330,000円 }			
		計	37,318,000				
合	計	414,855,821					
特 定 財 源	国庫支出金		18,659,000	地籍調査費負担金		18,659,000円	
	都支出金		10,364,000	国土調査事業費補助金		9,330,000円	
				防災密集地域総合整備事業補助金 (地区計画策定調査委託)		1,034,000円	
合	計	29,023,000					
差引一般財源					385,832,821円		
数値					350,000人		
単位費用					1,102円		

経費の種類		道路橋りょう費		測定単位	道路面積	
事業区分	節名	経費	内容説明			
基 準 的	道路橋りょう	報酬	5,053,050	会計年度任用職員	@11,229円 × 450人 =	5,053,050円
	総務費	給与費	376,633,453		@7,686,397円 × 49人 =	376,633,453円
		職員手当等	9,109,440	時間外勤務手当	@2,880円 × 3,163時間 =	9,109,440円
		旅費	1,139,530	普通旅費	@511円 × 2,230回 =	1,139,530円
		需用費	6,832,000	燃料費		1,693,000円
				消耗品費		858,000円
				会議費		108,000円
				印刷製本費		3,150,000円
				修繕料		1,023,000円
		役務費	1,098,580	通信運搬費		1,098,580円
		委託料	5,769,000	道路管理システム保守委託		5,769,000円
		使用料及び賃借料	5,135,000	道路管理センター端末機リース料		2,709,000円
				道路管理システム使用料		2,426,000円
		工事請負費	9,811,000	詰所経費		9,811,000円
	備品購入費	1,963,000	一般事務用等		1,963,000円	
	負担金補助及び交付金	5,507,000	道路管理センター運営費負担金等		5,507,000円	
	計	428,051,053				
経 費	道路維持補修費	需用費	13,894,000	燃料費		4,723,000円
				光熱水費		4,280,000円
				電気料		2,296,000円
				水道料		1,984,000円
				消耗品費		1,381,000円
				印刷製本費		766,000円
				修繕料		2,744,000円
		委託料	227,956,000	道路維持補修、街路樹・植樹帯管理、排水ポンプ委託		227,956,000円
		使用料及び賃借料	11,403,000	自動車借上		8,324,000円
				土木機器賃借料		3,079,000円
	工事請負費	124,530,000	道路維持工事		70,582,000円	
			土留その他雑工事		22,540,000円	
			側溝しゅんせつ工事		8,625,000円	
			側溝修繕工事		22,783,000円	
	原材料費	30,878,000	碎石、砂利、洗砂類、セメント、乳剤類、U字溝、		30,878,000円	
			ターミックス、木材、その他			
	備品購入費	1,544,000	原付自転車、ベルトコンベアー、天幕その他工事用備品		1,544,000円	
	計	410,205,000	特定財源（使用料及び手数料）			
			道路占用料		1,265,701,000円	

経費の種類		道路橋りょう費		測定単位	道路面積	
事業区分	節名	経費	内容説明			
基	公衆便所 維持管理費	需用費	5,787,000	光熱水費 電気料 水道料 消耗品費 修繕料	5,596,000円	
		役務費	19,343,000		202,000円	
		工事請負費	2,496,000		5,394,000円	
					160,000円	
					31,000円	
	計	27,626,000	清掃委託	19,343,000円		
				2,496,000円		
準	細街路拡幅 事業費	需用費	120,000	パンフレット印刷 120,000円		
		工事請負費	90,742,728	標準的総所要額		
		計	90,862,728	(1㎡当たり単価) (後退延長) $\textcircled{38,230\text{円}} \times 2,760\text{m} \times 0.86 = 90,742,728\text{円}$		
的	私道整備助成金	工事請負費	32,259,600	路面舗装工事助成		
				標準的総所要額		
				(1㎡当たり単価) (助成面積) (補助率) $\textcircled{13,400\text{円}} \times 1,300\text{㎡} \times 0.9 = 15,678,000\text{円}$		
経	交通安全施設 維持補修費	需用費	254,000	修繕料 254,000円		
		工事請負費	10,864,000	交通障害街路樹剪定 2,118,000円		
		備品購入費	932,000	ガードパイプ維持工事 8,746,000円		
	計	12,050,000	道路標識 466,000円			
			規則標識 466,000円			

経費の種類		道路橋りょう費		測定単位	道路面積	
事業区分	節名	経費	内容説明			
基	交通災害対策費	需用費	4,222,000	消耗品費		3,656,000円
		委託料	1,573,000	印刷製本費		566,000円
		使用料及び賃借料	99,000	交通安全教室の実施 @275,600円 × 5回 =		1,378,000円
		負担金補助及び交付金	3,051,900	交通安全区民のつどい会場運営等委託		195,000円
	計	8,945,900	会場借上		99,000円	
準	道路清掃費	委託料	123,872,000	道路清掃		123,872,000円
	的	街路灯維持補修費	需用費	60,790,000	光熱水費	
LED灯 @2,059円 × 7,655基 =				15,762,000円		
				水銀灯 @6,156円 × 1,716基 =	10,564,000円	
				蛍光灯 @2,059円 × 2,929基 =	6,031,000円	
				ナトリウム灯 @17,382円 × 818基 =	14,218,000円	
				消耗品費	12,269,000円	
修繕料				1,946,000円		
工事請負費				195,064,000	街路灯改築費 @144,000円 × 1,276基 =	183,744,000円
				防犯灯設置助成 @112,000円 × 10基 =	1,120,000円	
				防犯灯維持費助成 @5,100円 × 2,000基 =	10,200,000円	
原材料費	875,000	工事用材料	875,000円			
備品購入費	259,000	脚立、その他工具	259,000円			
計	256,988,000					
費	道路占用許可	報酬	538,992	会計年度任用職員 @11,229円 × 48人 =		538,992円
	取締事務費	需用費	36,000	一般需用費		36,000円
		役務費	11,691	通信運搬費		11,691円
		委託料	1,999,000	測量委託		1,999,000円
		備品購入費	18,000			18,000円
	計	2,603,683	特定財源（使用料及び手数料）			
		道路占用料			15,411,000円	

経費の種類		道路橋りょう費		測定単位	道路面積								
事業区分	節名	経費	内容説明										
基準 的 経 費	道路認定事務費	需用費	63,000	一般需用費	63,000円								
		役務費	797,876	通信運搬費	797,876円								
		委託料	2,445,000	測量委託	2,445,000円								
		計	3,305,876										
	バリアフリー	報償費	98,000	委員	$980,000円 \times \frac{1}{10}$	= 98,000円							
	計画策定経費	委託料	1,530,000	基本構想策定委託	$15,300,000円 \times \frac{1}{10}$	= 1,530,000円							
				<table border="0"> <tr> <td rowspan="3">}</td> <td>特定財源</td> <td>1,069,000円</td> </tr> <tr> <td>国庫支出金</td> <td>559,000円</td> </tr> <tr> <td>都支出金</td> <td>510,000円</td> </tr> </table>			}	特定財源	1,069,000円	国庫支出金	559,000円	都支出金	510,000円
	}	特定財源	1,069,000円										
		国庫支出金	559,000円										
		都支出金	510,000円										
	計	1,628,000											
合計		1,398,397,840											
特 定 財 源	使用料及び手数料	1,281,112,000	道路占用料	1,281,112,000円									
	国庫支出金	559,000	地域公共交通確保維持改善事業費補助金	49,000円									
			社会資本整備総合交付金	510,000円									
	都支出金	510,000	東京都鉄道駅総合バリアフリー推進事業費補助金	510,000円									
合計		1,282,181,000											
差引一般財源		116,216,840円											
数値		2,322,000㎡											
単位費用		50円											

経費の種類		公園費		測定単位	公園面積			
事業区分	節名	経費	内容説明					
基 準 的 経 費	公園維持管理費	円						
	給与費	141,045,385	@7,686,397円 ×	18.35人 =	141,045,385円			
	職員手当等	1,313,280	時間外勤務手当	@2,880円 ×	456時間 =	1,313,280円		
	旅費	448,658	普通旅費	@511円 ×	878回 =	448,658円		
	需用費	12,818,000	消耗品費				804,000円	
			光熱水費				11,857,000円	
			電気料				5,615,000円	
			水道料				6,242,000円	
			修繕料				157,000円	
	役務費	49,538,540	園内芝生管理等				48,597,430円	
			通信運搬費				941,110円	
	委託料	132,999,050	清掃関係委託				129,077,050円	
			遊具点検委託				3,922,000円	
	使用料及び賃借料	1,042,000	貨物自動車借上料				1,042,000円	
工事請負費	105,255,000	改良工事				97,698,000円		
		詰所経費				7,557,000円		
原材料費	1,499,000	砂利、セメント、木材、洗砂等				1,499,000円		
備品購入費	1,599,000				1,599,000円			
計	447,557,913	特定財源（使用料及び手数料） 公園使用料 @1,473,400円 × 12月 = 17,680,800円 公園占用料 @1,188,100円 × 12月 = 14,257,200円						
公衆便所 維持管理費	需用費	4,713,000	光熱水費				2,837,000円	
			電気料				99,000円	
			水道料				2,738,000円	
			消耗品費				1,876,000円	
			役務費	29,510,000	公衆便所清掃			
工事請負費	749,000				749,000円			
計	34,972,000							
合計	482,529,913							
特定財源	使用料及び手数料	31,938,000	公園使用料	@1,473,400円 × 12月 =	17,680,800円	公園占用料	@1,188,100円 × 12月 =	14,257,200円
合計	31,938,000							
差引一般財源					450,591,913円			
数値					300,000㎡			
単位費用					1,502円			

第7項 教育費

I 教育費の概要

第1 小学校費

1 単位費用算定の概要

(1) 小学校費は、測定単位「児童数」、「学級数」及び「学校数」により、区立小学校及び義務教育学校（前期課程）にかかる次の経費を算定した。

ア 「児童数」を測定単位とするもの

児童数と相関度の高い学校運営費（教材費、光熱水費等）、児童検診費、就学援助費等

イ 「学級数」を測定単位とするもの

学級数と相関度の高い学校運営費（教材費、修繕費、ICT機器リース料等）、特別支援学級等運営費、外国人英語指導員報酬、「総合的な学習の時間」推進経費

ウ 「学校数」を測定単位とするもの

学校数と相関度の高い学校運営費（教材費、光熱水費、維持補修費、ICT機器リース料、学校警備・給食調理・用務委託料等）、学校職員費、学校医報酬、特別支援教育経費等

(2) 標準区の行政規模、所要経費及び単位費用は次表のとおりとした。

測定単位	行政規模 a	所要経費 b	特定財源 c	差引一般財源 (b - c) d	単位費用 (d ÷ a)
		円	円	円	円
児童数	24,480人	856,396,079	13,569,219	842,826,860	34,429
学級数	612学級	669,429,468	0	669,429,468	1,093,839
学校数	34校	3,525,148,443	0	3,525,148,443	103,680,837

2 本年度改定内容

(1) 「児童数」を測定単位とするもの

- ・教育用コンピュータ整備費等に係る経費について、算定を改善した。
- ・その他所要の単価改定等を行った。

(2) 「学級数」を測定単位とするもの

- ・教育用コンピュータ整備費等に係る経費について、算定を改善した。
- ・特別支援教室に係る経費について、算定を改善した。
- ・令和2年4月から運用が開始された会計年度任用職員制度について、算定に反映させることで、算定の充実を図った。
- ・その他、所要の単価改定等を行った。

(3) 「学校数」を測定単位とするもの

- ・教育用コンピュータ整備費等に係る経費について、算定を改善した。
- ・学校司書に係る経費について、算定を充実した。
- ・夏休み期間プール指導員に係る経費について、算定を縮減した。
- ・令和2年4月から運用が開始された会計年度任用職員制度について、算定に反映させることで、算定の充実を図った。
- ・その他、所要の単価改定等を行った。

第2 中学校費

1 単位費用算定の概要

(1) 中学校費は、測定単位「生徒数」、「学級数」及び「学校数」により、区立中学校、義務教育学校（後期課程）及び中等教育学校（前期課程）にかかる次の経費を算定した。

ア 「生徒数」を測定単位とするもの

生徒数と相関度の高い学校運営費（教材費、光熱水費等）、生徒検診費、就学援助費等

イ 「学級数」を測定単位とするもの

学級数と相関度の高い学校運営費（教材費、修繕費、ICT機器リース料等）、特別支援学級等運営費、外国人英語指導員報酬、「総合的な学習の時間」推進経費

ウ 「学校数」を測定単位とするもの

学校数と相関度の高い学校運営費（教材費、光熱水費、維持補修費、ICT機器リース料、学校警備・給食調理・用務委託料等）、学校職員費、学校医報酬、特別支援教育経費等

(2) 標準区の行政規模、所要経費及び単位費用は次表のとおりとした。

測定単位	行政規模 a	所要経費 b	特定財源 c	差引一般財源 (b - c) d	単位費用 (d ÷ a)
		円	円	円	円
生徒数	10,800人	415,550,091	10,134,085	405,416,006	37,539
学級数	270学級	436,190,202	0	436,190,202	1,615,519
学校数	18校	1,892,927,664	0	1,892,927,664	105,162,648

2 本年度改定内容

(1) 「生徒数」を測定単位とするもの

- ・教育用コンピュータ整備費等に係る経費について、算定を改善した。
- ・その他所要の単価改定等を行った。

(2) 「学級数」を測定単位とするもの

- ・教育用コンピュータ整備費等に係る経費について、算定を改善した。
- ・特別支援教室に係る経費について、算定を改善した。
- ・令和2年4月から運用が開始された会計年度任用職員制度について、算定に反映させることで、算定の充実を図った。
- ・その他、所要の単価改定等を行った。

(3) 「学校数」を測定単位とするもの

- ・教育用コンピュータ整備費等に係る経費について、算定を改善した。
- ・学校司書に係る経費について、算定を充実した。
- ・令和2年4月から運用が開始された会計年度任用職員制度について、算定に反映させることで、算定の充実を図った。
- ・その他、所要の単価改定等を行った。

第3 その他の教育費

1 単位費用算定の概要

(1) その他の教育費は、測定単位「児童生徒数」、「幼稚園数」及び「人口」により、次の経費を算定した。

ア 「児童生徒数」を測定単位とするもの

教育委員会運営費、事務局運営費、教育研究所管理運営費等

イ 「幼稚園数」を測定単位とするもの

区立幼稚園の管理運営費

ウ 「人口」を測定単位とするもの

社会教育事業及び社会体育事業に要する経費

(2) 標準区の行政規模、所要経費及び単位費用は次表のとおりとした。

測定単位	行政規模 a	所要経費 b	特定財源 c	差引一般財源 (b - c) d	単位費用 (d ÷ a)
		円	円	円	円
児童生徒数	35,280人	977,748,801	12,410,000	965,338,801	27,362
幼稚園数	15箇所	790,624,353	288,000	790,336,353	52,689,090
人口	350,000人	3,108,695,858	847,677,200	2,261,018,658	6,460

2 本年度改定内容

(1) 「児童生徒数」を測定単位とするもの

- ・教育に関する事務の点検・評価に係る経費について、新規に算定した。
- ・教育心理検査事業に係る経費について、新規に算定した。
- ・令和2年4月から運用が開始された会計年度任用職員制度について、算定に反映させることで、算定の充実を図った。
- ・その他、所要の単価改定等を行った。

(2) 「幼稚園数」を測定単位とするもの

- ・令和2年4月から運用が開始された会計年度任用職員制度について、算定に反映させることで、算定の充実を図った。
- ・その他、所要の単価改定等を行った。

(3) 「人口」を測定単位とするもの

- ・令和2年4月から運用が開始された会計年度任用職員制度について、算定に反映させることで、算定の充実を図った。
- ・その他、所要の単価改定等を行った。

II 積算の内容

次頁より

経費の種類	小学校費	測定単位	児童数	
事業区分	節名	経費	内容説明	
基 準	学校運営費	需用費	375,459,600	円 電気料 24,373,700円 ガス料 60,533,500円 水道料 119,275,500円 消耗品費 126,854,400円 印刷製本費 42,753,000円 防犯ブザー 1,669,500円
		役務費	2,299,300	洗濯代等 2,299,300円
		使用料及び賃借料	212,486,400	教育用コンピュータ整備費（24,480人分、5年リース） $\textcircled{43,400\text{円}} \times 24,480\text{人} \times \frac{1}{5} = 212,486,400\text{円}$
		備品購入費	1,075,400	1,075,400円
	計	591,320,700		
的	結核健康診断費	報償費	109,600	結核対策委員会委員謝礼 @27,400円 × 4回 = 109,600円
		需用費	122,400	結核検診問診票 @5円 × 24,480人 = 122,400円
		委託料	561,297	精密検査（直接撮影・喀痰・断層撮影） @7,689円 × 73人 = 561,297円
		計	793,297	
経 費	児童検診費	委託料	31,327,499	心臓検診 14,170,812円 アンケート調査 @5円 × 24,480人 = 122,400円 一次検診（心音・心電図） @2,564円 × 4,278人 = 10,968,792円 二次検診（精密検査） @11,406円 × 270人 = 3,079,620円 腎臓検診 9,953,396円 一次検診 @356円 × 24,480人 = 8,714,880円 二次検診 @356円 × 906人 = 322,536円 三次検診 @7,046円 × 130人 = 915,980円 脊柱側彎検診 4,699,291円 一次検診 @1,010円 × 4,181人 = 4,222,810円 二次検診 @6,711円 × 71人 = 476,481円 検診器具滅菌委託 2,504,000円
	要保護準要保護児童就学援助費	扶助費	205,734,813	説明（1）参照 { 特定財源（国庫支出金） 124,575円 }
	特別支援学級就学奨励費	扶助費	6,619,850	説明（2）参照 { 特定財源（国庫支出金） 3,309,924円 }

経費の種類	小学校費		測定単位	児童数
事業区分	節名	経費	内容説明	
基準的経費	日本スポーツ振興センター 共済掛金	負担金補助及び交付金 20,599,920	円 一般児童分 @935円 × 24,480人 × $\frac{9}{10}$ = 20,599,920円 { 特定財源 (諸収入) 10,134,720円 }	
			合計 856,396,079	
特定財源	国庫支出金 諸収入	3,434,499 10,134,720	円 { 要保護準要保護児童就学援助費 124,575円 特別支援学級就学奨励費 3,309,924円 日本スポーツ振興センター共済掛金 (保護者負担分) @460円 × 24,480人 × $\frac{9}{10}$ = 10,134,720円	
			合計 13,569,219	
差引一般財源		842,826,860円		
数値		24,480人		
単位費用		34,429円		

説明(1) 要保護準要保護児童就学援助費積算

項 目	歳 入		歳 出		差引一般財源 (b-a)
	国庫補助金 a	積 算 基 礎	所 要 額 b	積 算 基 礎	
	円	円 人	円	円 人	円
学 用 品 費	—	—	35,741,820	@15,690 × 2,278	35,741,820
新入学学用品費等	—	—	19,402,800	@51,060 × 380	19,402,800
通 学 用 品 費	—	—	6,054,620	@3,190 × 1,898	6,054,620
通 学 費	—	—	283,640	@40,520 × 7	283,640
修 学 旅 行 費	124,575	@22,650 × $\frac{1}{2}$ × 11	10,860,960	@26,620 × 408	10,736,385
校宿 泊 外 を 活 伴 わ 動 な 費 い	—	—	4,373,760	@1,920 × 2,278	7,834,150
			2,215,400	@5,830 × 380	
			1,070,190	@1,410 × 759	
			174,800	@460 × 380	
校宿 外泊 活 を 動 伴 費 う	—	—	2,530,800	@7,400 × 342	5,393,340
			2,862,540	@8,370 × 342	
部 活 動 費	—	—	293,760	@240 × 1,224	293,760
卒 業 記 念 ア ル バ ム	—	—	4,488,000	@11,000 × 408	4,488,000
小 計	124,575		90,353,090		90,228,515
給 食 費	—	—	113,742,156	(低学年) @46,046 × 759 (中学年) @49,918 × 759 (高学年) @53,823 × 760	113,742,156
保 健 医 療 費	0	(要)@12,000 × $\frac{1}{2}$ × 0	25,927	(要)@25,927 × 1 (準)@43,669 × 0	25,927
日 本 ス ポ ー ツ 振 興 セ ン タ ー 共 済 掛 金	—	—	1,613,640	(要)@45 × 170 (準)@705 × 2,278	1,613,640
小 計	0		115,381,723		115,381,723
合 計	124,575		205,734,813		205,610,238

説明(2) 特別支援学級就学奨励費積算

項目	歳入		歳出		差引一般財源 (b-a)
	国庫補助金 a	積算基礎	所要額 b	積算基礎	
学校給食費	円 1,212,145	円 $@2,424,290 \times \frac{1}{2}$	円 2,424,290	円 人 (低学年) $@45,650 \times \frac{1}{2} \times 34$ (中学年) $@49,632 \times \frac{1}{2} \times 32$ (高学年) $@53,383 \times \frac{1}{2} \times 32$	円 1,212,145
通学費	1,541,400	$@3,082,800 \times \frac{1}{2}$	3,082,800	$@51,380 \times 46$ $@51,380 \times \frac{1}{2} \times 28$	1,541,400
交流学习交通費	18,112	$@36,225 \times \frac{1}{2}$	36,225	$@1,050 \times 28$ $@1,050 \times \frac{1}{2} \times 13$	18,113
修学旅行費	16,185	$@32,370 \times \frac{1}{2}$	32,370	$@21,580 \times \frac{1}{2} \times 3$	16,185
校外活動費(宿泊を伴わないもの)	36,800	$@73,600 \times \frac{1}{2}$	73,600	$@1,600 \times \frac{1}{2} \times 92$	36,800
校外活動費(宿泊を伴うもの)	21,217	$@42,435 \times \frac{1}{2}$	42,435	$@3,690 \times \frac{1}{2} \times 23$	21,218
学用品費	285,180	$@570,360 \times \frac{1}{2}$	570,360	$@11,640 \times \frac{1}{2} \times 98$	285,180
新入学用品費	178,885	$@357,770 \times \frac{1}{2}$	357,770	$@51,110 \times \frac{1}{2} \times 14$	178,885
合計	3,309,924		6,619,850		3,309,926

経費の種類		小学校費		測定単位	学級数
事業区分	節名	経費	内容説明		
基 準 的	学校運営費	報酬	37,263,528	会計年度任用職員 (事務補助等) 37,263,528円	
		需用費	212,814,700	消耗品費 206,266,800円 印刷製本費 1,073,600円 修繕料 5,474,300円	
		役務費	12,274,700	洗濯代等 12,274,700円	
		委託料	3,304,700	ピアノ調律等 3,304,700円	
		使用料及び賃借料	202,669,000	教育用コンピュータ整備費 (612台分) 44,920,800円 普通教室冷房設備 124,909,200円 電源キャビネット @41,000円 × 612学級 = 25,092,000円 大型提示装置 @43,900円 × 122学級 = 5,355,800円 実物投影機 @19,600円 × 122学級 = 2,391,200円	
		備品購入費	113,491,700	一般備品 113,491,700円	
		計	581,818,328		
	特別支援学級等	需用費	6,004,060	特別支援教室消耗品費等 6,004,060円	
	運営費	備品購入費	1,508,500	特別支援学級の新增設 1,115,600円 日本語学級運営 392,900円	
		計	7,512,560		
経 費	外国人英語指導員報酬	報酬	76,019,580	会計年度任用職員 (外国人英語指導員報酬) @5,733円 × 40時間 × 6学級 × 34校 = 46,781,280円 (5、6年) @5,733円 × 25時間 × 6学級 × 34校 = 29,238,300円 (3、4年)	
	「総合的な学習の時間」推進経費	報償費	4,079,000	講師等謝礼 @6,118,500 × 4/6学年 = 4,079,000円	
合計		669,429,468			
特定財源					
合計		0			
差引一般財源			669,429,468円		
数値			612学級		
単位費用			1,093,839円		

経費の種類		小学校費		測定単位	学校数	
事業区分	節名	経費	内容説明			
基 準 的 経 費	学校運営費	円				
	共済費	3,912,600	雇用保険料等	3,912,600円		
	報償費	2,004,900	教職員研修等	2,004,900円		
	交際費	2,448,000	渉外費等	2,448,000円		
	需用費	398,267,500	電気料	30,971,800円		
			ガス料	49,163,400円		
			水道料	166,148,600円		
			消耗品費	139,814,300円		
			会議費	4,880,800円		
			印刷製本費	6,871,400円		
			防犯器具購入費	417,200円		
	役務費	42,355,500	通信運搬費	10,356,200円		
			インターネット接続経費	9,303,000円		
			その他	22,696,300円		
	委託料	1,200,426,700	消防安全等設備保守点検	14,513,800円		
			学童擁護委託 (34校)	82,307,200円		
			給食調理委託 (29校)	709,096,400円		
			警備委託 (33校)	42,101,400円		
			用務委託 (14校)	155,481,200円		
			その他	33,541,700円		
			非常通報装置保守委託	1,069,400円		
		防犯カメラ保守委託	5,623,600円			
		学校内	2,811,800円			
		通学路	2,811,800円			
		校務システム等整備費 (運用経費)	127,680,000円			
		調理従事者ノロウイルス検査委託	877,000円			
		ICT支援委託 (34校/4校)	28,135,000円			
使用料及び賃借料	398,957,700	教育用コンピュータ整備費 (2356.2台分)	172,945,100円			
		教員用コンピュータ整備費 (714台分)	52,407,600円			
		自動車借上等	51,144,300円			
		インターホン整備費	6,955,500円			
		屋内運動場空調設備整備 (34校分 保守経費含む)	103,394,000円			
		大型提示装置 (特別教室) @43,900円 × 204台 =	8,955,600円			
		実物投影機 (特別教室) @19,600円 × 161台 =	3,155,600円			
工事請負費	192,434,000	維持補修費	192,434,000円			
備品購入費	171,618,100	備品等	171,618,100円			

経費の種類		小学校費		測定単位	学校数		
事業区分	節名	経費	内容説明				
基 準 的 的 費	〔学校運営費〕	負担金補助及び交付金	円 4,250,100	4,250,100円			
		計	2,416,675,100				
	学校職員費	報酬	288,238,700	会計年度任用職員 調理補助 @11,132円 × 29.8日 × 5校 = 1,658,670円 心身障害児介助員 @11,118円 × 延9,360人 = 104,064,480円 スクールカウンセラー @7,150円 × 280時間 × 17校 = 34,034,000円 少人数指導 @3,748円 × 1,155時間 × 25校 = 108,223,500円 学校司書 @1,667円 × 1,050時間 × 23校 = 40,258,050円			
		給与費	668,716,539	@7,686,397円 × 87人 = 668,716,539円			
		職員手当等	7,887,480	時間外勤務手当 7,735,680円 一般事務・調理・用務 @2,880円 × 77時間 × 34校 = 7,539,840円 警備員 @2,880円 × 2時間 × 34校 = 195,840円 休日給手当 警備 151,800円			
		旅費	1,233,554	普通旅費 (近接地内) 1,233,554円 一般事務・用務 @511円 × 59回 × 34校 = 1,025,066円 調理・警備 @511円 × 12回 × 34校 = 208,488円			
		計	966,076,273				
		学校医報酬	報酬	80,733,600	特別職非常勤職員 (学校医) @196,400円 × 12月 × 34校 = 80,131,200円 内科医 (月額) 43,100円 眼科医 (月額) 43,100円 歯科医 (月額) 43,100円 耳鼻咽喉科医 (月額) 43,100円 薬剤師 (月額) 24,000円 精神科医報酬 @50,200円 × 1人 × 12月 = 602,400円		
		就学時健康診断費	報酬	449,160	会計年度任用職員 (事務補助) @11,229円 × 4人 × 10日 = 449,160円		
			報償費	3,767,200	医師謝礼 @27,700円 × 136人 = 3,767,200円		
		需用費	141,300	印刷製本費 141,300円			
		役務費	320,900	通信運搬費 320,900円			
		計	4,678,560				
	夏休み期間プール指導員	報償費	3,985,200	プール指導員謝礼 @4,920円 × 延27人 × 30校 = 3,985,200円			

経費の種類		小学校費		測定単位	学校数	
事業区分	節名	経費	内容説明			
基準的	特別支援教育経費	報酬	49,676,550	円 会計年度任用職員(巡回指導) @3,795円 × 385時間 × 34校 = 49,676,550円		
		報償費	2,720,000	巡回相談員謝礼 @20,000円 × 4回 × 34校 = 2,720,000円		
		計	52,396,550			
経費	学校評価事業費	需用費	375,360	消耗品費 @11,040円 × 34校 = 375,360円		
		役務費	227,800	通信運搬費 @6,700円 × 34校 = 227,800円		
		計	603,160			
合計		3,525,148,443				
特定財源						
	合計		0			
	差引一般財源			3,525,148,443円		
	数値			34校		
	単位費用			103,680,837円		

経費の種類	中学校費		測定単位	生徒数
事業区分	節名	経費	内容説明	
基	学校運営費	需用費	117,855,100	円
		使用料及び賃借料	93,744,000	電気料 3,990,700円 ガス料 32,116,100円 水道料 3,227,800円 消耗品費 64,260,300円 印刷製本費 12,787,100円 防犯ブザー 1,473,100円 教育用コンピュータ整備費 (10,800人分、5年リース) $@43,400円 \times 10,800人 \times \frac{1}{5} = 93,744,000円$
		備品購入費	42,600	42,600円
		計	211,641,700	
準	結核健康診断費	需用費	54,000	結核検診問診票 @5円 × 10,800人 = 54,000円
		委託料	169,158	精密検査 (直接撮影・喀痰・断層撮影) @7,689円 × 22人 = 169,158円
		計	223,158	
的	生徒検診費	委託料	21,871,508	心臓検診 11,124,386円 アンケート調査 @5円 × 10,800人 = 54,000円 一次検診 (心音・心電図) @2,564円 × 3,637人 = 9,325,268円 二次検診 @11,406円 × 153人 = 1,745,118円 腎臓検診 4,388,822円 一次検診 @356円 × 10,800人 = 3,844,800円 二次検診 @356円 × 400人 = 142,400円 三次検診 @7,046円 × 57人 = 401,622円 脊柱側彎検診 5,291,300円 一次検診 @1,010円 × 3,910人 = 3,949,100円 二次検診 @6,711円 × 200人 = 1,342,200円 検診器具滅菌委託 1,067,000円
	要保護準要保護	扶助費	156,346,674	説明(3) 参照
	生徒就学援助費			{ 特定財源 (国庫支出金) 365,460円 }
	特別支援学級	扶助費	10,594,851	説明(4) 参照
	就学奨励費			{ 特定財源 (国庫支出金) 5,297,425円 }
	日本スポーツ	負担金補助及び交付金	9,088,200	一般生徒分 @935円 × 10,800人 × $\frac{9}{10} = 9,088,200円$ { 特定財源 (諸収入) 4,471,200円 }
	振興センター			
	共済掛金			

経費の種類		中学校費		測定単位	生徒数
事業区分	節名	経費	内容説明		
基準的 経費	部活動大会参加 負担金補助 及び交付金 費等助成経費	円			
		5,784,000	部活動助成	5,784,000円	
合 計		415,550,091			
特 定 財 源	国庫支出金	5,662,885	{ 要保護準要保護生徒就学援助費 365,460円 特別支援学級就学奨励費 5,297,425円		
	諸 収 入	4,471,200	日本スポーツ振興センター共済掛金 (保護者負担分) $@460円 \times 10,800人 \times \frac{9}{10} = 4,471,200円$		
合 計		10,134,085			
差引一般財源		405,416,006円			
数 値		10,800人			
単 位 費 用		37,539円			

説明(3) 要保護準要保護生徒就学援助費積算

項 目	歳 入		歳 出		差引一般財源 (b-a)
	国庫補助金 a	積 算 基 礎	所 要 額 b	積 算 基 礎	
	円	円 人	円	円 人	円
学 用 品 費	—	—	30,236,850	@30,450 × 987 (夜)@30,450 × 6	30,236,850
体育実技用具費	—	—	267,240	@7,860 × 34	267,240
新入学学用品費等	—	—	19,740,000	@60,000 × 329	19,740,000
通 学 用 品 費	—	—	2,621,520	@3,960 × 658 (夜)@3,960 × 4	2,621,520
通 学 費	—	—	982,200	@81,850 × 6 (夜)@81,850 × 6	982,200
修 学 旅 行 費	365,460	@60,910 × $\frac{1}{2}$ × 12	26,614,240	@73,520 × 360 (夜)@73,520 × 2	26,248,780
校宿 泊 外 を 活 伴 わ 動 な 費 い	—	—	3,068,370	@3,090 × 987 (夜)@3,090 × 6	6,477,670
			2,399,750	@7,250 × 329 (夜)@7,250 × 2	
			824,190	@2,490 × 329 (夜)@2,490 × 2	
			185,360	@560 × 329 (夜)@560 × 2	
校宿 外泊 活を 動伴 費う	—	—	2,366,700	@10,290 × 230	4,119,020
			1,752,320	@11,840 × 148	
部 活 動 費	—	—	1,335,780	@1,230 × 1,080 (夜)@1,230 × 6	1,335,780
卒業記念アルバム	—	—	3,185,600	@8,800 × 360 (夜)@8,800 × 2	3,185,600
小 計	365,460	—	95,580,120	—	95,214,660
給 食 費	—	—	60,066,534	@60,478 × 987 (夜)@62,458 × 6	60,066,534
保 健 医 療 費	—	—	0	(要)@25,927 × 0 (準)@43,669 × 0	0
日本スポーツ振興 センター共済掛金	—	—	700,020	(要)@45 × 93 (準)@705 × 987	700,020
小 計	0	—	60,766,554	—	60,766,554
合 計	365,460	—	156,346,674	—	155,981,214

説明(4) 特別支援学級就学奨励費積算

項目	歳入		歳出		差引一般財源 (b-a)
	国庫補助金 a	積算基礎	所要額 b	積算基礎	
	円	円	円	円	円
学校給食費	1,143,648	$@2,287,296 \times \frac{1}{2}$	2,287,296	$@60,192 \times \frac{1}{2} \times 76$	1,143,648
通学費	2,925,760	$@5,851,520 \times \frac{1}{2}$	5,851,520	$@91,430 \times 54$ $@91,430 \times \frac{1}{2} \times 20$	2,925,760
職場実習交通費	11,180	$@22,360 \times \frac{1}{2}$	22,360	$@1,720 \times 12$ $@1,720 \times \frac{1}{2} \times 2$	11,180
交流学習交通費	24,335	$@48,670 \times \frac{1}{2}$	48,670	$@1,570 \times 29$ $@1,570 \times \frac{1}{2} \times 4$	24,335
修学旅行費	346,320	$@692,640 \times \frac{1}{2}$	692,640	$@57,720 \times \frac{1}{2} \times 24$	346,320
校外活動費(宿泊を伴わないもの)	39,847	$@79,695 \times \frac{1}{2}$	79,695	$@2,310 \times \frac{1}{2} \times 69$	39,848
校外活動費(宿泊を伴うもの)	46,575	$@93,150 \times \frac{1}{2}$	93,150	$@6,210 \times \frac{1}{2} \times 30$	46,575
学用品費	426,375	$@852,750 \times \frac{1}{2}$	852,750	$@22,740 \times \frac{1}{2} \times 75$	426,375
新入学用品費	333,385	$@666,770 \times \frac{1}{2}$	666,770	$@57,980 \times \frac{1}{2} \times 23$	333,385
合計	5,297,425		10,594,851		5,297,426

経費の種類		中学校費		測定単位	学級数
事業区分	節名	経費	内容説明		
基 準 的	学校運営費	報酬	29,966,772	事務補助等	29,966,772円
		需用費	179,079,800	水道料	55,967,200円
				消耗品費	119,036,500円
				印刷製本費	310,900円
				修繕料	3,765,200円
		役務費	5,368,800	洗濯代等	5,368,800円
		委託料	3,271,200	ピアノ調律等	3,271,200円
		使用料及び 賃借料	88,365,600	教育用コンピュータ整備費（270台分）	19,818,000円
				普通教室冷房設備	55,107,000円
				電源キャビネット @41,000円 × 270学級 =	11,070,000円
			大型提示装置 @43,900円 × 54学級 =	2,370,600円	
	備品購入費	77,461,400	一般備品	77,461,400円	
	計	383,513,572			
経	特別支援学級等	需用費	4,051,080	特別支援教室消耗品費等	4,051,080円
	運営費	備品購入費	1,629,000	特別支援学級の新增設	641,100円
				日本語学級運営	392,900円
			夜間学級運営	595,000円	
	計	5,680,080			
費	外国人 英語指導員報酬	報酬	43,120,350	会計年度任用職員（外国人英語指導員報酬） 年間 159,705円 × 15学級 × 18校 =	43,120,350円
	「総合的な 学習の時間」 推進経費	報償費	3,876,200	講師等謝礼	3,876,200円
	合 計		436,190,202		
特 定 財 源					
	合 計		0		
	差引一般財源			436,190,202円	
	数 値			270学級	
	単 位 費 用			1,615,519円	

経費の種類	中学校費	測定単位	学校数	
事業区分	節名	経費	内容説明	
基 準 的 経 費	学校運営費	報酬	31,273,551	会計年度任用職員 (事務専門員) @3,474,839円 × 9人 = 31,273,551円
		共済費	2,071,500	雇用保険料等 2,071,500円
		報償費	19,611,300	部活動講師謝礼等 19,611,300円
		交際費	1,512,000	渉外費等 1,512,000円
		需用費	300,443,400	電気料 36,468,000円 ガス料 35,551,600円 水道料 136,283,300円 消耗品費 85,448,700円 会議費 2,506,200円 印刷製本費 3,964,700円 防犯器具購入費 220,900円
		役務費	22,967,700	通信運搬費 5,169,600円 インターネット接続経費 4,897,000円 その他 12,901,100円
		委託料	604,701,000	消防安全等設備保守点検 7,428,300円 給食調理委託 (17校) 415,677,200円 警備委託 (17校) 21,688,600円 用務委託 (7校) 51,826,600円 その他 23,089,400円 非常通報装置保守委託 565,900円 防犯カメラ保守委託 1,488,000円 校務システム等整備費 (運用経費) 67,700,000円 調理従事者ノロウイルス検査委託 342,000円 ICT支援委託 (18校/4校) 14,895,000円
		使用料及び賃借料	211,718,100	教育用コンピュータ整備費 (1312.2台分) 96,315,500円 教員用コンピュータ整備費 (378台分) 27,745,200円 自動車借上等 27,952,000円 インターホン整備費 3,682,200円 屋内運動場空調設備整備 (18校分 保守経費含む) 51,282,000円 大型提示装置 (特別教室) @43,900円 × 108台 = 4,741,200円
		工事請負費	113,090,700	維持補修費 113,090,700円
		備品購入費	144,275,400	備品等 144,275,400円
		負担金補助及び交付金	3,196,500	3,196,500円
		計	1,454,861,151	

経費の種類	中学校費	測定単位	学校数		
事業区分	節名	経費	内容説明		
基 準 的 経 費	学校職員費	報酬	109,606,390	円 会計年度任用職員 { 調理補助 @11,132円 × 27.5日 × 1校 = 306,130円 心身障害児介助員 @11,118円 × 延2,880人 = 32,019,840円 少人数指導 @3,748円 × 1,155時間 × 13校 = 56,276,220円 学校司書 @1,667円 × 1,050時間 × 12校 = 21,004,200円	
		給与費	253,651,101	@7,686,397円 × 33人 = 253,651,101円	
		職員手当等	2,756,540	時間外勤務手当 2,643,840円 { 一般事務・調理・用務 @2,880円 × 47時間 × 18校 = 2,436,480円 警備員 @2,880円 × 4時間 × 18校 = 207,360円 休日給手当 警備 112,700円	
		旅費	496,692	普通旅費 (近接地内) 496,692円 { 一般事務・用務 @511円 × 48回 × 18校 = 441,504円 調理・警備 @511円 × 6回 × 18校 = 55,188円	
		計	366,510,723		
		学校医報酬	報酬	43,024,800	特別職非常勤職員 (学校医) @196,400円 × 12月 × 18校 = 42,422,400円 { 内科医 (月額) 43,100円 眼科医 (月額) 43,100円 歯科医 (月額) 43,100円 耳鼻咽喉科医 (月額) 43,100円 薬剤師 (月額) 24,000円 精神科医報酬 @50,200円 × 1人 × 12月 = 602,400円
		夏休み期間 プール指導員	報償費	472,320	プール指導員謝礼 @4,920円 × 延8人 × 12校 = 472,320円
		特別支援	賃金	26,299,350	会計年度任用職員 (巡回指導) @3,795円 × 385時間 × 18校 = 26,299,350円
		教育経費	報償費	1,440,000	巡回相談員謝礼 @20,000円 × 4回 × 18校 = 1,440,000円
			計	27,739,350	
	学校評価	需用費	198,720	消耗品費 @11,040円 × 18校 = 198,720円	
	事業費	役務費	120,600	通信運搬費 @6,700円 × 18校 = 120,600円	
		計	319,320		
合	計	1,892,927,664			

経費の種類	中学校費	測定単位	学校数
事業区分	節名	経費	内容説明
特 定 財 源		円	
	合計	0	
	差引一般財源		1,892,927,664円
	数値		18校
	単位費用		105,162,648円

経費の種類	その他の教育費	測定単位	児童生徒数	
事業区分	節名	経費	内容説明	
基	教育委員会報酬	11,582,400	特別職非常勤職員(委員) @241,300円 × 4人 × 12月 = 11,582,400円	
	運営費旅費	1,107,900	費用弁償 1,107,900円	
	交際費	396,800	委員交際費 396,800円	
	需用費	454,800	消耗品費 173,000円 会議費 100,200円 印刷製本費 181,600円	
	負担金補助及び交付金	84,000	委員会関係分担金 84,000円	
	計	13,625,900		
	準	事務局運営費報酬	2,998,143	会計年度任用職員(事務補助) @11,229円 × 267人 = 2,998,143円
		給与費	622,598,157	@7,686,397円 × 81人 = 622,598,157円
		職員手当等	4,685,760	時間外勤務手当 @2,880円 × 1,627時間 = 4,685,760円
		報償費	134,800	学識経験者 @26,960円 × 5人 = 134,800円
旅費		1,836,338	近接地内 @511円 × 1,958回 = 1,000,538円 近接地外 @39,800円 × 21人 = 835,800円	
需用費		2,546,500	消耗品費 1,162,100円 会議費 178,200円 印刷製本費 984,100円 修繕料 222,100円	
役務費		367,100	通信運搬費 367,100円	
使用料及び賃借料		121,800	自動車、会場、器材使用料 121,800円	
備品購入費		407,800	図書費 224,300円 事務用備品 183,500円	
負担金補助及び交付金		84,000	事務局関係分担金 84,000円	
計	635,780,398			
費	教科書無償給与報酬	134,748	会計年度任用職員(事務補助) @11,229円 × 12人 = 134,748円	
	事務費職員手当等	204,480	時間外勤務手当 @2,880円 × 71時間 = 204,480円	
	旅費	4,599	近接地内 @511円 × 9回 = 4,599円	
	需用費	50,700	印刷製本費 50,700円	
	役務費	42,800	通信費 42,800円	
	計	437,327		

経費の種類	その他の教育費	測定単位	児童生徒数		
事業区分	節名	経費	内容説明		
基 準 的 経 費	教育相談事業費	報酬	86,659,884	円 会計年度任用職員 (いじめ・教育相談員) $@274,560円 \times 14人 \times 12月 = 46,126,080円$ 会計年度任用職員 (適応指導教室指導員) $@259,131円 \times 7人 \times 12月 = 21,767,004円$ 会計年度任用職員 (スクールソーシャルワーカー) $@260,650円 \times 6人 \times 12月 = 18,766,800円$	
		報償費	1,006,320	いじめ・教育相談員関係謝礼 $@5,990円 \times 14人 \times 12月 = 1,006,320円$	
		需用費	3,514,000	消耗品費 91,300円 印刷製本費 320,600円 適応指導教室関係需用費 3,102,100円 電気料 387,300円 ガス料 205,200円 水道料 162,700円 教材費 1,173,300円 消耗品費 352,000円 印刷製本費 821,600円	
		委託料	8,143,000	教育心理検査 8,143,000円	
		備品購入費	488,300	図書費 37,600円 教育相談備品 52,500円 適応指導教室備品 398,200円	
		計	99,811,504	特定財源 (都支出金) $14,436,000 \times \frac{1}{2} = 9,383,000円$	
		就学支援委員会 活動費	報酬	9,342,000	特別職非常勤職員 委員 $@10,800円 \times 延33人 = 356,400円$ 相談員 $@187,200円 \times 延48人 = 8,985,600円$
			報償費	604,800	医師等 $@21,600円 \times 延28人 = 604,800円$
			需用費	273,000	消耗品費 273,000円
		計	10,219,800		
	奨学資金貸付 事業費	報酬	95,840	特別職非常勤職員 (奨学資金運営委員) $@5,990円 \times 4人 \times 4回 = 95,840円$	
		需用費	81,700	消耗品費 81,700円	

経費の種類	その他の教育費	測定単位	児童生徒数		
事業区分	節名	経費	内容説明		
基 準 的 経 費	(奨学資金) 貸付事業費	円			
		役務費	21,300	通信運搬費 21,300円	
		貸付金	3,556,000	奨学資金貸付金 3,556,000円	
				{ 特定財源 (諸収入) 1,333,000円 }	
		計	3,754,840		
	校外施設管理費	報酬	1,821,094	会計年度任用職員 (賄、清掃) 1,821,094円	
		給与費	4,611,838	@7,686,397円 × 0.6人 × 1所 = 4,611,838円	
		報償費	1,331,430	管理人謝礼 1,331,430円	
		旅費	99,030	連絡旅費 99,030円	
		需用費	6,370,640	燃料費	1,008,330円
				電気料	2,331,540円
				ガス料	355,130円
				水道料	968,000円
				消耗品費	922,880円
				印刷製本費	62,770円
				修繕料	721,990円
		役務費	861,370	{ 通信運搬費 402,290円 洗濯代等 459,080円	
		委託料	63,280,040	機械設備保守委託	1,562,740円
				清掃委託	5,773,030円
				警備委託	1,021,910円
管理運営委託 (1所)	14,592,930円				
指定管理委託 (1所)	40,329,430円				
使用料及び賃借料	1,673,140	自動車借上料 1,673,140円			
工事請負費	2,774,430	維持補修費	1,033,070円		
		設備整備費	1,741,360円		
備品購入費	561,890	561,890円			
計	83,384,902				
科学教育 センター運営費	報償費	814,960	{ 指導講師謝礼 @12,000円 × 8人 × 2所 = 192,000円 研究指導員謝礼 @5,990円 × 52人 × 2回 = 622,960円		
			需用費	477,600	{ 消耗品費 @115,100円 × 2所 = 230,200円 印刷製本費 @123,700円 × 2所 = 247,400円
	備品購入費	207,800			{ 図書費 @46,400円 × 2所 = 92,800円 教材備品 @57,500円 × 2所 = 115,000円
			計	1,500,360	

経費の種類	その他の教育費	測定単位	児童生徒数	
事業区分	節名	経費	内容説明	
基 準 的 経 費	音楽鑑賞教室	役員費	69,800	ピアノ調律等 @34,900円 × 2回 = 69,800円
		需用費	126,000	プログラム印刷等 @18円 × 3,500部 × 2回 = 126,000円
		委託料	2,920,200	出演料 @1,460,100円 × 2回 = 2,920,200円
		使用料及び賃借料	272,200	会場使用料 @136,100円 × 2回 = 272,200円
		計	3,388,200	
	教育研究所	給与費	29,976,948	@7,686,397円 × 3.9人 = 29,976,948円
	管理運営費	職員手当等	247,680	時間外勤務手当 @2,880円 × 86時間 = 247,680円
		旅費	94,477	{ 近接地内 @511円 × 107回 = 54,677円 近接地外 @39,800円 × 1人 = 39,800円
		需用費	3,232,000	{ 燃料費 380,600円 電気料 653,100円 ガス料 958,100円 水道料 607,200円 消耗品費 272,500円 印刷製本費 360,500円
		役員費	509,200	{ 通信運搬費 431,800円 保険料 77,400円
		委託料	6,848,500	{ 清掃委託 4,262,400円 機械設備保守委託 147,800円 その他 2,438,300円
		工事請負費	1,549,800	維持補修費 1,549,800円
	備品購入費	394,500	研究用備品 394,500円	
	計	42,853,105		
	教育研究奨励費	旅費	1,512,400	近接地外 @39,800円 × 38人 = 1,512,400円
		負担金補助及び交付金	1,560,000	調査研究活動奨励補助 @30,000円 × 52校 = 1,560,000円
	計	3,072,400		
	教職員研修費	報償費	3,162,000	{ 校長・教頭研修講師謝礼 @25,500円 × 5回 = 127,500円 教員研修講師謝礼 @25,500円 × 118回 = 3,009,000円 学校職員研修講師謝礼 @25,500円 × 1回 = 25,500円
		旅費	168,948	研修受講旅費 @494円 × 延342人 = 168,948円
		需用費	305,500	消耗品費 305,500円
	計	3,636,448		

経費の種類	その他の教育費	測定単位	児童生徒数	
事業区分	節名	経費	内容説明	
基	教育指導費	報償費	850,300	指導研究員謝礼 850,300円
		旅費	561,520	日額旅費 @511円 × 4人 × 80日 = 163,520円 近接地外 @39,800円 × 4人 = 159,200円 近接地外(修学旅行・移動教室) @39,800円 × 6人 = 238,800円
		需用費	1,107,000	消耗品費 384,200円 印刷製本費(研究誌・手引き) 722,800円
		役務費	51,200	通信運搬費 51,200円
		備品購入費	190,300	図書費 71,300円 指導用備品 119,000円
		計	2,760,320	
		教職員報酬	1,296,000	特別職非常勤職員(産業医) @108,000円 × 12月 = 1,296,000円
	健康管理費	委託料	36,954,192	検診委託料 @17,063円 × 2,024人 = 34,535,512円 ストレスチェック調査 @1,195円 × 2,024人 = 2,418,680円
		計	38,250,192	
	的	幼稚園教職員職員手当等	169,920	時間外勤務手当 @2,880円 × 59時間 = 169,920円
人事事務		需用費	19,900	各種届出用紙等印刷費 19,900円
		旅費	1,533	近接地内 @511円 × 3回 = 1,533円
計	191,353			
経	特別区人事・厚生事務組合分担金	1,992,000	組合教育委員会共同処理分担金 1,992,000円	
	教育課程及び教科書採択事務	報酬	4,368,081	会計年度任用職員(事務補助) @11,229円 × 389人 = 4,368,081円
		給与費	7,686,397	@7,686,397円 × 1人 = 7,686,397円
		報償費	249,300	教科書選定委員会委員・調査員謝礼 @498,600円 × 1/2 = 249,300円
		需用費	89,000	教科書調査用図書費 22,800円 教科書採択・教育課程届出用紙印刷費 66,200円
計	12,392,778			
費	特別支援教育経費	800,000	専門チーム委員謝礼 @20,000円 × 4人 × 10回 = 800,000円	
	日本語適応指導事業費	報償費	12,368,440	指導員謝礼 @2,710円 × 延4,564時間 = 12,368,440円
		需用費	154,000	教材費 154,000円
計	12,522,440			
校庭芝生管理費	委託料	6,779,724	専門的維持管理作業経費 @1,694,931円 × 4校 = 6,779,724円 { 特定財源(都支出金) @1,694,931円 × 1/2 × 2校 = 1,694,000円 }	

経費の種類		その他の教育費		測定単位	児童生徒数	
事業区分	節名	経費	内容説明			
基準的経費		円				
	いじめ問題対策	報酬	465,740	委員	@16,060円 × 延29人 =	465,740円
	委員会等経費	需用費	3,070	消耗品費		3,070円
		役務費	126,000	通信運搬費		126,000円
		計	594,810			
合	計	977,748,801				
特定財源	都支出金		11,077,000	スクールソーシャルワーカー活用事業補助金		9,383,000円
				公立学校運動場芝生化維持管理経費補助金		1,694,000円
	諸収入		1,333,000	奨学資金貸付金返還金		1,333,000円
合	計	12,410,000				
差引一般財源		965,338,801円				
数値		35,280人				
単位費用		27,362円				

経費の種類	その他の教育費	測定単位	幼稚園数
事業区分	節名	経費	内容説明
基 準 的 経 費	区立幼稚園 管理運営費	報酬 199,347,792	円 特別職非常勤職員（園医） @111,200円 × 12月 × 15箇所 = 20,016,000円 内科医 月額 24,400円 眼科医 月額 24,400円 歯科医 月額 24,400円 耳鼻咽喉科医 月額 24,400円 薬剤師 月額 13,600円 臨時的任用職員 @8,580円 × 100日 × 5人 = 4,290,000円 会計年度任用職員（心身障害幼児介助員） @11,118円 × 延15,744人 = 175,041,792円 @7,686,397円 × 57.75人 = 443,889,427円
		給与費 443,889,427	
		職員手当等 16,258,079	教職調整額等 14,248,379円 教員 @275,331円 × 51.75人 = 14,248,379円 義務教育等教員特別手当 @2,900円 × 57.75人 × 12月 = 2,009,700円
		旅費 871,755	近接地内 @511円 × 15箇所 × 67日 = 513,555円 近接地外 @39,800円 × 9人 = 358,200円
		需用費 42,522,000	燃料費 380,800円 電気料 7,474,300円 ガス料 2,687,000円 水道料 7,735,700円 消耗品費（防犯器具購入費含む） 7,959,500円 教材費 10,006,400円 印刷製本費 1,097,900円 修繕料 5,180,400円
		役務費 8,673,400	通信運搬費 2,723,000円 洗濯代等 5,950,400円
		委託料 62,028,100	機械設備保守委託 4,808,300円 清掃委託 1,359,100円 教員健康管理委託 329,200円 用務委託 55,531,500円
		使用料及び 賃借料 3,068,600	インターホン整備費 3,068,600円
		工事請負費 8,935,000	維持補修費 8,935,000円
		備品購入費 4,517,200	教材備品 4,517,200円

経費の種類		その他の教育費		測定単位	幼稚園数
事業区分	節名	経費	内容説明		
基準的経費	(区立幼稚園 管理運営費)	負担金補助 及び交付金	円 513,000	日本スポーツ振興センター共済掛金 @285円 × 120人 × 15箇所 = 513,000円	
		計	790,624,353		
合計		790,624,353			
特定財源	諸収入		288,000	日本スポーツ振興センター共済掛金(保護者負担分) @160円 × 120人 × 15箇所 = 288,000円	
		計	288,000		
差引一般財源			790,336,353円		
数値			15箇所		
単位費用			52,689,090円		

経費の種類		その他の教育費		測定単位	人	口	
事業区分	節名	経費	内容説明				
基 準 的	社会教育総務費	報酬	1,320,000	特別職非常勤職員（社会教育委員） @11,000円 × 10人 × 12月 = 1,320,000円			
		給与費	215,219,116	@7,686,397円 × 28人 = 215,219,116円			
		職員手当等	5,382,720	時間外勤務手当	@2,880円 × 1,869時間 = 5,382,720円		
		旅費	879,518	{ 普通旅費 740,718円 { 近接地内 @511円 × 1,138回 = 581,518円 { 近接地外 @39,800円 × 4回 = 159,200円 費用弁償 138,800円			
		需用費	2,251,600	{ 消耗品費 1,207,800円 { 会議費 91,600円 { 印刷製本費 811,500円 { 修繕料 140,700円			
		役務費	145,800	通信運搬費	145,800円		
		備品購入費	166,200	事務用備品等	166,200円		
		負担金補助及び交付金	920,000	社会教育関係団体育成補助	920,000円		
		計	226,284,954				
	経 費	子育てのための施設等利用給付（私立幼稚園（未移行園））	職員手当等	1,886,400	時間外勤務手当	@2,880円 × 655時間 = 1,886,400円	
		旅費	29,127	近接地内	@511円 × 3回 × 19箇所 = 29,127円		
		需用費	120,400	印刷製本費	120,400円		
		使用料及び借賃負担金補助及び交付金	5,700	会場借上料	5,700円		
			808,008,000		@308,400円 × 2,620人 = 808,008,000円		
		計	810,049,627	{ 特定財源 606,006,000円 { 国庫支出金 808,008,000 × $\frac{1}{2}$ = 404,004,000円 { 都支出金 808,008,000 × $\frac{1}{4}$ = 202,002,000円			

経費の種類		その他の教育費		測定単位	人口													
事業区分	節名	経費	内容説明															
基 準 的 経	私立幼稚園 施設型給付費	円																
		扶助費	225,037,030	施設型給付費 @569,714円 × 395人 = 225,037,030円														
		〈参考〉1園当たり経費																
		区分	対象者数	公定価格		施設型給付費	国庫支出金	都支出金	差引一般財源									
			定員	延人員	単価	加算額	金額	金額	全国統一費用分 1/2	全国統一費用分 1/4 地方単独費用分 1/2								
			A	B A×12	C	D	E B×(C+D)	F	G (E×0.738) ×1/2	H (E×0.738) ×1/4 (E×0.262) ×1/2	I F-G-H							
			人	人	円	円	円	円	円	円	円							
		基本分	4歳以上児	120	1,440	29,670		42,724,800										
			3歳児	60	720	37,670		27,122,400										
		加算部分1	処遇改善等加算I	4歳以上児	120	1,440	3,510		5,054,400									
				3歳児	60	720	4,550		3,276,000									
				副園長・教頭配置加算	180	2,160	640	78	1,550,880									
				3歳児配置改善加算	60	720	8,000	1,040	6,508,800									
				チーム保育加配加算	180	2,160	5,320	520	12,614,400									
				通園送迎加算	180	2,160	500	65	1,220,400									
	給食実施加算		180	2,160	570	39	1,315,440											
	副食費徴収免除加算		26	312	2,925		912,600											
加算部分2	冷暖房費加算	180	2,160	110		237,600												
	施設機能強化推進費加算					10,800												
	合計	180				102,548,520	102,548,520	37,840,404	32,354,058	32,354,058								
	1人当たり経費					569,714	569,714	210,224	179,745	179,745								
						<table border="0"> <tr> <td>特定財源</td> <td></td> <td>154,037,000円</td> </tr> <tr> <td>国庫支出金 (全国統一費用分)</td> <td>@210,224円 × 395人</td> <td>= 83,038,000円</td> </tr> <tr> <td>都支出金 (全国統一費用分 地方単独費用分)</td> <td>@179,745円 × 395人</td> <td>= 70,999,000円</td> </tr> </table>				特定財源		154,037,000円	国庫支出金 (全国統一費用分)	@210,224円 × 395人	= 83,038,000円	都支出金 (全国統一費用分 地方単独費用分)	@179,745円 × 395人	= 70,999,000円
特定財源		154,037,000円																
国庫支出金 (全国統一費用分)	@210,224円 × 395人	= 83,038,000円																
都支出金 (全国統一費用分 地方単独費用分)	@179,745円 × 395人	= 70,999,000円																
費	青少年対策費	報酬	4,536,105	特別職非常勤職員（青少年委員）														
		職員手当等	308,160	<table border="0"> <tr> <td>青少年委員</td> <td>@8,600円 × 34人 × 12月</td> <td>= 3,508,800円</td> </tr> <tr> <td>青少年問題協議会委員</td> <td>@9,000円 × 29人 × 2回</td> <td>= 522,000円</td> </tr> <tr> <td>会計年度任用職員</td> <td>@11,229円 × 45人</td> <td>= 505,305円</td> </tr> </table>				青少年委員	@8,600円 × 34人 × 12月	= 3,508,800円	青少年問題協議会委員	@9,000円 × 29人 × 2回	= 522,000円	会計年度任用職員	@11,229円 × 45人	= 505,305円		
	青少年委員	@8,600円 × 34人 × 12月	= 3,508,800円															
青少年問題協議会委員	@9,000円 × 29人 × 2回	= 522,000円																
会計年度任用職員	@11,229円 × 45人	= 505,305円																
	報償費	346,800	<table border="0"> <tr> <td>時間外勤務手当</td> <td>@2,880円 × 107時間</td> <td>= 308,160円</td> </tr> <tr> <td>青少年講座・講師等謝礼</td> <td></td> <td>346,800円</td> </tr> </table>				時間外勤務手当	@2,880円 × 107時間	= 308,160円	青少年講座・講師等謝礼		346,800円						
時間外勤務手当	@2,880円 × 107時間	= 308,160円																
青少年講座・講師等謝礼		346,800円																

経費の種類	その他の教育費	測定単位	人	口
事業区分	節名	経費	内容説明	
基 準	〔青少年対策費〕 旅費 需用費 役務費 委託料 使用料及び 賃借金補助 金及び交付金 計	円 554,132	普通旅費 136,832円 近接地内 @511円 × 112回 = 57,232円 近接地外 @39,800円 × 2回 = 79,600円 費用弁償 417,300円 青少年委員 @9,300円 × 34人 = 316,200円 その他 101,100円	
		867,300	消耗品費 351,200円 印刷製本費 516,100円	
		238,300	通信運搬費 238,300円	
		216,100	原画作成等 216,100円	
		106,800	会場借上料 106,800円	
		3,600,000	地区活動推進費 @250,000円 × 14地区 = 3,500,000円 分担金 100,000円	
		10,773,697		
		13,443,408	会計年度任用職員（指導員） @280,071円 × 4人 × 12月 = 13,443,408円	
		34,320	費用弁償 @8,580円 × 4人 = 34,320円	
		35,600	消耗品費 @8,900円 × 4人 = 35,600円	
計	13,513,328			
活 動 的	社会教育指導員報酬	13,443,408	会計年度任用職員（指導員） @280,071円 × 4人 × 12月 = 13,443,408円	
	活動費旅費	34,320	費用弁償 @8,580円 × 4人 = 34,320円	
	需用費	35,600	消耗品費 @8,900円 × 4人 = 35,600円	
	計	13,513,328		
	学校施設 開放事業費	報酬費 36,714,600 需用費 1,436,000 工事請負費 17,019,600 備品購入費 848,900 計 56,019,100	指導員謝礼 @5,230円 × 135日 × 52校 = 36,714,600円 消耗品費 720,200円 修繕料 715,800円 施設補修費 @327,300円 × 52校 = 17,019,600円 開放用備品 848,900円	
費	放課後子ども 教室推進事業費	報酬 776,000 報酬費 119,914,824	特別職非常勤職員（運営委員会謝礼） 776,000円 コーディネーター @3,990円 × 249日 × $\frac{34}{3}$ 校（12人） = 11,922,120円 協働活動サポーター @2,625,696円 × 34校 = 89,273,664円 { (平日) @1,013円 × 2人 × 4時間 × 200日 = 1,620,800円 @1,013円 × 1人 × 3時間 × 200日 = 607,800円 (土日) @1,013円 × 2人 × 3時間 × 49日 = 297,822円 @1,013円 × 1人 × 2時間 × 49日 = 99,274円	

経費の種類	その他の教育費		測定単位	人	口
事業区分	節名	経費	内容説明		
基	(放課後子ども 教室推進事業費)	円			
		需用費	3,400,000	協働活動支援員 @550,560円 × 34校 = 18,719,040円 { (平日) @1,480円 × 2人 × 1時間 × 149日 = 441,040円 (土日) @1,480円 × 1人 × 2時間 × 37日 = 109,520円 消耗品等 @100,000円 × 34校 = 3,400,000円 { 特定財源 { 国庫支出金1/3 } 124,048,120 × $\frac{2}{3}$ = 82,698,000円 { 都支出金1/3 }	
準	学級・講座 運営費	職員手当等	406,080	時間外勤務手当 @2,880円 × 141時間 = 406,080円	
		報償費	12,538,240	成人・高齢者・一般対象 @22,190円 × 56学級 × 7回 = 8,698,480円	
				婦人・家庭教育 @10,950円 × 44学級 × 3回 = 1,445,400円	
				青少年対象 @29,560円 × 9学級 × 9回 = 2,394,360円	
		旅費	268,514	近接地内 @511円 × 74回 = 37,814円	
				費用弁償 230,700円	
		需用費	1,928,300	消耗品費 865,500円	
				印刷製本費 1,062,800円	
		役務費	160,700	通信運搬費 160,700円	
		使用料及び 賃借料	687,700	自動車借上料 687,700円	
備品購入費	257,700		257,700円		
	計	16,247,234			
経	社会教育指導者 講習会費	職員手当等	100,800	時間外勤務手当 @2,880円 × 35時間 = 100,800円	
		報償費	433,600	講師謝礼 @27,100円 × 16回 = 433,600円	
		旅費	37,032	近接地内 @511円 × 12回 = 6,132円	
				費用弁償 30,900円	
		需用費	420,300	消耗品費 207,600円	
				印刷製本費 212,700円	
費	文化財保護 普及事業費	役務費	40,100	通信運搬費 40,100円	
		使用料及び 賃借料	171,800	自動車借上料 171,800円	
		計	1,203,632		
		報酬	462,000	特別職非常勤職員（文化財保護審議会委員） @15,400円 × 10人 × 3回 = 462,000円	
		職員手当等	198,720	時間外勤務手当 @2,880円 × 69時間 = 198,720円	
報償費	788,500	文化財調査及び文化財講座講師謝礼 788,500円			
旅費	149,221	近接地内 @511円 × 111回 = 56,721円			
		費用弁償 92,500円			

経費の種類		その他の教育費		測定単位	人口	
事業区分	節名	経費	内容説明			
基	文化財保護 普及事業費	需用費	1,461,400	消耗品費	346,300円	
				会議費	52,300円	
				印刷製本費	1,062,800円	
		役員費	160,600	通信運搬費	160,600円	
		委託料	1,655,900	文化財調査委託	1,655,900円	
		使用料及び 賃借料	103,200	自動車借上料	103,200円	
		備品購入費	171,800	事務用備品等	171,800円	
		負担金補助 及び交付金	1,500,000	文化財保存助成等	1,500,000円	
	計	6,651,341				
準	成人式運営費	報償費	145,900	講演者謝礼	145,900円	
		需用費	1,377,100	記念品	1,152,000円	
				消耗品費	27,700円	
				印刷製本費	197,400円	
		委託料	179,200	装飾委託	179,200円	
使用料及び 賃借料	41,200	会場使用料	20,600円			
	計	1,743,400	器材使用料	20,600円		
経	スポーツ推進 委員活動費	報酬	2,567,280	特別職非常勤職員（スポーツ推進委員）		
				@5,630円 × 38人 × 12月 =	2,567,280円	
		旅費	2,508,000	費用弁償	@5,500円 × 38人 × 12月 =	2,508,000円
		需用費	98,200	消耗品費	98,200円	
		負担金補助 及び交付金	114,000	東京都スポーツ推進委員協議会分担金	114,000円	
	計	5,287,480				
費	スポーツ推進 計画策定経費	報酬	24,060	特別職非常勤職員（委員報酬）		
				@12,030円 × 20人 × $\frac{1}{10}$ =	24,060円	
		委託料	238,991	策定支援委託	@2,389,910円 × $\frac{1}{10}$ =	238,991円
	計	263,051				
費	スポーツ教室 運営費	職員手当等	198,720	時間外勤務手当	@2,880円 × 69時間 =	198,720円
		報償費	4,968,000	指導員謝礼	@20,700円 × 延30種目 × 8日 =	4,968,000円
		旅費	204,234	近接地内	@511円 × 74回 =	37,814円
				費用弁償	166,420円	
		需用費	594,500	消耗品費	311,000円	
		印刷製本費	283,500円			

経費の種類	その他の教育費	測定単位	人	口	
事業区分	節名	経費	内容	説明	
基 準	（スポーツ教室） 運営費	円			
		役員費	80,200	通信運搬費 80,200円	
		使用料及び 賃借料	687,700	自動車借上料 687,700円	
		備品購入費	172,200	172,200円	
		計	6,905,554		
	区民体育大会 運営費	報償費	823,400	審判・役員謝礼	823,400円
		需用費	1,989,500	参加賞・記念品	1,071,400円
				消耗器材	406,800円
				印刷製本費	511,300円
		役員費	437,600	通信運搬費 筆耕翻訳料	309,000円 128,600円
委託料		361,100	装飾委託	361,100円	
使用料及び 賃借料		323,300	自動車借上料 会場使用料	256,100円 67,200円	
備品購入費		185,100	競技用器材	185,100円	
	計	4,120,000			
的 経 費	図書館管理費 （7館）	報酬	150,912,816	説明(5)参照 @4,624,686円 × 30人 = 138,740,580円	
		給与費	173,712,572	会計年度任用職員（図書整理） @7,686,397円 × 22.6人 = 173,712,572円	
		職員手当等	11,784,960	時間外勤務手当	11,784,960円
		報償費	352,000		352,000円
		旅費	727,827	近接地内	489,027円
				近接地外	238,800円
		需用費	116,470,800	燃料費	1,418,200円
				電気料	16,149,900円
				ガス料	3,108,600円
				水道料	4,910,300円
			消耗品費	10,135,400円	
			印刷製本費	1,690,800円	
			図書資料費	76,969,800円	
	修繕料	2,087,800円			
役員費	6,375,300	通信運搬費 保険料	6,114,600円 260,700円		
委託料	337,959,300	清掃委託等	337,959,300円		
使用料及び 賃借料	43,192,600	自動車借上料等	43,192,600円		

経費の種類	その他の教育費	測定単位	人	口	
事業区分	節名	経費	内容説明		
基 準 的 経 費	〔図書館管理費〕 (7館)	円			
		工事請負費	23,824,600	維持補修費	23,824,600円
		備品購入費	2,202,900	書架・机等	2,202,900円
		負担金補助及び交付金	76,000	図書館関係分担金	76,000円
		計	867,591,675		
	社会教育施設 管理費 (2施設)	報酬 給与費 職員手当等 報償費 旅費 需用費 役務費 委託料 使用料及び 賃借料 工事請負費 備品購入費 計	13,874,058 19,984,632 2,211,840 451,240 192,531 6,477,790 148,940 121,707,020 375,640 1,217,770 99,900 166,741,361	説明(6)参照 @4,624,686円 × 3人 = @7,686,397円 × 2.6人 = 近接地内 近接地外 燃料費 電気料 ガス料 水道料 消耗品費 印刷製本費 修繕料 通信運搬費 保険料 4,936,200円	13,874,058円 19,984,632円 2,211,840円 451,240円 112,931円 79,600円 10,250円 3,285,310円 979,830円 1,429,160円 549,460円 33,960円 189,820円 141,310円 7,630円 121,707,020円 375,640円 1,217,770円 99,900円
	社会体育施設 管理費	委託料	562,882,500	説明(7)参照	562,882,500円
	都民体育大会 選手派遣費	負担金補助 及び交付金	1,158,400	選手派遣費 @3,200円 × 362人 =	1,158,400円
	学校等情報配信 システム運用 経費(小/中/幼)	委託料	1,675,550	システム運用委託	1,675,550円

経費の種類		その他の教育費		測定単位	人口
事業区分	節名	経費	内容説明		
基準的経費	教育振興基本	報酬	77,520	委員報酬	@15,200円 × 51人 × $\frac{1}{10}$ = 77,520円
	計画策定経費	委託料	378,600	策定支援委託	@3,786,000円 × $\frac{1}{10}$ = 378,600円
		計	456,120		
	合	計	3,108,695,858		
特定財源	使用料及び手数料		4,936,200	社会教育会館使用料	4,936,200円
	国庫・都支出金		842,741,000	子育てのための施設等利用給付	606,006,000円
				国庫支出金	808,008,000 × $\frac{1}{2}$ = 404,004,000円
				都支出金	808,008,000 × $\frac{1}{4}$ = 202,002,000円
				施設型給付費	154,037,000円
				国庫支出金 (全国統一費用分)	@210,224円 × 395人 = 83,038,000円
				都支出金 〔全国統一費用分〕 〔地方単独費用分〕	@179,745円 × 395人 = 70,999,000円
				放課後子ども教室推進事業費（国1/3 都1/3）	
					124,048,120円 × $\frac{2}{3}$ = 82,698,000円
	合	計	847,677,200		
差引一般財源		2,261,018,658円			
数値		350,000人			
単位費用		6,460円			

説明(5) 図書館管理費積算

事業区分	節名	経費	内 容	説 明	
基 準 的 経 費	図書館管理 運営費 (中央館分)	報酬	30,184,809	会計年度任用職員	
		給与費	39,969,264		@7,686,397円 × 5.2人 × 1館 = 39,969,264円
		職員手当等	2,695,680	時間外勤務手当	@2,880円 × 78時間 × 12月 = 2,695,680円
		報償費	352,000		352,000円
		旅費	192,020	近接地内	@511円 × 220回 = 112,420円
				近接地外	@39,800円 × 2回 = 79,600円
		需用費	65,634,600	燃料費	1,418,200円
				電気料	9,280,600円
				ガス料	1,580,000円
				水道料	2,798,300円
				消耗品費	8,086,900円
				印刷製本費	1,501,600円
				図書資料費	39,878,100円
				修繕料	1,090,900円
			役務費	5,169,400	通信運搬費
			保険料	52,200円	
	委託料	70,764,300	清掃委託	12,325,800円	
			機械設備保守委託	4,340,500円	
			警備委託	2,496,000円	
			管理運営委託	16,168,800円	
			窓口業務委託	20,759,900円	
			コンピュータ保守委託	14,673,300円	
	使用料及び 賃借料	28,275,200	自動車借上料	6,359,900円	
			コンピュータリース料	14,681,900円	
			フィルムライブラリー機器リース料	7,233,400円	
	工事請負費	22,082,500	維持補修費	22,082,500円	
	備品購入費	1,563,500	書架・机等	1,563,500円	
	負担金補助 及び交付金	76,000	図書館関係分担金	76,000円	
	計	266,959,273			

事業区分	節名	経費	内 容	説 明
基 準 的 経 費	図書館管理 運営費 (地区館分)	報酬	120,728,007	会計年度任用職員
		給与費	133,743,308	管理運営補助員 @4,624,686円 × 6人 × 4館 = 110,992,464円 図書整理 @11,229円 × 867人 = 9,735,543円 @7,686,397円 × 4.35人 × 4館 = 133,743,308円
		職員手当等	9,089,280	時間外勤務手当 @2,880円 × 263時間 × 12月 = 9,089,280円
		旅費	535,807	近接地内 @511円 × 737回 = 376,607円 近接地外 @39,800円 × 4回 = 159,200円
		需用費	50,836,200	電気料 6,869,300円 ガス料 1,528,600円 水道料 2,112,000円 消耗品費 2,048,500円 印刷製本費 189,200円 図書資料費 37,091,700円 修繕料 996,900円
		役務費	1,205,900	通信運搬費 997,400円 保険料 208,500円
		委託料	267,195,000	清掃委託 10,976,000円 機械設備保守委託 5,722,400円 警備委託 2,176,000円 窓口業務委託 83,039,600円 管理運営委託(4館) 20,765,600円 指定管理委託(2館) 129,842,100円 コンピュータ保守委託 14,673,300円
		使用料及び 賃借料	14,917,400	自動車借上料 235,500円 コンピュータリース料 14,681,900円
		工事請負費	1,742,100	維持補修費 1,742,100円
		備品購入費	639,400	書架・机等 639,400円
		計	600,632,402	
		合 計	867,591,675	

説明(6) 社会教育施設管理費積算

事業区分	節名	経費	内 容	説 明	
基 準 的 経 費	社会教育会館	報 酬	13,874,058	円 会計年度任用職員(管理運営補助員) @4,624,686円 × 3人 × 1館 = 13,874,058円	
	管理運営費	給与費	19,984,632	@7,686,397円 × 2.6人 × 1館 = 19,984,632円	
		職員手当等	2,211,840	時間外勤務手当 @2,880円 × 64時間 × 1館 × 12月 = 2,211,840円	
		報償費	451,240	講師謝礼金等 451,240円	
		旅 費	192,531	{ 近接地内 @511円 × 221回 = 112,931円 近接地外 @39,800円 × 2回 = 79,600円	
		需用費	6,477,790	{ 燃料費 10,250円 電気料 3,285,310円 ガス料 979,830円 水道料 1,429,160円 消耗品費 549,460円 印刷製本費 33,960円 修繕料 189,820円	
		役務費	148,940	{ 通信運搬費 141,310円 保険料 7,630円	
		委託料	71,674,870	{ 清掃委託 4,343,300円 警備委託 687,030円 機械設備保守委託 6,432,290円 管理運営委託(1館) 50,681,300円 指定管理委託(1館) 9,530,950円	
		使用料及び 賃借料	375,640	375,640円	
		工事請負費	1,217,770	維持補修費 1,217,770円	
		備品購入費	99,900	99,900円	
		計	116,709,211	{ 特定財源(使用料及び手数料) 4,936,200円 }	
		郷土資料館 管理運営費	委託料	50,032,150	指定管理委託 50,032,150円
	合 計		166,741,361		
特 定 財 源		4,936,200			
差 引 一 般 財 源		161,805,161			

説明(7) 社会体育施設管理費積算

事業区分	節名	経費	内容	説明
基 準 的 経 費	体育館管理運営 費(プール有館)	委託料 293,846,260	円 指定管理委託(2館)	293,846,260円
	体育館管理運営 費(プール無館)	委託料 53,874,240	指定管理委託(1館)	53,874,240円
	各種運動施設 管理運営費	委託料 215,162,000	指定管理委託 野球場 @1,520円 × 78,000㎡ = 118,560,000円 運動場 @1,520円 × 38,800㎡ = 58,976,000円 テニスコート @1,520円 × 9,750㎡ = 14,820,000円 屋外プール @16,290円 × 1,400㎡ = 22,806,000円	215,162,000円
合	計	562,882,500		

第8項 その他諸費

I その他諸費の概要

第1 公債費

- (1) 公債費は、昭和50年度以降に自治大臣又は都知事の許可（同意）を受け、令和3年5月31日までに発行した義務教育施設整備事業のうち用地取得造成事業に係る地方債（但し、統廃合のため新たに校地を取得する場合を除く）についての令和3年度における元利償還金を算定した。
- (2) 測定単位は「元利償還金」で、単位費用は1円とした。

第2 財産費

- (1) 財産費は、次の経費について算定した。
 - ア 次の特別区都市計画交付金に係る地方債収入相当額のうち、知事が定める額
 - ・平成29年度から令和2年度交付金に係る地方債収入相当額のうち令和3年度算定分
 - ・前年度以前に、国庫補助において国庫債務負担行為が認められた用地取得事業で、特別会計等で取得したも
のについては、令和3年度に一般会計が再取得する分に係る地方債収入相当額
 - イ 令和2年度以前に締結した小学校・中学校・義務教育学校・中等教育学校（前期課程）敷地に係る令和3年度の借地料として知事が定める額
- (2) 測定単位は「年度支払額」で、単位費用は1円とした。

第3 その他行政費

- (1) 測定単位は「人口」で、単位費用は13,058円とした。
- (2) 昼間人口及び基準財政需要額のうち経常的経費単位費用分の額の多少によりその他行政費の割増又は割減の補正を行った。

II 積算の内容

次頁より

経費の種類		公債費		測定単位	元利償還金	
事業区分	節名	経費	内容説明			
基 準 的 経 費	公債元利償還金	償還金 利子 及び 割引料	円 165,700,000	起債元金及び利子の償還 元利償還金 165,700,000円		
	合 計		165,700,000			
特 定 財 源						
	合 計		0			
差引一般財源		165,700,000円				
数 値		165,700,000円				
単 位 費 用		1円				

経費の種類		財産費		測定単位	年度支払額
事業区分	節名	経費	内容説明		
基準的経費	財産取得等費 使用料及び 賃借料 公有財産購入費	円			
		53,800,000	借地料	53,800,000円	
		2,027,300,000	年賦支払額	2,027,300,000円	
合計		2,081,100,000			
特定財源					
合計		0			
差引一般財源		2,081,100,000円			
数値		2,081,100,000円			
単位費用		1円			

経費の種類		その他行政費		測定単位	人	口
事業区分	節名	経費	内容説明			
基準的経費	その他行政費	4,570,300,000	円	その他行政費		4,570,300,000円
	合計	4,570,300,000				
特定財源						
	合計	0				
差引一般財源		4,570,300,000円				
数値		350,000人				
単位費用		13,058円				

第2節 投資的経費

第1項 議会総務費

I 議会総務費の概要

1 単位費用算定の概要

- (1) 議会総務費は、地域交流施設の改築・大規模改修経費について、測定単位「人口」により算定した。
- (2) 標準区の行政規模は人口350,000人とした。
- (3) 標準区の所要経費を375,249,384円、特定財源を0円と見込み、差引一般財源所要額を375,249,384円と算定した。
この結果、単位費用を1,072円とした。

2 標準事業規模

経費の種類	施設	標準事業規模(m ²)	
議会総務費	地域交流施設	25,994	
	内訳	区民センター 1施設	10,000
		地域センター 4施設	11,884
		地域総合防災センター 1施設	570
		災害対策要員住宅 1施設	2,280
		男女共同センター 1施設	1,260

3 本年度改定内容

所要の単価改定を行った。

4 過年度改定内容（時限算定）

地域交流施設の建築工事単価について、平成26年度から29年度までの各区予算単価の変動率を臨時的に反映することで算定の充実を図った（令和4年度まで）。

II 積算の内容

次頁より

経費の種類		議会総務費		測定単位	人口
事業区分	節名	経費	内容説明		
基準的経費	地域交流施設	円			
		375,249,384	(改築) 工事費 @351,800円 × 25,994㎡ × $\frac{1}{50}$ = 182,893,784円 (大規模改修) 工事費 @7,400円 × 25,994㎡ = 192,355,600円		
合計		375,249,384			
特定財源					
合計		0			
差引一般財源		375,249,384円			
数値		350,000人			
単位費用		1,072円			

第2項 民生費

I 民生費の概要

第1 社会福祉費

1 単位費用算定の概要

- (1) 社会福祉費は測定単位「人口」により、心身障害者福祉施設の改築・大規模改修に要する経費を算定した。
- (2) 標準区人口は350,000人で、その所要経費を153,310,320円、特定財源を0円と見込み、差引一般財源所要額を153,310,320円と算定した。

この結果、単位費用を438円とした。

2 標準事業規模

経費の種類	施設	標準事業規模(m ²)
社会福祉費	心身障害者福祉施設 9施設	10,620

3 本年度改定内容

所要の単価改定を行った。

4 過年度改定内容(時限算定)

心身障害者福祉施設の建築工事単価について、平成26年度から29年度までの各区予算単価の変動率を臨時的に反映することで算定の充実を図った(令和4年度まで)。

第2 老人福祉費

1 単位費用算定の概要

- (1) 老人福祉費は測定単位「65歳以上人口」により、高齢者福祉施設の改築・大規模改修に要する経費を算定した。
- (2) 標準区人口は63,000人で、その所要経費を263,457,000円、特定財源を20,880,000円と見込み、差引一般財源所要額を242,577,000円と算定した。

この結果、単位費用を3,850円とした。

2 標準事業規模

経費の種類	施設	標準事業規模(m ²)	
老人福祉費	高齢者福祉施設	18,250	
	内訳	老人福祉施設 13施設	5,460
		老人福祉センター 1施設	800
		高齢者在宅サービスセンター 7施設	3,990
		特別養護老人ホーム 2施設	8,000

3 本年度改定内容

所要の単価改定を行った。

4 過年度改定内容(時限算定)

高齢者福祉施設の建築工事単価について、平成26年度から29年度までの各区予算単価の変動率を臨時的に反映することで算定の充実を図った(令和4年度まで)。

第3 児童福祉費

1 単位費用算定の概要

(1) 児童福祉費は測定単位「15歳未満人口」により、児童福祉施設の改築・大規模改修に要する経費を算定した。

(2) 標準区人口は38,000人で、その所要経費を512,088,228円、特定財源を21,520,000円と見込み、差引一般財源所要額を490,568,228円と算定した。

この結果、単位費用を12,910円とした。

2 標準事業規模

経費の種類	施設	標準事業規模(m ²)
児童福祉費	児童福祉施設	35,473
	児童館 20施設	10,800
	母子生活支援施設 1施設	900
	放課後児童クラブ 17施設	2,193
	子ども家庭支援センター 1施設	500
	保育所 34施設	21,080

3 本年度改定内容

所要の単価改定を行った。

4 過年度改定内容(時限算定)

児童福祉施設の建築工事単価について、平成26年度から29年度までの各区予算単価の変動率を臨時的に反映することで算定の充実を図った(令和4年度まで)。

II 積算の内容

次頁より

経費の種類		社会福祉費		測定単位	人口
事業区分	節名	経費	内容説明		
基準的経費	心身障害者福祉施設	円			
		153,310,320	(改築) 工事費 @351,800円 × 10,620㎡ × $\frac{1}{50}$ = 74,722,320円 (大規模改修) 工事費 @7,400円 × 10,620㎡ = 78,588,000円		
合計		153,310,320			
特定財源					
合計		0			
差引一般財源			153,310,320円		
数値			350,000人		
単位費用			438円		

〈投〉 民生費 老人福祉費（65歳以上人口）

経費の種類		老人福祉費		測定単位	65歳以上人口
事業区分	節名	経費	内容説明		
基準的経費	高齢者福祉施設	円			
		263,457,000	(改築) 工事費 @351,800円 × 18,250㎡ × $\frac{1}{50}$ = 128,407,000円 (大規模改修) 工事費 @7,400円 × 18,250㎡ = 135,050,000円		
合 計		263,457,000			
特定財源	高齢者福祉施設 都支出金 (特別養護老人ホーム)	20,880,000	工事費 @522,000,000円 × 2所 × $\frac{1}{50}$ = 20,880,000円		
合 計		20,880,000			
差引一般財源		242,577,000円			
数 値		63,000人			
単 位 費 用		3,850円			

〈投〉 民生費 児童福祉費（15歳未満人口）

経費の種類		児童福祉費		測定単位	15歳未満人口
事業区分	節名	経費	内容説明		
基準的経費	児童福祉施設	円			
		512,088,228	(改築) 工事費 @351,800円 × 35,473㎡ × $\frac{1}{50}$ = 249,588,028円 (大規模改修) 工事費 @7,400円 × 35,473㎡ = 262,500,200円		
合計		512,088,228			
特定財源	児童福祉施設 都支出金（児童館）	14,801,000	工事費 $@55,505,000円 \times \frac{2}{3} = 37,003,000円$ $@37,003,000円 \times 20所 \times \frac{1}{50} = 14,801,000円$		
	国庫支出金及び都支出金 （放課後児童クラブ）	6,719,000	工事費 $@29,646,000円 \times \frac{2}{3} = 19,764,000円$ $@19,764,000円 \times 17所 \times \frac{1}{50} = 6,719,000円$		
合計		21,520,000			
差引一般財源		490,568,228円			
数値		38,000人			
単位費用		12,910円			

第3項 衛生費

I 衛生費の概要

1 単位費用算定の概要

- (1) 衛生費は測定単位「人口」により保健衛生施設の改築等に要する経費を算定した。
- (2) 標準区人口は350,000人で、その所要経費を102,495,600円、特定財源を0円と見込み、差引一般財源所要額を102,495,600円と算定した。
- この結果、単位費用を293円とした。

2 標準団体行政規模

経費の種類	施設	標準事業規模 (㎡)	
衛生費	保健衛生施設	7,100	
	保健所（衛生検査センター含む）	1施設	2,800
	保健センター	3施設	3,600
	リサイクルセンター	1施設	700

3 本年度改定内容

所要の単価改定を行った。

4 過年度改定内容（時限算定）

保健衛生施設の建築工事単価について、平成26年度から29年度までの各区予算単価の変動率を臨時的に反映することで算定の充実を図った（令和4年度まで）。

II 積算の内容

次頁より

経費の種類		衛生費		測定単位	人口
事業区分	節名	経費	内容説明		
基準的経費	保健衛生施設	円			
		102,495,600	(改築) 工事費 @351,800円 × 7,100㎡ × $\frac{1}{50}$ = 49,955,600円 (大規模改修) 工事費 @7,400円 × 7,100㎡ = 52,540,000円		
合計		102,495,600			
特定財源					
合計		0			
差引一般財源			102,495,600円		
数値			350,000人		
単位費用			293円		

第4項 清掃費

I 清掃費の概要

第1 収集作業費

1 単位費用算定の概要

- (1) 収集作業費は、測定単位「人口」により清掃事務所及び清掃事業所の改築・大規模改修に要する経費と清掃車庫の大規模改修に要する経費を算定した。
- (2) 標準区の行政規模は、人口350,000人とした。
- (3) 標準区の所要経費を59,571,000円、特定財源はなく、差引一般財源所要額を59,571,000円と算定した。
この結果、単位費用を170円とした。

2 標準事業規模

経費の種類	施設	標準事業規模(m ²)
収集作業費	清掃事務所及び清掃事業所	4,000
	車庫	1,800

3 本年度改定内容

所要の単価改定を行った。

4 過年度改定内容（時限算定）

清掃事務所及び清掃事業所の建築工事単価について、平成26年度から29年度までの各区予算単価の変動率を臨時的に反映することで算定の充実を図った（令和4年度まで）。

第2 処理処分費

1 単位費用算定の概要

- (1) 処理処分費は、測定単位「人口」により清掃工場の改築等に要する経費、元利償還金に要する経費を算定した。
- (2) 標準区の行政規模は、人口350,000人とした。
- (3) 標準区の所要経費を1,244,050,070円、特定財源を531,977,840円と見込み、差引一般財源所要額を712,072,230円と算定した。
この結果、単位費用を2,034円とした。

2 本年度改定内容

所要の単価改定を行った。

II 積算の内容

次頁より

なお、処理処分費の大規模改修には、保安施設整備、公害監視設備整備、建築等設備整備、粗大ごみ破碎整備等に要する経費を計上している。

経費の種類		収 集 作 業 費		測 定 単 位	人	口
事 業 区 分	節 名	経 費	内 容 説 明			
基 準 的 経 費	清掃事務所及び 清掃事業所	円 57,744,000	(改 築) 工事費 $@351,800円 \times 4,000m^2 \times \frac{1}{50} = 28,144,000円$ (大規模改修) 工事費 $@7,400円 \times 4,000m^2 = 29,600,000円$			
	車 庫	1,827,000	(大規模改修) 工事費 $@20,300円 \times 1,800m^2 \times \frac{1}{20} = 1,827,000円$			
合 計		59,571,000				
特 定 財 源						
合 計		0				
差 引 一 般 財 源		59,571,000円				
数 値		350,000人				
単 位 費 用		170円				

経費の種類		処 理 処 分 費		測 定 単 位	人	口
事 業 区 分	節 名	経 費	内 容 説 明			
基 準 的 経 費	清 掃 工 場 そ の 他 施 設	824,255,530	円	(改 築) 工事費		
					@32,625,768,000円 × $\frac{1}{50}$ = 652,515,360円	
				(不燃プラント更新) 工事費		
					@1,680,331,000円 × $\frac{1}{50}$ = 33,606,620円	
				(大規模改修)		138,133,550円
	元 利 償 還 金	419,794,540		(元利償還金)		419,794,540円
合 計		1,244,050,070				
特 定 財 源	国 庫 支 出 金	157,610,680		(改 築)		150,546,200円
				(不燃プラント更新)		7,064,480円
	特 別 区 債	374,367,160		(改 築)		353,250,200円
				(不燃プラント更新)		21,116,960円
合 計		531,977,840				
差 引 一 般 財 源						712,072,230円
数 値						350,000人
単 位 費 用						2,034円

第5項 経済労働費

I 経済労働費の概要

第1 生活経済費

1 単位費用算定の概要

- (1) 生活経済費は、測定単位「人口」により、消費者及び商工振興施設の改築・大規模改修経費を算定した。
- (2) 標準区の行政規模は人口350,000人で、その所要経費を46,195,200円、特定財源を0円と見込み、差引一般財源所要額を46,195,200円と算定した。

この結果、単位費用を132円とした。

2 標準事業規模

経費の種類	施設	標準事業規模(m ²)
生活経済費	消費者及び商工振興施設	3,200
	内訳 商工振興センター 1施設	2,900
	消費者センター 1施設	300

3 本年度改定内容

所要の単価改定を行った。

4 過年度改定内容(時限算定)

消費者及び商工振興施設の建築工事単価について、平成26年度から29年度までの各区予算単価の変動率を臨時的に反映することで算定の充実を図った(令和4年度まで)。

II 積算の内容

次頁より

経費の種類		生活経済費		測定単位	人口
事業区分	節名	経費	内容説明		
基準的経費	消費者及び 商工振興施設	46,195,200	円		
			(改築) 工事費 @351,800円 × 3,200m ² × $\frac{1}{50}$ = 22,515,200円 (大規模改修) 工事費 @7,400円 × 3,200m ² = 23,680,000円		
合計		46,195,200			
特定財源					
	合計		0		
	差引一般財源		46,195,200円		
	数値		350,000人		
単位費用		132円			

第6項 土木費

I 土木費の概要

第1 建築公害費

1 単位費用算定の概要

- (1) 建築公害費は、測定単位「人口」により、区営住宅の改築・大規模改修に要する経費を算定した。
- (2) 標準区人口は350,000人で、その所要経費を408,250,080円、特定財源を139,284,000円、差引一般財源所要額を268,966,080円と算定した。

この結果、単位費用を768円とした。

2 標準事業規模

経費の種類	施設	標準事業規模(m ²)
建築公害費	区営住宅(404戸)	28,280

3 本年度改定内容

所要の単価改定を行った。

4 過年度改定内容(時限算定)

区営住宅の建築工事単価について、平成26年度から29年度までの各区予算単価の変動率を臨時的に反映することで算定の充実を図った(令和4年度まで)。

第2 都市整備費

1 単位費用算定の概要

- (1) 都市整備費は、測定単位「人口」により、まちづくりに要する経費を算定した。
- (2) 標準区人口は350,000人で、その所要経費を152,179,000円、特定財源を82,377,000円、差引一般財源所要額を69,802,000円と算定した。

この結果、単位費用を199円とした。

2 本年度改定内容

所要の単価改定を行った。

第3 道路橋りょう費

1 単位費用算定の概要

(1) 道路橋りょう費は、測定単位「道路面積」により、道路改良、交通安全施設整備及びガードパイプ取替等に要する経費を算定した。

(2) 標準区道路面積は2,322,000㎡で、その所要経費を334,215,540円、特定財源はなく、差引一般財源所要額を334,215,540円と算定した。

この結果、単位費用を144円とした。

2 標準事業規模

経費の種類	施設	標準事業規模(㎡)
道路橋りょう費	道路改良	2,322,000
	道路緑化	
	橋りょう架替	
	交通安全施設	
	ガードパイプ	
	公衆便所(15箇所)	270

3 本年度改定内容

(1) 道路改良について、改良単価を改定するとともに、実施率を見直すことで、算定内容を見直した。

(2) 態容補正(Ⅲ)について、算定を改善した。

(3) その他所要の単価改定を行った。

4 過年度改定内容(時限算定)

公衆便所の建築工事単価について、平成26年度から29年度までの各区予算単価の変動率を臨時的に反映することで算定の充実を図った(令和4年度まで)。

第4 公園費

1 単位費用算定の概要

- (1) 公園費は、測定単位「人口」により、公園の造成等に要する経費を算定した。
- (2) 標準区人口は350,000人で、その所要経費を666,217,295円、特定財源を144,834,000円、差引一般財源所要額を521,383,295円と算定した。

この結果、単位費用を1,490円とした。

2 標準事業規模

経費の種類	施設	標準事業規模(m ²)
公園費	公園 (新設工事費)	1,500
	公園 (新設用地費)	400
	公園 (改修工事費)	300,000
	公衆便所 (120箇所)	2,160

3 本年度改定内容

所要の単価改定を行った。

4 過年度改定内容(時限算定)

公衆便所の建築工事単価について、平成26年度から29年度までの各区予算単価の変動率を臨時的に反映することで算定の充実を図った(令和4年度まで)。

II 積算の内容

次頁より

経費の種類		建築公害費		測定単位	人口
事業区分	節名	経費	内容説明		
基準的経費	区営住宅	円			
		408,250,080	(改築) 工事費 $@351,800円 \times 70m^2 \times \frac{1}{50} \times 404戸 = 198,978,080円$ (大規模改修) 工事費 @7,400円 $\times 70m^2 \times 404戸 = 209,272,000円$		
合計		408,250,080			
特定財源	国庫支出金	89,540,000	社会資本整備総合交付金	89,540,000円	
	都支出金	49,744,000	公営住宅整備事業補助金	49,744,000円	
合計		139,284,000			
差引一般財源		268,966,080円			
数値		350,000人			
単位費用		768円			

経費の種類		都市整備費		測定単位	人口
事業区分	節名	経費	内容説明		
基準的経費	まちづくり事業費	152,179,000	円	住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型・耐震改修促進型）の一部（用地取得経費を除く） 都市防災不燃化促進事業（都・国制度分） 市街地再開発事業（基本計画作成費）	
	合計	152,179,000			
特定財源	国庫支出金・都支出金	82,377,000		82,377,000円	
	合計	82,377,000			
差引一般財源			69,802,000円		
数値			350,000人		
単位費用			199円		

経費の種類		道路橋りょう費		測定単位	道路面積	
事業区分	節名	経費	内容説明			
基 準 的 施 設 整 備 経 費	道路改良	238,650,000	円 工事費 (改良単価) (実施率) $@18,500円 \times 2,322,000m^2 \times \frac{1}{180} = 238,650,000円$			
	道路緑化	19,174,000	街路樹、植樹帯等整備	19,174,000円		
	交通安全 施設整備	46,448,000	交通安全施設整備	46,448,000円		
	ガードパイプ 取替	23,220,000	工事費 (取替単価) (実施面積) $@10円 \times 2,322,000m^2 = 23,220,000円$			
	公衆便所	6,723,540	(改築) 工事費 $@785,100円 \times 18m^2 \times \frac{1}{50} \times 15箇所 = 4,239,540円$ (大規模改修) 工事費 $@9,200円 \times 18m^2 \times 15箇所 = 2,484,000円$			
合 計		334,215,540				
特 定 財 源						
合 計		0				
差引一般財源		334,215,540円				
数 値		2,322,000m ²				
単 位 費 用		144円				

経費の種類		公園費		測定単位	人口
事業区分	節名	経費	内容説明		
基準的経費	公園	478,600,000	(新設) 工事費 @33,000円 × 1,500㎡ = 49,500,000円 用地費 @454,000円 × 400㎡ = 181,600,000円 (改修) 工事費 @33,000円 × 300,000㎡ × $\frac{1}{40}$ = 247,500,000円		
	公衆便所	53,788,320	(改築) 工事費 @785,100円 × 18㎡ × $\frac{1}{50}$ × 120箇所 = 33,916,320円 (大規模改修) 工事費 @9,200円 × 18㎡ × 120箇所 = 19,872,000円		
	元利償還金	133,828,975	元利償還需要額 133,828,975円		
合計		666,217,295			
特定財源	国庫支出金	12,266,000	公園事業費国庫補助金 〔国庫補助率〕〔国庫採択見込率〕 新設工事費 @33,000円 × 1,500㎡ × $\frac{1}{2}$ × 0.05 = 1,237,000円 新設用地費 @454,000円 × 400㎡ × $\frac{1}{3}$ × 0.08 = 4,842,000円 改修工事費 @33,000円 × 300,000㎡ × $\frac{1}{2}$ × 0.05 × $\frac{1}{40}$ = 6,187,000円		
	特別区債	132,568,000	用地費 176,758,000円 × 0.75 = 132,568,000円		
合計		144,834,000			
差引一般財源		521,383,295円			
数値		350,000人			
単位費用		1,490円			

第7項 教育費

I 教育費の概要

第1 小学校費

1 単位費用算定の概要

- (1) 小学校費は、測定単位「学校数」により、区立小学校及び義務教育学校（前期課程）の次の経費を算定した。
小学校及び義務教育学校（前期課程）の義務教育施設の大規模改修、改築（雨水有効利用設備を含む）及び元利償還金に要する経費
- (2) 標準区の行政規模は、小学校数34校とした。
- (3) 標準区の所要経費を 2,868,265,400円、特定財源を 839,429,000円 と見込み、差引一般財源所要額を 2,028,836,400円 と算定した。この結果、単位費用を 59,671,659円 とした。

2 本年度改定内容

所要の単価改定を行った。

3 過年度改定内容（時限算定）

義務教育施設の建築工事単価について、平成26年度から29年度までの各区予算単価の変動率を臨時的に反映することで算定の充実を図った（令和4年度まで）。

第2 中学校費

1 単位費用算定の概要

- (1) 中学校費は、測定単位「学校数」により、区立中学校、義務教育学校（後期課程）及び中等教育学校（前期課程）の次の経費を算定した。
中学校、義務教育学校（後期課程）及び中等教育学校（前期課程）の義務教育施設の大規模改修、改築（雨水有効利用設備を含む）及び元利償還金に要する経費
- (2) 標準区の行政規模は、中学校数18校とした。
- (3) 標準区の所要経費を 1,644,961,200円、特定財源を 461,590,000円 と見込み、差引一般財源所要額を 1,183,371,200円 と算定した。この結果、単位費用を 65,742,844円 とした。

2 本年度改定内容

所要の単価改定を行った。

3 過年度改定内容（時限算定）

義務教育施設の建築工事単価について、平成26年度から29年度までの各区予算単価の変動率を臨時的に反映することで算定の充実を図った（令和4年度まで）。

第3 その他の教育費

1 単位費用算定の概要

(1) その他の教育費は、測定単位「児童生徒数」、「園児数」及び「人口」により、次の経費を算定した。

ア 「児童生徒数」を測定単位とするもの

小中学校の校外施設の大規模改修及び改築に要する経費

イ 「園児数」を測定単位とするもの

区立幼稚園の大規模改修及び改築に要する経費

ウ 「人口」を測定単位とするもの

生涯学習関連施設及び各種運動施設の大規模改修及び改築に要する経費

(2) 標準区の行政規模、所要経費及び単位費用は次表のとおりとした。

測定単位	行政規模 a	所要経費 b	特定財源 c	差引一般財源 (b - c) d	単位費用 (d ÷ a)
		円	円	円	円
児童生徒数	35,280人	86,616,000	0	86,616,000	2,455
園児数	1,800人	156,991,500	14,891,000	142,100,500	78,945
人口	350,000人	578,032,540	18,431,000	559,601,540	1,599

2 本年度改定内容

(1) 「児童生徒数」を測定単位とするもの

- ・所要の単価改定を行った。

(2) 「園児数」を測定単位とするもの

- ・所要の単価改定を行った。

(3) 「人口」を測定単位とするもの

- ・所要の単価改定を行った。

3 過年度改定内容（時限算定）

(1) 「児童生徒数」を測定単位とするもの

- ・校外施設の建築工事単価について、平成26年度から29年度までの各区予算単価の変動率を臨時的に反映することで算定の充実を図った（令和4年度まで）。

(2) 「園児数」を測定単位とするもの

- ・幼稚園の建築工事単価について、平成26年度から29年度までの各区予算単価の変動率を臨時的に反映することで算定の充実を図った（令和4年度まで）。

(3) 「人口」を測定単位とするもの

- ・生涯学習関連施設及び各種運動施設の建築工事単価について、平成26年度から29年度までの各区予算単価の変動率を臨時的に反映することで算定の充実を図った（令和4年度まで）。

4 標準事業規模

- (1) 「児童生徒数」を測定単位とするもの

経費の種類	施設	標準事業規模(m ²)
その他の教育費	校外施設	6,000

- (2) 「園児数」を測定単位とするもの

経費の種類	施設	標準事業規模(m ²)
その他の教育費	幼稚園	10,875

- (3) 「人口」を測定単位とするもの

経費の種類	施設	標準事業規模(m ²)	
その他の教育費	生涯学習関連施設	35,300	
	内	図書館(中央館) 1施設	4,200
		図書館(地区館) 6施設	6,000
		社会教育会館 2施設	3,800
		体育館(プール有) 2施設	14,800
		体育館(プール無) 1施設	3,500
		郷土資料室 1施設	3,000
		各種運動施設	136,220
	内	野球場 12.1面	78,650
		運動場 4.4面	42,680
		テニスコート 15面	11,250
		屋外プール 6面	2,100
		管理棟等 1施設	1,540

Ⅱ 積算の内容

次頁より

参 考

1 義務教育施設大規模改修経費積算内訳

区 分	小 学 校	中 学 校	特 別 支 援 学 校 及 び 養 護 学 園
	1 校当たり所要額	1 校当たり所要額	1 施設当たり所要額
	千円	千円	千円
校 舎	16,419	17,276	7,118
給 食 室	1,446	1,447	1,447
屋内運動場	2,597	2,453	1,465
プ ー ル	598	653	503
校 庭	1,619	2,229	1,619
フ ェ ン ス	598	675	598
計	23,277	24,733	12,750

2 耐用年数及び標準事業規模

区 分	耐用年数	標 準 事 業 規 模			備 考
		小 学 校	中 学 校	特 別 支 援 学 校 及 び 養 護 学 園	
	年	m ²	m ²	m ²	
校 舎	47	5,900	6,198	1,800	国庫補助基準面積
給 食 室	47	319	266	266	国庫補助基準面積
屋内運動場	44	1,215	1,138	629	財調算定面積
プ ー ル	30	630	700	504	財調算定面積を基準とし、モデル設定
校 庭	40	4,000	5,600	4,000	現況保有面積の平均
フ ェ ン ス (金網面積)	50	670	756	670	現況保有校地面積の平均値を基準とし、モデル設定

経費の種類	小 学 校 費	測 定 単 位	学 校 数
事 業 区 分	節 名	経 費	内 容 説 明
基 準 的 経 費	義務教育施設 改 築	円 1,706,454,400	(校舎) 建設費 @245,400円 × 5,900㎡ = 1,447,860,000円 取壊し経費 @17,100円 × 5,900㎡ = 100,890,000円 仮設校舎建設費 @28,300円 × 5,000㎡ = 141,500,000円 給食室設置経費 @155,300,000円 × 1校 = 155,300,000円 空調除外経費 @△15,800円 × 1,296㎡ = △20,476,800円 計 1,825,073,200円 @1,825,073,200円 × $\frac{1}{47}$ × 34校 = 1,320,265,700円 (屋内運動場) 建設費 @279,300円 × 1,215㎡ = 339,349,500円 取壊し経費 @15,200円 × 1,215㎡ = 18,468,000円 計 357,817,500円 @357,817,500円 × $\frac{1}{44}$ × 34校 = 276,495,300円 (プール) 建設費 @292,600円 × 250㎡ = 73,150,000円 取壊し経費 @21,900円 × 250㎡ = 5,475,000円 内蔵経費 @36,500円 × 250㎡ = 9,125,000円 計 87,750,000円 @87,750,000円 × $\frac{1}{30}$ × 34校 = 99,450,000円 (雨水有効利用設備) @2,400円 × 5,900㎡ × $\frac{1}{47}$ × 34校 = 10,243,400円
		791,418,000	校 舎 16,419,000円 給 食 室 1,446,000円 屋内運動場 2,597,000円 プ ー ル 598,000円 校 庭 1,619,000円 フ ェ ン ス 598,000円 計 23,277,000円 @23,277,000円 × 34校 = 791,418,000円

経費の種類		小学校費		測定単位	学校数	
事業区分	節名	経費	内容説明			
基準的経費	元利償還金	円 370,393,000	(元利償還金) 370,393,000円			
合計		2,868,265,400				
特定財源	国庫支出金	401,097,000	校舎建設費 $@205,400円 \times 5,900m^2 \times \frac{1}{3} = 403,953,333円$ $@403,953,333円 \times \frac{1}{47} \times 34校 = 292,221,000円$ 給食室設置経費 $@267,200円 \times 319m^2 \times \frac{1}{3} = 28,412,267円$ $@28,412,267円 \times \frac{1}{47} \times 34校 = 20,553,000円$ 屋内運動場建設費 $@226,700円 \times 1,215m^2 \times \frac{1}{3} = 91,813,500円$ $@91,813,500円 \times \frac{1}{44} \times 34校 = 70,946,000円$ プール建設費 $@184,000円 \times 250m^2 \times \frac{1}{3} = 15,333,333円$ $@15,333,333円 \times \frac{1}{30} \times 34校 = 17,377,000円$			
	特別区債	438,332,000	校舎建設債 $@205,400円 \times 5,900m^2 \times \frac{2}{3} \times 0.75 = 605,930,000円$ $@605,930,000円 \times \frac{1}{47} \times 34校 = 438,332,000円$			
合計		839,429,000				
差引一般財源		2,028,836,400円				
数値		34校				
単位費用		59,671,659円				

経費の種類	中 学 校 費	測 定 単 位	学 校 数
事 業 区 分	節 名	経 費	内 容 説 明
基 準 的 経 費	義務教育施設 改 築	円	
		938,821,200	(校舎)
			建設費 @245,400円 × 6,198㎡ = 1,520,989,200円
			取壊し経費 @17,100円 × 6,198㎡ = 105,985,800円
			仮設校舎建設費 @28,300円 × 5,609㎡ = 158,734,700円
			給食室設置経費 @144,884,000円 × 1校 = 144,884,000円
			空調除外経費 @△15,800円 × 1,080㎡ = △17,064,000円
			計 1,913,529,700円
			@1,913,529,700円 × $\frac{1}{47}$ × 18校 = 732,841,200円
			(屋内運動場)
			建設費 @279,300円 × 1,138㎡ = 317,843,400円
			取壊し経費 @15,200円 × 1,138㎡ = 17,297,600円
			計 335,141,000円
			@335,141,000円 × $\frac{1}{44}$ × 18校 = 137,103,100円
			(プール)
	建設費 @292,600円 × 300㎡ = 87,780,000円		
	取壊し経費 @21,900円 × 300㎡ = 6,570,000円		
	内蔵経費 @36,500円 × 300㎡ = 10,950,000円		
	計 105,300,000円		
	@105,300,000円 × $\frac{1}{30}$ × 18校 = 63,180,000円		
	(雨水有効利用設備)		
	@2,400円 × 6,198㎡ × $\frac{1}{47}$ × 18校 = 5,696,900円		
	445,194,000	校 舎 17,276,000円	
		給 食 室 1,447,000円	
		屋内運動場 2,453,000円	
		プ ー ル 653,000円	
		校 庭 2,229,000円	
		フ ェ ン ス 675,000円	
		計 24,733,000円	
		@24,733,000円 × 18校 = 445,194,000円	

経費の種類		中学校費		測定単位	学校数	
事業区分	節名	経費	内容説明			
基準的経費	元利償還金	円 260,946,000	(元利償還金) 260,946,000円			
合計		1,644,961,200				
特定財源	国庫支出金	217,811,000	校舎建設費 $@205,400円 \times 6,198m^2 \times \frac{1}{3} = 424,356,400円$ $@424,356,400円 \times \frac{1}{47} \times 18校 = 162,519,000円$ 給食室設置経費 $@267,200円 \times 266m^2 \times \frac{1}{3} = 23,691,733円$ $@23,691,733円 \times \frac{1}{47} \times 18校 = 9,073,000円$ 屋内運動場建設費 $@226,700円 \times 1,138m^2 \times \frac{1}{3} = 85,994,867円$ $@85,994,867円 \times \frac{1}{44} \times 18校 = 35,179,000円$ プール建設費 $@184,000円 \times 300m^2 \times \frac{1}{3} = 18,400,000円$ $@18,400,000円 \times \frac{1}{30} \times 18校 = 11,040,000円$			
	特別区債	243,779,000	校舎建設債 $@205,400円 \times 6,198m^2 \times \frac{2}{3} \times 0.75 = 636,534,600円$ $@636,534,600円 \times \frac{1}{47} \times 18校 = 243,779,000円$			
合計		461,590,000				
差引一般財源		1,183,371,200円				
数値		18校				
単位費用		65,742,844円				

〈投〉 教育費 その他の教育費（児童生徒数）

経費の種類		その他の教育費		測定単位	児童生徒数
事業区分	節名	経費	内容説明		
基 準 的 経 費	校 外 施 設	円			
		42,216,000	(改築)		
			工事費	@351,800円 × 6,000㎡ × $\frac{1}{50}$ =	42,216,000円
	44,400,000	(大規模改修)			
			工事費	@7,400円 × 6,000㎡ =	44,400,000円
合 計		86,616,000			
特 定 財 源					
合 計		0			
差引一般財源		86,616,000円			
数 値		35,280人			
単 位 費 用		2,455円			

〈投〉 教育費 その他の教育費（園児数）

経費の種類		その他の教育費		測定単位	園児数
事業区分	節名	経費	内容説明		
基準的経費	幼稚園	円			
		76,516,500	(改築) 工事費 @351,800円 × 10,875㎡ × $\frac{1}{50}$ = 76,516,500円		
		80,475,000	(大規模改修) 工事費 @7,400円 × 10,875㎡ = 80,475,000円		
合計		156,991,500			
特定財源	国庫支出金	14,891,000	園舎建設費		
			$@205,400円 \times 10,875㎡ \times \frac{1}{3} = 744,575,000円$ $@744,575,000円 \times \frac{1}{50} = 14,891,000円$		
合計		14,891,000			
差引一般財源		142,100,500円			
数値		1,800人			
単位費用		78,945円			

経費の種類		その他の教育費		測定単位	人口
事業区分	節名	経費	内容説明		
基 準	生涯学習 関連施設	円			
		248,370,800	(改築) 工事費	@351,800 × 35,300m ² × $\frac{1}{50}$ =	248,370,800円
		261,220,000	(大規模改修) 工事費	@7,400 × 35,300m ² =	261,220,000円
的 経 費	各種運動施設	32,850,440	(改築) 工事費		
			屋外プール (建設費)	@292,600 × 2,100m ² × $\frac{1}{30}$ =	20,482,000円
			屋外プール (取壊し経費)	@21,900 × 2,100m ² × $\frac{1}{30}$ =	1,533,000円
			管理棟等	@351,800 × 1,540m ² × $\frac{1}{50}$ =	10,835,440円
		35,591,300	(大規模改修) 工事費		
			野球場	@3,600 × 78,650m ² × $\frac{1}{30}$ =	9,438,000円
			運動場	@3,600 × 42,680m ² × $\frac{1}{30}$ =	5,121,600円
			テニスコート	@12,300 × 11,250m ² × $\frac{1}{30}$ =	4,612,500円
			屋外プール	@2,392 × 2,100m ² =	5,023,200円
			管理棟等	@7,400 × 1,540m ² =	11,396,000円
	合計	578,032,540			
特 定 財 源	国庫支出金	18,431,000	体育館建設費	@183,800 × 11,500m ² × $\frac{1}{3}$ =	704,566,667円
				@704,566,667円 × $\frac{1}{50}$ =	14,091,000円

経費の種類	その他の教育費	測定単位	人口
事業区分	節名	経費	内容説明
特 定 財 源	〔国庫支出金〕	円	プール建設費 $@813,900 \times 800\text{m}^2 \times \frac{1}{3} = 217,040,000\text{円}$ $@217,040,000\text{円} \times \frac{1}{50} = 4,340,000\text{円}$
		合計	18,431,000
差引一般財源		559,601,540円	
数値		350,000人	
単位費用		1,599円	

第 3 部

補 正 係 数

第1章 概要

基準財政需要額は、単位費用に測定単位の補正後の数値を乗ずるという形で算定される。単位費用は標準的団体について算定されているが、各特別区における単位当たりの費用は、各特別区の社会的、経済的、地理的諸条件の相違等によって差異がある。このように各種の要素によって当該特別区と標準的団体との間に、質的量的差異があるとき、この差異を基準財政需要額に反映させるために、測定単位の数値に一定の係数を乗じて補正する方法が補正である。そして、この係数が補正係数である。

したがって、基準財政需要額は、測定単位の数値を補正し、これを当該測定単位ごとの単位費用に乗じて得た額を当該特別区について、合算して算定することとなる。この場合、測定単位の数値を補正する事項として、「種別補正」、「段階補正」、「密度補正」、「態容補正」の4つの種類が考えられている。

このうち、二以上の補正を合わせて行う場合には、事項ごとに算定した率を連乗又は加算して得た率による（費目別適用方法については第3章を参照）。

以下、各補正について概略を述べることとするが、個々の行政費目ごとに適用される補正係数の算出基礎については、第5章で詳述する。

第2章 補正係数の種類

第1節 種別補正

1 目的

測定単位に種別があり、その種別ごとの単位当たり経費に差があるものについて、その差の割合により補正する。

2 補正係数の一般的算式

種別	単位当たり経費	補正係数	
A	a 円	1.00	基準となる種別Aに係る単位当たり経費 a 円を単位費用とし、単
B	b 円	$\frac{b}{a}$	位費用に対する他の種別に係る単位当たり経費の率をもって種別
C	c 円	$\frac{c}{a}$	補正係数とする。

第2節 段階補正

1 目的

測定単位の数値の多少により単位当たり経費が逓減又は逓増するものについて、超過累進又は超過累退の方法により補正する。

2 補正係数の一般的算式

段階補正係数 (α) は、次の算式で求められる。

$$\alpha = \frac{X \pm \sum \Delta x_n d_n}{X \pm \sum \Delta x_n}$$

$X \pm \sum \Delta x_n = x$ ……測定単位の数値
 X ……標準区の数値
 Δx_n ……n 段階目の数値の増減差
 d_n ……n 段階目の補正率
 符号：+ …… $X < x$; - …… $X > x$ のとき

補正率 (d_n) は、次の算式で求められる。

- i 標準区の数値を超える段階 (数値の増加により逓減するもの)

$$d_n = \frac{\sum \Delta x_n A - (X + \sum \Delta x_n) \Delta b_{n-1} - \sum \Delta x_{n-1} \cdot d_{n-1} \cdot A}{\Delta x_n A}$$

A ……単位費用
 Δb_{n-1} ……n 段階目の減少する単位費用の額

- ii 標準区の数値に満たない段階 (数値の減少により逓増するもの)

$$d_n = \frac{(X + \sum \Delta x_n) \Delta b_{n-1} - \sum \Delta x_{n-1} \cdot d_{n-1} \cdot A}{\Delta x_n A}$$

Δb_{n-1} ……n 段階目の増加する単位費用の額

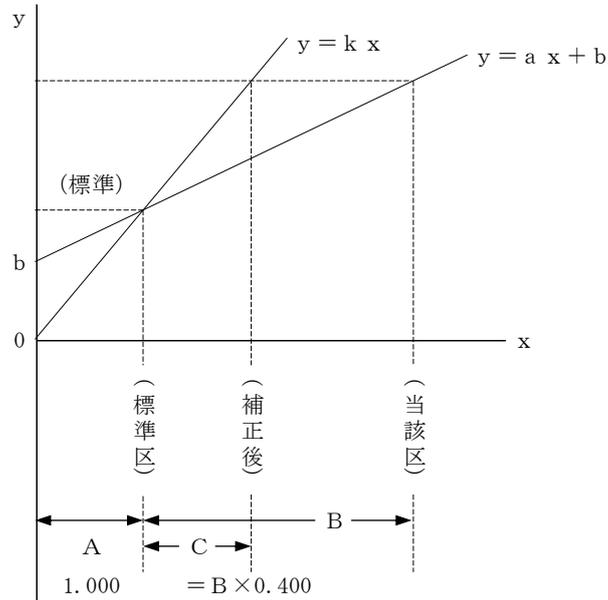
段階ごとに補正する方法は次のとおりである。

ア 測定単位の数値が標準区の数値以上のとき、

(図例) 補正率を0.400 として

当該区の数値 $A + B$

当該区の段階ごとに補正した数値 $A + C = A + B \times 0.400$

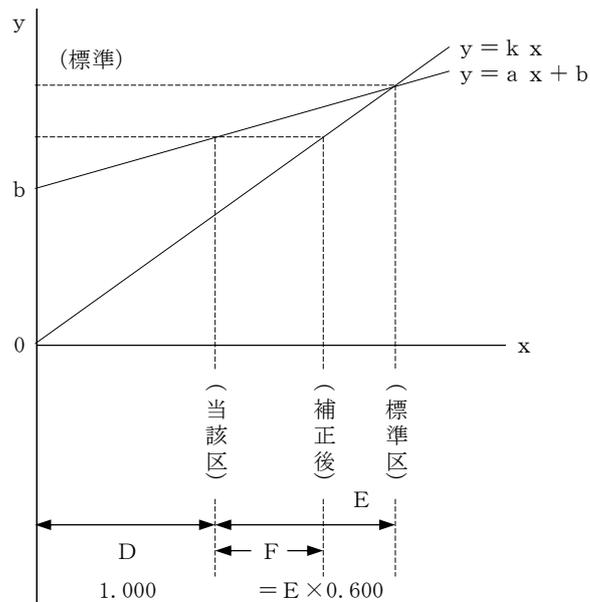


イ 測定単位の数値が標準区の数値未満のとき、

(図例) 補正率を0.600 として

当該区の数値 D

当該区の段階ごとに補正した数値 $D + F = D + E \times 0.600$



第3節 密度補正

1 目的

密度の大小により単位当たり経費が逡減又は逡増するものについては、超過累進又は超過累退等の方法により補正する。なお、密度補正は、次の3種類に類別できる。

- (1) 標準区の密度と各特別区の密度との差異により単位当たり経費が逡減又は逡増するものについて、逡減又は逡増の補正を行うもの
- (2) 標準経費に算入された事業量に係る数値を基準として、各特別区の当該事業量に係る数値の増減により割増又は割減の補正を行うもの
- (3) 測定単位の数値に対する算入しようとする経費の事業量に係る数値の割合により割増の補正を行うもの

2 補正係数の一般的算式

$$\beta \text{ I} = 1 + \left(\frac{m}{M} k - 1 \right) S$$

M…………標準密度

m…………密度

k…………乗率

S…………単位費用に占める影響する経費の割合

$$\beta \text{ II} = 1 + \left(\frac{n}{x} k - \frac{N}{X} \right) \frac{B}{A}$$

X…………標準区の数値

x…………当該区の数値

N…………標準区の仕事量数値

n…………当該区の仕事量数値

k…………乗率

A…………単位費用

B…………仕事量数値1単位当たり経費

$$\beta \text{ III} = 1 + \frac{n \cdot B \cdot \frac{1}{A} \cdot k}{x}$$

符号 $\beta \text{ II}$ に同じ

第4節 態容補正

1 目 的

各特別区の法律的、地域的、その他の態容による行政の質的量的差異により単位当たり経費が割高又は割安となるものについて、割増又は割減の方法により補正する。

2 補正係数の一般的算式

$$r = 1 + \frac{b}{Ax}$$

A……………単位費用

x……………当該区の数值

b……………当該区の付加すべき事業費

第3章 行政費目ごとの補正係数適用一覧及び連乗加算の方法

1 経常的経費

経費の種類	測定単位	種別	段階	密度	態容	補正係数の連乗加算の方法	
議会総務費	人口		○	○	○	段階補正係数+（密度補正係数-1）+（態容補正Ⅰ係数-1）+（態容補正Ⅱ係数-1）+（態容補正Ⅲ係数-1）	
民生費	社会福祉費	人口	○	○	○	段階補正係数+（密度補正Ⅰ係数-1）+（密度補正Ⅱ係数-1）+（態容補正Ⅰ係数-1）+（態容補正Ⅱ係数-1）	
	老人福祉費	65歳以上人口	○	○	○	段階補正係数+（密度補正Ⅰ係数-1）+（密度補正Ⅱ係数-1）+（態容補正Ⅰ係数-1）+（態容補正Ⅱ係数-1）	
	生活保護費	被保護者数	○	○	○	段階補正係数+（密度補正係数-1）+（態容補正係数-1）	
	児童福祉費	18歳未満人口		○	○	○	段階補正係数+（密度補正Ⅰ係数-1）+（密度補正Ⅱ係数-1）+（密度補正Ⅲ係数-1）+（密度補正Ⅳ係数-1）+（態容補正Ⅰ係数-1）+（態容補正Ⅱ係数-1）+（態容補正Ⅲ係数-1）
		区立保育所入所児童数			○	○	密度補正Ⅰ係数+（密度補正Ⅱ係数-1）+（態容補正係数-1）
		私立保育所入所児童数			○		
	国民健康保険事業助成費	被保険者数		○		○	段階補正係数+（態容補正Ⅰ係数-1）+（態容補正Ⅱ係数-1）+（態容補正Ⅲ係数-1）
後期高齢者医療制度事業助成費	被保険者数		○		○	段階補正係数+（態容補正Ⅰ係数-1）+（態容補正Ⅱ係数-1）	
衛生費	人口		○	○	○	段階補正係数+（密度補正係数-1）+（態容補正Ⅰ係数-1）+（態容補正Ⅱ係数-1）+（態容補正Ⅲ係数-1）	
清掃費	清掃総務費	人口		○			
	収集作業費	人口	○	○	○	段階補正係数×密度補正係数+（態容補正Ⅰ係数-1）+（態容補正Ⅱ係数-1）	
	収集車両費	人口	○	○	○	段階補正係数×密度補正係数×態容補正Ⅰ係数+（態容補正Ⅱ係数-1）	
	処理処分費	人口		○		○	段階補正係数+（態容補正係数-1）
経済労働費	生活経済費	人口		○	○	段階補正係数+（態容補正係数-1）	
	産業経済費	事業所数		○		○	段階補正係数+（態容補正Ⅰ係数-1）+（態容補正Ⅱ係数-1）
土木費	建築公害費	人口		○		○	段階補正係数+（態容補正Ⅰ係数-1）+（態容補正Ⅱ係数-1）
	都市整備費	人口		○		○	段階補正係数+（態容補正係数-1）
	道路橋りょう費	道路面積	○	○	○	○	段階補正係数×密度補正係数+（態容補正係数-1）
	公園費	公園面積	○	○			
教育費	小学校費	児童数			○		
		学級数					
		学校数				○	態容補正Ⅰ係数+（態容補正Ⅱ係数-1）+（態容補正Ⅲ係数-1）
	中学校費	生徒数			○		

経費の種類		測定単位	種別	段階	密度	態容	補正係数の連乗加算の方法
教 育 費	〔中学校費〕	学級数					
		学校数				○	態容補正Ⅰ係数+（態容補正Ⅱ係数-1）
	その他の教育費	児童生徒数		○			
		幼稚園数				○	
		人口		○	○	○	段階補正係数+（密度補正Ⅰ係数-1）+（密度補正Ⅱ係数-1）+（態容補正Ⅰ係数-1）+（態容補正Ⅱ係数-1）+（態容補正Ⅲ係数-1）
その他諸費	公債費	元利償還金					
	財産費	年度支払額					
	その他行政費	人口				○	

2 投資的経費

経費の種類		測定単位	種別	段階	密度	態容	補正係数の連乗加算の方法
議会総務費		人口		○		○	段階補正係数×態容補正係数
民 生 費	社会福祉費	人口				○	
	老人福祉費	65歳以上人口		○	○	○	{段階補正係数+（密度補正係数-1）}×態容補正Ⅰ係数+（態容補正Ⅱ係数-1）
	児童福祉費	15歳未満人口		○	○	○	{段階補正係数+（密度補正係数-1）}×態容補正Ⅰ係数+（態容補正Ⅱ係数-1）+（態容補正Ⅲ係数-1）
衛生費		人口		○		○	段階補正係数×態容補正Ⅰ係数+（態容補正Ⅱ係数-1）
清掃費	収集作業費	人口		○		○	段階補正係数+（態容補正Ⅰ係数-1）+（態容補正Ⅱ係数-1）
	処理処分費	人口					
経 営 費	生活経済費	人口		○		○	段階補正係数×態容補正係数
土 木 費	建築公害費	人口		○		○	段階補正係数+（態容補正係数-1）
	都市整備費	人口		○		○	段階補正係数+（態容補正係数-1）
	道路橋りょう費	道路面積	○		○	○	密度補正係数+（態容補正Ⅰ係数-1）+（態容補正Ⅱ係数-1）+（態容補正Ⅲ係数-1）
	公園費	人口				○	態容補正Ⅰ係数+（態容補正Ⅱ係数-1）
教 育 費	小学校費	学校数			○	○	密度補正係数×態容補正Ⅰ係数+（態容補正Ⅱ係数-1）+（態容補正Ⅲ係数-1）+（態容補正Ⅳ係数-1）
	中学校費	学校数			○	○	密度補正係数×態容補正Ⅰ係数+（態容補正Ⅱ係数-1）+（態容補正Ⅲ係数-1）
	その他の教育費	児童生徒数		○			
		園児数				○	
		人口		○		○	段階補正係数×態容補正Ⅰ係数+（態容補正Ⅱ係数-1）

第4章 行政費目ごとの固定費一覧

1 経常的経費

経費の種類 (測定単位)	事業区分	固定費 A	総経費 B	固定費割合 A/B
議会 総務費	議会運営費、区議会事務局運営費の一部（事業費の一部及び給与費11.29人分）、一般管理事務費の一部（事業費の一部、給与費145.68人分）、総合教育会議、企画調査費、行政評価事務費、財政管理費、電子計算事務費の一部、施設予約システム経費の一部、総合行政ネットワーク（L G W A N）運営経費、情報セキュリティクラウド運用経費の一部、自治体中間サーバ・プラットフォーム運用経費の一部、都区市町村電子自治体運営経費の一部、人事委員会費、特別区協議会分担金、特別区長会事務局分担金、特別区議会議長会事務局分担金、全国市長会負担金の一部、全国市議会議長会負担金の一部、法務管理費の一部、指定管理者選定等経費の一部、広報広聴費の一部、情報公開・個人情報保護事業費の一部、災害対策費の一部（防災対策、災害応急対策、消防団員等公務災害補償等共済基金掛金の一部、総合防災訓練の一部、水害対策経費、震災予防対策（防災普及広報等経費）の一部、震災予防対策（起震車運行等経費）の一部、帰宅困難者対策用食料等の備蓄の一部、防災行政無線システム維持管理費の一部、水位雨量観測システム維持管理費の一部、被災者生活再建支援システム運用経費の一部）、公衆無線LAN経費の一部、国民保護法関連事業経費、安全安心まちづくり推進事業費の一部、特別職職員費、非常勤職員公務災害補償費の一部、職員共済組合給与費負担金の一部、職員共済組合業務経理負担金の一部、職員選考試験費の一部、職員昇任選考費、職員健康管理費の一部、職員被服貸与費の一部、職員互助組合等交付金の一部、職員研修費の一部、財産管理費、車両維持管理費の一部、庁舎維持管理費の一部、区立施設定期点検調査費の一部、自治体総合賠償責任保険費の一部、区民関係等事務費の一部、住民基本台帳整備費の一部、住民基本台帳ネットワークシステム運営費の一部、出張所管理運営費の一部、地域総合防災センター及び災害対策要員住宅維持管理費、地域総合防災センター管理運営費、区民センター管理運営費、地域センター管理運営費の一部、男女共同センター管理運営費、外国人生活支援等事業費、平和普及活動事業費、男女共同参画事業費、人権啓発事業費、会計管理費、新地方公会計制度運用経費、賦課徴収費の一部（事業費の一部及び給与費の31.44人分）、公金取扱手数料の一部、選挙管理委員会費の一部（事業費及び給与費4.64人分）、選挙常時啓発普及費、区長及び区議会議員選挙執行費の一部、区長及び区議会議員選挙公営費の一部、監査委員費の一部（事業費の一部及び給与費4.47人分）、退職手当費の一部（28人分）、再任用（短時間）職員経費の一部（再任用64.37人分）	円	円	
議会 総務費	議会総務費（人）	4,498,596,630	9,145,950,133	0.492
民生費	社会福祉費（人）	340,726,664	5,143,935,393	0.066

経費の種類 (測定単位)	事業区分	固定費 A	総経費 B	固定費割合 A/B	
民 生 費	老人福祉費 (65歳以上人口)	老人福祉事業総務費の一部(事業費及び給与費17.89人分)、老人福祉施設管理運営費の一部(2所分)、老人福祉センター管理運営費の一部(0.125所分)、介護保険事業助成費の一部	円 229,034,565	円 4,429,964,085	0.052
	生活保護費 (被保護者数)	給与費11.81人分	90,776,348	1,381,689,868	0.066
	児童福祉費 (18歳未満人口)	児童福祉総務費の一部(事業費及び給与費34.35人分)、区立母子生活支援施設管理運営費、児童館管理運営費の一部(6所分)、子ども家庭支援センター運営費(先駆型)、子ども・子育て支援事業計画策定・推進経費、地域型保育給付費の一部、地域子ども・子育て支援事業費の一部、認証保育所運営費等事業費の一部(A型1所分)、保育士等キャリアアップ補助事業費の一部、学校等情報配信システム運用経費(保育所)の一部、保育所等賃借料補助事業費	1,023,278,864	6,984,636,835	0.147
	国民健康保険 事業助成費 (被保険者数)	国民健康保険総務費の一部(事業費の一部及び給与費20.31人分)	159,762,823	1,469,508,254	0.109
	後期高齢者医療 制度事業助成費 (被保険者数)	後期高齢者医療制度事業総務費の一部(事業費の一部及び給与費5.95人分)	61,643,102	2,592,398,762	0.024
衛 生 費	衛生費 (人口)	衛生総務費の一部(事業費の一部及び給与費47.25人分)、保健所管理運営費、リサイクルセンター管理運営費、健康増進計画・食育推進計画策定費、休日・準夜等診療事業費の一部(委託料のうち休日診療事業委託費6単位、準夜診療事業委託費2単位、休日歯科診療事業委託費を除く)、自殺防止対策事業費、予防接種費の一部、後天性免疫不全症候群対策費の一部(キャンペーン委託費)、風しん抗体検査事業費の一部、結核健康診断等事業費の一部、保健栄養費、産後ケア事業費、公害保健対策費、食品衛生費の一部(事業費の85.1%分)、医薬費(医療監視・献血対策等)、医薬費(薬事監視等)の一部、医薬費(衛生試験所登録等)、環境施策推進費の一部(環境計画推進費等)、使用済注射針回収支援事業費の一部	614,970,611	3,451,487,571	0.178
清 掃 費	清掃総務費 (人口)	総務管理費の一部(事業費の一部及び給与費6.67人分)、普及啓発費の一部	60,549,200	159,636,673	0.379
	収集作業費 (人口)	管理運営費の一部(事業費の一部及び給与費17.92人分)、作業運営費の一部、資源回収事業費の一部、集団回収事業費の一部	226,308,807	1,888,873,430	0.120
	収集車両費 (人口)	車両維持運営費の一部、車両雇上費の一部、車両購入費の一部	50,138,671	524,521,380	0.096
	処理処分費 (人口)	最終処分委託料の一部	68,869,566	1,068,099,404	0.064
経 済 労 働 費	生活経済費 (人口)	消費者対策事業諸費の一部(事業費の一部及び給与費2.80人分)、消費者センター管理運営費、公衆浴場助成事業費の一部、労働総務費の一部(事業費の一部及び給与費0.50人分)	87,687,290	157,776,603	0.556
	産業経済費 (事業所数)	商工振興費の一部(給与費9.00人分)、商工振興センター管理運営費、観光振興費	146,037,073	2,278,368,624	0.064

経費の種類 (測定単位)	事業区分	固定費 A	総経費 B	固定費割合 A/B
土木 建築公害費 (人 口)	土木総務費の一部(事業費の一部及び給与費36.44人分)、建築行政費の一部、建築紛争予防調整事務費、建築審査会運営費の一部、放置自転車等対策事業費の一部、住宅対策費の一部、区営住宅維持管理費の一部、空き家対策等事業費の一部	円 321,482,558	円 834,460,657	0.385
土木 都市整備費 (人 口)	都市整備総務費の一部(事業費及び給与費5.68人分)、都市計画事務費の一部、都市計画審議会運営費、都市景観づくり事業費の一部、地籍調査事業費	85,429,510	385,832,821	0.221
費 道路橋りょう費 (道路面積)	道路橋りょう総務費の一部(事業費の一部及び給与費6.07人分)、道路維持補修費の一部、公衆便所維持管理費、交通災害対策費の一部、道路清掃費の一部、街路灯維持補修費の一部、バリアフリー計画策定経費	286,758,330	116,216,840	2.467
費 公園費 (公園面積)	公園維持管理費の一部(事業費の一部及び給与費14.56人分)、公衆便所維持管理費の一部	198,004,230	450,591,913	0.439
教育 中学校費 (生徒数)	部活動大会参加費等助成経費の一部	112,000	405,416,006	0.000
教育 その他の教育費 (児童生徒数)	教育委員会運営費、事務局運営費の一部(給与費30.95人分及び事業費の一部)、教育相談事業費の一部、就学支援委員会活動費の一部、校外施設管理費、科学教育センター運営費、音楽鑑賞教室、教育研究所管理運営費、教職員健康管理費の一部、幼稚園教職員人事事務、特別区人事・厚生事務組合分担金、教育課程及び教科書採択事務、特別支援教育経費、日本語適応指導事業費の一部、校庭芝生管理費、いじめ問題対策委員会等経費	416,216,219	965,338,801	0.431
費 その他の教育費 (人 口)	社会教育総務費の一部(事業費及び給与費12.77人分)、社会教育指導員活動費、放課後子ども教室推進事業費の一部、スポーツ推進委員活動費の一部、スポーツ推進計画策定経費、図書館管理運営費(中央館分)、社会教育施設管理費の一部(社会教育会館管理運営費、郷土資料館管理運営費の一部)、社会体育施設管理費の一部(体育館管理運営費(プール無館)、各種運動施設管理運営費の一部)、都民体育大会選手派遣費、学校等情報配信システム運用経費の一部、教育振興基本計画策定経費	617,998,324	2,261,018,658	0.273

※ 中学校費(生徒数)の固定費割合は0.000以下

2 投資的経費

経費の種類 (測定単位)	事業区分	固定費 A	総経費 B	固定費割合 A/B
議会 議会総務費 (人 口)	地域交流施設の改築及び大規模改修経費	円 332,470,955	円 375,249,384	0.886
民生 老人福祉費 (65歳以上人口)	高齢者福祉施設の改築及び大規模改修経費の一部(2,281㎡分)	30,318,802	242,577,000	0.125
費 児童福祉費 (15歳未満人口)	児童福祉施設の改築及び大規模改修経費の一部(4,328㎡分)	59,853,390	490,568,228	0.122
衛生 衛生費 (人 口)	保健衛生施設の改築及び大規模改修経費の一部(3,550㎡分)	51,247,800	102,495,600	0.500
清掃 収集作業費 (人 口)	清掃事務所及び清掃事業所の改築及び大規模改修経費の一部(1,800㎡分)	25,984,800	59,571,000	0.436
経済 生活経済費 (人 口)	消費者及び商工振興施設の改築及び大規模改修経費	46,195,200	46,195,200	1.000
土木 建築公害費 (人 口)	区営住宅の改築及び大規模改修経費の一部(97戸分)	64,553,019	268,966,080	0.240
費 都市整備費 (人 口)	まちづくり事業費の一部(調査・計画作成費分)	54,764,813	69,802,000	0.785
教育 その他の教育費 (児童生徒数)	校外施設の改築及び大規模改修経費	86,616,000	86,616,000	1.000
費 その他の教育費 (人 口)	生涯学習関連施設の改築及び大規模改修経費の一部(12,625㎡分)、各種運動施設の改築及び大規模改修経費の一部(運動場の一部(9,700㎡分)、屋外プール)	206,167,700	559,601,540	0.368

第5章 行政費目ごとの補正係数説明

第1節 経常的経費

第1項 議会総務費

第1 議会総務費（人口）

1 密度補正

(1) 目的

標準区の戸籍人口比率に対する当該区の戸籍人口比率の割合により住民基本台帳整備費の割増又は割減の補正をするものである。

総務管理業務は、企画・電算・総務・区民・戸籍等の業務を含むが、戸籍業務の所要職員数は戸籍人口比率に応じて異なること、また、戸籍業務担当の職員数に対する戸籍人口比率の変動の影響する割合（影響度）が3/10であることから下記の算式により補正係数を求める。

(2) 算出方法

$$1 + \left[\frac{\frac{B}{A}}{\frac{\text{標準区戸籍人口}}{\text{標準区人口}}} - 1 \right] \times \frac{\text{戸籍人口により影響を受ける標準区経費}}{\text{標準区議会総務費}}$$
$$= 1 + \left[\frac{\frac{B}{A}}{\frac{371,700\text{人}}{350,000\text{人}}} - 1 \right] \times \frac{206,756,717\text{円}}{9,145,950,133\text{円}} = \frac{B}{A} \times 0.021 + 0.977$$

$\frac{B}{A}$ （—に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の人口）

B：当該年度4月1日現在における当該特別区の戸籍記載人口

(3) 積算内訳

$$\begin{aligned} \text{戸籍人口により影響を受ける経費} &= \text{戸籍関係人件費の比例分} \times \text{影響率} + \text{戸籍関係事業費} \\ &= 583,474,396\text{円} \times 0.30 + 31,714,398\text{円} = 206,756,717\text{円} \end{aligned}$$

2 態容補正 (I)

(1) 目的

昼間人口比率により、災害対策費の一部を補正するものである。

(2) 算出方法

$$1 + (A - 1) \times \frac{\text{標準区災害対策費のうちBに掲げる事業費}}{\text{標準区人口} \times \text{単位費用}}$$

$$= 1 + (A - 1) \times \frac{86,103,976\text{円}}{350,000\text{人} \times 26,131\text{円}} = 1 + (A - 1) \times 0.009$$

算式の符号

A : 次の表の定める昼間人口比率に対応する率

昼間人口比率	率	昼間人口比率	率
1.00未満	1.0	5.00以上 8.00未満	3.5
1.00以上 1.25未満	1.5	8.00以上 12.00未満	4.0
1.25以上 1.75未満	2.0	12.00以上 15.00未満	4.5
1.75以上 3.00未満	2.5	15.00以上	5.0
3.00以上 5.00未満	3.0		

したがって、補正係数は昼間人口比率に対して次の表のとおりである。

昼間人口比率	補正係数	昼間人口比率	補正係数
1.00未満	1.000	5.00以上 8.00未満	1.023
1.00以上 1.25未満	1.005	8.00以上 12.00未満	1.027
1.25以上 1.75未満	1.009	12.00以上 15.00未満	1.032
1.75以上 3.00未満	1.014	15.00以上	1.036
3.00以上 5.00未満	1.018		

B : 総合防災訓練の一部・災害用食料の備蓄 (避難所用) ・生活必需品の備蓄・

災害用医薬品及び医療資器材等の備蓄

(注) 昼間人口比率とは、平成27年国勢調査の結果による昼間人口 (常住人口に当該特別区の区域内で就業又は就学する15歳以上の者の数を加えた数から当該特別区の区域外で就業又は就学する15歳以上の者の数を控除した人口をいう。) を常住人口で除して得た率をいう。

3 態容補正（Ⅱ）

(1) 目的

退職手当について、各区の退職対象者の状況に応じて補正するものである。

(2) 算出方法

$$\begin{aligned}
 & A \times \frac{\text{標準区退職手当費の比例費}}{\text{標準区人口}} + \text{標準区退職手当費の固定費} \\
 1 + (B - 1) \times & \frac{\hspace{10em}}{A \times \text{単位費用}} \\
 = 1 + (B - 1) \times & \frac{A \times \frac{1,107,378,900\text{円}}{350,000\text{人}} + 543,975,600\text{円}}{A \times 26,131\text{円}} \\
 = 1 + (B - 1) \times & \left(0.121 + \frac{20,817}{A} \right) \\
 \left(\frac{20,817}{A} \text{又は} B \text{に小数点以下第} 3 \text{位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。} \right)
 \end{aligned}$$

算式の符号

A : 測定単位の数値（当該区の人口）

B : 次の算式により求められる数

$$B = \frac{\frac{b}{a}}{\frac{\Sigma b}{\Sigma a}} = \frac{b}{a} \times \frac{\Sigma a}{\Sigma b}$$

a : 当該年度の前年度の4月1日現在における各区の全職員数

b : 当該年度の前年度の4月1日現在における年齢が48歳～58歳までの各区の職員数

Σ a : 当該年度の前年度の4月1日現在における各区の全職員数を合算した数

Σ b : 当該年度の前年度の4月1日現在における年齢が48歳～58歳までの各区の職員数を合算した数

4 態容補正（Ⅲ）

(1) 目的

人口区分に応じた議員定数により、議会運営に係る経費の差を補正する。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{B - \text{標準区議会運営費}}{A \times \text{単位費用}} = 1 + \frac{B - 555,946,008\text{円}}{A \times 26,131\text{円}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の人口）

B：人口区分に対応する次の表に定める議会運営費

人口区分		議員定数	議会運営費
以上	以下		
50,000	99,999	25	355,844,534 円
100,000	199,999	31	435,885,124
200,000	299,999	34	475,905,418
300,000	499,999	40	555,946,008
500,000	899,999	47	649,326,696
900,000		50	689,346,991

第2項 民生費

第1 社会福祉費（人口）

1 密度補正（I）

(1) 目的

心身障害者福祉手当支給件数及び難病手当支給件数の多少により、社会福祉費の割増又は割減の補正をするものである。

(2) 算出方法

$$1 + \left[\frac{\frac{B+C}{A}}{\frac{(\text{標準区心身障害者福祉手当支給件数} + \text{標準区難病手当支給件数})}{\text{標準区人口}}} \times \text{補正率} - 1 \right] \times \frac{\text{標準区心身障害者福祉手当支給費}}{\text{標準区社会福祉費}}$$

$$= 1 + \left[\frac{\frac{B+C}{A}}{\frac{(36,708\text{件} + 21,564\text{件})}{350,000\text{人}}} \times 0.971 - 1 \right] \times \frac{907,628,514\text{円}}{5,143,935,393\text{円}}$$

$$= \frac{B+C}{A} \times 1.029 + 0.824$$

($\frac{B+C}{A}$ に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の人口）

B：当該区の前前年度における心身障害者福祉手当の支給件数

C：当該区の前前年度における難病手当の支給件数

2 密度補正（II）

(1) 目的

自立支援医療（更生医療）のうち生活保護受給者のレセプト件数の多少により、社会福祉費の割増又は割減の補正をするものである。

(2) 算出方法

$$1 + \left[\frac{\frac{B}{A}}{\frac{\text{標準区生活保護受給者のレセプト件数}}{\text{標準区人口}}} \times \text{補正率} - 1 \right] \times \frac{\text{標準区自立支援医療費（更生医療）} \times a}{\text{標準区社会福祉費}}$$

$$= 1 + \left[\frac{\frac{B}{A}}{\frac{1,400\text{件}}{350,000\text{人}}} \times 1.109 - 1 \right] \times \frac{145,674,030\text{円} \times 0.550}{5,143,935,393\text{円}} = \frac{B}{A} \times 4.318 + 0.984$$

($\frac{B}{A}$ に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の人口）

B：当該区の前前年度における更生医療レセプト件数のうち生活保護受給者のレセプト件数

a：更生医療レセプト件数のうち生活保護受給者のレセプト件数の比率 0.550

3 態容補正（I）

(1) 目的

福祉型児童発達支援センター（知的障害児）の管理運営経費を加算するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{B \times \text{福祉型児童発達支援センター（知的障害児）} \\ \text{1人当たり費用}}{A \times \text{単位費用}} = 1 + \frac{B \times 3,440,866\text{円}}{A \times 14,697\text{円}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の人口）

B：当該区の4月1日現在の区立福祉型児童発達支援センター（知的障害児）の通所定員数

(3) 算出内訳

福祉型児童発達支援センター（知的障害児）

区分	節名	金額	
基 準 的	管 理 費	報酬	6,492,276 円
	基 準 的	給 与 費	115,295,955
		職 員 手 当 等	5,192,650
		報 償 費	45,510
		旅 費	119,063
		需 用 費	7,354,250
		役 務 費	402,130
		委 託 料	1,222,220
		使用料及び賃借料	1,564,420
		工 事 請 負 費	1,232,600
		原 材 料 費	57,110
		備 品 購 入 費	244,890
		負担金補助及び交付金	20,000
		公 課 費	70,000
計	139,313,074		
経 費	児 童 保 護 費	旅 費	74,606
	経 費	需 用 費	6,194,730
		役 務 費	77,300
		委 託 料	54,960
		使用料及び賃借料	224,270
		備 品 購 入 費	405,250
		負担金補助及び交付金	3,000
		計	7,034,116
合 計		146,347,190	
特定財源	都 支 出 金	43,121,200	
差 引	一 般 財 源	103,225,990	
通 所 定 員		30 人	
通 所 定 員 1 人 当 た り 経 費		3,440,866	

4 態容補正（Ⅱ） ※令和3年度までの時限算定

(1) 目的

福祉サービス安定化事業に係る経費を加算するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{B}{A \times 14,697 \text{円(単位費用)}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の人口）

B：当該年度における福祉サービス安定化事業に係る経費として知事が算定した額

第2 老人福祉費（65歳以上人口）

1 密度補正（Ⅰ）

(1) 目的

標準区における「住民基本台帳上の日本人老人人口に対する、外国人人口を含んだ老人人口の比率」に対する当該区の同比率の割合により、老人福祉費の割増又は割減の補正をするものである。

(2) 算出方法

$$1 + \left[\frac{\frac{B}{A}}{\frac{\text{標準区65歳以上人口（外国人人口を含む）}}{\text{標準区65歳以上人口（日本人人口）}}} - 1 \right] \times \frac{\text{外国人人口により影響を受ける標準区経費}}{\text{標準区老人福祉費}}$$
$$= 1 + \left[\frac{\frac{B}{A}}{\frac{65,200 \text{人}}{63,000 \text{人}}} - 1 \right] \times \frac{3,954,040,252 \text{円}}{4,429,964,085 \text{円}} = \frac{B}{A} \times 0.862 + 0.107$$

$\frac{B}{A}$ （ $\frac{B}{A}$ に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式の符号

A：測定単位の数値（当該年度の前年度の1月1日現在における住民基本台帳人口のうち65歳以上の日本人人口）

B：当該年度の前年度の1月1日現在における住民基本台帳人口のうち65歳以上の人口（外国人人口を含む。）

2 密度補正（Ⅱ）

(1) 目的

老人福祉施設入所措置者数の多少により、老人福祉費の割増又は割減の補正をするものである。

(2) 算出方法

$$1 + \left[\frac{\frac{B}{A}}{\frac{\text{標準区老人福祉施設入所措置者数}}{\text{標準区65歳以上人口（日本人人口）}}} - 1 \right] \times \frac{\text{標準区老人福祉施設入所措置費}}{\text{標準区老人福祉費}}$$

$$= 1 + \left[\frac{\frac{B}{A}}{\frac{141人}{63,000人}} - 1 \right] \times \frac{246,889,268円}{4,429,964,085円} = \frac{B}{A} \times 24.901 + 0.944$$

$\frac{B}{A}$
(—に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

算式の符号

A：測定単位の数値（当該年度の前年度の1月1日現在における住民基本台帳人口のうち65歳以上の日本人人口）

B：当該区の4月1日現在における老人福祉法（昭和38年7月11日法律第133号）第11条第1項第1号の規定による老人福祉施設入所措置者数

3 態容補正（I）

(1) 目的

区立特別養護老人ホームの経営支援に要する経費を加算するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{B}{A \times 70,317円(単位費用)}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該年度の前年度の1月1日現在における住民基本台帳人口のうち65歳以上の日本人人口）

B：当該年度における区立特別養護老人ホームの経営支援に要する経費として知事が算定した額

4 態容補正（II）

(1) 目的

高齢者集合住宅（シルバーピア対象事業に限る。）及び軽費老人ホームの運営に係る経費を加算するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{B}{A \times 70,317円(単位費用)}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該年度の前年度の1月1日現在における住民基本台帳人口のうち65歳以上の日本人人口）

B：当該年度における区立高齢者集合住宅（シルバーピア対象事業に限る。）及び区立軽費老人ホーム（A型、B型及びケアハウス）の運営に係る経費として知事が算定した額

第3 生活保護費（被保護者数）

1 密度補正

(1) 目的

各種扶助件数の多少により、生活保護費の割増又は割減の補正をするものである。

(2) 算出方法

$$\begin{aligned}
 & 1 + \left[\frac{\frac{B}{A}}{\frac{b}{a}} - 1 \right] \times \frac{\begin{matrix} (\alpha) \text{のうち} \\ \text{生活扶助費} \\ \text{うち比例費} \end{matrix}}{\begin{matrix} \text{標準区生活} \\ \text{保護費}(\alpha) \end{matrix}} + \left[\frac{\frac{C}{A}}{\frac{c}{a}} - 1 \right] \times \frac{\begin{matrix} (\alpha) \text{のうち} \\ \text{住宅扶助費} \end{matrix}}{\begin{matrix} \text{標準区生活} \\ \text{保護費}(\alpha) \end{matrix}} + \left[\frac{\frac{D}{A}}{\frac{d}{a}} - 1 \right] \times \frac{\begin{matrix} (\alpha) \text{のうち} \\ \text{教育扶助費} \end{matrix}}{\begin{matrix} \text{標準区生活} \\ \text{保護費}(\alpha) \end{matrix}} \\
 & + \left[\frac{\frac{E}{A}}{\frac{e}{a}} - 1 \right] \times \frac{\begin{matrix} (\alpha) \text{のうち医療} \\ \text{扶助(入院)費} \end{matrix}}{\begin{matrix} \text{標準区生活} \\ \text{保護費}(\alpha) \end{matrix}} + \left[\frac{\frac{F}{A}}{\frac{f}{a}} - 1 \right] \times \frac{\begin{matrix} (\alpha) \text{のうち医療} \\ \text{扶助(入院外)費} \end{matrix}}{\begin{matrix} \text{標準区生活} \\ \text{保護費}(\alpha) \end{matrix}} + \left[\frac{\frac{G}{A}}{\frac{g}{a}} - 1 \right] \times \frac{\begin{matrix} (\alpha) \text{のうち} \\ \text{介護扶助費} \end{matrix}}{\begin{matrix} \text{標準区生活} \\ \text{保護費}(\alpha) \end{matrix}} \\
 & + \frac{\frac{H}{A}}{\frac{h}{a}} - 1 \times \frac{\begin{matrix} (\alpha) \text{のうち法} \\ \text{73ケース扶助費} \end{matrix}}{\begin{matrix} \text{標準区生活} \\ \text{保護費}(\alpha) \end{matrix}} \\
 & = 1 + \left[\frac{\frac{B}{A}}{\frac{2,150}{7,600}} - 1 \right] \times \frac{511,934,367}{1,381,689,868} + \left[\frac{\frac{C}{A}}{\frac{1,500}{7,600}} - 1 \right] \times \frac{255,295,952}{1,381,689,868} + \left[\frac{\frac{D}{A}}{\frac{150}{7,600}} - 1 \right] \\
 & \times \frac{7,694,054}{1,381,689,868} + \left[\frac{\frac{E}{A}}{\frac{150}{7,600}} - 1 \right] \times \frac{258,949,074}{1,381,689,868} + \left[\frac{\frac{F}{A}}{\frac{2,600}{7,600}} - 1 \right] \times \frac{208,340,420}{1,381,689,868} \\
 & + \left[\frac{\frac{G}{A}}{\frac{300}{7,600}} - 1 \right] \times \frac{27,946,381}{1,381,689,868} + \left[\frac{\frac{H}{A}}{\frac{750}{7,600}} - 1 \right] \times \frac{20,753,272}{1,381,689,868} \\
 & = \frac{B \times 1.310 + C \times 0.936 + D \times 0.282 + E \times 9.496 + F \times 0.441 + G \times 0.512 + H \times 0.152}{A} + 0.066
 \end{aligned}$$

(B × 1.310、C × 0.936、…………… H × 0.152 は、小数点以下四捨五入する。)

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の被保護者数）	a：標準区被保護者数
B：Aのうち、生活扶助件数	b：aのうち、生活扶助件数
C：" 住宅扶助件数	c：" 住宅扶助件数
D：" 教育扶助件数	d：" 教育扶助件数
E：" 医療扶助（入院）件数	e：" 医療扶助（入院）件数

F : " 医療扶助（入院外）件数 f : " 医療扶助（入院外）件数
 G : " 介護扶助件数 g : " 介護扶助件数
 H : " 法 § 73 ケース扶助件数 h : " 法 § 73 ケース扶助件数

(3) 算出内訳

区 分	所 要 経 費 A		特 定 財 源 B	差 引 一 般 財 源 A - B
生活扶助	給与費 (19.52人)	150,038,470	円	円
	その他	1,580,357,245	1,127,685,000	602,710,715
	計	1,730,395,715		
うち比例費	給与費 (7.71人)	59,262,122		
	その他	1,580,357,245	1,127,685,000	511,934,367
	計	1,639,619,367		
住宅扶助	給与費 (5.37人)	41,275,952		
	その他	856,080,000	642,060,000	255,295,952
	計	897,355,952		
教育扶助	給与費 (0.54人)	4,150,654		
	その他	14,171,400	10,628,000	7,694,054
	計	18,322,054		
医療扶助 (入院)	給与費 (0.54人)	4,150,654		
	その他	1,019,191,420	764,393,000	258,949,074
	計	1,023,342,074		
医療扶助 (入院外)	給与費 (9.32人)	71,637,220		
	その他	546,811,200	410,108,000	208,340,420
	計	618,448,420		
介護扶助	給与費 (1.06人)	8,147,581		
	その他	79,192,800	59,394,000	27,946,381
	計	87,340,381		
法第73条の規 定による扶助	給与費 (2.70人)	20,753,272		
	その他	0	0	20,753,272
	計	20,753,272		
計	給与費 (39.05人)	300,153,803		(α)
	その他	4,095,804,065	3,014,268,000	1,381,689,868
	計	4,395,957,868		

2 態容補正

(1) 目 的

生活保護法（昭和25年5月4日法律第144号）第73条の規定による被保護者数（都負担ケース）の当該特別区人口に占める割合の多少による経費の差を補正するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \left(\frac{B \times C}{A} \right)$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の被保護者数）

B：Aのうち、生活保護法第73条の規定により都がその費用の一部を負担した被保護者の数

C：Bを当該年度の4月1日現在における人口で除して得た数

（小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に対応する下表に定める率

人口1人当たり法第73条 ケース被保護者数	率
0.005人未満	0.000
0.005人以上	0.075

第4 児童福祉費（18歳未満人口、区立保育所入所児童数、私立保育所入所児童数）

「18歳未満人口」を測定単位とするもの

1 密度補正（I）

(1) 目的

標準区における「住民基本台帳上の日本人児童人口に対する、外国人人口を含んだ児童人口の比率」に対する当該区の同比率の割合により、児童福祉費の割増又は割減の補正をするものである。

(2) 算出方法

$$1 + \left[\frac{\frac{B}{A}}{\frac{\text{標準区18歳未満人口（外国人人口を含む）}}{\text{標準区18歳未満人口（日本人人口）}}} - 1 \right] \times \frac{\text{外国人人口により影響を受ける標準区経費}}{\text{標準区児童福祉費}}$$

$$= 1 + \left[\frac{\frac{B}{A}}{\frac{48,600\text{人}}{47,000\text{人}}} - 1 \right] \times \frac{4,622,407,261\text{円}}{6,984,636,835\text{円}} = \frac{B}{A} \times 0.640 + 0.338$$

$\frac{B}{A}$ （ $\frac{B}{A}$ に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式の符号

A：測定単位の数値（当該年度の前年度の1月1日現在における住民基本台帳人口のうち18歳未満の日本人人口）

B：当該年度の前年度の1月1日現在における住民基本台帳人口のうち18歳未満の人口（外国人人口を含む。）

2 密度補正（Ⅱ）

(1) 目的

児童育成手当支給件数の多少により、児童福祉費の割増又は割減の補正をするものである。

(2) 算出方法

$$1 + \left[\frac{\frac{B}{A}}{\frac{\text{標準区児童育成手当支給件数}}{\text{標準区18歳未満人口（日本人人口）}}} \times \text{補正率} - 1 \right] \times \frac{\text{標準区児童育成手当支給に要する経費}}{\text{標準区児童福祉費}}$$

$$= 1 + \left[\frac{\frac{B}{A}}{\frac{38,400\text{件}}{47,000\text{人}}} \times 1.002 - 1 \right] \times \frac{534,306,634\text{円}}{6,984,636,835\text{円}} = \frac{B}{A} \times 0.094 + 0.924$$

$\frac{B}{A}$ （—に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式の符号

A：測定単位の数値（当該年度の前年度の1月1日現在における住民基本台帳人口のうち18歳未満の日本人人口）

B：当該区の平成30年度及び令和元年度における児童育成手当の1年当たり平均支給件数（1未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

3 密度補正（Ⅲ）

(1) 目的

児童扶養手当受給世帯数の多少により、児童福祉費の割増又は割減の補正をするものである。

(2) 算出方法

$$1 + \left[\frac{\frac{B}{A}}{\frac{\text{標準区児童扶養手当受給世帯数}}{\text{標準区18歳未満人口（日本人人口）}}} \times \text{補正率} - 1 \right] \times \frac{\text{標準区児童扶養手当給付事業に要する経費}}{\text{標準区児童福祉費}}$$

$$= 1 + \left[\frac{\frac{B}{A}}{\frac{2,037\text{世帯}}{47,000\text{人}}} \times 1.030 - 1 \right] \times \frac{707,397,739\text{円}}{6,984,636,835\text{円}} = \frac{B}{A} \times 2.407 + 0.899$$

$\frac{B}{A}$ （—に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式の符号

A：測定単位の数値（当該年度の前年度の1月1日現在における住民基本台帳人口のうち18歳未満の日本人人口）

B：当該区の平成30年度及び令和元年度各年度の3月31日現在の児童扶養手当受給世帯数の平均値
(1未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

4 密度補正 (IV)

(1) 目的

ひとり親家庭医療費助成件数の多少により、児童福祉費の割増又は割減の補正をするものである。

(2) 算出方法

$$1 + \left[\frac{\frac{B}{A}}{\frac{\text{標準区児童扶養手当受給世帯数}}{\text{標準区18歳未満人口 (日本人人口)}}} \times \text{補正率} - 1 \right] \times \frac{\text{標準区ひとり親家庭医療費助成に要する経費}}{\text{標準区児童福祉費}}$$

$$= 1 + \left[\frac{\frac{B}{A}}{\frac{1,400 \text{世帯}}{47,000 \text{人}}} \times 1.000 - 1 \right] \times \frac{97,246,337 \text{円}}{6,984,636,835 \text{円}} = \frac{B}{A} \times 0.467 + 0.986$$

$\frac{B}{A}$ (—に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

算式の符号

A：測定単位の数値 (当該年度の前年度の1月1日現在における住民基本台帳人口のうち18歳未満の日本人人口)

B：当該年度の4月1日現在の児童扶養手当受給世帯数 (生活保護受給世帯及び中国残留邦人等生活支援給付受給世帯を除く。)

5 態容補正 (I)

(1) 目的

区立認定こども園の管理運営に係る経費 (2・3号認定分) を加算するものである。

(2) 算出方法

$$= 1 + \frac{B \times \left(\begin{array}{l} \text{2号認定の} \\ \text{4歳以上児に} \\ \text{係る1人当たり} \\ \text{加算経費} \end{array} \right) + C \times \left(\begin{array}{l} \text{2号認定の} \\ \text{3歳児に} \\ \text{係る1人当たり} \\ \text{加算経費} \end{array} \right) + D \times \left(\begin{array}{l} \text{3号認定の} \\ \text{1・2歳児に} \\ \text{係る1人当たり} \\ \text{加算経費} \end{array} \right) + E \times \left(\begin{array}{l} \text{3号認定の} \\ \text{零歳児に} \\ \text{係る1人当たり} \\ \text{加算経費} \end{array} \right)}{A \times \text{単位費用}}$$

$$= 1 + \frac{B \times 1,264,110 \text{円} + C \times 1,643,600 \text{円} + D \times 2,455,170 \text{円} + E \times 4,400,320 \text{円}}{A \times 148,609 \text{円}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値 (当該年度の前年度の1月1日現在における住民基本台帳人口のうち18歳未満の日本人人口)

B：当該年度の4月1日現在における区立認定こども園に在籍する2号認定を受けた4歳以上児の数

C：当該年度の4月1日現在における区立認定こども園に在籍する2号認定を受けた3歳児の数

D：当該年度の4月1日現在における区立認定こども園に在籍する3号認定を受けた1・2歳児の数

算式の符号

- A：測定単位の数値（当該年度の前年度の1月1日現在における住民基本台帳人口のうち18歳未満の日本人人口）
- B：当該年度の4月1日現在における私立認定こども園に在籍する2号認定を受けた4歳以上児の数
- C：当該年度の4月1日現在における私立認定こども園に在籍する2号認定を受けた3歳児の数
- D：当該年度の4月1日現在における私立認定こども園に在籍する3号認定を受けた1・2歳児の数
- E：当該年度の4月1日現在における私立認定こども園に在籍する3号認定を受けた零歳児の数
- F：当該年度の4月1日現在における私立認定こども園に在籍する2・3号認定を受けた児童の数

(3) 算出内訳

私立認定こども園施設型給付費等（1園当たり経費（2・3号認定分））

区分			対象者数		公定価格/区加算額			利用者負担額		国庫支出金	都支出金	差引一般財源	
			定員	延人員	単価	加算率	金額	単価	金額	H	I		J
			A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	
			人	人	円	%、円	円	円	円	円	円	円	
			A×12		B×C×D B×(C+D)		B×F		(E-G)×1/2 または55.2/100		(E-G)×1/4 または22.4/100		E-G-H-I
基 国 本 分 制 的 度 分 經 費	基 準 時 間	4歳以上児	29	348	50,750		17,661,000	0	0				
		3歳児	16	192	58,480		11,228,160	0	0				
		1・2歳児	23	276	120,420		33,235,920	47,221	13,032,996				
		零歳児	6	72	197,770		14,239,440	47,221	3,399,912				
	短 時 間	4歳以上児	3	36	44,260		1,593,360	0	0				
		3歳児	2	24	51,990		1,247,760	0	0				
		1・2歳児	1	12	113,930		1,367,160	47,221	566,652				
	処 遇 改 善 等 加 算 I	4歳以上児	29	348	480	13	2,171,520						
		3歳児	16	192	550	13	1,372,800						
		1・2歳児	23	276	1,090	13	3,910,920						
		零歳児	6	72	1,870	13	1,750,320						
	短 時 間	4歳以上児	3	36	410	13	191,880						
		3歳児	2	24	480	13	149,760						
		1・2歳児	1	12	1,020	13	159,120						
	加 算 I	三歳児配置改善加算	18	216	7,730	910	1,866,240						
副食費徴収免除加算		7	84	4,500		378,000							
加 算 II	処遇改善等加算II	①(6人)	80	960	1,860	1,785,600							
		②(3人)	80	960	110	105,600							
	冷暖房費加算			105,600		105,600							
	施設機能強化推進費加算			26,000		26,000							
小 計							94,546,160		16,999,560	40,732,000	18,408,000	18,406,600	
区 加 算 分	職員処遇等加算	80	960	12,650		12,144,000						12,144,000	
	施設維持管理・健康管理等加算	80	960	3,454		3,315,840						3,315,840	
	児童処遇等加算	80	960	2,610		2,505,600						2,505,600	
	特例保育加算 (零歳児、障害児、□1時間保育)	80	960	20,354		19,539,840						19,539,840	
	小 計							37,505,280					37,505,280
合 計							132,051,440		16,999,560	40,732,000	18,408,000	55,911,880	

1人当たり経費（認定区分、歳児別）

認定区分	歳児別	1人当たり経費（円）			
		公定価格/区加算額	利用者負担額	国庫支出金	差引一般財源
2号認定	4歳以上児	708,410	0	531,310	177,100
	3歳児	914,220	0	685,670	228,550
3号認定	1・2歳児	1,636,670	566,650	829,680	240,340
	零歳児	2,690,250	566,650	1,647,260	476,340
2・3号認定	全年齢（区加算）	468,820	-	-	468,820

7 態容補正（Ⅲ）

(1) 目的

児童福祉法(昭和22年12月12日法律第164号)の規定により児童相談所設置市として政令指定を受けた特別区の児童相談所関連事務に係る経費を加算するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{\left[B \times \frac{\text{比例費}}{\text{標準区18歳未満人口（外国人人口を含む）}} + \text{固定費} \right] \times \frac{\text{開設月数}}{12}}{A \times \text{単位費用}}$$

$$= 1 + \frac{\left[B \times \frac{795,002,117\text{円}}{48,600\text{人}} + 254,919,445\text{円} \right] \times \frac{\text{開設月数}}{12}}{A \times 148,609\text{円}}$$

$$= 1 + \frac{\left[B \times 16,358 + 254,919,445 \right] \times \frac{\text{開設月数}}{12}}{A \times 148,609}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該年度の前年度の1月1日現在における住民基本台帳人口のうち18歳未満の日本人人口）

B：当該年度の前年度の1月1日現在における住民基本台帳人口のうち18歳未満の人口（外国人人口を含む。）

比例費：児童相談所関連経費のうち、比例費の差引一般財源の合計をいう。

固定費：児童相談所関連経費のうち、固定費の差引一般財源の合計をいう。

(3) 児童相談所関連経費の積算内訳

児童相談所運営費

区分	節名	経費	固定費	比例費
基準的経費	給与費	253,651,101円	115,295,955円	138,355,146円
	報酬	27,423,525	27,423,525	0
	職員手当等	1,249,500	349,860	899,640
	報償費	631,905	0	631,905
	旅費	5,085,472	1,271,368	3,814,104
	需用費	10,227,920	5,924,085	4,303,835
	役務費	4,626,216	2,548,217	2,077,999
	委託料	12,927,398	9,460,788	3,466,610
	使用料及び賃借料	232,180	13,940	218,240
	工事請負費	1,259,580	760,786	498,794
	備品購入費	242,035	242,035	0
	負担金補助及び交付金	957,758	27,287	930,471
	公課費	18,900	18,900	0
合計		318,533,490	163,336,746	155,196,744
特定財源	国庫支出金	7,857,000	7,720,000	137,000
差引一般財源		310,676,490	155,616,746	155,059,744

一時保護所運営費

区 分		節 名	経 費	固 定 費	比 例 費
基 準 的 経 費	一時保護所運営費	給 与 費	84,550,367 円	38,431,985 円	46,118,382 円
		報 酬	12,903,873	12,903,873	0
		職 員 手 当 等	6,488,860	2,397,957	4,090,903
		需 用 費	1,701,990	409,375	1,292,615
		役 務 費	766,244	209,767	556,477
		委 託 料	3,819,716	1,405,514	2,414,202
		使用料及び賃借料	378,890	118,592	260,298
		備 品 購 入 費	170,420	53,341	117,079
		扶 助 費	13,077,952	2,624,307	10,453,645
合 計			123,858,312	58,554,711	65,303,601
特 定 財 源		国 庫 支 出 金	37,090,060	15,968,755	21,121,305
差 引 一 般 財 源			86,768,252	42,585,956	44,182,296

措置費（国基準分）

区 分		節 名	経 費	固 定 費	比 例 費
経 基 準 的 費	措置費（国基準分）	扶 助 費	516,578,135 円	0 円	516,578,135 円
特 定 財 源		分 担 金 及 負 担 金	4,555,298	0	4,555,298
		国 庫 支 出 金	250,150,000	0	250,150,000
		諸 収 入	737,381	0	737,381
		使用料及手数料	20,188	0	20,188
		計	255,462,867	0	255,462,867
差 引 一 般 財 源			261,115,268	0	261,115,268

児童相談所設置市事務

区 分		節 名	経 費	固 定 費	比 例 費
基 準 的 経 費	児 童 相 談 所 設 置 市 事 務	給 与 費	62,311,452 円	27,600,448 円	34,711,004 円
		報 酬	10,042,080	10,042,080	0
		報 償 費	341,000	341,000	0
		旅 費	303,023	196,715	106,308
		需 用 費	860,000	860,000	0
		役 務 費	2,368,500	2,368,500	0
		委 託 料	16,520,517	16,345,000	175,517
		使用料及び賃借料	12,000	12,000	0
		扶 助 費	103,761,033	0	103,761,033
	負担金補助及び交付金	54,290,792	0	54,290,792	
合 計			250,810,397	57,765,743	193,044,654
特 定 財 源		分 担 金 及 負 担 金	179	0	179
		国 庫 支 出 金	89,511,000	10,546,000	78,965,000
		都 支 出 金	△ 19,076,000	△ 9,497,000	△ 9,579,000
		計	70,435,179	1,049,000	69,386,179
差 引 一 般 財 源			180,375,218	56,716,743	123,658,475

旧都単独補助事業

区 分	節 名	経 費	固 定 費	比 例 費	
経基 準的 費的	旧都単独補助事業	扶 助 費	210,986,334 円	0 円	210,986,334 円
	特 定 財 源	—	0	0	0
	差 引 一 般 財 源		210,986,334	0	210,986,334

差引一般財源合計		1,049,921,562 円	254,919,445 円	795,002,117 円
----------	--	-----------------	---------------	---------------

「区立保育所入所児童数」を測定単位とするもの

1 密度補正 (I)

(1) 目 的

区立保育所の乳幼児の保育経費については、3歳未満児と3歳以上児で差があるため、当該区の区立保育所入所児童数に占める3歳未満児数の割合と標準区の区立保育所児童数に占める3歳未満児数の割合との差により、児童福祉費の割増又は割減の補正をするものである。

(2) 算出方法

$$1 + \left(\frac{B}{A} - \frac{\text{標準区区立保育所の3歳未満児数}}{\text{標準区区立保育所入所児童数}} \right) \times \frac{\left[\frac{\text{3歳未満児}}{\text{1人あたり経費}} \right] - \left[\frac{\text{3歳以上児}}{\text{1人あたり経費}} \right]}{\text{単位費用}}$$

$$= 1 + \left(\frac{B}{A} - \frac{1,156人}{3,400人} \right) \times \frac{2,077,591円 - 1,246,747円}{1,529,234円} = \frac{B}{A} \times 0.543 + 0.815$$

$\frac{B}{A}$ (—に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の区立保育所（区立認定こども園を除く。）入所児童数）

B：Aのうち3歳未満の者の数（ただし、障害児は3歳未満とみなす。）

2 密度補正 (II)

(1) 目 的

保育所1所当たりの固定的経費を算定するための補正を行うものである。

(2) 算出方法

$$1 + \left(\frac{B}{A} - \frac{\text{標準区区立保育所数}}{\text{標準区区立保育所入所児童数}} \right) \times \frac{\text{保育所1所当たり固定的経費}}{\text{単位費用}}$$

$$= 1 + \left(\frac{B}{A} - \frac{34所}{3,400人} \right) \times \frac{@7,686,397円 \times 2.737人}{1,529,234円} = \frac{B}{A} \times 13.757 + 0.862$$

$\frac{B}{A}$ (—に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の区立保育所（区立認定こども園を除く。）入所児童数）

B：当該年度の4月1日現在における区立保育所（区立認定こども園を除く。）数

3 態容補正

(1) 目的

零歳児保育に係る経費を加算するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{B \times (\text{零歳児保育特別対策事業に係る1施設当たりの加算経費})}{A \times \text{単位費用}} = 1 + \frac{B \times 9,964,983\text{円}}{A \times 1,529,234\text{円}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の区立保育所（区立認定こども園を除く。）入所児童数）

B：当該年度の4月1日現在において零歳児保育事業を実施している区立保育所（区立認定こども園を除く。）数

(3) 算出内訳

区立保育所零歳児保育事業加算分

区	分	節名	経費	説明
基 準 的 経 費	区立保育所管理運営費 (零歳児保育事業加算分)	報酬	4,584,505	特別職非常勤職員（嘱託医手当加算） @43,100円 × 1人 × 12月 = 517,200円 会計年度任用職員（保健師） @3,646,188円 × 0.5人 = 1,823,094円 会計年度任用職員（調理員） @2,805,264円 × 0.8人 = 2,244,211円
		給与費	5,380,478	保健師の増配置 @7,686,397円 × 0.5人 = 3,843,199円 調理員の増配置 @7,686,397円 × 0.2人 = 1,537,279円
		計	9,964,983	
		一般財源	9,964,983	

「私立保育所入所児童数」を測定単位とするもの

1 密度補正

(1) 目的

私立保育所の乳幼児の保育経費については、3歳未満児と3歳以上児で差があるため、当該区の私立保育所入所児童数に占める3歳未満児数の割合と標準区の私立保育所児童数に占める3歳未満児数の割合との差により、児童福祉費の割増又は割減の補正をするものである。

(2) 算出方法

$$1 + \left(\frac{B}{A} - \frac{\text{標準区私立保育所の3歳未満児数}}{\text{標準区私立保育所入所児童数}} \right) \times \frac{\left[\frac{\text{3歳未満児}}{\text{1人当たり経費}} \right] - \left[\frac{\text{3歳以上児}}{\text{1人当たり経費}} \right]}{\text{単位費用}}$$

$$= 1 + \left(\frac{B}{A} - \frac{374}{1,100} \right) \times \frac{758,712\text{円} - 671,578\text{円}}{701,201\text{円}} = \frac{B}{A} \times 0.124 + 0.958$$

$\left(\frac{B}{A} \right)$ に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の私立保育所（私立認定こども園を除く。）入所児童数）

B：Aのうち3歳未満の者の数（ただし、障害児は3歳未満とみなす。）

第5 国民健康保険事業助成費（被保険者数）

1 態容補正（Ⅰ）

(1) 目的

保険料軽減被保険者数の多少による基盤安定繰出金の差を補正するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \left[\frac{\frac{B}{A}}{\frac{a}{\text{標準区被保険者数}}} - 1 \right] \times \frac{\text{基盤安定繰出金経費}}{\text{標準区国民健康保険事業助成費}}$$

$$= 1 + \left[\frac{\frac{B}{A}}{\frac{89,717}{113,780}} - 1 \right] \times \frac{530,799,510\text{円}}{1,469,508,254\text{円}} = \frac{B}{A} \times 0.4581 + 0.6388$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の被保険者数）

B：国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第72条の3第1項の規定に基づく、前々年度における繰入金の算定の基礎となった、保険料の減額を受けた一般被保険者の数

a：標準区における医療分、後期高齢者支援金分、介護分の軽減対象者数（合計数）：89,717人

2 態容補正（Ⅱ） ※令和5年度までの時限算定

(1) 目的

国民健康保険制度改革に伴い、平成29年度当初算定額を基準として、影響を調整するための補正を行うものである。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{B}{A \times 12,915\text{円(単位費用)}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の被保険者数）

B：当該年度における平成29年度当初算定額からの激変緩和措置額として知事が算定した額

3 態容補正（Ⅲ） ※令和5年度までの時限算定

(1) 目的

東京都国民健康保険事業費納付金において行われる激変緩和措置の影響を調整するものである。

(2) 算出方法

$$1 - \frac{B}{A \times 12,915\text{円(単位費用)}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の被保険者数）

B：東京都国民健康保険事業費納付金において行われた激変緩和措置の影響を調整する額として
知事が算定した額

第6 後期高齢者医療制度事業助成費（被保険者数）

1 態容補正（Ⅰ）

(1) 目的

低所得者に係る保険料軽減者数の多少による基盤安定繰出金の差を補正する。

(2) 算出方法

$$1 + \left[\frac{\frac{B}{A}}{\frac{a}{\text{標準区被保険者数}}} - 1 \right] \times \frac{\text{基盤安定繰出金経費（低所得者分）}}{\text{標準区後期高齢者医療制度事業助成費}}$$
$$= 1 + \left[\frac{\frac{B}{A}}{\frac{25,770\text{人}}{34,000\text{人}}} - 1 \right] \times \frac{126,117,880\text{円}}{2,592,398,762\text{円}} = \frac{B}{A} \times 0.0642 + 0.9514$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の被保険者数）

B：高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第99条第1項に基づく、
前年度における繰入金の算定の基礎となった、保険料の減額を受けた被保険者の数

a：標準区における保険料の軽減対象者数（低所得者分）： 25,770 人

2 態容補正（Ⅱ）

(1) 目的

旧被用者保険の被扶養者に係る保険料軽減者数の多少による基盤安定繰出金の差を補正する。

(2) 算出方法

$$1 + \left[\frac{\frac{B}{A}}{a} - 1 \right] \times \frac{\text{基盤安定繰出金経費（旧被用者保険の被扶養者分）}}{\text{標準区後期高齢者医療制度事業助成費}}$$
$$= 1 + \left[\frac{\frac{B}{A}}{\frac{180\text{人}}{34,000\text{人}}} - 1 \right] \times \frac{742,720\text{円}}{2,592,398,762\text{円}} = \frac{B}{A} \times 0.0541 + 0.9997$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の被保険者数）

B：法第99条第2項に基づく、前年度における繰入金の算定の基礎となった、保険料の減額を受けた被保険者の数

a：標準区における保険料の軽減対象者数（旧被用者保険の被扶養者分） 180人

第3項 衛生費

第1 衛生費（人口）

1 密度補正

(1) 目的

食品衛生監視施設数及び環境監視施設数の多少による経費の差を補正するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \left[\frac{\frac{B}{A}}{\frac{\text{標準区施設数}}{\text{標準区人口}}} - 1 \right] \times \frac{\text{標準区衛生総務費給与費} \times \text{変動費比率}}{\text{標準区衛生費}}$$

$$= 1 + \left[\frac{\frac{B}{A}}{\frac{18,025\text{所}}{350,000\text{人}}} - 1 \right] \times \frac{994,389,180\text{円} \times 0.161}{3,451,487,571\text{円}} = \frac{B}{A} \times 0.901 + 0.954$$

$\frac{B}{A}$ に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の人口）

B：当該年度の前年度の3月31日現在における食品衛生監視施設の数に、環境監視施設の数に3.838を乗じて得た数(1未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)を加算した数

2 態容補正（I）

(1) 目的

公害健康被害補償法(昭和48年法律第111号)の適用を受ける特別区の公害健康被害補償事業に係る経費を加算するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{B \times \frac{\text{比例費}}{\text{標準区患者数}} + \text{固定費}}{A \times \text{単位費用}} = 1 + \frac{B \times \frac{63,027,874\text{円}}{1,470\text{人}} + 8,404,450\text{円}}{A \times 9,861\text{円}}$$

$$= 1 + \frac{B \times 42,876 + 8,404,450}{A \times 9,861}$$

算式の符号

A：公害健康被害補償法第2条の規定により地域指定を受けた特別区における測定単位の数値(当該区の人口)

B：当該年度の前々年度の3月31日現在における当該区の被認定患者数

比例費：公害健康被害補償事業費のうち、比例費の差引一般財源の合計をいう。

固定費：公害健康被害補償事業費のうち、固定費の差引一般財源の合計をいう。

(3) 公害健康被害補償事業費の積算内訳

公害健康被害補償給付支給事務費

区 分		節 名	経 費	固 定 費	比 例 費
基 準 的 経 費	公 害 健 康 被 害 補 償 給 付 支 給 事 務 費	報 酬	5,598,326円	1,752,280円	3,846,046円
		給 与 費	44,581,103	0	44,581,103
		職 員 手 当 等	953,280	298,380	654,900
		報 償 費	2,694,650	843,430	1,851,220
		旅 費	37,814	11,840	25,974
		需 用 費	793,130	248,250	544,880
		役 務 費	6,617,420	2,071,250	4,546,170
		委 託 料	33,895,880	10,609,410	23,286,470
		使用料及び賃借料	1,903,510	595,800	1,307,710
		負担金補助及び交付金	51,977	16,270	35,707
扶 助 費	103,954	32,540	71,414		
合 計			97,231,044	16,479,450	80,751,594
特 定 財 源		国 庫 支 出 金	26,324,000	8,239,410	18,084,590
差 引 一 般 財 源			70,907,044	8,240,040	62,667,004

公害保健福祉事業費

区 分		節 名	経 費	固 定 費	比 例 費
基 準 的 経 費	公 害 保 健 福 祉 事 業 費	報 酬	603,560円	188,910円	414,650円
		職 員 手 当 等	383,040	119,890	263,150
		報 償 費	69,400	21,720	47,680
		旅 費	9,198	2,880	6,318
		需 用 費	21,460	6,720	14,740
		役 務 費	131,050	41,020	90,030
		委 託 料	122,090	38,210	83,880
		使用料及び賃借料	6,450	2,020	4,430
		負担金補助及び交付金	753,032	235,700	517,332
合 計			2,099,280	657,070	1,442,210
特 定 財 源		分 担 金 及 び 負 担 金	1,574,000	492,660	1,081,340
差 引 一 般 財 源			525,280	164,410	360,870

差 引 一 般 財 源 合 計		71,432,324円	8,404,450円	63,027,874円
-----------------	--	-------------	------------	-------------

3 態容補正（Ⅱ）

(1) 目 的

森林整備及びその促進に経費を加算する。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{B}{A \times 9,861 \text{円 (単位費用)}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の人口）

B：当該年度における森林整備及びその促進に要する経費として知事が算定した額

4 態容補正（Ⅲ）

(1) 目 的

児童福祉法（昭和22年12月12日法律164号）の規定により児童相談所設置市として政令指定を受けた特別区の児童相談所関連事務にかかる経費を加算する。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{\left(A \times \frac{\text{比例費}}{\text{標準区人口}} \right) \times \frac{\text{開設月数}}{12}}{A \times \text{単位費用}} = 1 + \frac{\left(A \times \frac{5,147,122 \text{円}}{350,000 \text{人}} \right) \times \frac{\text{開設月数}}{12}}{A \times 9,861 \text{円}}$$

$$= 1 + \frac{\left(A \times 15 \right) \times \frac{\text{開設月数}}{12}}{A \times 9,861}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の人口）

(3) 児童相談所関連経費の積算内訳

児童福祉施設に関する事務（助産施設）

区 分	節 名	経 費	固 定 費	比 例 費	
基準的経費	児童福祉施設に関する事務（助産施設）	委託料	347円	0円	347円
		扶助費	4,061,742	0	4,061,742
合 計		4,062,089	0	4,062,089	
特定財源	分担金及負担金	24,867	0	24,867	
	国庫支出金	1,179,400	0	1,179,400	
	都支出金	△ 2,580,200	0	△ 2,580,200	
	諸収入	290,900	0	290,900	
	計	△ 1,085,033	0	△ 1,085,033	
差引一般財源		5,147,122	0	5,147,122	

第4項 清掃費

第1 収集作業費（人口）

1 密度補正

(1) 目的

人口1人当たりの事業所数の多少により、収集作業経費の割増又は割減の補正をするものである。

(2) 算出方法

$$1 + \left(\frac{\frac{B}{A}}{\frac{D}{C}} - 1 \right) \times \frac{\text{令和元年度の標準区の事業系ごみ量相当量}}{\text{令和元年度の標準区ごみ量}}$$

$$= 1 + \left(\frac{\frac{B}{A}}{\frac{12,000 \text{箇所}}{350,000 \text{人}}} - 1 \right) \times \frac{4,721 \text{ t}}{64,551 \text{ t}} = \frac{B}{A} \times 2.133 + 0.927$$

$\frac{B}{A}$ （ $\frac{B}{A}$ に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式の符号

A：平成28年4月1日現在における当該区の人口

B：平成28年度の当該区の対象事業所数として知事が算定した事業所数

C：平成28年度の標準区人口

D：平成28年度の標準区事業所数

(3) 積算内訳

令和元年度の標準区の事業系ごみ量相当量（4,721 t）は、令和元年度の事業系ごみ廃棄物処理手数料の収入実績により推計した標準区の廃棄物処理手数料収入相当額（188,857,000円）を、特別区の廃棄物処理手数料（40.0円/kg）で除して算出する。

2 態容補正（I）

(1) 目的

不燃ごみに係る中継作業経費について、不燃ごみの中継量等に応じて加算するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{B \times C + D + E}{A \times 5,397 \text{円(単位費用)}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の人口）

B：前年度における不燃ごみ中継施設の不燃ごみ搬入量（t）として知事が算定した量

C：不燃ごみ中継施設の運営及び運搬経費として知事が算定した額

D：不燃ごみ中継施設の施設維持経費として知事が算定した額

E：当該年度における不燃ごみ中継施設の用地賃借料として知事が算定した額

3 態容補正 (II)

(1) 目的

事業系ごみの廃棄物処理手数料について、事業所数に応じて割増又は割減の補正をするものである。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{B}{A \times 5,397 \text{円(単位費用)}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の人口）

B：事業所数に応じた廃棄物処理手数料の補正額として知事が算定した額

第2 収集車両費（人口）

1 密度補正

(1) 目的

人口1人当たりの事業所数の多少により、収集車両経費の割増又は割減の補正をするものである。

(2) 算出方法

$$1 + \left(\frac{\frac{B}{A}}{\frac{D}{C}} - 1 \right) \times \frac{\text{令和元年度の標準区の事業系ごみ量相当量}}{\text{令和元年度の標準区ごみ量}}$$
$$= 1 + \left(\frac{\frac{B}{A}}{\frac{12,000 \text{箇所}}{350,000 \text{人}}} - 1 \right) \times \frac{4,721 \text{ t}}{64,551 \text{ t}} = \frac{B}{A} \times 2.133 + 0.927$$

$\frac{B}{A}$ （ $\frac{B}{A}$ に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式の符号

A：平成28年4月1日現在における当該区の人口

B：平成28年度の当該区の対象事業所数として知事が算定した事業所数

C：平成28年度の標準区人口

D：平成28年度の標準区事業所数

(3) 積算内訳

令和元年度の標準区の事業系ごみ量相当量（4,721 t）は、令和元年度の事業系ごみ廃棄物処理手数料の収入実績により推計した標準区の廃棄物処理手数料収入相当額（188,857,000円）を、特別区の廃棄物処理手数料（40.0円/kg）で除して算出する。

2 態容補正（Ⅰ）

(1) 目的

収集作業形態により、収集車両経費の割増補正をするものである。

(2) 算出方法

$$\frac{B}{A}$$

算式の符号

A：標準区の収集作業形態による必要車両台数 31台

B：当該区の収集作業形態による必要車両台数として知事が算定した台数

3 態容補正（Ⅱ）

(1) 目的

し尿の収集運搬経費について、加算するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{B}{A \times 1,499 \text{円(単位費用)}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の人口）

B：前年度におけるし尿収集運搬実績経費として知事が算定した額

第3 処理処分費（人口）

1 態容補正

(1) 目的

標準算定額と清掃一部事務組合に対する分担金との差額を補正するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{B}{A \times 3,052 \text{円(単位費用)}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の人口）

B：清掃一部事務組合分担金との調整額として知事が算定した額

第5項 経済労働費

第1 生活経済費（人口）

1 態容補正

(1) 目的

勤労福祉会館の管理運営費を加算するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{B \times 48,694,180\text{円}}{A \times 451\text{円(単位費用)}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の人口）

B：当該年度の4月1日現在における勤労福祉会館の数

第2 産業経済費（事業所数）

1 態容補正（I）

(1) 目的

農業委員会の運営経費を加算するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{B \times 19,192,988\text{円}}{A \times 189,864\text{円(単位費用)}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の実業所数）

B：当該年度の4月1日現在における農業委員会の数

(3) 積算内訳

区 分		節 名	経 費
基 準 的 経 費	農業委員会運営費	報 酬	6,782,430円
		給 与 費	10,760,956
		職 員 手 当 等	152,640
		旅 費	745,632
		交 際 費	100,000
		需 用 費	956,130
		負担金補助及び交付金	70,200
		計	19,567,988
特 定 財 源	都 支 出 金	375,000	
差 引 一 般 財 源		19,192,988	

2 態容補正（Ⅱ）

(1) 目的

農漁業振興に係る経費について、農漁業世帯数に応じて加算するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{B \times 174,553\text{円}}{A \times 189,864\text{円(単位費用)}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の事業所数）

B：農林業センサス（平成27年2月1日現在）による当該区の区域内の農業世帯の数と、漁業センサス（平成30年11月1日現在）による当該区の区域内の漁業世帯の数とを合算した数

(3) 積算内訳

区 分		節 名	経 費
基 準 的 経 費	農漁業振興経費 〔病虫害防除、 品評会、 都市農家育成等〕	給与費	65,334,375円
		職員手当等	636,480
		報償費	239,040
		旅費	110,887
		需用費	1,835,590
		役務費	328,390
		委託料	8,181,660
		負担金補助及び交付金	10,610,000
	計	87,276,422	
特 定 財 源			0
差 引 一 般 財 源			87,276,422
数 値			500世帯
1 世 帯 当 たり 経 費			174,553

第6項 土木費

第1 建築公害費（人口）

1 態容補正（I）

(1) 目的

特別区が設置管理している自転車駐車場に要する維持管理費を加算するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{B \times 1,801\text{円}}{A \times 2,384\text{円（単位費用）}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の人口）

B：当該年度の4月1日現在において設置されている自転車駐車場の面積

積算内訳（1㎡当たりの経費）

区 分	節 名	経 費	内 容 説 明	
基 準 的 経 費	区 営 駐 車 場 維 持 管 理 費	円		
		需 用 費	268,820	光熱水費 { 電気料 142,510円 水道料 14,660円 修繕料 19,970円 その他 91,680円
		役 務 費	81,640	
		委 託 料	3,423,930	
		使用料及び 賃 借 料	654,460	
		工事請負費	85,220	
		計	4,514,070	
特定 財源	駐 車 場 使 用 料	3,703,500	@8,230円 × 450㎡ = 3,703,500円	
差引一般財源		810,570 円		
数 値		450 ㎡		
1㎡当たり経費		1,801 円		

2 態容補正（II）

(1) 目的

空港対策に要する経費を加算する。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{B}{A \times 2,384\text{円（単位費用）}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の人口）

B：当該年度における空港対策に要する経費として知事が算定した額

第2 都市整備費（人口）

1 態容補正

(1) 目的

中心地区まちづくり調整業務等に要する経費を加算するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{B}{A \times 1,102 \text{円 (単位費用)}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の人口）

B：当該年度の前年度における中心地区まちづくり調整業務に要する経費として、知事が算定した額

（参 考）

措置基準 …… 対象事業は、都市再生緊急整備地域又は特定都市再生緊急整備地域であること、また、当該地域に策定された地域整備方針に基づく「都市再生特別地区」、「民間都市再生事業計画」、「都市再生緊急整備協議会」又は「国際競争拠点都市整備事業」のもとで進められる都市開発事業又は公共施設整備事業であること。

対象期間は、該当する事業の都市計画決定後、事業完了までとする。

対象経費は、行政等の各機関との連携・調整業務に係る経費として、会議体の委員やアドバイザーに対する報酬、共済費及び報償費、また、事業に関わる様々な主体の連携・調整を行う業務委託料とし、事業費から特定財源を差し引いた区の一般財源の2分の1を措置する。

第3 道路橋りょう費（道路面積）

1 種別補正

(1) 目的

道路幅員による経費の差を補正するものである。

(2) 算出方法

ア 補正係数算出表

区 分		8.5m以上 (平均14m)	6.5m～8.5m (平均7.5m)	4.5m～6.5m (平均5.5m)	4.5m未満 (平均3.5m)	橋りょう
基 準 的 経 費	側溝維持補修費	円 15,829,700	円 29,115,140	円 39,444,340	円 61,682,920	円 —
	交通安全施設維持補修費	10,251,810	9,139,990	12,050,000	5,240,060	—
	その他	970,270,047	970,270,047	970,270,047	970,270,047	—
	計	996,351,557	1,008,525,177	1,021,764,387	1,037,193,027	10,850,000
	給与費	376,633,453	376,633,453	376,633,453	376,633,453	7,686,397
	合計	1,372,985,010	1,385,158,630	1,398,397,840	1,413,826,480	18,536,397
特定財源		1,282,181,000	1,282,181,000	1,282,181,000	1,282,181,000	0
差引一般財源		90,804,010	102,977,630	116,216,840	131,645,480	18,536,397
数 値 (m ²)		2,322,000	2,322,000	2,322,000	2,322,000	17,500
単位当たり経費		39	44	50	57	1,059
補正係数		0.780	0.880	1.000	1.140	21.180

イ 橋りょう維持補修費の積算内訳

区 分		節 名	経 費
基 準 的 経 費	橋りょう維持補修費 (橋りょう面積) 17,500㎡	給 与 費	7,686,397 円
		需 用 費	495,000
		委 託 料	3,521,000
		使用料及び賃借料	194,000
		工 事 請 負 費	6,308,000
		原 材 料 費	332,000
		(事 業 費 計)	(10,850,000)
一 般 財 源	—	18,536,397	

2 密度補正

(1) 目 的

道路面積に対する幅員が4.5m未満の道路面積の割合の多少により、細街路拡幅事業費の割増又は割減の補正をするものである。

(2) 算出方法

標準区の道路面積に対する幅員が4.5m未満の道路面積比率を、0.20379 (473,204/2,322,000) とする。

$$1 + \left(\frac{\frac{B}{A}}{0.20379} - 1 \right) \times \frac{90,862,728\text{円}}{116,216,840\text{円}} = \frac{B}{A} \times 3.836 + 0.218$$

($\frac{B}{A}$ 及び $\frac{B}{A} \times 3.836$ に小数点以下5位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の種別補正前の道路面積）

B：当該年度の4月1日現在における幅員が4.5m未満の道路面積

3 態容補正

(1) 目 的

特別区が設置管理している排水場に要する維持管理費を加算するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{(B \times 7,802,468\text{円} + C \times 9,718,468\text{円} + D \times 11,628,728\text{円})}{A \times 50\text{円 (単位費用)}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の種別補正後の道路面積）

B：当該年度の4月1日現在における排水場のうち排水能力 (m³/分) が100以上150未満の排水場の数

C：当該年度の4月1日現在における排水場のうち排水能力 (m³/分) が150以上300未満の排水場の数

D：当該年度の4月1日現在における排水場のうち排水能力 (m³/分) が300以上の排水場の数

積算内訳（1排水場当たり経費）

区 分			100～150m ³ /分	150～300m ³ /分	300m ³ /分以上
基 準 的 経 費	排 水 場 維持管理費	職 員 手 当 等	161,280 円	161,280 円	161,280 円
		旅 費	4,088	4,088	4,088
		需 用 費	293,910	499,830	1,036,750
		委 託 料	4,596,540	5,495,860	6,395,210
		使用料及び賃借料	16,150	16,150	16,150
		工 事 請 負 費	2,528,420	3,177,440	3,489,710
		原 材 料 費	101,040	181,910	262,770
		備 品 購 入 費	101,040	181,910	262,770
計			7,802,468	9,718,468	11,628,728
一 般 財 源			7,802,468	9,718,468	11,628,728

(参考) 措置基準

※ 排水場とは、雨水等を直接河川に放流する施設で、停電時にも稼働する機能を有するものをいう。

(下水道管へのポンプアップや雨水貯留施設は本排水場補正に含まれない。)

※ 小規模な排水施設は、標準算定の委託料で算定する。

第4 公園費（公園面積）

1 種別補正

(1) 目 的

公園を、河川敷に設置された公園、児童遊園、それ以外の公園（一般公園という。）に分け、経費の差を補正するものである。

(2) 算出方法

区 分	一 般 公 園	河 川 敷 公 園	児 童 遊 園
単位当たり経費	1,129 円	552 円	1,307 円
補 正 係 数	1.000	0.489	1.158

(3) 積算内訳

ア 一般公園

区 分	節 名	経 費 (円)	内 容 説 明
基 準 的 経 費	一 般 公 園	給 与 費	@7,686,397円 × 3.79人 = 29,131,445円
	維持管理費	事 業 費	
		計	
特 定 財 源		31,938,000 円	
差 引 一 般 財 源		338,677,973 円	
数 値		300,000 m ²	
単 位 当 た り 経 費		1,129 円	

イ 河川敷公園

区分	節名	経費(円)	内容説明
基準的経費	河川敷公園維持管理費	給与費 1,844,735	@7,686,397円 × 0.24人 = 1,844,735円
		職員手当等 613,440	時間外勤務手当 @2,880円 × 213時間 = 613,440円
		旅費 125,195	普通旅費 @511円 × 245回 = 125,195円
		需用費 1,501,000	電気料 632,000円 水道料 756,000円 消耗品費 95,000円 修繕料 18,000円
		役務費 9,540,970	
		委託料 17,717,000	
		使用料及び借賃料 94,000	貨物自動車借上料
		工事請負費 22,588,000	改良工事
		原材料費 354,000	砂利、セメント、木材等
		備品購入費 342,000	
	計 54,720,340		
特定財源	使用料及び手数料	8,391,600	公園使用料・占用料 @699,300円 × 12月 = 8,391,600円
差引一般財源			46,328,740円
数値			84,000㎡
単位費用			552円

ウ 児童遊園

区分	節名	経費(円)	内容説明
基準的経費	児童遊園維持管理費	給与費 2,920,831	@7,686,397円 × 0.38人 = 2,920,831円
		需用費 1,932,000	電気料 814,000円 水道料 975,000円 消耗品費 119,000円 修繕料 24,000円
		役務費 8,703,760	
		委託料 13,344,000	
		工事請負費 8,971,000	金属柵、遊具等施設改修工事
		原材料費 1,839,000	砂利、材木、金網等
		備品購入費 1,488,000	
		計 39,198,591	
差引一般財源			39,198,591円
数値			30,000㎡
単位費用			1,307円

第7項 教育費

第1 小学校費（児童数、学校数）

「児童数」を測定単位とするもの

1 密度補正

(1) 目的

準要保護児童数の多少により要保護・準要保護児童就学援助費の割増又は割減の補正をするものである。

(2) 算出方法

$$1 + \left(\frac{\frac{B}{A} + \frac{D}{C}}{2} - \frac{\text{標準区準要保護児童数}}{\text{標準区児童数}} \right) \times \frac{\text{準要保護児童1人当たり経費}}{\text{単位費用}}$$

$$= 1 + \left(\frac{\frac{B}{A} + \frac{D}{C}}{2} - \frac{2,278\text{人}}{24,480\text{人}} \right) \times \frac{90,259\text{円}}{34,429\text{円}}$$

$$= \left(\frac{B}{A} + \frac{D}{C} \right) \times 1.311 + 0.756$$

$\left(\frac{B}{A} \right)$ 及び $\left(\frac{D}{C} \right)$ に小数点以下5位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式の符号

A：令和元年5月1日現在における学校基本調査の結果による児童数

B：Aのうち教育委員会が定める基準により準要保護者と認めた者の数

C：令和2年5月1日現在における学校基本調査の結果による児童数

D：Cのうち教育委員会が定める基準により準要保護者と認めた者の数

「学校数」を測定単位とするもの

1 態容補正（I）

(1) 目的

小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ）の児童数及び学級数の規模による経費の差を補正するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \left\{ \left(\frac{B \times \text{児童数規模変動費（給与費）比率} + C \times \text{学級数規模変動費（給与費）比率}}{A} \right. \right.$$

$$\left. + \text{固定費（給与費）比率} \right\} \times \frac{\text{標準区小学校職員給与費}}{\text{標準区数値} \times \text{単位費用}} + \left(\frac{D}{A} - 1 \right) \times \frac{\text{標準区給食調理委託経費}}{\text{標準区数値} \times \text{単位費用}}$$

$$+ \left(\frac{C}{A} - 1 \right) \times \frac{\text{標準区用務委託経費}}{\text{標準区数値} \times \text{単位費用}}$$

$$= 1 + \left\{ \left(\frac{B \times 0.287 + C \times 0.690}{A} + 0.023 \right) - 1 \right\} \times \frac{668,716,539\text{円}}{34\text{校} \times 103,680,837\text{円}} + \left(\frac{D}{A} - 1 \right)$$

$$\times \frac{709,096,400\text{円}}{34\text{校} \times 103,680,837\text{円}} + \left(\frac{C}{A} - 1 \right) \times \frac{155,481,200\text{円}}{34\text{校} \times 103,680,837\text{円}}$$

$$= \frac{B \times 0.0544 + C \times 0.1750 + D \times 0.2012}{A} + 0.5694$$

$$\left(B \times 0.0544、C \times 0.1750、D \times 0.2012 \text{ 及び } \frac{B \times 0.0544 + C \times 0.1750 + D \times 0.2012}{A} \right)$$

に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の小学校（休校を除く。以下B、C、Dに同じ）の学校数）

B：当該年度の5月1日現在における学校基本調査の結果による区立小学校について、学校ごとにその児童数（養護学園在園者の数を除く。）に対応する次の表に定める率をそれぞれ乗じて得た数を合算した数

区 分	率	区 分	率
300人以下	0.60	801人以上 1,200人以下	1.20
301人以上 500人以下	0.80	1,201人以上 1,700人以下	1.40
501人以上 800人以下	1.00	1,701人以上	1.60

C：当該年度の5月1日現在における学校基本調査の結果による区立小学校について、学校ごとにその学級数

（当該年度の5月1日における、学校基本調査の結果による学級の数から養護学園学級の数を除き、東京都教育委員会の認証を受けて編制された通級指導学級の数及び日本語学級の数を加えた数）に対応する次の表に定める率をそれぞれ乗じて得た数を合算した数

区 分	率	区 分	率
15学級以下	0.67	24学級以上 32学級以下	1.67
16学級以上 20学級以下	1.00	33学級以上	2.00
21学級以上 23学級以下	1.33		

D：当該年度の5月1日現在における学校基本調査の結果による区立小学校について、学校ごとにその児童数

（養護学園在園者の数を除く。）に対応する次の表に定める率をそれぞれ乗じて得た数を合算した数

区 分	率	区 分	率
300人以下	0.62	801人以上 1,200人以下	1.19
301人以上 500人以下	0.81	1,201人以上 1,700人以下	1.38
501人以上 800人以下	1.00	1,701人以上	1.57

2 態容補正（Ⅱ）

(1) 目 的

特別支援学校及び養護学園の管理運営費を加算するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{\left[B \times \frac{\text{特別支援学校1校}}{\text{当たり経費}} + C \times \frac{\text{養護学園1園}}{\text{当たり経費}} \right]}{A \times \text{単位費用}}$$

$$= 1 + \frac{(B \times 64,983,162\text{円} + C \times 78,050,037\text{円})}{A \times 103,680,837\text{円}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の小学校（休校を除く。）の学校数）

B：当該年度の5月1日現在における学校基本調査の結果による区立特別支援学校数（休校を除く。）

C：当該年度の4月1日現在における区立養護学園数

(3) 算出内訳

特別支援学校

区分	節名	金額	
基 準 的 経 費	特別支援学校報酬	23,252,810 円	
	管理運営費	給与費	30,745,588
		職員手当等	3,246,000
		旅費	155,984
		需用費	4,720,800
		役務費	516,500
		委託料	149,200
		工事請負費	1,565,300
		備品購入費	581,800
		使用料及び賃借料	49,180
合計	64,983,162		
特定財源	0		
差引一般財源	64,983,162		
特別支援学校1校当たり経費	64,983,162		

養護学園

区分	節名	金額	
基 準 的 経 費	養護学園報酬	23,252,810 円	
	管理運営費	給与費	43,812,463
		職員手当等	3,246,000
		旅費	155,984
		需用費	4,720,800
		役務費	516,500
		委託料	149,200
		工事請負費	1,565,300
		備品購入費	581,800
		使用料及び賃借料	49,180
合計	78,050,037		
特定財源	0		
差引一般財源	78,050,037		
養護学園1園当たり経費	78,050,037		

3 態容補正（Ⅲ）

(1) 目的

学校数の急激な減少に伴う基準財政需要額の激減を緩和するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{(B-A) \times 1.0 + (C-B) \times 1.0 + (D-C) \times 0.9 + (E-D) \times 0.6 + (F-E) \times 0.3}{A}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の小学校（休校を除く。以下B、C、D、E、Fに同じ）の学校数）

B：令和2年5月1日現在における学校基本調査の結果による区立小学校の学校数

C：令和元年5月1日現在における学校基本調査の結果による区立小学校の学校数

D：平成30年5月1日現在における学校基本調査の結果による区立小学校の学校数

E：平成29年5月1日現在における学校基本調査の結果による区立小学校の学校数

F：平成28年5月1日現在における学校基本調査の結果による区立小学校の学校数

※1 (B-A)、(C-B)、(D-C)、(E-D)又は(F-E)が負数となるときは、それぞれ0とする。また、AがB以上、C以上、D以上、E以上かつF以上のときは、(B-A)、(C-B)、(D-C)、(E-D)及び(F-E)はいずれも0とする。

※2 1.0は初年度及び第2年度、0.9は第3年度、0.6は第4年度、0.3は第5年度の算入率である。

第2 中学校費（生徒数、学校数）

「生徒数」を測定単位とするもの

1 密度補正

(1) 目的

準要保護生徒数の多少により要保護・準要保護生徒就学援助費の割増又は割減の補正をするものである。

(2) 算出方法

$$1 + \left(\frac{\frac{B}{A} + \frac{D}{C}}{2} - \frac{\text{標準区準要保護生徒数}}{\text{標準区生徒数}} \right) \times \frac{\text{準要保護生徒1人当たり経費}}{\text{単位費用}}$$

$$= 1 + \left(\frac{\frac{B}{A} + \frac{D}{C}}{2} - \frac{987\text{人}}{10,800\text{人}} \right) \times \frac{158,036\text{円}}{37,539\text{円}}$$

$$= \left(\frac{B}{A} + \frac{D}{C} \right) \times 2.105 + 0.615$$

$\left(\frac{B}{A} \right)$ 及び $\left(\frac{D}{C} \right)$ に小数点以下5位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式の符号

A：令和元年5月1日現在における学校基本調査の結果による生徒数

B：Aのうち教育委員会が定める基準により準要保護者と認めた者の数

C：令和2年5月1日現在における学校基本調査の結果による生徒数

D：Cのうち教育委員会が定める基準により準要保護者と認めた者の数

「学校数」を測定単位とするもの

1 態容補正（I）

(1) 目的

中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校（前期課程）を含む。以下同じ）の生徒数及び学級数の規模による経費の差を補正するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \left\{ \frac{B \times \text{生徒数規模変動費（給与費）比率} + C \times \text{学級数規模変動費（給与費）比率}}{A} \right.$$

$$+ \left. \text{固定費（給与費）比率} \right\} - 1 \times \frac{\text{標準区中学校職員給与費}}{\text{標準区数値} \times \text{単位費用}} + \left(\frac{D}{A} - 1 \right) \times \frac{\text{標準区給食調理委託経費}}{\text{標準区数値} \times \text{単位費用}}$$

$$+ \left(\frac{C}{A} - 1 \right) \times \frac{\text{標準区用務委託経費}}{\text{標準区数値} \times \text{単位費用}}$$

$$= 1 + \left\{ \left(\frac{B \times 0.151 + C \times 0.667}{A} + 0.182 \right) - 1 \right\} \times \frac{253,651,101\text{円}}{18\text{校} \times 105,162,648\text{円}} + \left(\frac{D}{A} - 1 \right)$$

$$\times \frac{415,677,200\text{円}}{18\text{校} \times 105,162,648\text{円}} + \left(\frac{C}{A} - 1 \right) \times \frac{51,826,600\text{円}}{18\text{校} \times 105,162,648\text{円}}$$

$$= \frac{B \times 0.0202 + C \times 0.1168 + D \times 0.2196}{A} + 0.6434$$

$$\left(B \times 0.0202、C \times 0.1168、D \times 0.2196 \text{ 及び} \frac{B \times 0.0202 + C \times 0.1168 + D \times 0.2196}{A} \right)$$

に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の中学校（休校を除く。以下B、C、Dに同じ）の学校数）

B：当該年度の5月1日現在における学校基本調査の結果による区立中学校について、学校ごとにその生徒数（夜間学級の生徒数を除く。）に対応する次の表に定める率をそれぞれ乗じて得た数を合算した数に、夜間学級を置く中学校の数に0.6を乗じて得た数を加算した数

区 分	率	区 分	率
300人以下	0.60	901人以上 1,300人以下	1.40
301人以上 500人以下	0.80	1,301人以上 1,700人以下	1.60
501人以上 700人以下	1.00	1,701人以上	1.80
701人以上 900人以下	1.20		

C：当該年度の5月1日現在における学校基本調査の結果による区立中学校について、学校ごとにその学級数（当該年度の5月1日における、学校基本調査の結果による学級の数から夜間学級の数を除き、東京都教育委員会の認証を受けて編制された通級指導学級の数及び日本語学級（夜間学級を除く。）の数を加えた数）に対応する次の表に定める率をそれぞれ乗じて得た数を合算した数

区 分	率	区 分	率
19学級以下	1.00	30学級以上 40学級以下	2.00
20学級以上 29学級以下	1.50	41学級以上	2.50

D：当該年度の5月1日現在における学校基本調査の結果による区立中学校について、学校ごとにその生徒数（夜間学級の生徒数を除く。）に対応する次の表に定める率をそれぞれ乗じて得た数を合算した数に、夜間学級を置く中学校の数に0.62を乗じて得た数を加算した数

区 分	率	区 分	率
300人以下	0.62	901人以上 1,300人以下	1.38
301人以上 500人以下	0.81	1,301人以上 1,700人以下	1.57
501人以上 700人以下	1.00	1,701人以上	1.76
701人以上 900人以下	1.19		

2 態容補正（Ⅱ）

(1) 目 的

学校数の急激な減少に伴う基準財政需要額の激減を緩和するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{(B-A) \times 1.0 + (C-B) \times 1.0 + (D-C) \times 0.9 + (E-D) \times 0.6 + (F-E) \times 0.3}{A}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の中学校（休校を除く。以下B、C、D、E、Fに同じ）の学校数）

B：令和2年5月1日現在における学校基本調査の結果による区立中学校の学校数

C：令和元年5月1日現在における学校基本調査の結果による区立中学校の学校数

D：平成30年5月1日現在における学校基本調査の結果による区立中学校の学校数

E：平成29年5月1日現在における学校基本調査の結果による区立中学校の学校数

F：平成28年5月1日現在における学校基本調査の結果による区立中学校の学校数

※1 (B-A)、(C-B)、(D-C)、(E-D)又は(F-E)が負数となるときは、それぞれ0とする。また、AがB以上、C以上、D以上、E以上かつF以上のときは、(B-A)、(C-B)、(D-C)、(E-D)及び(F-E)はいずれも0とする。

※2 1.0は初年度及び第2年度、0.9は第3年度、0.6は第4年度、0.3は第5年度の算入率である。

第3 その他の教育費（幼稚園数、人口）

「幼稚園数」を測定単位とするもの

1 態容補正

(1) 目的

幼稚園の規模による経費の差を補正するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \left(\frac{B}{A} - 1 \right) \times \frac{\text{標準区幼稚園管理運営費のうち給与費及び教職調整額等・教員特別手当}}{\text{標準区幼稚園管理運営費}}$$

$$= 1 + \left(\frac{B}{A} - 1 \right) \times \frac{460,147,506\text{円}}{790,336,353\text{円}} = \frac{B \times 0.582}{A} + 0.418$$

(B × 0.582 に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の幼稚園（休園及び区立認定こども園を除く。以下Bに同じ。）数）

B：当該年度の5月1日現在における学校基本調査の結果による区立幼稚園について、幼稚園ごとにその学級数に対応する次の表に定める率をそれぞれ乗じて得た数を合算した数

区分	率	区分	率
1学級	0.60	7学級	2.00
2学級	0.80	8学級	2.20
3学級	1.00	9学級	2.40
4学級	1.20	10学級	2.60
5学級	1.40	11学級	2.80
6学級	1.80	12学級	3.00

「人口」を測定単位とするもの

1 密度補正（I）

(1) 目的

子育てのための施設等利用給付を受ける者（私立幼稚園（未移行園）の者に限る。）の多少により、子育てのための施設等利用給付の割増又は割減の補正をするものである。

(2) 算出方法

$$1 + \left(\frac{B}{A} - \frac{\text{標準区給付対象者数}}{\text{標準区人口}} \right) \times \frac{\text{1給付対象者あたり経費}}{\text{単位費用}}$$
$$= 1 + \left(\frac{B}{A} - \frac{2,620\text{人}}{350,000\text{人}} \right) \times \frac{77,100\text{円}}{6,460\text{円}} = \frac{B \times 11.93}{A} + 0.911$$

(B × 11.93 に小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

算式の符号

A：平成31年4月1日現在における住民基本台帳人口

B：令和元年度において、子育てのための施設等利用給付交付金交付要綱により子育てのための施設等利用給付を受けた者（私立幼稚園（未移行園）の者に限る。）の数

2 密度補正（Ⅱ）

(1) 目的

子ども・子育て支援新制度に係る私立幼稚園の園児の多少により施設型給付費の割増又は割減の補正をするものである。

(2) 算出方法

$$1 + \left(\frac{B}{A} - \frac{\text{標準区施設型給付費対象園児数}}{\text{標準区人口}} \right) \times \frac{\text{園児1人当たり経費}}{\text{単位費用}}$$
$$= 1 + \left(\frac{B}{A} - \frac{395\text{人}}{350,000\text{人}} \right) \times \frac{179,745\text{円}}{6,460\text{円}} = \frac{B \times 27.82}{A} + 0.969$$

(B × 27.82 に小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の人口）

B：当該年度の5月1日現在における当該区の区域内の私立幼稚園（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項の確認を受けたもの（認定こども園を除く。）に限る。）の園児の数

3 態容補正（Ⅰ）

(1) 目的

昼間人口比率により図書館管理費を補正するものである。

(2) 算出方法

$$1 + (A - 1) \times \frac{\text{図書館管理運営費（地区館分）}}{\text{標準区人口} \times \text{単位費用}}$$
$$= 1 + (A - 1) \times \frac{600,632,402\text{円}}{350,000\text{人} \times 6,460\text{円}} = 1 + (A - 1) \times 0.266$$

算式の符号

A：次の表の定める昼間人口比率に対応する率

昼間人口比率	率	昼間人口比率	率
1.25未満	1.0	6.00以上 10.00未満	3.0
1.25以上 1.75未満	1.5	10.00以上 15.00未満	3.5
1.75以上 3.00未満	2.0	15.00以上	4.0
3.00以上 6.00未満	2.5		

したがって、補正係数は昼間人口比率に対して次の表のとおりである。

昼間人口比率	率	昼間人口比率	率
1.25未満	1.000	6.00以上 10.00未満	1.532
1.25以上 1.75未満	1.133	10.00以上 15.00未満	1.665
1.75以上 3.00未満	1.266	15.00以上	1.798
3.00以上 6.00未満	1.399		

(注) 昼間人口比率：「議会総務費」(人口)の態容補正(I)の説明欄参照

4 態容補正(Ⅱ)

(1) 目的

区立認定こども園の管理運営に係る経費(1号認定分)を加算するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{B \times \left[\begin{array}{l} \text{1号認定の} \\ \text{4歳以上児に} \\ \text{係る1人当たり} \\ \text{加算経費} \end{array} \right] + C \times \left[\begin{array}{l} \text{1号認定の} \\ \text{3歳児に} \\ \text{係る1人当たり} \\ \text{加算経費} \end{array} \right]}{A \times \text{単位費用}}$$

$$= 1 + \frac{(B \times 1,034,230\text{円} + C \times 1,436,110\text{円})}{A \times 6,460\text{円}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値(当該区の人口)

B：当該年度の4月1日現在における区立認定こども園に在籍する1号認定を受けた4歳以上児の数

C：当該年度の4月1日現在における区立認定こども園に在籍する1号認定を受けた3歳児の数

(3) 算出内訳

区立認定こども園管理運営費(1園当たり経費)

差引一般財源(1園当たり経費)	232,030,320円
数 値(1園当たり定員)	120人
数 値(1園当たり定員補正後)	214人
1人当たり経費	1,084,250

(注) 内訳：「民生費」(18歳未満人口)の態容補正(I)の(3)算出内訳参照

1人当たり経費(認定区分、歳児別)

認定区分	歳児別	補正率	1人当たり経費(円)		
			経費	利用者負担額	差引一般財源
1号認定	4歳以上児	1.000	1,084,250	50,020	1,034,230
	3歳児	1.369	1,484,340	48,230	1,436,110

5 態容補正（Ⅲ）

(1) 目的

私立認定こども園の施設型給付費に係る経費（1号認定分）を加算するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{B \times \left[\begin{array}{l} \text{1号認定の} \\ \text{4歳以上児に} \\ \text{係る1人当たり} \\ \text{加算経費} \end{array} \right] + C \times \left[\begin{array}{l} \text{1号認定の} \\ \text{3歳児に} \\ \text{係る1人当たり} \\ \text{加算経費} \end{array} \right]}{A \times \text{単位費用}}$$

$$= 1 + \frac{(B \times 185,300\text{円} + C \times 253,750\text{円})}{A \times 6,460\text{円}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の人口）

B：当該年度の4月1日現在における私立認定こども園に在籍する1号認定を受けた4歳以上児の数

C：当該年度の4月1日現在における私立認定こども園に在籍する1号認定を受けた3歳児の数

(3) 算出内訳

私立認定こども園施設型給付費（1園当たり経費（1号認定分））

区分	対象者数		公 定 価 格			国庫支出金	都 支 出 金	差引一般財源		
	定員	延人員	単価	加算額	金額	全国統一費用分1/2	全国統一費用分1/4 地方単独費用分1/2	H E-F-G		
	A	B A×12	C	D	E B×(C+D)	F (E×0.738-G) ×1/2	G (E×0.738-G)×1/4 (E×0.262)×1/2			
		人	人	円	円	円	円	円		
基 準 的 分 1 部 分 の 経 費	基本分	4歳以上児	80	960	27,250		26,160,000			
		3歳児	40	480	35,250		16,920,000			
	加算部分1	処遇改善等加算Ⅰ	4歳以上児	80	960	3,250		3,120,000		
			3歳児	40	480	4,290		2,059,200		
		副園長・教頭配置加算	120	1,440	960	117	1,550,880			
		学級編成調整加配加算	120	1,440	4,000	520	6,508,800			
		3歳児配置改善加算	40	480	8,000	1,040	4,339,200			
		チーム保育加配加算	120	1,440	8,000	1,040	13,017,600			
		給食実施加算	120	1,440	920	104	1,474,560			
		副食費徴収免除加算	18	216	3,825		826,200			
		事務職員雇上費加算	120	1,440	650	80	1,051,200			
		冷暖房費加算	120	1,440	110		158,400			
	加算部分2	施設機能強化推進費加算					21,600			
		処遇改善等加算Ⅱ	①(6人)	120	1,440	1,249		1,798,560		
②(4人)			120	1,440	104		149,760			
合 計						79,155,960	28,971,081	25,092,440	25,092,439	

1人当たり経費（認定区分、歳児別）

認定区分	歳児別	1人当たり経費（円）		
		公 定 価 格	国庫支出金 都 支 出 金	差引一般財源
1号認定	4歳以上児	587,310	402,010	185,300
	3歳児	804,270	550,520	253,750

第8項 その他諸費

第1 その他行政費（人口）

1 態容補正

(1) 目的

昼間人口及び基準財政需要額のうち経常的経費単位費用分の額の多少によりその他行政費の割増又は割減の補正をするものである。

(2) 算出方法

その他行政費の100分の60を人口により、100分の15を昼間人口により、100分の25を経常的経費単位費用分の総額に対する当該特別区の当該経費の占める割合により算出する。

$$1 + \left\{ \left(\frac{\frac{B}{A}}{\frac{b}{a}} - 1 \right) \times 0.15 + \left(\frac{\frac{C}{A}}{\frac{c}{a}} - 1 \right) \times 0.25 \right\}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の人口）

B：当該特別区の昼間人口（平成27年国勢調査結果による。以下同じ。）

C：当該特別区の基準財政需要額のうち条例別表（第10条関係）に掲げる経常的経費（その他行政費を除く。）に係る額

a：各特別区の測定単位の数値を合算した数

b：各特別区の昼間人口を合算した数

c：各特別区の基準財政需要額のうち条例別表（第10条関係）に掲げる経常的経費（その他行政費を除く。）に係る額を合算した額

第2節 投資的経費

1 低地係数（I）及び地価係数

(1) 目的

建物の建築につき当該区の支持層の深さの差による特別基礎工事費の単価差及び用地費の単価差を補正するものである。

(2) 算出方法

ア 下表に定める特別区ごとの率（以下「低地係数（I）」という。）を事業費（一般財源ベース）に占める工事費割合（以下「工事費率」という。）に乗じて算出する。

区 分	率	説 明			
		主体等・基礎・設計	特別基礎	計	率
墨田区、江東区、荒川区、 足立区、葛飾区、江戸川区	1.070	335,000円/㎡	23,450円/㎡	358,450円/㎡ ① ②	$\frac{\text{①}}{\text{②}}$ 1.070
千代田区、中央区、台東区、 大田区、北区、板橋区	1.030	335,000円/㎡	10,050円/㎡	345,050円/㎡ ③ ④	$\frac{\text{③}}{\text{④}}$ 1.030
そ の 他 の 特 別 区	1.000	335,000円/㎡	—	335,000円/㎡ ⑤	1.000

イ 用地につき、知事が定める係数（以下「地価係数」という。）を事業費（一般財源ベース）に占める用地費の割合（以下「用地費率」という。）に乗じて算出する。

算式

態 容 補 正

$$1 + \alpha (A - 1) + \beta (B - 1)$$

アの式 イの式

算式の符号

A：低地係数（I）

B：地価係数

α ：工事費率

β ：用地費率

2 低地係数（Ⅱ）

(1) 目的

義務教育施設の建築につき当該区の支持層の深さの差による特別基礎工事費の単価差を補正するものである。

(2) 算出方法

下表に定める特別区ごとの率（以下「低地係数（Ⅱ）」という。）を事業費（一般財源ベース）に占める工事費割合（以下「工事費率」という。）に乗じて算出する。

区分	区名	率
低地地区	墨田区、江東区、荒川区、足立区、葛飾区、江戸川区	1.100
準低地地区	千代田区、中央区、台東区、大田区、北区、板橋区	1.033
山手地区	その他の特別区	1.000

算式

$$1 + \alpha (A - 1)$$

算式の符号

A：低地係数（Ⅱ）

α ：工事費率

第1項 議会総務費

第1 議会総務費（人口）

1 態容補正

(1) 目的

低地係数（I）及び地価係数の説明と同じ。

(2) 算出方法

$$\begin{aligned} & 1 + \left\{ \frac{(A-1) \times \text{改築工事費}}{\text{標準区議会総務費}} \right\} \\ & = 1 + \left\{ \frac{(A-1) \times 182,893,784\text{円}}{375,249,384\text{円}} \right\} \\ & = 1 + \frac{A \times 182,893,784\text{円} - 182,893,784\text{円}}{375,249,384\text{円}} \\ & = 1 + 0.487 \times A - 0.487 \\ & = 0.487 \times A + 0.513 \end{aligned}$$

算式の符号

A：低地係数（I）

したがって、補正係数は低地係数（I）に対して次の表のとおりである。

区 分	低地係数（I）	補正係数
墨田区、江東区、荒川区、足立区、葛飾区、江戸川区	1.070	1.034
千代田区、中央区、台東区、大田区、北区、板橋区	1.030	1.015
その他の特別区	1.000	1.000

第2項 民生費

第1 社会福祉費（人口）

1 態容補正

(1) 目的

低地係数（I）及び地価係数の説明と同じ。

(2) 算出方法

$$\begin{aligned} & 1 + \left\{ \frac{(A-1) \times \text{改築工事費}}{\text{標準区社会福祉費}} \right\} \\ &= 1 + \left\{ \frac{(A-1) \times 74,722,320\text{円}}{153,310,320\text{円}} \right\} \\ &= 1 + \frac{A \times 74,722,320\text{円} - 74,722,320\text{円}}{153,310,320\text{円}} \\ &= 1 + 0.487 \times A - 0.487 \\ &= 0.487 \times A + 0.513 \end{aligned}$$

算式の符号

A：低地係数（I）

したがって、補正係数は低地係数（I）に対して次の表のとおりである。

区 分	低地係数（I）	補正係数
墨田区、江東区、荒川区、足立区、葛飾区、江戸川区	1.070	1.034
千代田区、中央区、台東区、大田区、北区、板橋区	1.030	1.015
その他の特別区	1.000	1.000

第2 老人福祉費（65歳以上人口）

1 密度補正

(1) 目的

標準区における「住民基本台帳上の日本人老人人口に対する、外国人人口を含んだ老人人口の比率」に対する当該区の同比率の割合により、老人福祉費の割増又は割減の補正をするものである。

(2) 算出方法

$$1 + \left\{ \frac{\frac{B}{A}}{\frac{\text{標準区65歳以上人口（外国人人口を含む）}}{\text{標準区65歳以上人口（日本人人口）}}} - 1 \right\} \times \frac{\text{外国人人口により影響を受ける標準区経費}}{\text{標準区老人福祉費}}$$
$$= 1 + \left\{ \frac{\frac{B}{A}}{\frac{65,200\text{人}}{63,000\text{人}}} - 1 \right\} \times \frac{212,258,198\text{円}}{242,577,000\text{円}} = \frac{B}{A} \times 0.845 + 0.125$$

($\frac{B}{A}$ に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

算式の符号

A：測定単位の数値（当該年度の前年度の1月1日現在における住民基本台帳人口のうち65歳以上の日本人人口）

B：当該年度の前年度の1月1日現在における住民基本台帳人口のうち65歳以上の人口（外国人人口を含む。)

2 態容補正（I）

(1) 目的

低地係数（I）及び地価係数の説明と同じ。

(2) 算出方法

$$1 + \left\{ \frac{(A-1) \times \text{改築工事費}}{\text{標準区老人福祉費}} \right\}$$
$$= 1 + \left\{ \frac{(A-1) \times 107,527,000\text{円}}{242,577,000\text{円}} \right\}$$
$$= 1 + \frac{A \times 107,527,000\text{円} - 107,527,000\text{円}}{242,577,000\text{円}}$$
$$= 1 + 0.443 \times A - 0.443$$
$$= 0.443 \times A + 0.557$$

算式の符号

A：低地係数（I）

したがって、補正係数は低地係数（I）に対して次の表のとおりである。

区 分	低地係数（I）	補正係数
墨田区、江東区、荒川区、足立区、葛飾区、江戸川区	1.070	1.031
千代田区、中央区、台東区、大田区、北区、板橋区	1.030	1.013
その他の特別区	1.000	1.000

3 態容補正（Ⅱ）

(1) 目的

特別養護老人ホームの整備費及び高齢者集合住宅（シルバーピア対象事業に限る。）の整備費、改築経費、大規模改修経費を加算するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{B}{A \times 3,850 \text{円(単位費用)}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該年度の前年度の1月1日現在における住民基本台帳人口のうち65歳以上の日本人人口）

B：当該年度における特別養護老人ホームの整備費及び高齢者集合住宅の整備費、改築経費、大規模改修経費として知事が算定した額

第3 児童福祉費（15歳未満人口）

1 密度補正

(1) 目的

標準区における「住民基本台帳上の日本人児童人口に対する、外国人人口を含んだ児童人口の比率」に対する当該区の同比率の割合により、児童福祉費の割増又は割減の補正をするものである。

(2) 算出方法

$$1 + \left\{ \frac{\frac{B}{A}}{\frac{\text{標準区15歳未満人口（外国人人口を含む）}}{\text{標準区15歳未満人口（日本人人口）}}} - 1 \right\} \times \frac{\text{外国人人口により影響を受ける標準区経費}}{\text{標準区児童福祉費}}$$

$$= 1 + \left\{ \frac{\frac{B}{A}}{\frac{39,300 \text{人}}{38,000 \text{人}}} - 1 \right\} \times \frac{430,714,838 \text{円}}{490,568,228 \text{円}} = \frac{B}{A} \times 0.849 + 0.122$$

($\frac{B}{A}$ に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

算式の符号

A：測定単位の数値（当該年度の前年度の1月1日現在における住民基本台帳人口のうち15歳未満の日本人人口）

B：当該年度の前年度の1月1日現在における住民基本台帳人口のうち15歳未満の人口（外国人人口を含む。）

2 態容補正（Ⅰ）

(1) 目的

低地係数（Ⅰ）及び地価係数の説明と同じ。

(2) 算出方法

$$\begin{aligned}
 & 1 + \left\{ \frac{(A-1) \times \text{改築工事費}}{\text{標準区児童福祉費}} \right\} \\
 & = 1 + \left\{ \frac{(A-1) \times 228,068,028\text{円}}{490,568,228\text{円}} \right\} \\
 & = 1 + \frac{A \times 228,068,028\text{円} - 228,068,028\text{円}}{490,568,228\text{円}} \\
 & = 1 + 0.465 \times A - 0.465 \\
 & = 0.465 \times A + 0.535
 \end{aligned}$$

算式の符号

A：低地係数（Ⅰ）

したがって、補正係数は低地係数（Ⅰ）に対して次の表のとおりである。

区 分	低地係数（Ⅰ）	補正係数
墨田区、江東区、荒川区、足立区、葛飾区、江戸川区	1.070	1.033
千代田区、中央区、台東区、大田区、北区、板橋区	1.030	1.014
その他の特別区	1.000	1.000

3 態容補正（Ⅱ）

(1) 目的

児童福祉法(昭和22年12月12日法律第164号)の規定により児童相談所設置市として政令指定を受けた特別区の児童相談所及び一時保護所の改築経費、大規模改修経費（開設準備に係る施設整備費を含む）を加算するものである。

(2) 算出方法

$$\begin{aligned}
 & 1 + \frac{\left[B \times \frac{\text{比例費}}{\text{標準区15歳未満人口（外国人人口を含む）}} + \text{固定費} \right] \times \frac{\text{開設月数}}{12} + \text{開設準備に係る施設整備費}}{A \times \text{単位費用}} \\
 & = 1 + \frac{\left[B \times \frac{14,125,882\text{円}}{39,300\text{人}} + 21,545,538\text{円} \right] \times \frac{\text{開設月数}}{12} + \text{開設準備に係る施設整備費}}{A \times 12,910\text{円}}
 \end{aligned}$$

$$=1 + \frac{\left[B \times 359 + 21,545,538 \right] \times \frac{\text{開設月数}}{12} + \text{開設準備に係る施設整備費}}{A \times 12,910}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該年度の前年度の1月1日現在における住民基本台帳人口のうち15歳未満の日本人人口）

B：当該年度の前年度の1月1日現在における住民基本台帳人口のうち15歳未満の人口（外国人人口を含む。）

比例費：改築・大規模改修経費のうち、比例費の差引一般財源をいう。

固定費：改築・大規模改修経費のうち、固定費の差引一般財源をいう。

(3) 改築・大規模改修経費の積算内訳

区 分	節 名	経 費	固 定 費	比 例 費	
経基 準 費 的	改築・大規模改修	工事請負費	41,070,420 円	24,806,534 円	16,263,886 円
特 定 財 源	国 庫 支 出 金		5,399,000	3,260,996	2,138,004
差 引 一 般 財 源			35,671,420	21,545,538	14,125,882

4 態容補正（Ⅲ）

(1) 目 的

児童福祉法(昭和22年12月12日法律第164号)の規定により児童相談所設置市として政令指定を受けた特別区の児童福祉施設（児童養護施設等）の整備に係る助成事業費を加算するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{B}{A \times 12,910 \text{円(単位費用)}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該年度の前年度の1月1日現在における住民基本台帳人口のうち15歳未満の日本人人口）

B：当該年度における児童福祉施設（児童養護施設等）の整備に係る助成事業費として知事が算定した額

第3項 衛生費

第1 衛生費（人口）

1 態容補正（Ⅰ）

(1) 目的

低地係数（Ⅰ）及び地価係数の説明と同じ。

(2) 算出方法

$$\begin{aligned}
 & 1 + \left\{ \frac{(A-1) \times \text{改築工事費}}{\text{標準区衛生費}} \right\} \\
 & = 1 + \left\{ \frac{(A-1) \times 49,955,600\text{円}}{102,495,600\text{円}} \right\} \\
 & = 1 + \frac{A \times 49,955,600\text{円} - 49,955,600\text{円}}{102,495,600\text{円}} \\
 & = 1 + 0.487 \times A - 0.487 \\
 & = 0.487 \times A + 0.513
 \end{aligned}$$

算式の符号

A：低地係数（Ⅰ）

したがって、補正係数は低地係数（Ⅰ）に対して次の表のとおりである。

区 分	低地係数（Ⅰ）	補正係数
墨田区、江東区、荒川区、足立区、葛飾区、江戸川区	1.070	1.034
千代田区、中央区、台東区、大田区、北区、板橋区	1.030	1.015
その他の特別区	1.000	1.000

2 態容補正（Ⅱ）

(1) 目的

老人保健施設の整備費を加算するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{B}{A \times 293\text{円（単位費用）}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の人口）

B：当該年度における老人保健施設の整備費として知事が算定した額

第4項 清掃費

第1 収集作業費（人口）

1 態容補正（Ⅰ）

(1) 目的

車庫整備に伴う用地購入経費の元利償還金及び用地賃借料を加算するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{B}{A \times 170 \text{円 (単位費用)}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の人口）

B：清掃事業移管に伴う車庫整備に要した用地購入経費の元利償還金及び用地賃借料等について当該年度経費として知事が算定した額

2 態容補正（Ⅱ）

(1) 目的

不燃ごみの中継施設の改築・プラント更新経費を加算するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{B}{A \times 170 \text{円 (単位費用)}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の人口）

B：当該年度における不燃ごみの中継施設の改築・プラント更新経費として知事が算定した額

第5項 経済労働費

第1 生活経済費（人口）

1 態容補正

(1) 目的

低地係数（I）及び地価係数の説明と同じ。

(2) 算出方法

$$1 + \left\{ \frac{(A-1) \times \text{改築工事費}}{\text{標準区生活経済費}} \right\}$$

$$= 1 + \left\{ \frac{(A-1) \times 22,515,200\text{円}}{46,195,200\text{円}} \right\}$$

$$= 1 + \frac{A \times 22,515,200\text{円} - 22,515,200\text{円}}{46,195,200\text{円}}$$

$$= 1 + 0.487 \times A - 0.487$$

$$= 0.487 \times A + 0.513$$

算式の符号

A：低地係数（I）

したがって、補正係数は低地係数（I）に対して次の表のとおりである。

区 分	低地係数（I）	補正係数
墨田区、江東区、荒川区、足立区、葛飾区、江戸川区	1.070	1.034
千代田区、中央区、台東区、大田区、北区、板橋区	1.030	1.015
その他の特別区	1.000	1.000

第6項 土木費

第1 建築公害費（人口）

1 態容補正

(1) 目的

空き家等対策等事業費に要する経費を加算するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{B}{A \times 768 \text{円(単位費用)}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の人口）

B：当該年度の前年度における空き家等の除却・解体・改修（国庫補助又は都補助対象事業に限る）に要する経費として、知事が算定した額

第2 都市整備費（人口）

1 態容補正

(1) 目的

まちづくりに要する事業費を加算するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{B + C + D}{A \times 199 \text{円(単位費用)}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の人口）

B：当該年度の前年度における住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型・耐震改修促進型）の一部に係る用地取得経費として、知事が算定した額

C：当該年度の前年度における都心共同住宅供給事業、防災生活圏促進事業、都市防災不燃化促進事業（特別区制度分）、優良建築物等整備事業、地区計画促進事業、都市再生交通拠点整備事業、都市再生総合整備事業、鉄道駅総合改善事業、鉄道駅エレベーター等整備事業、鉄道駅多機能トイレ等整備促進事業、ホームドア等整備促進事業、高齢者向け優良賃貸住宅供給事業、不燃化推進特定整備事業及び防災生活道路整備・不燃化促進事業に要する経費、首都圏新都市鉄道(株)出資金並びに雨水流出抑制事業助成金として、知事が算定した額

D：当該年度の前年度における街路整備事業、雨水流出抑制貯留施設建設事業、自転車駐車場整備事業及び自動車駐車場整備事業に要する整備費として、知事が算定した額

第3 道路橋りょう費（道路面積）

1 種別補正

(1) 目的

道路幅員ごとに1㎡当たりの工事単価が異なるので、幅員種別ごとにその単価差を補正するものである。

(2) 算出方法

ア 補正係数算出表

幅員別種別	道路改良 A	ガードパイプ B	㎡当り単価 A+B	補正係数
8.5m以上 (平均14m)	26,000円/㎡×1/180(実施率)=144円	18,100円/m ×1m/14㎡(道路1㎡当たりガードパイプの設置延長) ×2 (両側) ×0.2(設置率)×1/65(実施率) =8円	152円 a	a/c 1.345
6.5m以上 8.5m未満 (平均7.5m)	21,100円/㎡×1/180 =117円	18,100円/m ×1m/7.5㎡×2 (両側) ×0.2×1/65=15円	132円 b	b/c 1.168
4.5m以上 6.5m未満 (平均5.5m)	18,500円/㎡×1/180 =103円	18,100円/m ×1m/5.5㎡×1 (片側) ×0.2×1/65=10円	113円 c	c/c 1.000
4.5m未満 (平均3.5m)	17,200円/㎡×1/180 =96円		96円 d	d/c 0.850
橋りょうの 種別	鋼橋	445,100円/㎡×1/50= 8,902円	8,902円 e	e/c 78.779
	木橋・石橋 コンクリート橋	244,700円/㎡×1/50= 4,894円	4,894円 f	f/c 43.310

(注) 1橋当たりの基準面積は、鋼橋250㎡、その他の橋りょう50㎡である。

2 密度補正

(1) 目的

交通事故発生件数、人口集中地区人口及び改良済道路延長の多少による経費の差を補正するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{(B \times 11,306 \text{円} + C \times 25 \text{円} + D \times 22 \text{円}) - A \times 20 \text{円}}{A \times 144 \text{円(単位費用)}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の種別補正後の道路面積）

B：当該年度の初日に属する年の前年及び前々年に発生した交通事故件数の合計

C：平成27年国勢調査による人口集中地区人口

D：当該年度の前年度の4月1日現在における当該区が管理する改良済道路延長の数値

(注) 20円：単位費用のうち交通安全施設整備分

3 態容補正（Ⅰ）

(1) 目的

道路、橋りょうの新設及び拡幅並びに電線類の地中化並びに都市景観創出向上事業に要する経費を加算するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{B}{A \times 144 \text{円(単位費用)}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の種別補正後の道路面積）

B：道路、橋りょうの新設及び拡幅並びに電線類の地中化並びに都市景観創出向上事業に要する経費として、知事が算定した額

(参考)

措置基準 …… 特別区都市計画交付金の対象とならない道路事業（原則として片側幅員 2 m 未満の道路を除く。）について、前年度の実績の 4 分の 3 を措置する。
なお、令和 3 年度までは、特別区都市計画交付金の対象とする。

4 態容補正（Ⅱ）

(1) 目的

排水場に係る排水ポンプ等の更新及び排水場の撤去に要する経費を加算するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{B}{A \times 144 \text{円(単位費用)}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の種別補正後の道路面積）

B：排水場に排水ポンプ等の更新及び排水場の撤去に要する経費として知事が算定した額

(参考)

措置基準 …… 一の更新事業及び撤去事業で、排水場の維持管理費（経常的経費の態容補正）の工事請負費の年額を超える場合に措置する。

5 態容補正（Ⅲ）

(1) 目的

都市計画交付金により算定された道路事業の更新及び改修に要する経費を減算するものである。

(2) 算出方法

$$1 - \frac{B}{A \times 144 \text{円(単位費用)}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の種別補正後の道路面積）

B：当該年度の前年度における道路事業の更新・改修経費（都市計画交付金対象経費）として知事が算定した額

第4 公園費（人口）

1 態容補正（I）

(1) 目的

ア 用地費に係る単価に差があるので、その差を補正するものである。

イ 地域間の公園保有状況の格差を是正するため、1人当たり公園面積を指標として必要投資額を補正するものである。

(2) 算出方法

$$\left[1 + (A-1) \times \frac{\text{用地費} + \text{元利償還金}}{\text{標準区公園費}} \right] \times B$$

$$= \left[1 + (A-1) \times \frac{44,190,000\text{円} + 133,828,975\text{円}}{521,383,295\text{円}} \right] \times B$$

$$= \left[1 + (A-1) \times 0.341 \right] \times B = (A \times 0.341 + 0.659) \times B$$

(A×0.341に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

算式の符号

A：地価係数

B：次の表に定める1人当たりの公園面積〔当該年度の前年度4月1日現在における東京都公園調書に記載された当該特別区内の区立公園、区立児童遊園、都立公園(海上公園を除く。)、国民公園その他都市公園に準じる公園の総面積（1㎡未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を同日現在における住民基本台帳人口で除して得た面積(0.1㎡未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)をいう。〕に対応する率

一人当たり公園面積	率
1.5㎡以下	1.286
1.6㎡以上 1.7㎡以下	1.212
1.8㎡以上 1.9㎡以下	1.129
2.0㎡以上 2.1㎡以下	1.059
2.2㎡以上 4.4㎡以下	1.000
4.5㎡以上	0.561

2 態容補正（II）

(1) 目的

都市計画交付金により算定された公園事業の改修に要する経費を減算するものである。

(2) 算出方法

$$1 - \frac{B}{A \times 1,490\text{円(単位費用)}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の人口）

B：当該年度の前年度における公園事業の改修経費（都市計画交付金対象経費）として知事が算定した額

第7項 教育費

第1 小学校費（学校数）

1 密度補正

(1) 目的

学級数の多少により小学校費の割増又は割減の補正をするものである。

(2) 算出方法

$$\frac{\frac{B}{A}}{\frac{\text{標準区学級数}}{\text{標準区学校数}}} = \frac{\frac{B}{A}}{\frac{612\text{学級}}{34\text{校}}} = \frac{B}{A} \div 18$$

($\frac{B}{A}$ に小数点以下5位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の小学校及び義務教育学校（休校を除く。以下小学校費において同じ。）の学校数）

B：当該年度の5月1日現在における学校基本調査の結果による区立小学校及び義務教育学校（前期課程）の学級数（特別支援学校及び養護学園の学級の数を除く。なお、東京都教育委員会の認証を受けて設置された特別支援教室を有する小学校については、1校につき1学級を加える。)

2 態容補正（I）

(1) 目的

義務教育施設（校舎）の建築につき当該区の支持層の深さの差による特別基礎工事費の単価差を補正する。

低地係数（II）の説明と同じ。

(2) 算出方法

$$1 + (A - 1) \times \frac{\text{校舎(雨水設備含)建設経費}}{\text{標準区小学校費(学校数)}} = 1 + (A - 1) \times \frac{312,265,500\text{円}}{2,028,836,400\text{円}}$$

$$= A \times 0.1539 + 0.8461$$

($A \times 0.1539$ に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

算式の符号

A：低地係数（II）

区分	区名	率
低地地区	墨田区・江東区・荒川区・足立区・葛飾区・江戸川区	1.100
準低地地区	千代田区・中央区・台東区・大田区・北区・板橋区	1.033
山手地区	その他の特別区	1.000

3 態容補正（Ⅱ）

(1) 目的

義務教育施設（校舎・屋内運動場・学校プール）の新築・増築等に要する経費を加算するものである。

(2) 算出方法

$$\begin{aligned} & (B \times C \times 245,400 + D \times 44,832,000 + E \times 155,300,000 - E \times 85,236,800 \times \frac{1}{2} \\ & + F \times 17,100 + G \times 28,300 + H \times 1,012,000 - I \times 205,400 \times \frac{1}{2} \\ & - I \times 205,400 \times \frac{1}{2} \times \frac{75}{100} + J \times 339,349,500 - J \times 275,440,500 \times \frac{1}{2} - K \\ & + L \times 73,150,000 - L \times 46,000,000 \times \frac{1}{3} + M \times 9,125,000 + N) \\ & \times \frac{1}{A \times 59,671,659\text{円}} + 1 \end{aligned}$$

算式の符号

- A：測定単位の数値（当該区の小学校及び義務教育学校の学校数）
- B：知事が算定した小学校及び義務教育学校（前期課程）校舎の新增築面積
- C：低地係数（Ⅱ）
- D：知事が算定した小学校及び義務教育学校の新設校数
- E：知事が算定した給食室の建設を要する学校数
- F：知事が算定した鉄筋校舎の取壊し面積
- G：知事が算定した工事用仮設校舎面積
- H：知事が算定した防火戸設置数
- I：Bに係る国庫支出金対象面積
- J：知事が算定した屋内運動場の新設棟数
- K：屋内運動場の建設に係る教育施設等騒音防止対策事業費補助金の額
- L：知事が算定した学校プールの新設基数
- M：Lのうち校舎内蔵の学校プールの新設基数
- N：知事が算定した元利償還金相当額

4 態容補正（Ⅲ）

(1) 目的

特別支援学校及び養護学園の改修・改築経費を加算するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{B \times \text{特別支援学校及び養護学園 1 施設当たり経費}}{A \times \text{単位費用}} = 1 + \frac{B \times 28,662,600\text{円}}{A \times 59,671,659\text{円}}$$

算式の符号

- A：測定単位の数値（当該区の小学校及び義務教育学校の学校数）
- B：当該年度の5月1日現在における学校基本調査の結果による区立特別支援学校（休校を除く。以下同じ。）及び当該年度の4月1日現在における区立養護学園の数

(3) 算出内訳

特別支援学校及び養護学園

区分	節名	金額	
基 準 的 経 費	義務教育施設 大規模改修	(改修事業)	
		校舎	7,118,000円
		給食室	1,447,000
		屋内運動場	1,465,000
		プール	503,000
		校庭	1,619,000
		フェンス	598,000
		改築	(校舎)
		建設費	9,398,300
		取壊し経費	654,900
		仮設校舎建設費	1,083,800
		給食室設置経費	3,082,600
		(屋内運動場)	
		建設費	3,992,700
		取壊し経費	217,300
		(プール)	
		建設費	1,951,000
		取壊し経費	146,000
		合計	33,276,600
特 定 財 源	国庫支出金	校舎建設費	2,622,000
		給食室設置経費	504,000
		屋内運動場建設費	1,080,000
		プール建設費	408,000
		合計	4,614,000
差引一般財源			28,662,600
特別支援学校及び養護学園 1施設当たり経費			28,662,600

5 態容補正(IV)

(1) 目的

特別支援学校施設(校舎・屋内運動場・学校プール)等の新築・増築等に要する経費を加算するものである。

(2) 算出方法

$$\begin{aligned}
 & (B \times C \times 245,400 + D \times 44,832,000 + E \times 144,884,000 - E \times 71,075,200 \times \frac{1}{2} \\
 & + F \times 42,791,000 + G \times 1,012,000 - H \times 205,400 \times \frac{1}{2} - H \times 205,400 \times \frac{1}{2} \times \frac{75}{100} \\
 & + I \times 175,679,700 - I \times 142,594,300 \times \frac{1}{2} - J + K \times 268,000 \\
 & - L \times 205,400 \times \frac{1}{2} - L \times 205,400 \times \frac{1}{2} \times \frac{75}{100} + M \times 58,520,000 \\
 & - M \times 36,800,000 \times \frac{1}{3} + N \times 7,300,000 + O) \times \frac{1}{A \times 59,671,659円} + 1
 \end{aligned}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の小学校及び義務教育学校の学校数）

B：知事が算定した特別支援学校校舎の新增築面積

C：次の表に定める特別支援学校校舎の建設地域ごとの率

特別支援学校校舎の建設地域	率
墨田区・江東区・荒川区・足立区・葛飾区・江戸川区	1.100
千代田区・中央区・台東区・大田区・北区・板橋区	1.033
その他の特別区・特別区以外の地域	1.000

D：知事が算定した特別支援学校の新設校数

E：知事が算定した給食室の建設を要する学校数

F：知事が算定した活性汚泥槽の設置を要する学校数

G：知事が算定した防火戸設置数

H：Bに係る国庫支出金対象面積

I：知事が算定した屋内運動場の新設棟数

J：屋内運動場の建設に係る教育施設等騒音防止対策事業費補助金の額

K：知事が算定した寄宿舎の建設面積

L：Kに係る国庫支出金対象面積

M：知事が算定した学校プールの新設基数

N：Mのうち校舎内蔵の学校プールの新設基数

O：知事が算定した元利償還金相当額

第2 中学校費（学校数）

1 密度補正

(1) 目的

学級数の多少により中学校費の割増又は割減の補正をするものである。

(2) 算出方法

$$\frac{\frac{B}{A}}{\frac{B}{A}} = \frac{B}{A} \div 15$$

標準区学級数 270学級

標準区学校数 18校

$\frac{B}{A}$
($\frac{B}{A}$ に小数点以下5位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の中学校、義務教育学校及び中等教育学校（休校を除く。以下中学校費において同じ。）の学校数）

B：当該年度の5月1日現在における学校基本調査の結果による区立中学校、義務教育学校（後期課程）及び中等教育学校（前期課程）の学級数（特別支援学校及び養護学園の学級の数を除く。なお、東京都教育委員会の認証を受けて設置された特別支援教室を有する中学校については、1校につき1学級を加える。)

2 態容補正（Ⅰ）

(1) 目的

義務教育施設（校舎）の建築につき当該区の支持層の深さの差による特別基礎工事費の単価差を補正する。
 低地係数（Ⅱ）の説明と同じ。

(2) 算出方法

$$1 + (A - 1) \times \frac{\text{校舎(雨水設備含)建設経費}}{\text{標準区中学校費(学校数)}} = 1 + (A - 1) \times \frac{175,370,300\text{円}}{1,183,371,200\text{円}}$$

$$= A \times 0.1482 + 0.8518$$

（A × 0.1482 に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式の符号

A：低地係数（Ⅱ）

区分	区名	率
低地地区	墨田区・江東区・荒川区・足立区・葛飾区・江戸川区	1.100
準低地地区	千代田区・中央区・台東区・大田区・北区・板橋区	1.033
山手地区	その他の特別区	1.000

3 態容補正（Ⅱ）

(1) 目的

義務教育施設（校舎・屋内運動場・学校プール）の新築・増築等に要する経費を加算するものである。

(2) 算出方法

$$\left(B \times C \times 245,400 + D \times 57,327,000 + E \times 144,884,000 - E \times 71,075,200 \times \frac{1}{2} \right. \\
+ F \times 17,100 + G \times 28,300 + H \times 1,012,000 - I \times 205,400 \times \frac{1}{2} \\
- I \times 205,400 \times \frac{1}{2} \times \frac{75}{100} + J \times 317,843,400 - J \times 257,984,600 \times \frac{1}{2} - K \\
+ L \times 87,780,000 - L \times 55,200,000 \times \frac{1}{3} + M \times 10,950,000 + N \left. \right) \\
\times \frac{1}{A \times 65,742,844\text{円}} + 1$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の中学校、義務教育学校及び中等教育学校の学校数）

B：知事が算定した中学校、義務教育学校（後期課程）及び中等教育学校（前期課程）校舎の新増築面積

C：低地係数（Ⅱ）

D：知事が算定した中学校、義務教育学校及び中等教育学校の新設校数

E：知事が算定した給食室の建設を要する学校数

F：知事が算定した鉄筋校舎の取壊し面積

G：知事が算定した工事用仮設校舎面積

H：知事が算定した防火戸設置数

I：Bに係る国庫支出金対象面積

J：知事が算定した屋内運動場の新設棟数

K：屋内運動場の建設に係る教育施設等騒音防止対策事業費補助金の額

L：知事が算定した学校プールの新設基数

M：Lのうち校舎内蔵の学校プールの新設基数

N：知事が算定した元利償還金相当額

4 態容補正（Ⅲ）

(1) 目的

武道場の新築・改築・大規模改修に要する経費を加算するものである。

(2) 算出方法

$$\left(B \times 279,300 - B \times 134,400 \times \frac{1}{3} + C \times 117,800,000 \times \frac{1}{44} - C \times 53,760,000 \times \frac{1}{3} \times \frac{1}{44} + C \times 800,000 \right) \times \frac{1}{A \times 65,742,844\text{円}} + 1$$

算式の符号

A：測定単位の数値(当該区の中学校、義務教育学校及び中等教育学校の学校数)

B：知事が算定した中学校、義務教育学校（後期課程）及び中等教育学校（前期課程）の武道場の新築面積

C：知事が算定した中学校、義務教育学校（後期課程）及び中等教育学校（前期課程）の武道場の設置校数

第3 その他の教育費（園児数、人口）

「園児数」を測定単位とするもの

1 態容補正

(1) 目的

建物の建築につき当該区の支持層の深さの差による特別基礎工事費の単価差を補正する。低地係数（I）の説明と同じ。

(2) 算出方法

$$1 + (A - 1) \times \frac{\text{改築工事費}}{\text{標準区その他の教育費(園児数)}} \\ = 1 + (A - 1) \times \frac{61,625,500\text{円}}{142,100,500\text{円}} \\ = A \times 0.434 + 0.566$$

(A × 0.434 に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

算式の符号

A：低地係数（I）

「人口」を測定単位とするもの

1 態容補正（I）

(1) 目的

建物の建築につき当該区の支持層の深さの差による特別基礎工事費の単価差を補正する（低地係数（I）の説明と同じ）とともに、昼間人口による需要増加に対処するために経費の一部について割増の補正をするものである。なお、昼間人口比率の多少により影響を受ける経費は、改築経費及び大規模改修経費のうち図書館（地区館）にかかる経費（全て比例費）とする。

(2) 算出方法

$$\begin{aligned}
 & \left(\frac{\text{大規模改修を除く工事費のうち比例費中、昼間人口比率の影響を受けない経費}}{\text{標準区人口}} \times \frac{A}{\text{標準区人口}} + \frac{\text{大規模改修を除く工事費のうち固定費}}{\text{標準区人口}} \right) \times (B-1) \\
 & + \frac{\text{その他の教育費(人口)のうち比例費} \times \frac{A}{\text{標準区人口}} + \text{その他の教育費(人口)のうち固定費}}{\text{標準区人口}} \\
 & + \frac{\text{大規模改修を除く工事費のうち比例費中、昼間人口比率の影響を受ける経費} \times \frac{A}{\text{標準区人口}} \times (B \times C - 1)}{\text{標準区人口}} + \frac{\text{大規模改修経費のうち比例費中、昼間人口比率の影響を受ける経費} \times \frac{A}{\text{標準区人口}} \times (C - 1)}{\text{標準区人口}} \\
 & + \frac{\text{その他の教育費(人口)のうち比例費} \times \frac{A}{\text{標準区人口}} + \text{その他の教育費(人口)のうち固定費}}{\text{標準区人口}} + \frac{\text{その他の教育費(人口)のうち比例費} \times \frac{A}{\text{標準区人口}} + \text{その他の教育費(人口)のうち固定費}}{\text{標準区人口}} \\
 & = 1 + \frac{\left(114,018,740円 \times \frac{A}{350,000人} + 84,540,500円 \right) \times (B-1)}{353,433,840円 \times \frac{A}{350,000人} + 206,167,700円} \\
 & + \frac{42,216,000円 \times \frac{A}{350,000人} \times (B \times C - 1)}{353,433,840円 \times \frac{A}{350,000人} + 206,167,700円} + \frac{44,400,000円 \times \frac{A}{350,000人} \times (C - 1)}{353,433,840円 \times \frac{A}{350,000人} + 206,167,700円} \\
 & = 1 + \frac{(326 \times A + 84,540,500) \times (B-1)}{1,010 \times A + 206,167,700} + \frac{121 \times A \times (B \times C - 1)}{1,010 \times A + 206,167,700} \\
 & + \frac{127 \times A \times (C - 1)}{1,010 \times A + 206,167,700} \\
 & = 1 + \frac{B \times (326 \times A + 84,540,500) - (326 \times A + 84,540,500) + 121 \times A \times B \times C - 121 \times A}{1,010 \times A + 206,167,700} \\
 & + \frac{127 \times A \times C - 127 \times A}{1,010 \times A + 206,167,700}
 \end{aligned}$$

(B × (326 × A + 84,540,500) 、 121 × A × B × C 及び 127 × A × C に小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

算式の符号

A : 測定単位の数値(当該区の人口)

B : 低地係数 (I)

C : 昼間人口比率に対応する次の表の率

昼間人口比率	率	昼間人口比率	率
1.25未満	1.000	6.00以上 10.00未満	3.000
1.25以上 1.75未満	1.500	10.00以上 15.00未満	3.500
1.75以上 3.00未満	2.000	15.00以上	4.000
3.00以上 6.00未満	2.500		

(注) 昼間人口比率 : 「議会総務費」(人口)の態容補正(I)(経常)の説明欄参照

2 態容補正 (Ⅱ)

(1) 目的

区立認定こども園 (1号認定分) の改築・大規模改修に要する経費を加算するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{\left[1 + (B - 1) \times \frac{1 \text{ 施設当たり改築工事費}}{1 \text{ 施設当たり経費}} \right] \times C \times 1 \text{ 人当たり経費}}{A \times \text{単位費用}}$$

$$= 1 + \frac{\left[1 + (B - 1) \times \frac{5,106,436 \text{円}}{11,773,836 \text{円}} \right] \times C \times 141,853 \text{円}}{A \times 1,599 \text{円}}$$

$$= 1 + \frac{(B \times 0.434 + 0.566) \times C \times 141,853}{A \times 1,599}$$

(B × 0.434 に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

算式の符号

A : 測定単位の数値(当該区の人口)

B : 低地係数 (I)

C : 当該年度の4月1日現在における区立認定こども園に在籍する1号認定を受けた者の数

(3) 算出内訳

区立認定こども園 (1・2号認定分)

区 分		金 額
基準的経費	大規模改修	6,667,400 円
	改築	6,339,436
	合 計	13,006,836
特定財源	国庫支出金 園舎建設費	1,233,000
	合 計	1,233,000
差引一般財源 1施設当たり経費		11,773,836
対象者数 (1・2号認定)		83 人
1人当たり経費		141,853 円

第 4 部

資 料 編

令和3年度 都区財政調整方針

令和3年2月2日

都区協議会

令和3年度の都区財政調整については、下記により行うものとする。

記

第一 基準財政収入額

- 1 基準財政収入額は、各特別区の財政力を合理的に測定する趣旨を踏まえながら、過去の実績に基づく標準算定を行う。
- 2 算定に当たっては、社会経済及び税制改正の動向、国税の状況等を考慮しつつ、標準徴収率により算定する。

第二 基準財政需要額

- 1 基準財政需要額は、特別区がひとしくその行うべき事務を遂行することができるよう、合理的かつ適正な方法により標準算定を行う。
- 2 特別区における行財政の実態を踏まえ、算定方法を見直すとともに、各測定単位における数値の増減、国・都の方針による増減等を見込むものとする。

第三 今後の措置

- 1 本方針に基づき、都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を改正する条例案及び予算案を令和3年第一回東京都議会定例会に付議するものとする。
- 2 区別の算定は、令和3年度測定単位の数値の確認を待って行う。

令和3年度 都区財政調整 (フレーム対比)

(単位: 百万円、%)

区 分		令和3年度 当初見込ア	令和2年度 当初見込イ	差引増△減 ウ = ア - イ	増減率 エ = ウ / イ	備考	
交付金の 総額	固定資産税	1,311,431	1,302,336	9,095	0.7		
	市町村民税法人分	390,719	494,438	△ 103,719	△ 21.0		
	特別土地保有税	10	10	0	0.0		
	法人事業税交付対象額	59,672	43,852	15,820	36.1		
	固定資産税減収補填特別交付金	11,654	—	11,654	皆増		
	計	1,773,485	1,840,636	△ 67,151	△ 3.6		
	条例で定める割合	55.1%	55.1%				
	当年度分	977,190	1,014,190	△ 37,000	△ 3.6		
	精算分	1,527	△ 1,414	2,941	—		
	計 A	978,717	1,012,776	△ 34,059	△ 3.4		
内訳	普通交付金分 A × 95%	929,782	962,137	△ 32,355	△ 3.4		
	特別交付金分 A × 5%	48,936	50,639	△ 1,703	△ 3.4		
基準財政収入額 B		1,212,783	1,229,192	△ 16,409	△ 1.3		
特別 区 税	特別区民税	871,418	891,830	△ 20,412	△ 2.3		
	軽自動車税	環境性能割	203	148	55	37.2	
		種別割	3,387	3,332	55	1.7	
	特別区たばこ税	62,571	63,145	△ 574	△ 0.9		
	鉱産税	0	0	0			
	小計	937,579	958,456	△ 20,877	△ 2.2		
	利子割交付金	2,559	2,672	△ 113	△ 4.2		
	配当割交付金	12,985	13,757	△ 772	△ 5.6		
	株式等譲渡所得割交付金	14,113	7,616	6,497	85.3		
	地方消費税交付金	208,538	211,995	△ 3,457	△ 1.6		
	ゴルフ場利用税交付金	25	28	△ 3	△ 10.7		
	環境性能割交付金	2,666	3,005	△ 339	△ 11.3		
	地方特例交付金	6,096	5,768	328	5.7		
	計	1,184,562	1,203,296	△ 18,734	△ 1.6		
	地方揮発油譲与税	3,466	3,606	△ 140	△ 3.9		
	自動車重量譲与税	9,745	9,862	△ 117	△ 1.2		
	航空機燃料譲与税	1,154	999	155	15.5		
	森林環境譲与税	771	771	0	0.0		
	交通安全対策特別交付金	909	922	△ 13	△ 1.4		
合計	1,200,607	1,219,454	△ 18,847	△ 1.5			
特別区民税特例加減算額	△ 6,951	△ 8,894	1,943	—			
地方消費税交付金特例加算額	19,128	18,631	497	2.7			
基準財政需要額 C		2,142,565	2,191,329	△ 48,764	△ 2.2		
経常的経費		1,942,555	1,890,876	51,679	2.7		
投資的経費		200,010	300,453	△ 100,443	△ 33.4		
差引 C - B		929,782	962,137	△ 32,355	△ 3.4		
交付額	普通交付金	929,782	962,137	△ 32,355	△ 3.4		
	特別交付金	48,936	50,639	△ 1,703	△ 3.4		
	計	978,717	1,012,776	△ 34,059	△ 3.4		

* 端数処理の結果、縦横計が合わない場合がある。

令和3年3月発行

登録番号 (2) 131

令和3年度 都区財政調整

編集・発行 東京都総務局行政部区政課
東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
電話 03-5388-2422(ダイヤルイン)

印刷所 明誠企画株式会社
東京都武蔵村山市榎 2-25-5
電話 042-567-6233



リサイクル適性(B)

この印刷物は、板紙へ
リサイクルできます。

